

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
 (注) 下線を付した部分が改正部分である。

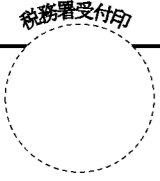
改 正 後	改 正 前																																																																																																																																										
<p>(1 法人設立届出書)</p> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>※整理番号</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width:20%; vertical-align: top;"> 令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。 </td> <td style="width:20%;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="width:20%;">〒</td> <td style="width:40%;">電話() -</td> </tr> <tr> <td>納税地</td> <td>〒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 法人名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 代表者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者住所</td> <td>〒</td> <td>電話() -</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>事業年度</td> <td>(自) 月 日 (至) 月 日</td> </tr> <tr> <td>設立時の資本金又は出資金の額</td> <td>円</td> <td>消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの) </td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 支店・出張所・工場等 </td> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設立の形態</td> <td colspan="3"> 1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他() </td> </tr> <tr> <td>設立の形態が 2～4 である場合の適格区分</td> <td>適格・その他</td> <td colspan="2" rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 添付書類 1 定款等の写し 2 その他 () </td> </tr> <tr> <td>事業開始(見込み)年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>関与税理士</td> <td>氏名</td> <td>事務所所在地</td> <td>電話() -</td> </tr> <tr> <td>税理士署名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>※税務署処理欄</td> <td>部門</td> <td>決算期</td> <td>業種番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>番号</td> <td>入力</td> <td>名簿</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信日付印</td> <td>年月日</td> <td>確認</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>	令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	納税地	〒		(フリガナ) 法人名			法人番号			(フリガナ) 代表者氏名			代表者住所	〒	電話() -	設立年月日	令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日	設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	令和 年 月 日	事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地							設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()			設立の形態が 2～4 である場合の適格区分	適格・その他	添付書類 1 定款等の写し 2 その他 ()		事業開始(見込み)年月日	令和 年 月 日	「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無	関与税理士	氏名	事務所所在地	電話() -	税理士署名				※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号		番号	入力	名簿		通信日付印	年月日	確認	<p>(1 法人設立届出書)</p> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>※整理番号</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width:20%; vertical-align: top;"> 令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。 </td> <td style="width:20%;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="width:20%;">〒</td> <td style="width:40%;">電話() -</td> </tr> <tr> <td>納税地</td> <td>〒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 法人名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 代表者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者住所</td> <td>〒</td> <td>電話() -</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>事業年度</td> <td>(自) 月 日 (至) 月 日</td> </tr> <tr> <td>設立時の資本金又は出資金の額</td> <td>円</td> <td>消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの) </td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 支店・出張所・工場等 </td> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設立の形態</td> <td colspan="3"> 1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他() </td> </tr> <tr> <td>設立の形態が 2～4 である場合の適格区分</td> <td>適格・その他</td> <td colspan="2" rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 添付書類 1 定款等の写し 2 その他 () </td> </tr> <tr> <td>事業開始(見込み)年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>関与税理士</td> <td>氏名</td> <td>事務所所在地</td> <td>電話() -</td> </tr> <tr> <td>税理士署名押印</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>※税務署処理欄</td> <td>部門</td> <td>決算期</td> <td>業種番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>番号</td> <td>入力</td> <td>名簿</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信日付印</td> <td>年月日</td> <td>確認</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>	令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	納税地	〒		(フリガナ) 法人名			法人番号			(フリガナ) 代表者氏名			代表者住所	〒	電話() -	設立年月日	令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日	設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	令和 年 月 日	事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地							設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()			設立の形態が 2～4 である場合の適格区分	適格・その他	添付書類 1 定款等の写し 2 その他 ()		事業開始(見込み)年月日	令和 年 月 日	「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無	関与税理士	氏名	事務所所在地	電話() -	税理士署名押印				※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号		番号	入力	名簿		通信日付印	年月日	確認
令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																							
		納税地	〒																																																																																																																																								
		(フリガナ) 法人名																																																																																																																																									
		法人番号																																																																																																																																									
		(フリガナ) 代表者氏名																																																																																																																																									
	代表者住所	〒	電話() -																																																																																																																																								
設立年月日	令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日																																																																																																																																								
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	令和 年 月 日																																																																																																																																								
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地																																																																																																																																								
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()																																																																																																																																										
設立の形態が 2～4 である場合の適格区分	適格・その他	添付書類 1 定款等の写し 2 その他 ()																																																																																																																																									
事業開始(見込み)年月日	令和 年 月 日																																																																																																																																										
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無																																																																																																																																										
関与税理士	氏名			事務所所在地	電話() -																																																																																																																																						
税理士署名																																																																																																																																											
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号																																																																																																																																								
	番号	入力	名簿																																																																																																																																								
	通信日付印	年月日	確認																																																																																																																																								
令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																								
	納税地	〒																																																																																																																																									
	(フリガナ) 法人名																																																																																																																																										
	法人番号																																																																																																																																										
	(フリガナ) 代表者氏名																																																																																																																																										
	代表者住所	〒	電話() -																																																																																																																																								
設立年月日	令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日																																																																																																																																								
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	令和 年 月 日																																																																																																																																								
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地																																																																																																																																								
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()																																																																																																																																										
設立の形態が 2～4 である場合の適格区分	適格・その他	添付書類 1 定款等の写し 2 その他 ()																																																																																																																																									
事業開始(見込み)年月日	令和 年 月 日																																																																																																																																										
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無																																																																																																																																										
関与税理士	氏名			事務所所在地	電話() -																																																																																																																																						
税理士署名押印																																																																																																																																											
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号																																																																																																																																								
	番号	入力	名簿																																																																																																																																								
	通信日付印	年月日	確認																																																																																																																																								
03.06 改正	02.06 改正																																																																																																																																										

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 法人設立届出書)</p> <p style="text-align: center;">法人設立届出書の記載要領等</p> <p>内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類 この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写しを添付して1通提出してください。 なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。</p> <p>(4) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。</p> <p>(5) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。</p> <p>(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。</p> <p>(7) 「設立時の資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。</p> <p>(8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（第10 - (2)号様式）」を提出する必要はありません。 (注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。</p> <p>(9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。</p> <p>(10) 「設立の形態」欄は、該当する形態の番号を○で囲んでください。 新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。 なお、「設立の形態」が1である場合には、括弧内に個人企業の時に確定申告書を提出していた税務署名及び整理番号を記載してください。 (注) 「設立の形態」が2から4までである場合には、確定申告の際、組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し及び「組織再編成に係る主要な事項の明細書」を添付しなければならないことになっております。</p> <p>(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4までである場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同条第12号の11（適格分割）又は同条第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。</p> <p>(13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>(14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。</p> <p>(15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(16) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(17) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(1) 法人設立届出書)</p> <p style="text-align: center;">法人設立届出書の記載要領等</p> <p>内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類 この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写しを添付して1通提出してください。 なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。</p> <p>(4) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。</p> <p>(5) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。</p> <p>(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。</p> <p>(7) 「設立時の資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。</p> <p>(8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（第10 - (2)号様式）」を提出する必要はありません。 (注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。</p> <p>(9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。</p> <p>(10) 「設立の形態」欄は、該当する形態の番号を○で囲んでください。 新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。 なお、「設立の形態」が1である場合には、括弧内に個人企業の時に確定申告書を提出していた税務署名及び整理番号を記載してください。 (注) 「設立の形態」が2から4までである場合には、確定申告の際、組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し及び「組織再編成に係る主要な事項の明細書」を添付しなければならないことになっております。</p> <p>(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4までである場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同条第12号の11（適格分割）又は同条第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。</p> <p>(13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>(14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。</p> <p>(15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(16) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(17) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2 外国普通法人となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>恒久的施設を有する外国普通法人となった場合又は恒久的施設を有しない外国普通法人が人的役務の提供事業を国内において開始した場合若しくは国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる所得若しくは不動産等の貸付けによる対価等の国内源泉所得を有することとなった場合には、その外国普通法人は恒久的施設を有することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていきますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類 この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの和訳文を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、次により記載してください。 イ 恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地 ハ イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所</p> <p>(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (3) 「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。 (4) 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 (5) 「責任者氏名」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。 (6) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。 なお、事業年度中途において事業を開始した場合等、初年度と次年度で事業年度の開始時期が異なる場合は、初年度と次年度についてそれぞれ記載してください。 (7) 「事業を開始した日又はその開始予定日」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業を開始した日又は開始予定日を記載してください。 (8) 「事業の目的及び種類」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業の目的及び種類を具体的に記載してください。 (9) 「資産を有することとなった日」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産を有することとなった日を記載してください。 (10) 「資産の種類及び所在地」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地を記載してください。 (11) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含まれます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (12) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。 (13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「責任者氏名」及び「責任者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(2 外国普通法人となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>恒久的施設を有する外国普通法人となった場合又は恒久的施設を有しない外国普通法人が人的役務の提供事業を国内において開始した場合若しくは国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる所得若しくは不動産等の貸付けによる対価等の国内源泉所得を有することとなった場合には、その外国普通法人は恒久的施設を有することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていきますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類 この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの和訳文を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、次により記載してください。 イ 恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地 ハ イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所</p> <p>(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (3) 「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。 (4) 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 (5) 「責任者氏名」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。 (6) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。 なお、事業年度中途において事業を開始した場合等、初年度と次年度で事業年度の開始時期が異なる場合は、初年度と次年度についてそれぞれ記載してください。 (7) 「事業を開始した日又はその開始予定日」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業を開始した日又は開始予定日を記載してください。 (8) 「事業の目的及び種類」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業の目的及び種類を具体的に記載してください。 (9) 「資産を有することとなった日」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産を有することとなった日を記載してください。 (10) 「資産の種類及び所在地」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地を記載してください。 (11) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含まれます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (12) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。 (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「責任者氏名」及び「責任者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改正後

(3 収益事業開始届出)

 収益事業開始届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	名称		
	法人番号 (フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒	電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	令和 年 月 日	事業年度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日
---------	----------	------	-------------	-------------

事業の目的		収益事業の種類	
-------	--	---------	--

関与税理士	氏名		添付書類	1 収益事業についての貸借対照表 2 定款等の写し 3 その他 ()
	事務所所在地	電話() -		

(備考)
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無


税理士署名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年月日	確認
-------------	----	---------	----------	----	----------	-----------	-----	----

(規格 A 4)

改正前

(3 収益事業開始届出)

 収益事業開始届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	名称		
	法人番号 (フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒	電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	令和 年 月 日	事業年度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日
---------	----------	------	-------------	-------------

事業の目的		収益事業の種類	
-------	--	---------	--

関与税理士	氏名		添付書類	1 収益事業についての貸借対照表 2 定款等の写し 3 その他 ()
	事務所所在地	電話() -		

(備考)
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----------	-----------	-----	---------

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(3 収益事業開始届出書)</p> <p style="text-align: center;">収益事業開始届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合 (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの(以下「特定国内源泉所得」といいます。)を有することとなった場合(特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除きます。)</p> <p>2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類</p> <p>この届出書は、次の法人区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して1通(外国法人(人格のない社団等に限ります。))の場合は2通)提出してください。</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 イ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表 ロ 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。) 特定国内源泉所得を有することとなった時における収益事業についての貸借対照表</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合 イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。 (i) 公益法人等にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。 (ii) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地(移動販売業等のように事業場が転々と移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々と移転するときは代表者又は管理人の住所とします。)を記載してください。 ロ 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 ハ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。 ニ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。 ホ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。 ヘ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。 ト 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合も含みます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 チ 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。 リ 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が特定国内源泉所得を有することとなった場合</p> <p>(1)「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。 イ 「納税地」欄は、次により記載します。 (i) その法人が恒久的施設を有する外国法人に該当するときは、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所、その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。 (ii) その法人が(i)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人に該当するときは、当該対価に係る資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。 (iii) その法人が(i)及び(ii)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。 ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。</p> <p>(3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(3 収益事業開始届出書)</p> <p style="text-align: center;">収益事業開始届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合 (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの(以下「特定国内源泉所得」といいます。)を有することとなった場合(特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除きます。)</p> <p>2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類</p> <p>この届出書は、次の法人区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して1通(外国法人(人格のない社団等に限ります。))の場合は2通)提出してください。</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 イ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表 ロ 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。) 特定国内源泉所得を有することとなった時における収益事業についての貸借対照表</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合 イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。 (i) 公益法人等にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。 (ii) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地(移動販売業等のように事業場が転々と移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々と移転するときは代表者又は管理人の住所とします。)を記載してください。 ロ 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 ハ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。 ニ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。 ホ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。 ヘ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。 ト 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合も含みます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 チ 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。 リ 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が特定国内源泉所得を有することとなった場合</p> <p>(1)「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。 イ 「納税地」欄は、次により記載します。 (i) その法人が恒久的施設を有する外国法人に該当するときは、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所、その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。 (ii) その法人が(i)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人に該当するときは、当該対価に係る資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。 (iii) その法人が(i)及び(ii)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。 ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。</p> <p>(3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等

公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）が普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の写し
- ② 貸借対照表

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。
- (4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- (7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。
- (8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。
- (10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。
- (13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- (14) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (15) 「※」欄は、記入しないでください。

改 正 前

(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等

公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）が普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の写し
- ② 貸借対照表

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。
- (4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- (7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。
- (8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。
- (10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。
- (13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- (14) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (15) 「※」欄は、記入しないでください。

改正後

(5 異動届出書)

異動届出書

(法人税 消費税)

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	提出法人	(フリガナ)	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	本店又は主たる事務所の所在地	電話 () -
	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	〒
		納税地	
		法人等の名称	
	法人番号		
	(フリガナ)	代表者氏名	
(フリガナ)	代表者住所	〒	

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)

所轄税務署	税務署	税務署
-------	-----	-----

納税地等を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
-------------	--

事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日
-------------	--------------------------------------

合併、分割の場合	合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他
----------	---

(その他参考となるべき事項)

税理士署名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(5 異動届出書)

異動届出書

(法人税 消費税)

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	提出法人	(フリガナ)	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	本店又は主たる事務所の所在地	電話 () -
	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	〒
		納税地	
		法人等の名称	
	法人番号		
	(フリガナ)	代表者氏名	
(フリガナ)	代表者住所	〒	

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)

所轄税務署	税務署	税務署
-------	-----	-----

納税地等を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
-------------	--

事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日
-------------	--------------------------------------

合併、分割の場合	合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他
----------	---

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含みます。）が事業年度等の変更、納税地等（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下同じ。）の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「法人税 消費税」には、届け出る税目のにレ印を付してください。

※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」のにレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。

2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	〇〇〇 △△△ □□	△△△ □□□ 〇〇	02・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
		(転出)法務局の本 店移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
吸収合併	被合併法人(株) (▲▲市□□町)	合併法人(株) 〇〇〇 (△△市××町)	(合併期日) 02・〇・〇
	→ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載		
	→ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載		
	→ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載		

(注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかのにレ印を付してください。

3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(3) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(4) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。

(5) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当するにレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無(名称等変更有)」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無(名称等変更有)」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(6) 「合併、分割の場合」欄には、該当するにレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分もにレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含みます。）が事業年度等の変更、納税地等（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下同じ。）の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「法人税 消費税」には、届け出る税目のにレ印を付してください。

※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」のにレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。

2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	〇〇〇 △△△ □□	△△△ □□□ 〇〇	02・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
		(転出)法務局の本 店移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
吸収合併	被合併法人(株) (▲▲市□□町)	合併法人(株) 〇〇〇 (△△市××町)	(合併期日) 02・〇・〇
	→ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載		
	→ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載		
	→ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載		

(注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかのにレ印を付してください。

3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(3) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(4) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。

(5) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当するにレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無(名称等変更有)」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無(名称等変更有)」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(6) 「合併、分割の場合」欄には、該当するにレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分もにレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 後

(6 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。</p>		※整理番号			
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所		〒	
		電話()		—	
		納税地		〒	
		(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)			
		(フリガナ) 法人課税信託の名称			
		法人番号			
(フリガナ) 代表者氏名					
代表者住所		〒			
電話()		—			
主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係		
		〒			
設立年月日	令和 年 月 日	信託期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)		支店・工場等		
	名称	所在地			
法人課税信託の受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()				
併合等期日	年 月 日	適格区分	適格・その他		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有・無			
関与税理士	氏名				
	事務所所在地	電話() —			
税理士署名					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号		
			番号		
			入力		
			名簿		
			通信日付印		
			年月日		
			確認		

(規格A4)

03.06改正

改 正 前

(6 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。</p>		※整理番号			
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所		〒	
		電話()		—	
		納税地		〒	
		(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)			
		(フリガナ) 法人課税信託の名称			
		法人番号			
(フリガナ) 代表者氏名					
代表者住所		〒			
電話()		—			
主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係		
		〒			
設立年月日	令和 年 月 日	信託期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)		支店・工場等		
	名称	所在地			
法人課税信託の受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()				
併合等期日	年 月 日	適格区分	適格・その他		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有・無			
関与税理士	氏名				
	事務所所在地	電話() —			
税理士署名押印					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号		
			番号		
			入力		
			名簿		
			通信日付印		
			年月日		
			確認印		

(規格A4)

02.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(6 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日） 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日） <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 提出部数及び添付書類等 この届出書は、信託行為の写しを添付して1通提出してください。 各欄の記載方法 <ol style="list-style-type: none"> 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。 なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。 <small>(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。</small> 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 「法人課税信託の受託者となった形態」欄は、該当する形態の番号を○で囲んでください。 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。 『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。 <small>(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</small> 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 「※」欄は、記載しないでください。 	<p>(6 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日） 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日） <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 提出部数及び添付書類等 この届出書は、信託行為の写しを添付して1通提出してください。 各欄の記載方法 <ol style="list-style-type: none"> 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。 なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。 <small>(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。</small> 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 「法人課税信託の受託者となった形態」欄は、該当する形態の番号を○で囲んでください。 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。 『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。 <small>(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</small> 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後2月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 (新主宰受託者)	就任の日以後2月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 (旧主宰受託者)	引継ぎをした日以後2月以内	終了の事実を証する書類
受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後2月以内	変更の事実を証する書類

記

1 提出部数

この届出書は、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- (2) 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
 なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。
- (3) 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- (4) 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
 なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- (5) 「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。
- (6) 「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
 ① 新しく就任した受託者
 ② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者
- (7) 「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
 ① 受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者
 ② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者
- (8) 「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。
- (9) 「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。
- (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (11) 「※」欄は、記入しないでください。

改 正 前

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後2月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 (新主宰受託者)	就任の日以後2月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 (旧主宰受託者)	引継ぎをした日以後2月以内	終了の事実を証する書類
受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後2月以内	変更の事実を証する書類

記

1 提出部数

この届出書は、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- (2) 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
 なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。
- (3) 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- (4) 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
 なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- (5) 「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。
- (6) 「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
 ① 新しく就任した受託者
 ② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者
- (7) 「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
 ① 受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者
 ② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者
- (8) 「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。
- (9) 「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記入しないでください。

改正後

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

税務署受付印

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

Header section of the form including date (令和 年 月 日), recipient (税務署長殿), and business details (住所, 氏名, 個人番号, 代表者氏名).

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

Period section: 開設・移転・廃止年月日 (令和 年 月 日) and 給与支払を開始する年月日 (令和 年 月 日).

Reasons for filing section: 届出の内容及び理由 (開設, 移転, 廃止) and 「給与支払事務所等について」欄の記載事項 (開設・異動前 vs 異動後).

Business details section: 給与支払事務所等について (開設・異動前 vs 異動後) including name, address, and employee counts.

税理士署名

Processing section: ※税務署処理欄 (部門, 決算期, 業種番号, 入力, 名簿等, 用紙交付, 通信日付印, 年月日, 確認).

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

税務署受付印

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

Header section of the form including date (令和 年 月 日), recipient (税務署長殿), and business details (住所, 氏名, 個人番号, 代表者氏名).

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

Period section: 開設・移転・廃止年月日 (令和 年 月 日) and 給与支払を開始する年月日 (令和 年 月 日).

Reasons for filing section: 届出の内容及び理由 (開設, 移転, 廃止) and 「給与支払事務所等について」欄の記載事項 (開設・異動前 vs 異動後).

Business details section: 給与支払事務所等について (開設・異動前 vs 異動後) including name, address, and employee counts.

税理士署名押印

Processing section: ※税務署処理欄 (部門, 決算期, 業種番号, 入力, 名簿等, 用紙交付, 通信日付印, 年月日, 確認).

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
 - (3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。
 - (4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。
そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。
また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

- (5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。
 - (6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 3 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
 - (3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。
 - (4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。
そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。
また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

- (5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。
 - (6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 3 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(10 公益法人等の損益計算書等の提出書)

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号		
		整 理 番 号		
		提 出 年 月 日	年	月 日
		通 信 日 付 印		確認

租税特別措置法第 68 条の 6 (公益法人等の損益計算書等の提出) の規定に基づき、

別添のとおり (損益計算書) (収支計算書) を提出します。

事 業 年 度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
---------	--------------------------

主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
------------	-------------------

(フリガナ) 法 人 名	
-----------------	--

法 人 番 号	<small>↓提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</small>
---------	---

(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
---------------------	--

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事 業 の 科 目	収 入 金 額	事 業 の 科 目	収 入 金 額
	円		円

(規格 A 4)

改正前

(10 公益法人等の損益計算書等の提出書)

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号		
		整 理 番 号		
		提 出 年 月 日	年	月 日
		通 信 日 付 印		確認印

租税特別措置法第 68 条の 6 (公益法人等の損益計算書等の提出) の規定に基づき、

別添のとおり (損益計算書) (収支計算書) を提出します。

事 業 年 度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
---------	--------------------------

主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
------------	-------------------

(フリガナ) 法 人 名	
-----------------	--

法 人 番 号	<small>↓提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</small>
---------	---

(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
---------------------	--

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事 業 の 科 目	収 入 金 額	事 業 の 科 目	収 入 金 額
	円		円

(規格 A 4)

改 正 後

(17 更正の請求書 (単体申告用) (平成30年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header section including tax office stamp, date, and taxpayer information fields.

国稅通則法第23条 法人稅法第80条の2 地方法人稅法第24条 租稅特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) の確定申告に係る課稅標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Rows include '所得', '法人稅額', '土地讓渡利益金', '留保金', '使途秘匿金', '法人稅額計', '控除稅額', '差引所得', '中間申告', '差引', '翌期へ繰り越す欠損金', '課稅標準法人稅額の計算', '所得地方法人稅額', '外国稅額の控除', '差引地方法人稅額', '中間申告分の地方法人稅額', '差引'.

Footer section for the '後' form including '更正の請求をする理由等', '修正申告書提出年月日', '更正決定通知書受理年月日', and '還付を受けようとする金融機関等'.

Bottom section for the '後' form including '税理士署名' and '※税務署 処理欄'.

改 正 前

(17 更正の請求書 (単体申告用) (平成30年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header section including tax office stamp, date, and taxpayer information fields.

国稅通則法第23条 法人稅法第80条の2 地方法人稅法第24条 租稅特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) の確定申告に係る課稅標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Rows include '所得', '法人稅額', '土地讓渡利益金', '留保金', '使途秘匿金', '法人稅額計', '控除稅額', '差引所得', '中間申告', '差引', '翌期へ繰り越す欠損金', '課稅標準法人稅額の計算', '所得地方法人稅額', '外国稅額の控除', '差引地方法人稅額', '中間申告分の地方法人稅額', '差引'.

Footer section for the '前' form including '更正の請求をする理由等', '修正申告書提出年月日', '更正決定通知書受理年月日', and '還付を受けようとする金融機関等'.

Bottom section for the '前' form including '税理士署名押印' and '※税務署 処理欄'.

改 正 後

(17 更正の請求書（単体申告用）（平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7年以内となります。）。
- 2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

(以下省略)

改 正 前

(17 更正の請求書（単体申告用）（平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7年以内となります。）。
- 2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

(同 左)

改正後 改正前

(18 更正の請求書(単体申告用)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分))

(18 更正の請求書(単体申告用)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分))

更正の請求書(単体申告用) header section including tax office name, date, and recipient information.

更正の請求書(単体申告用) header section including tax office name, date, and recipient information.

国稅通則法第23条 法人稅法第80条の2 地方法人稅法第24条 租稅特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度) 至平成 年 月 日(課稅事業年度) の確定申告に係る課稅標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。

国稅通則法第23条 法人稅法第80条の2 地方法人稅法第24条 租稅特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度) 至平成 年 月 日(課稅事業年度) の確定申告に係る課稅標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction after, showing '区 分' (Division) and 'この請求前の金額' (Amount before request) vs '更正の請求金額' (Amount of correction).

Main table for tax correction before, showing '区 分' (Division) and 'この請求前の金額' (Amount before request) vs '更正の請求金額' (Amount of correction).

Footer section for '改正後' including submission date, reason for correction, and contact information.

Footer section for '改正前' including submission date, reason for correction, and contact information.

改 正 後

(18 更正の請求書（単体申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(18 更正の請求書（単体申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(19 更正の請求書 (単体申告用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header form with fields for tax office, date, and contact info.

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for '区分' (Category), 'この請求前の金額' (Previous amount), and '更正の請求金額' (Correction amount).

Footer section for the correction request, including submission date, reasons, and contact information.

Bottom section for tax agent signature and processing details.

改正前

(19 更正の請求書 (単体申告用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header form with fields for tax office, date, and contact info.

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for '区分' (Category), 'この請求前の金額' (Previous amount), and '更正の請求金額' (Correction amount).

Footer section for the correction request, including submission date, reasons, and contact information.

Bottom section for tax agent signature and processing details.

改 正 後

(19 更正の請求書（単体申告用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分））
更正の請求書（単体申告用）の記載要領等
【平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないかつたため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内（注 1）
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 26 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内（注 2）

- (注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。
- (注 2) 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、7 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(19 更正の請求書（単体申告用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分））
更正の請求書（単体申告用）の記載要領等
【平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないかつたため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内（注 1）
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 26 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内（注 2）

- (注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。
- (注 2) 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、7 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(20 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地 電話 () -

本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名

法人名等 国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号 事業種目 業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	円	円	円	円
同上の軽減税率適用所得金額				
その他の金額(1-2)				
法人税額				
法人税額の特別控除額				
差引法人税額(4-5)				
リース特別控除取戻税額等				
使途秘匿金に対する税額				
法人税額計(6+7+8)				
控除税額				
差引所得に対する法人税額(9-10)				
控除しきれなかった金額				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金				
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
12① その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額のうち控除しきれなかった金額(12①-14)		円		円
12② 恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額のうち控除しきれなかった金額(12②-16)				
合計(11①-16)+(11②-14)		00		00
中間申告分の法人税額		00		00
差引 納付すべき法人税額		00		00
差引 還付金額				
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)		000円		000円
所得地方法人税額				
外国税額の控除額				
差引地方法人税額(23-24)		00		00
中間申告分の地方法人税額		00		00
差引 納付すべき地方法人税額		00		00
差引 還付金額				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 本店・支店 銀行 出張所 金庫・組合 本所・支所 漁協・農協

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等

預金 口座番号

税理士署名

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

03.06 改正 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分)

改正前

(20 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地 電話 () -

本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名

法人名等 国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号 事業種目 業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	円	円	円	円
同上の軽減税率適用所得金額				
その他の金額(1-2)				
法人税額				
法人税額の特別控除額				
差引法人税額(4-5)				
リース特別控除取戻税額等				
使途秘匿金に対する税額				
法人税額計(6+7+8)				
控除税額				
差引所得に対する法人税額(9-10)				
控除しきれなかった金額				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金				
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
12① その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額のうち控除しきれなかった金額(12①-14)		円		円
12② 恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額のうち控除しきれなかった金額(12②-16)				
合計(11①-16)+(11②-14)		00		00
中間申告分の法人税額		00		00
差引 納付すべき法人税額		00		00
差引 還付金額				
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)		000円		000円
所得地方法人税額				
外国税額の控除額				
差引地方法人税額(23-24)		00		00
中間申告分の地方法人税額		00		00
差引 納付すべき地方法人税額		00		00
差引 還付金額				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 本店・支店 銀行 出張所 金庫・組合 本所・支所 漁協・農協

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等

預金 口座番号

税理士署名押印

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

01.06 改正 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分)

改 正 後	改 正 前																				
(20 更正の請求書（外国法人用）（平成31年4月1日前終了事業年度分）)	(20 更正の請求書（外国法人用）（平成31年4月1日前終了事業年度分）)																				
更正の請求書（外国法人用）の記載要領等 【平成31年4月1日前終了事業年度分】	更正の請求書（外国法人用）の記載要領等 【平成31年4月1日前終了事業年度分】																				
<p>1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。</p> <p>(4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>(5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)	(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内	<p>1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。</p> <p>(4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>(5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)	(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)																				
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)																				
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内																				

改正後

(21 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地 電話 ()

本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名

法人名等 国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号 事業種目 業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	1	円	円	円
同上の軽減税率適用所得金額	2			
その他の金額(1-2)	3			
法人税額	4			
法人税額の特別控除額	5			
差引法人税額(4-5)	6			
リース特別控除取戻税額等	7			
使途秘匿金に対する税額	8			
法人税額計(6+7+8)	9			
分配時調整外国税相当額の控除額	10			
控除税額	11			
差引所得に対する法人税額(9-10-11)	12			
控除しきれなかった金額	13			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	14			
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
13①のうち	15	円	円	円
控除しきれなかった金額(13①-15)	16			
13②のうち	17			
恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額	17			
控除しきれなかった金額(13②-17)	18			
合計(12①-17)+(12②-15)	19	00	00	00
中間申告分の法人税額	20	00	00	00
差引還付すべき法人税額	21	00	00	00
差引還付金額	22			
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)	23	000円	000円	000円
所得地方法人税額	24			
分配時調整外国税相当額の控除額	25			
外国税額の控除額	26			
差引地方法人税額(24-25-26)	27	00	00	00
中間申告分の地方法人税額	28	00	00	00
差引還付すべき地方法人税額	29	00	00	00
差引還付金額	30			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 本店・支店 出銀所 本店・支店 本店・支店 本店・支店

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等

預金 口座番号

税理士署名

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

03.06 改正

(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分)

改正前

(21 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地 電話 ()

本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名

法人名等 国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号 事業種目 業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	1	円	円	円
同上の軽減税率適用所得金額	2			
その他の金額(1-2)	3			
法人税額	4			
法人税額の特別控除額	5			
差引法人税額(4-5)	6			
リース特別控除取戻税額等	7			
使途秘匿金に対する税額	8			
法人税額計(6+7+8)	9			
分配時調整外国税相当額の控除額	10			
控除税額	11			
差引所得に対する法人税額(9-10-11)	12			
控除しきれなかった金額	13			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	14			
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
13①のうち	15	円	円	円
控除しきれなかった金額(13①-15)	16			
13②のうち	17			
恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額	17			
控除しきれなかった金額(13②-17)	18			
合計(12①-17)+(12②-15)	19	00	00	00
中間申告分の法人税額	20	00	00	00
差引還付すべき法人税額	21	00	00	00
差引還付金額	22			
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)	23	000円	000円	000円
所得地方法人税額	24			
分配時調整外国税相当額の控除額	25			
外国税額の控除額	26			
差引地方法人税額(24-25-26)	27	00	00	00
中間申告分の地方法人税額	28	00	00	00
差引還付すべき地方法人税額	29	00	00	00
差引還付金額	30			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 本店・支店 出銀所 本店・支店 本店・支店 本店・支店

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等

預金 口座番号

税理士署名押印

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

01.06

(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分)

改 正 後	改 正 前
--------------	--------------

(21 更正の請求書（外国法人用）（平成31年4月1日以後終了事業年度分））

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等
【平成31年4月1日以後終了事業年度分】

1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内（注1）
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内（注2）

（注1） 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

（注2） 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
- (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

(21 更正の請求書（外国法人用）（平成31年4月1日以後終了事業年度分））

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等
【平成31年4月1日以後終了事業年度分】

1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内（注1）
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内（注2）

（注1） 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

（注2） 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
- (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

(24 会社事業概況書)

取受印 別添「会社事業概況書の記載要領」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

会社事業概況書 (L総括表)									
<input type="checkbox"/> 内国法人					<input type="checkbox"/> 外国法人				
① 事業の内容									
* 法人名									
事業年度(至)									
応答者 氏名									
部・課									
役職名									
電話									
② 関与税理士									
氏名					電話				
③ 加入組合等									
加入組合等					役職名				
④ 上場している場合の市場名									
市場名1			市場名2			未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)			
⑤ 子会社等及び支店等数									
子会社等		国内		海外		支店等			
		工場		店舗		営業所		その他	
⑥ 売上構成比									
品名、事業部等		売上高(単位:百万円)		構成割合		⑦ 前期と比較して当期の業績(売上・利益等)に著しい変化がある場合の主な理由			
その他									
合計									
⑧ 主要役員状況									
氏名		役職名		就任年月		所有株数(千株)		⑨ 従業員数	
		代表取締役						人	
⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)									
申告書確認表等の活用の有無(1有、2一部有、3無)				大規模法人における税務上の留意項目確認表等の活用の有無(1有、2一部有、3無)					

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページ(ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

詳細は、記載要領をご覧ください。

03.05 改訂

(24 会社事業概況書)

取受印 別添「会社事業概況書の記載要領」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

会社事業概況書 (総括表)									
<input type="checkbox"/> 内国法人					<input type="checkbox"/> 外国法人				
① 事業の内容									
* 法人名									
事業年度(至)									
応答者 氏名									
部・課									
役職名									
電話									
② 関与税理士									
氏名					電話				
③ 加入組合等									
加入組合等					役職名				
④ 上場している場合の市場名									
市場名1			市場名2			未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)			
⑤ 子会社及び支店等数									
子会社		国内		海外		支店等			
		工場		店舗		営業所		その他	
⑥ 当期の業績の概要(単位:百万円)									
科目		売上高		売上原価		売上総利益		営業利益	
区分									
当期									
前期									
前年対比									
⑦ 売上構成比									
品名、事業部等		売上高(単位:百万円)		構成割合		前期と比較して当期の業績に著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。			
その他									
合計									
⑧ 主要役員状況									
氏名		役職名		就任年月		所有株数(千株)		⑨ 従業員数	
		代表取締役						人	
⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)									
申告書確認表等の活用の有無(1有、2無)				大規模法人における税務上の留意項目確認表等の活用の有無(1有、2無)					

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページに掲載している様式です。

詳細は、記載要領をご覧ください。

改 正 後

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (2.子会社等の状況)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
 ※ 当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。

改 正 前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (子会社の状況)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
法人名						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株主等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株主等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株主等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株主等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株主等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株主等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

改 正 後

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (3.ICTの概要)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
① システムにおける機器の構成状況						応答者	氏名 部・課 役職名 電話
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		
ホスト(サーバー)							
D/Bサーバー							
パソコン							
専用端末機							
② 申告書作成ソフト名							
③ 適用業務							
区分	項目	システムの導入(コンピュータ利用)		ERPシステムの導入			
		使用プログラム等 (1自社開発、2市販ソフト)	データの 保存期間	パッケージソフト名	データの 保存期間		
	財務会計						
	管理会計						
	購買管理						
	販売管理						
	()						
	()						
④ システム関連部門(委託会社等)の状況							
区分	項目	委託等の状況			担当部門又は委託会社等の名称及び所在地	自社 従業員数	
		自社	委託	派遣			
	システム開発	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	システム運用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	システム監査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑤ 電子メールの状況							
利用プログラム	メールソフト			監視ツール等			
保存状況等	電子メール取扱規定(1有、2無)						
	メールサーバー の管理 (1有、2無)	自社	委託	クラウド	電子メールの保存期間(送信文書)		
					電子メールの保存期間(受信文書)		
⑥ 電子商取引の状況							
電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)					その他()		
EDI取引(1有、2無)					ネット販売サイト		
ネット販売取扱商品(1デジタルコンテンツ、2金融商品、3物品等)					主要商品名		
⑦ その他							
クラウドサービスの運営・利用状況(1運営、2利用)							
クラウドサービスの 利用有無 (1有、2無)	メール	データ管理	会計	その他	クラウドサービス名		
					クラウド運営事業者名		
WEB会議システムの業務への導入有無(1有、2無)					WEB会議システムの名称		

03.05 改訂

改 正 前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (コンピュータ処理の概要)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
① システムの形態(該当するシステムに○をしてください。)						応答者	氏名 部・課 役職名 電話
ホスト・端末型システム		パソコン(スタンドアロン)					
クライアント/サーバー型システム		その他()					
② 申告書作成ソフト名							
③ システムにおける機器の構成状況							
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		
ホスト(サーバー)							
D/Bサーバー							
パソコン							
専用端末機							
④ 適用業務							
区分	項目	システムの導入(コンピュータ利用)		ERPシステムの導入			
		使用プログラム等 (1自社開発、2市販ソフト)	データの 保存期間	パッケージソフト名	データの 保存期間		
	財務会計						
	管理会計						
	購買管理						
	販売管理						
	()						
	()						
⑤ システム関連部門(委託会社)の状況							
区分	項目	委託等の状況			担当部門又は委託会社の名称及び所在地	自社 従業員数	
		自社	委託	派遣			
	システム開発	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	システム運用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	システム監査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑥ 電子メールの状況							
利用プログラム	メールソフト			監視ツール等			
保存状況等	メールサーバーの管理(1自社、2委託)			電子メール取扱規定(1有、2無)			
	電子メールの保存期間(送信文書)			電子メールの保存期間(受信文書)			
	電子メールの保存期間(送信文書)			電子メールの保存期間(受信文書)			
⑦ 電子商取引の状況							
電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)					その他()		
EDI取引(1有、2無)					ネット販売サイト		
ネット販売取扱商品(1デジタルコンテンツ、2金融商品、3物品等)					主要商品名		
⑧ その他							
電子決済の利用業務(1稟議、2営業報告、3その他)					その他()		
電子決済データの保存期間					情報記録 媒体等	紙	
EUC(1有、2無)							

改 正 後

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (4.海外取引等の概要)					*		
					法人名		
					事業年度(至)		
① 外国子会社数等					応答者	氏名	
外国子会社のうち100%子会社数		社				部・課	
外国関係会社数		社				役職名	
海外工事現場を保有している事業所数		所				電話	
ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数		社					
② 貿易取引等							
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取扱品目等	主な取引先	国名		
輸出							
輸入							
海外工事							
その他	支払 受取						
③ 貿易外取引							
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取引先		国名		
手数料	支払						
	受取						
無形固定資産の使用料	支払						
	受取						
役務提供の対価	支払						
	受取						
借入金の利息又は貸付金の利息	支払						
	受取						
証券の売買	取得						
	譲渡						
不動産の売買	取得						
	譲渡						
その他							
④ 外国為替取引							
為替予約	個別予約対象通貨 包括予約対象通貨						
⑤ オフバランス取引							
内 容							
スワップ							
オプション							
先物							
その他							

改 正 前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (海外取引等の概要)					*		
					法人名		
					事業年度(至)		
① 外国子会社数等					応答者	氏名	
外国子会社のうち100%子会社数		社				部・課	
外国関係会社数		社				役職名	
海外工事現場を保有している事業所数		所				電話	
ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数		社					
② 貿易取引等							
取引形態	項目	取引金額(億円)	主な取扱品目等	主な取引先	国名		
輸出							
輸入							
海外工事							
その他							
③ 貿易外取引							
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取引先		国名		
手数料	支払						
	受取						
無形固定資産の使用料	支払						
	受取						
役務提供の対価	支払						
	受取						
借入金の利息又は貸付金の利息	支払						
	受取						
証券の売買	取得						
	譲渡						
不動産の売買	取得						
	譲渡						
その他							
④ 外国為替取引							
為替予約	個別予約対象通貨 包括予約対象通貨						
⑤ オフバランス取引							
内 容							
スワップ							
オプション							
先物							
その他							

改 正 後

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (5 外国法人)					*				
					法人名				
					事業年度(至)				
応答者	氏名				責任者	氏名			
	部・課					部・課			
	役職名					役職名			
	所在地					所在地			
	電話					電話			
① 本店の概要									
所在地					資本金				
主要株主 又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地			保有割合			
						%			
						%			
						%			
						%			
② 日本国内に所在する支店の概要									
主な取引先	1	名称			所在地				
		取引内容							
	2	名称			所在地				
		取引内容							
事業部の 状況	事業部名		主な業務内容		責任部署の状況				
					部・課	担当者名	所在地		
主要役員 の状況	氏名		役職名及び担当業務		国外からの 給与 有無	支払者の氏名又は名称			
			本店における役職名			支払者の住所又は所在地			
					□				
					□				
				□					
				□					
従業員数		人		従業員のうち国外からの給与がある者の数				人	
本店からの 配賦収益	有無	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法			
	□	円							
本店からの 配賦費用	有無	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法			
	□	円							

03.05 改訂

改 正 前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (外国法人)					*				
					法人名				
					事業年度(至)				
応答者	氏名				責任者	氏名			
	部・課					部・課			
	役職名					役職名			
	所在地					所在地			
	電話					電話			
① 本店の概要									
所在地					資本金				
主要株主 又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地			保有割合			
						%			
						%			
						%			
						%			
② 日本国内に所在する支店の概要									
主な取引先	1	名称			所在地				
		取引内容							
	2	名称			所在地				
		取引内容							
事業部の 状況	事業部名		主な業務内容		責任部署の状況				
					部・課	担当者名	所在地		
主要役員 の状況	氏名		役職名及び担当業務		国外からの 給与 有無	支払者の氏名又は名称			
			本店における役職名			支払者の住所又は所在地			
					□				
					□				
				□					
				□					
従業員数		人		従業員のうち国外からの給与がある者の数				人	
本店からの 配賦収益	有無	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法			
	□	円							
本店からの 配賦費用	有無	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法			
	□	円							

改 正 後

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (6.連結子法人)		*		
		法人名		
		連結親法人名		
① 連結グループ内での位置づけ等の概要		事業年度(至)		
		応答者	氏名	
			部・課	
			役職名	
			電話	
② 主要役員の出向受入の状況		氏名	出向元法人	
③ 他の連結法人からの管理等の状況				
管理部署等		被管理部署	主な管理内容	
法人名	管理部署			
④ 連結親法人との取引状況				
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他		
		科目	金額(百万円)	
⑤ 他の連結子法人との取引状況				
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他	
			主な科目	
その他				
合計				
⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況				
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)	

改 正 前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (連結子法人)		*		
		法人名		
		連結親法人名		
① 連結グループ内での位置づけ等の概要		事業年度(至)		
		応答者	氏名	
			部・課	
			役職名	
			電話	
② 主要役員の出向受入の状況		氏名	出向元法人	
③ 他の連結法人からの管理等の状況				
管理部署等		被管理部署	主な管理内容	
法人名	管理部署			
④ 連結親法人との取引状況				
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他		
		科目	金額(百万円)	
⑤ 他の連結子法人との取引状況				
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他	
			主な科目	
その他				
合計				
⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況				
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)	

改 正 後 改 正 前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm>
当該会社事業概況書は、「1.総括表」、「2.子会社等の状況」、「3.ICTの概要」、「4.海外取引等の概要」、「5.外国法人」及び「6.連結子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。なお、「*」欄は記載しないでください。

1 【共通的事項】

- (1) 記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の現況としてください。
- (2) 「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。
・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
- (3) 「1.総括表」～「6.連結子法人」の各様式における「応答者」欄については、当該各様式に記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

2 【1.総括表】

- (1) 法人が法第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の「□」にレ印を付してください。また、法人が外国法人の場合には、「□ 外国法人」の「□」にレ印を付してください。
- (2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
- (3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
- (4) 「② 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
- (5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。
ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合で、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。
- (7) 「⑤ 子会社等及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。
イ 「子会社等」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。
ロ 「支店等」欄は、所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。
- (8) 「⑥ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
- (9) 「⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。
- (10) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。
- (11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- (12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。
イ 「申告書確認表の活用の有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

ロ 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。

記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。

なお、「*」欄は記載しないでください。

1 【総括表】

- (1) 法人が法人税法（以下「法」といいます。）第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の「□」にレ印を付してください。また、法人が同条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合には、「□ 外国法人」の「□」にレ印を付してください。
- (2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
- (3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」（本店が営む事業）と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
- (4) 「② 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
- (5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。

ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合で、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間（以下「当期」といいます。）内に株主又は株式所有異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。

(7) 「⑤ 子会社及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。

イ 「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

ロ 「支店等」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「国内」欄のそれぞれの欄にその総数を記載し、所在地が海外の「工場」、「その他（店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「海外」欄のそれぞれの欄にその総数を記載してください。

(8) 「⑥ 当期の業績の概要（単位：百万円）」欄は、掲記の各項目の決算額及び申告額を記載してください。また、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間（以下「前期」といいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。

(9) 「⑦ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。

※ 「合計」欄は、「⑥ 当期の業績の概要（単位：百万円）」の当期の「売上高」欄と合致します。

(10) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。

なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。

また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。

(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況（自社で作成しているチェックシート等に盛り込む等、間接的に活用する場合も含まれます。）」の各欄は、次により記載してください。

イ 「申告書確認表の活用の有無（1有、2無）」欄は、法人が「申告書確認表」を活用している場合には「1」を、していない場合には「2」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合も「1」を記載してください。

ロ 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1有、2無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を活用している場合には「1」を、していない場合には「2」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合も「1」を記載してください。

(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）（ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

改 正 後

(24 会社事業概況書)

3. 【2. 子会社等の状況】

- (1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
- (2) 当該「2. 子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2. 子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
- (3) 「子会社等の名称(法人名)」欄は、日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
- (4) 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (5) 「主たる事業」欄は、当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
- (6) 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(連鎖方式の例)

A 社		
↓ 80%出資		
子会社等 B 社	(B社に対する直接出資割合：80%)	
↓ 70%出資		
子会社等 C 社	(C社に対する間接出資割合：70%)	

- (7) 「子会社等との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4. 【3. ICTの概要】

- (1) 「① システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (2) 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- (3) 「③ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
 - ハ 「データの保存期間」欄には、「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。
- (4) 「④ システム関連部門(委託会社等)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当する「□」にレ印を付してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社等の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっては該区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- (5) 「⑤ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1有、2無)」及び「電子メールの取扱規定(1有、2無)」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間(送信文書)」及び「電子メールの保存期間(受信文書)」の各欄には、それぞれの保存期間を「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。
- (6) 「⑥ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売サイト」欄は、ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
 - ニ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。
- (8) 「⑦ その他」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「クラウドの運営・利用状況(1 運営、2 利用)」欄及び「クラウドサービスの利用有無(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「クラウドサービス名」欄は利用しているクラウドサービスの名称を記載し、「クラウド運営事業者名」欄はサービスの運営会社の名称を記載してください。
 - ハ 「WEB会議システムの業務への導入有無(1 有、2 無)」欄は該当番号を記載し、「WEB会議システムの名称」欄は導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
- (9) 用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
 - ロ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

改 正 前

(24 会社事業概況書)

2. 【子会社の状況】

- (1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
- (2) 当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。
- (3) 「法人名」欄は、日本に所在する子会社である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社である場合、英語で法人名を記載してください。
- (4) 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (5) 「主たる事業」欄は、当該子会社が現実に営んでいる主たる業種について簡記してください。
- (6) 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(例)	A 社	
	↓ 80%出資	
子会社	B 社	(子会社B社に対する間接出資割合：80%)
	↓ 70%出資	
子会社	C 社	(子会社C社に対する間接出資割合：70%)

- (7) 「子会社との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社との当期の取引金額を記載してください。

3. 【コンピュータ処理の概要】

- (1) 「① システムの形態(該当するシステムに○をしてください。)」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。「その他()」欄に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「()」に記載してください。
- (2) 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- (3) 「③ システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (4) 「④ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
 - ハ 「データの保存期間」欄には、「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。
- (5) 「⑤ システム関連部門(委託会社)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当する「□」にレ印を付してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっては該区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「⑥ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1自社、2委託)」及び「電子メールの取扱規定(1有、2無)」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間(送信文書)」及び「電子メールの保存期間(受信文書)」の各欄には、それぞれの保存期間を「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。
- (7) 「⑦ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。
- (8) 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務(1 売上、2 営業報告、3 その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「電子決済データの保存期間」欄には、「情報記録媒体等」と「紙」に区分して、それぞれの保存期間を「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。
 - ハ 「EUC(1有、2無)」欄は、該当番号を記載してください。
- (9) 用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
 - ロ 「EUC(End User Computing)」
企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者(エンドユーザ)が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。
 - ハ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改 正 後

(24 会社事業概況書)

5 【4.海外取引等の概要】

- (1) ① 外国子会社数等の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「外国子会社のうち100%子会社」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。
 - ロ 「外国関係会社数」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項もしくは同法第68条の90第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
 - ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
 - ニ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第6項もしくは同法第68条の88第6項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) ② 貿易取引等の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
 - ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
 - ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
 - ホ 仲介貿易（三国間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
- (3) ③ 貿易外取引の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) ④ 外国為替取引の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) ⑤ オフバランス取引欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

6 【5.外国法人】

- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
 - ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
 - ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
 - ロ 「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
 - ハ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。
 - ニ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。
 - イ なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
 - ホ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
 - ヘ 「本店からの配賦収益」欄は、当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - ト 「本店からの配賦費用」欄は、当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - チ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
 - リ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。

7 【6.連結子法人】

- (1) 連結子法人である場合に記載してください。
- (2) 「① 連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
 - イ 法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
 - ロ 連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) ② 主要役員の出向受人の状況欄は、「総括表」の⑧ 主要役員の状況欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。
- (4) ③ 他の連結法人からの管理等の状況の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
 - イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
 - ロ 「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
 - ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) ④ 連結親法人との取引状況欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。
- (6) ⑤ 他の連結子法人との取引状況欄は、掲記の各項目について、他の連結子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) ⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況欄は、連結親法人及び他の連結子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

改 正 前

(24 会社事業概況書)

4 【海外取引等の概要】

- (1) ① 外国子会社数等の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「外国子会社のうち100%子会社」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。
 - ロ 「外国関係会社数」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項もしくは同法第68条の90第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
 - ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
 - ニ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第6項もしくは同法第68条の88第6項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) ② 貿易取引等の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「取引金額（億円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
 - ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
 - ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
- (3) ③ 貿易外取引の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「取引金額（百万円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) ④ 外国為替取引の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) ⑤ オフバランス取引欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

5 【外国法人】

- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
 - ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
 - ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
 - ロ 「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
 - ハ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。
 - ニ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。
 - イ なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
 - ホ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
 - ヘ 「本店からの配賦収益」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - ト 「本店からの配賦費用」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - チ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
 - リ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。

6 【連結子法人】

- (1) 法人が法第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」といいます。）である場合に記載してください。
- (2) 「① 連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
 - イ 法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
 - ロ 連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) ② 主要役員の出向受人の状況欄は、「総括表」の⑧ 主要役員の状況欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。
- (4) ③ 他の連結法人からの管理等の状況の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
 - イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
 - ロ 「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
 - ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) ④ 連結親法人との取引状況欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。
- (6) ⑤ 他の連結子法人との取引状況欄は、掲記の各項目について、他の連結子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) ⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況欄は、連結親法人及び他の連結子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

(25 法人事業概況説明書)

(25 法人事業概況説明書)

法人事業概況説明書

法人事業概況説明書

FB1006

FB1006

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

Main form for '後' (After) section, containing fields for company info, business content, personnel status, and financial statements.

Main form for '前' (Before) section, containing fields for company info, business content, personnel status, and financial statements.

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

この用紙はとじこまないでください

千円単位で記載してください。[10]主要科目・[11]代表者に対する報酬等の金額の各欄は、千円単位で記載してください。

千円単位で記載してください。[10]主要科目・[11]代表者に対する報酬等の金額の各欄は、千円単位で記載してください。

注1 (1)の有・売上欄に該当する場合... 注2 運送業においては送料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。

注1 (1)の有・売上欄に該当する場合... 注2 運送業においては送料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。

改 正 後

(25 法人事業概況説明書)

7 株主又は株式所有 (うち 異動の有無 (株式交付))	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 株式 交付
---------------------------------	----------------------------	-----------------------------------

(以下省略)

改 正 前

(25 法人事業概況説明書)

7 株主又は株式所有異動の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-----------------	----------------------------	----------------------------

(同 左)

改 正 後

(27 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

納税地	
法人名等	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官

㊟

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	円	円
法人税額		
法人税額等の特別控除額		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	
	同上に対する税額	
留 保	課税留保金額	
	同上に対する税額	
使途秘匿金	使途秘匿金額	
	同上に対する税額	
法人税額計		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		
控除所得税額等		
差引所得に対する法人税額		
還付所得税額等		
欠損繰戻し	還付金額	
	減少する還付加算金	
差引合計税額		
既に納付の確定した本税額		
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額		
同上のうち仮装経理に基づく	還付法人税額	
過大申告の更正に伴う	繰越控除される法人税額	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	賦課税の基礎となる税額	加算税の額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(27 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

(同 左)

改 正 後

(27 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当務税署へ納付(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注)1} \times \text{延滞税の割合 (注)2} \times \begin{matrix} \text{期間(日数)} \\ \text{(注)3} \\ \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{matrix}}{365} = \text{延滞税の額 (注)4}$$

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※1)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※1)+7.3%」のいずれか低い割合
- (※1) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- ③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※2)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※2)+7.3%」のいずれか低い割合
- (※2) 各年の前々年の10月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条第1項)
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第61条第2項)
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当務税署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方人民税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

(以下省略)

改 正 前

(27 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当務税署へ納付(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注)1} \times \text{延滞税の割合 (注)2} \times \begin{matrix} \text{期間(日数)} \\ \text{(注)3} \\ \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{matrix}}{365} = \text{延滞税の額 (注)4}$$

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条第1項)
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第61条第2項)
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当務税署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方人民税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

(同左)

改 正 後

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

納 税 地	
法 人 名	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	1 円	円
法 人 税 額	2	
法 人 税 額 等 の 特 別 控 除 額	3	
連 結 納 税 の 承 認 を 取 り 消 さ れ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額	4	
土 地 譲 渡 利 益 金	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	5
	同 上 に 対 す る 税 額	6
留 保	課 税 留 保 金 額	7
	同 上 に 対 す る 税 額	8
使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額	9
	同 上 に 対 す る 税 額	10
法 人 税 額 計	11	
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額	12	
仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	13	
控 除 所 得 税 額 等	14	
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	15	
還 付 所 得 税 額 等	16	
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	17
	減 少 す る 還 付 加 算 金	18
差 引 合 計 税 額	19	
既 に 納 付 の 確 定 し た 本 税 額	20	
差 引 納 付 す べ き 又 は 減 少 (一 印) す る 法 人 税 額	21	
同 上 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う	還 付 法 人 税 額	22
	繰 越 控 除 さ れ る 法 人 税 額	23
翌 期 へ 繰 り 越 す 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金	24	

この通知により納付すべき又は 減少(一印)する税額	
本 税 の 額	円
無 申 告 加 算 税	
過 少 申 告 加 算 税	
重 加 算 税	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申 告 加 算 税	賦 課 決 定 額	円	円
	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額		
重 加 算 税	賦 課 決 定 額		
	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(同 左)

改正後

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\boxed{\begin{matrix} \text{納付すべき本税の額} \\ \text{(注) 1} \end{matrix}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{延滞税の割合} \\ \text{(注) 2} \end{matrix}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{期間(日数)} \\ \text{(注) 3} \\ \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{matrix}} = \boxed{\begin{matrix} \text{延滞税の額} \\ \text{(注) 4} \end{matrix}}$$

365

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※1)+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※1)+7.3%」のいずれか低い割合
 (※1) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※2)+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※2)+7.3%」のいずれか低い割合
 (※2) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）(国税通則法第61条第1項)
 - 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後には減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）(国税通則法第61条第2項)
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

(以下省略)

改正前

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\boxed{\begin{matrix} \text{納付すべき本税の額} \\ \text{(注) 1} \end{matrix}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{延滞税の割合} \\ \text{(注) 2} \end{matrix}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{期間(日数)} \\ \text{(注) 3} \\ \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{matrix}} = \boxed{\begin{matrix} \text{延滞税の額} \\ \text{(注) 4} \end{matrix}}$$

365

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
 (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）(国税通則法第61条第1項)
 - 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後には減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）(国税通則法第61条第2項)
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

(同 左)

改 正 後

(29 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (外国法人))

納 税 地	
法 人 名	
代表者 氏 名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官 ㊟

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等の 及び
至 年 月 日
加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	1	円	円	円	円
法 人 税 額	2				
法 人 税 額 等 の 特 別 控 除 額	3				
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 等	4				
使 途 秘 匿 金 に 対 す る 税 額	5				
法 人 税 額 計	6				
控 除 税 額	7				
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 等	8				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	9				

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
①で控除しきれなかった金額のうち、②の法人税額から控除できる金額	10	円	円
②で控除しきれなかった金額のうち、①の法人税額から控除できる金額	11		
法人税額合計(8①-11)+(8②-10)	12		
還 付 所 得 税 額 等	13		
欠損繰戻し	還 付 金 額	14	
	減少する還付加算金	15	
差 引 合 計 税 額	16		
既に納付の確定した本税額	17		
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額	18		

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額		賦課した加算税の額の計算明細		
本 税 の 額				
無 申 告 加 算 税		加算税の基礎となる税額	円	加算税の額
過少申告加算税		申告 加算税	賦課決定額	
重 加 算 税			変更決定後 の賦課決定額	
		重加算税	賦課決定額	
			変更決定後 の賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(29 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (外国法人))

(同 左)

改正後

(29 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（外国法人）)

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数)} \\ \text{(注) 3} \\ \hline \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(注) 4} \end{array}$$

365

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合
 - 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合
 - 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
- 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
 - 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第144条の7又は同法第144条の8の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

(以下省略)

改正前

(29 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（外国法人）)

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数)} \\ \text{(注) 3} \\ \hline \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(注) 4} \end{array}$$

365

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合
 - 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
 - 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第144条の7又は同法第144条の8の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

(同 左)

改 正 後

(30 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名	
清算人 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

清算中の各事業年度の法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書
清 算 所 得

清算中の事業年度等の法人税について下記のとおり法人税額等の
加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	
事業年度の更正決定 の 自 至 年 月 日	所得金額又は欠損金額	1	円	
	所得に対する税額	2		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	3	
		同上に対する税額	4	
	使途秘匿金	使途秘匿金額	5	
		同上に対する税額	6	
	法人税額計	7		
		当期中の分配金額のうち利益積立金額以外からなる金額の %相当額	8	
	差引法人税額	9		
	控除税額	10		
	控除できなかった所得税額等	11		
	納付すべき又は減少（-印）する税額	12		
清算所得金額等の更正決定	の解散又は合併登記の日 ④残余財産確定又は一部分配の日	13	② . . ① . .	
	清算所得金額	14		
	同上のうち	利益積立金額等からなる金額	15	
		利益積立金額等以外からなる金額	16	
	所得に対する税額	17		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	18	
		同上に対する税額	19	
	使途秘匿金	使途秘匿金額	20	
		同上に対する税額	21	
	法人税額計	22		
	控除税額	23		
	差引法人税額	24		
	控除できなかった所得税額等	25		
	既に納付の確定した税額	26		
	納付すべき又は減少（-印）する税額	27		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	28		

この通知により納付すべき又は減少（-印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(30 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(30 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
365								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- ② 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合
- （※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- ③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合
- （※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 . . . 至 . . . ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 5 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(以下省略)

(30 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
365								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合
- （※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 . . . 至 . . . ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 5 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(同 左)

改 正 後

(36 更正の理由書 (青色申告・移転価格減額更正用))

(正 本)

更 正 の 理 由

わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

改 正 前

(36 更正の理由書 (青色申告・移転価格減額更正用))

(新 設)

改 正 後

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1
		課税留保金額に対する法人税額	2
	課 税 標 準 法 人 税 額		3
	1 に 係 る 地 方 法 人 税 額		4
	2 に 係 る 地 方 法 人 税 額		5
	所 得 地 方 法 人 税 額		6
	外 国 税 額 の 控 除 額		7
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		8
	差 引 地 方 法 人 税 額		9
欠損繰戻し	還 付 金 額		10
	減 少 す る 還 付 加 算 金		11
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額		12
	既 に 納 付 の 確 定 し た 地 方 法 人 税 額		13
	差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額		14
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額		15
	繰越控除される地方法人税額		16

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重 加 算 税 額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税		円	円
	賦課決定額		
重加算税			
	賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(38 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

(同 左)

改 正 後

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第 6 0 条、第 6 1 条、第 1 1 8 条及び第 1 1 9 条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が 1 0, 0 0 0 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に 1 0, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位（1 / 1 ~ 1 2 / 3 1）で、以下のとおり適用することになります。

① 令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・ 年「7. 3 %」と「特例基準割合 (※ 1) + 1 %」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・ 年「1 4. 6 %」と「特例基準割合 (※ 1) + 7. 3 %」のいずれか低い割合

(※ 1) 各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 2 月 1 5 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合

② 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・ 年「7. 3 %」と「延滞税特例基準割合 (※ 2) + 1 %」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・ 年「1 4. 6 %」と「延滞税特例基準割合 (※ 2) + 7. 3 %」のいずれか低い割合

(※ 2) 各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 1 月 3 0 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）(国税通則法第 6 1 条第 1 項)
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第 6 1 条第 2 項)
ただし、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 1 号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 3 号）

4 延滞税の額が 1, 0 0 0 円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第 1 9 条第 5 項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(以下省略)

改 正 前

(38 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第 6 0 条、第 6 1 条、第 1 1 8 条及び第 1 1 9 条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が 1 0, 0 0 0 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に 1 0, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位（1 / 1 ~ 1 2 / 3 1）で、以下のとおり適用することになります。

① 令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・ 年「7. 3 %」と「特例基準割合 (※) + 1 %」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・ 年「1 4. 6 %」と「特例基準割合 (※) + 7. 3 %」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 2 月 1 5 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）(国税通則法第 6 1 条第 1 項)
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第 6 1 条第 2 項)
ただし、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 1 号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 3 号）

4 延滞税の額が 1, 0 0 0 円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第 1 9 条第 5 項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(同 左)

改 正 後

(40 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日

税務署長
財務事務官

㊤

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
			円	円
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	
		課税留保金額に対する法人税額	2	
	課 税 標 準 法 人 税 額		3	
1	に 係 る 地 方 法 人 税 額		4	
2	に 係 る 地 方 法 人 税 額		5	
	所 得 地 方 法 人 税 額		6	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		7	
	外 国 税 額 の 控 除 額		8	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		9	
	差 引 地 方 法 人 税 額		10	
欠損繰戻し	還 付 金 額		11	
	減 少 す る 還 付 加 算 金		12	
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額		13	
	既に納付の確定した地方法人税額		14	
	差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額		15	
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額		16	
	繰越控除される地方法人税額		17	

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重 加 算 税 額	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額
		円	円
申告 加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

(同 左)

改 正 後

(40 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第 6 0 条、第 6 1 条、第 1 1 8 条及び第 1 1 9 条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が 1 0, 0 0 0 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に 1 0, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位（1 / 1 ~ 1 2 / 3 1）で、以下のとおり適用することになります。

① 令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・ 年「7. 3%」と「特例基準割合（※1）+ 1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・ 年「1 4. 6%」と「特例基準割合（※1）+ 7. 3%」のいずれか低い割合

（※1）各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 2 月 1 5 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合

② 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・ 年「7. 3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+ 1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・ 年「1 4. 6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+ 7. 3%」のいずれか低い割合

（※2）各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 1 月 3 0 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第 6 1 条第 1 項）
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第 6 1 条第 2 項）
ただし、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 1 号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 3 号）

4 延滞税の額が 1, 0 0 0 円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第 1 9 条第 5 項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(以下省略)

改 正 前

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第 6 0 条、第 6 1 条、第 1 1 8 条及び第 1 1 9 条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が 1 0, 0 0 0 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に 1 0, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位（1 / 1 ~ 1 2 / 3 1）で、以下のとおり適用することになります。

① 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・ 年「7. 3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合

② 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・ 年「1 4. 6%」と「特例基準割合（※）+ 7. 3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 2 月 1 5 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第 6 1 条第 1 項）
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第 6 1 条第 2 項）
ただし、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 1 号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 3 号）

4 延滞税の額が 1, 0 0 0 円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第 1 9 条第 5 項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(同 左)

改 正 後

(45 更正の理由書 (地方法人税 (移転価格減額更正用))

(正 本)

更 正 の 理 由

わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

改 正 前

(45 更正の理由書 (地方法人税 (移転価格減額更正用))

(新 設)

改正後

(50 納税管理人届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		納税管理人届出書		※整理番号			
		(フリガナ) 納税地 (〒) (電話 - -)					
		(フリガナ) 法人名等					
		法人番号 					
		(フリガナ) 代表者氏名					
_____ 税の納税管理人として次の者を定めたので届け出ます。							
納 税 管 理 人	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (〒) (電話 - -)						
	(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表者氏名						
	届出者との 続柄(関係)						
	職業又は 事業内容						
納税管理人を 定めた理由							
その他参考事項							
税理士署名		_____ (電話 - -)					
※ 税務署処理欄		整理番号	業種番号	番号	部門番号	入力	名簿

(規格A4)

03.06 改正

改正前

(48 納税管理人届出書)

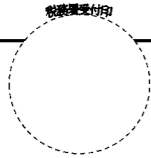
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		納税管理人届出書		※整理番号			
		(フリガナ) 納税地 (〒) (電話 - -)					
		(フリガナ) 法人名等					
		法人番号 					
		(フリガナ) 代表者氏名					
_____ 税の納税管理人として次の者を定めたので届け出ます。							
納 税 管 理 人	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (〒) (電話 - -)						
	(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表者氏名						
	届出者との 続柄(関係)						
	職業又は 事業内容						
納税管理人を 定めた理由							
その他参考事項							
税理士署名押印		_____ (電話 - -)					
※ 税務署処理欄		整理番号	業種番号	番号	部門番号	入力	名簿

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(51 納税管理人解任届出書)

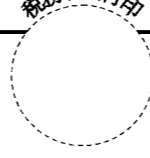
 令和 年 月 日 税務署長殿		納税管理人解任届出書		※整理番号	
		(フリガナ) 納 税 地		(〒)	
		(フリガナ) 法 人 名 等		(電話 - -)	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		法 人 番 号 	
____年 ____月 ____日に届出した ____税の納税管理人を解任したので届け出ます。					
解任した納税管理人	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	(〒)			
	(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 - -)			
納税地	現在の納税地				
	選任していた ときの納税地				
納税管理人を解任した理由					
その他参考事項					
税 理 士 署 名		(電話 - -)			
※税務署処理欄	整理番号	業種番号	番号	部門番号	入力 名簿

03.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(49 納税管理人解任届出書)

 令和 年 月 日 税務署長殿		納税管理人解任届出書		※整理番号	
		(フリガナ) 納 税 地		(〒)	
		(フリガナ) 法 人 名 等		(電話 - -)	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		法 人 番 号 	
____年 ____月 ____日に届出した ____税の納税管理人を解任したので届け出ます。					
解任した納税管理人	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	(〒)			
	(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 - -)			
納税地	現在の納税地				
	選任していた ときの納税地				
納税管理人を解任した理由					
その他参考事項					
税 理 士 署 名 押 印		(電話 - -)			
※税務署処理欄	整理番号	業種番号	番号	部門番号	入力 名簿

01.06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)	電話() -
	単連	法 人 名 等	
	体結	法 人 番 号	
	法親	(フリガナ)	
	人法人	代 表 者 氏 名	
	人	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目		業

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

事業年度の法人税の確定申告書
 連結事業年度の法人税の連結確定申告書

の提出期限を下記の期日まで
延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他の参考事項

(規格 A 4)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
	回付先	□ 親署 → 子署		□ 子署 → 調査課			年 月 日	

03.06 改正

改 正 前

(50 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)	電話() -
	単連	法 人 名 等	
	体結	法 人 番 号	
	法親	(フリガナ)	
	人法人	代 表 者 氏 名	
	人	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目		業

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

事業年度の法人税の確定申告書
 連結事業年度の法人税の連結確定申告書

の提出期限を下記の期日まで
延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他の参考事項

(規格 A 4)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
	回付先	□ 親署 → 子署		□ 子署 → 調査課			年 月 日	

02.06 改正

改 正 後

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条又は第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合(国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第75条の2第1項又は第81条の24に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

- ① 確定申告書の延長.....申請しようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内
② 連結確定申告書の延長.....申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

3 各欄は、次により記載します。

(1) 申請本文の [] には、いずれか該当する□に

レ印を付してください。

(2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。

(3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間(指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間)について利子税を納付する必要があります。

(注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(50 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条又は第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合(国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第75条の2第1項又は第81条の24に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

- ① 確定申告書の延長.....申請しようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内
② 連結確定申告書の延長.....申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

3 各欄は、次により記載します。

(1) 申請本文の [] には、いずれか該当する□に

レ印を付してください。

(2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。

(3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間(指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間)について利子税を納付する必要があります。

(注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

提出法人 納税地 〒
令和 年 月 日
税務署長殿
事業種目 業

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日
の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。記

申告期限延長期間
(1) 申告期限が延長されていない法人
(2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人
(3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人

各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由
根拠条文
1 定款等の写し
2 その他

税理士署名

※税務署処理欄
部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿等 通信日付印 確認
回付先 □ 親署 → 子署 ・ □ 子署 → 調査課 年月日

03.06改正

(規格A4)

改正前

(52 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

提出法人 納税地 〒
令和 年 月 日
税務署長殿
事業種目 業

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日
の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。記

申告期限延長期間
(1) 申告期限が延長されていない法人
(2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人
(3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人

各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由
根拠条文
1 定款等の写し
2 その他

税理士署名押印

※税務署処理欄
部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿等 通信日付印 確認印
回付先 □ 親署 → 子署 ・ □ 子署 → 調査課 年月日

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、連結親法人が法人税法第81条の24の規定により又は外国法人が法人税法第144条の8の規定により、
 - ① 定款等の定めにより、又はこれらの法人に特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ② 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ③ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ④ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑤ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑥ ③～⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合

なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。

- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
 - ① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - ② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 各欄は、次により記載します。

(1) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書 </td> <td style="padding: 0 5px;">) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。	(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 <p>なお、2月以上（連結確定申告書にあつては3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（連結確定申告書にあつては2月）延長にしようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。</p> <p>(注) 申請の事由が上記1の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p>
<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。		
- 「各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度又は連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑥までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載してください。
- 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
- 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります

(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要がありますことにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(52 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、連結親法人が法人税法第81条の24の規定により又は外国法人が法人税法第144条の8の規定により、
 - ① 定款等の定めにより、又はこれらの法人に特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ② 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ③ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ④ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑤ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑥ ③～⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合

なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。

- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
 - ① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - ② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 各欄は、次により記載します。

(1) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書 </td> <td style="padding: 0 5px;">) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。	(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 <p>なお、2月以上（連結確定申告書にあつては3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（連結確定申告書にあつては2月）延長にしようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。</p> <p>(注) 申請の事由が上記1の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p>
<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。		
- 「各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度又は連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑥までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載してください。
- 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
- 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります

(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要がありますことにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

令和 年 月 日	提出法人	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ) 法人名等	電話() -
		法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

自令和 年 月 日 事業年度から、法人税の確定申告書
 至令和 年 月 日 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書
 の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

記

1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他の参考事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	名簿 等	通信日付印	確認
回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課							年 月 日	

(規格 A 4)

03.06 改正

改正前

(55 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

令和 年 月 日	提出法人	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ) 法人名等	電話() -
		法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

自令和 年 月 日 事業年度から、法人税の確定申告書
 至令和 年 月 日 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書
 の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

記

1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	名簿 等	通信日付印	確認印
回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課							年 月 日	

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第75条の2第1項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）、第81条の24第1項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第144条の8（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書

 には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から15日又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から15日又は連結事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日を記載してください。

(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(55 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第75条の2第1項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）、第81条の24第1項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第144条の8（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書

 には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から15日又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から15日又は連結事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日を記載してください。

(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(58 青色申告の承認申請書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>青色申告の承認申請書</h3> </div> <div style="text-align: center;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>										
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒		電話() -					
		(フリガナ)								
		法 人 名 等								
		法 人 番 号								
		(フリガナ)								
		代 表 者 氏 名		◎						
		代 表 者 住 所		〒						
事 業 種 目				業						
資 本 金 又 は 出 資 金 額				円						
自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。 至令和 年 月 日 <p style="text-align: center;">記</p>										
1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。 <input type="checkbox"/> 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実該当する号及びその事実が生じた日 <p style="text-align: right;">第4条の5第2項 号 平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> 2 参考事項 (1) 帳簿組織の状況										
伝 票 又 は 帳 簿 名		左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期	伝 票 又 は 帳 簿 名		左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期			
(2) 特別な記帳方法の採用の有無 <input type="checkbox"/> 伝票会計採用 <input type="checkbox"/> 電子計算機利用										
(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合										
税 理 士 署 名		◎								
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(56 青色申告の承認申請書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>青色申告の承認申請書</h3> </div> <div style="text-align: center;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>										
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒		電話() -					
		(フリガナ)								
		法 人 名 等								
		法 人 番 号								
		(フリガナ)								
		代 表 者 氏 名		◎						
		代 表 者 住 所		〒						
事 業 種 目				業						
資 本 金 又 は 出 資 金 額				円						
自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。 至令和 年 月 日 <p style="text-align: center;">記</p>										
1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。 <input type="checkbox"/> 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実該当する号及びその事実が生じた日 <p style="text-align: right;">第4条の5第2項 号 平成・令和 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> 2 参考事項 (1) 帳簿組織の状況										
伝 票 又 は 帳 簿 名		左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期	伝 票 又 は 帳 簿 名		左の帳簿の形態	記 帳 の 時 期			
(2) 特別な記帳方法の採用の有無 <input type="checkbox"/> 伝票会計採用 <input type="checkbox"/> 電子計算機利用										
(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合										
税 理 士 署 名 押 印		◎								
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(58) 青色申告の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限り、)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限り、)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(3)に掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日（注）外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>(5) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日</p> <p>(6) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(8) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>(2) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(3) 「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>	<p>(56) 青色申告の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限り、)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限り、)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(3)に掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日（注）外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>(5) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日</p> <p>(6) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(8) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>(2) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(3) 「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>

改 正 後

(62 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結親 法法人	(フリガナ)	電話 () -	
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		
		代表者住所	〒	
事業種目		業		

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
事業種目		業			

帳簿書類の記載事項等の省略について、法人税法施行規則第8条の3の9の規定によりその記載事項の一部を省略・変更したいので申請します。
法人税法施行規則第58条

(帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容)

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(60 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結親 法法人	(フリガナ)	電話 () -	
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		
		代表者住所	〒	
事業種目		業		

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
事業種目		業			

帳簿書類の記載事項等の省略について、法人税法施行規則第8条の3の9の規定によりその記載事項の一部を省略・変更したいので申請します。
法人税法施行規則第58条

(帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(62 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第54条から第56条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第8条の3の5から第8条の3の7まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。
- 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
 - (1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 （注）外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。
 - (4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) 「法人番号」欄の記載
 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(60 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第54条から第56条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第8条の3の5から第8条の3の7まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。
- 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
 - (1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 （注）外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。
 - (4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) 「法人番号」欄の記載
 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(63 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載
事項の省略承認申請書

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法人法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話() - 〒 〒	※整理番号 ※訂正簿	
-----------------------	--	--	------------------------	---------------	--

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所 〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目 業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 20 の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

(規格 A 4)

改 正 前

(61 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載
事項の省略承認申請書

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法人法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話() - 〒 〒	※整理番号 ※訂正簿	
-----------------------	--	--	------------------------	---------------	--

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所 〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目 業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 20 の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

(規格 A 4)

改 正 後

(63 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表20の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地(連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。

3 各欄は、次により記載します。

- (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
- (2) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(61 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表20の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地(連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。

3 各欄は、次により記載します。

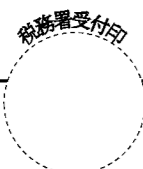
- (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
- (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改正後

(64 青色申告の取りやめの届出書)

 青色申告の取りやめの届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業
自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。			
記			
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日			
年 月 日			
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由			
3 その他の参考事項			

税理士署名

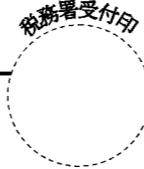
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	----

03.06改正

(規格A4)

改正前

(62 青色申告の取りやめの届出書)

 青色申告の取りやめの届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業
自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。			
記			
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日			
年 月 日			
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由			
3 その他の参考事項			

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	---------

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(64 青色申告の取りやめの届出書)

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第121条第1項（青色申告）の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。
 - (2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。
 - (3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(62 青色申告の取りやめの届出書)

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第121条第1項（青色申告）の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。
 - (2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。
 - (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)



特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 □□□	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	単連連 体結結 法子親 人法法 人	納 税 地	〒	
		(フリガナ)		
		法人の名称		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者の氏名		Ⓜ
		(フリガナ)		
		責任者の氏名		Ⓜ
		設立年月日		年 月 日
	資本金の額 又は出資金の額		円	

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- ① 法人が現に行っている事業の概要
- ② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨
 - (イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。
 - (ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。
- ③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨
 - (イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。
 - (ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。

④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類

(規格A4)

税 理 士 署 名

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	業種番号	番号	入力	整理簿	備考
---------------	----	------	----	----	-----	----

03.06 改正

(63 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)



特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 □□□	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	単連連 体結結 法子親 人法法 人	納 税 地	〒	
		(フリガナ)		
		法人の名称		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者の氏名		Ⓜ
		(フリガナ)		
		責任者の氏名		Ⓜ
		設立年月日		年 月 日
	資本金の額 又は出資金の額		円	

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- ① 法人が現に行っている事業の概要
- ② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨
 - (イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。
 - (ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。
- ③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨
 - (イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。
 - (ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。

④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類

(規格A4)

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	業種番号	番号	入力	整理簿	備考
---------------	----	------	----	----	-----	----

01.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハマまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (5) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハマまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (7) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。</p> <p>(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成26年改正前の法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>	<p>(63 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハマまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (5) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハマまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (7) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。</p> <p>(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成26年改正前の法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>

改 正 後

(69 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	納 税 地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	法 人 番 号		
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒	電話 () -	

法人税法施行令第14条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日	令和 年 月 日
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類 ※入力
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()

(規格 A 4)

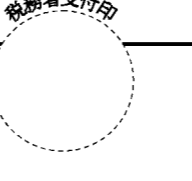
※税務署整理欄	部門	決算期	番号	通信日付印	年 月 日	確認
---------	----	-----	----	-------	-------	----

03.06 改正

改 正 前

(67 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	納 税 地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	法 人 番 号		
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒	電話 () -	

法人税法施行令第14条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日	令和 年 月 日
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類 ※入力
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()
		(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()

(規格 A 4)

※税務署整理欄	部門	決算期	番号	通信日付印	年 月 日	確認印
---------	----	-----	----	-------	-------	-----

02.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="71 153 676 184">(69 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)</p> <p data-bbox="379 239 1160 273" style="text-align: center;">特定受益証券発行信託に関する書類の提出書の記載要領等</p> <p data-bbox="71 331 1472 451">特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けた法人は、事業年度終了の日の翌日以後2月を経過する日までに、当該事業年度中に終了した特定受益証券発行信託の各計算期間について、法人税法施行令第14条の4第9項に基づく書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの提出書を作成し、提出書類と併せて提出してください。</p> <p data-bbox="756 512 789 541" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="71 602 201 632">1 提出部数</p> <p data-bbox="71 646 1472 722">この提出書は、法人税法施行令第14条の4第9項に基づく提出書類と併せて1通（調査課所管法人にあつては提出書類2部と提出書2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p data-bbox="71 783 276 812">2 各欄の記載方法</p> <p data-bbox="71 827 1472 1213"> (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄にはその代表者の住所を記載してください。 (3) 「提出対象事業年度」欄には、特定受益証券発行信託に関する書類を提出しなければならない事業年度を記載してください。 (4) 「法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日」欄には、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき提出した承認申請に対する、同条第6項の承認通知の日付を記載してください。 (5) 「信託の名称」欄には、書類を提出しなければならない特定受益証券発行信託の名称を、「計算期間」欄には、同信託の計算期間を記載してください。 (6) 「提出書類」欄には、この提出書と併せて提出するものを○で囲んで表示してください。 (7) 「※」欄は記載しないでください。 </p>	<p data-bbox="1498 153 2104 184">(67 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)</p> <p data-bbox="1807 239 2588 273" style="text-align: center;">特定受益証券発行信託に関する書類の提出書の記載要領等</p> <p data-bbox="1498 331 2899 451">特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けた法人は、事業年度終了の日の翌日以後2月を経過する日までに、当該事業年度中に終了した特定受益証券発行信託の各計算期間について、法人税法施行令第14条の4第9項に基づく書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの提出書を作成し、提出書類と併せて提出してください。</p> <p data-bbox="2184 512 2217 541" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="1498 602 1629 632">1 提出部数</p> <p data-bbox="1498 646 2899 722">この提出書は、法人税法施行令第14条の4第9項に基づく提出書類と併せて1通（調査課所管法人にあつては提出書類2部と提出書2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p data-bbox="1498 783 1703 812">2 各欄の記載方法</p> <p data-bbox="1498 827 2899 1213"> (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄にはその代表者の住所を記載してください。 (3) 「提出対象事業年度」欄には、特定受益証券発行信託に関する書類を提出しなければならない事業年度を記載してください。 (4) 「法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日」欄には、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき提出した承認申請に対する、同条第6項の承認通知の日付を記載してください。 (5) 「信託の名称」欄には、書類を提出しなければならない特定受益証券発行信託の名称を、「計算期間」欄には、同信託の計算期間を記載してください。 (6) 「提出書類」欄には、この提出書と併せて提出するものを○で囲んで表示してください。 (7) 「※」<u>印</u>欄は記載しないでください。 </p>

改正後

(70 事前確定届出給与に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒 電話() - 〒	※整理番号 ※
		税務署受付印		※整理番号 ※	

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署) 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地			部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
				整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等 (決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)	
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 令和 年 月 日	
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 (臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日	
④ 事前確定届出給与等の状況 付表__ (No. ~No.) のとおり。	
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由	
⑥ その他参考となるべき事項	

届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 届出期限となる日 <input type="checkbox"/>イ <input type="checkbox"/>ロ <input type="checkbox"/>ハ </div>
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)	
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)	
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日	
ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日		


税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

03.06改正

(規格A4)

改正前

(68 事前確定届出給与に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒 電話() - 〒	※整理番号 ※
		税務署受付印		※整理番号 ※	

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署) 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地			部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
				整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等 (決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)	
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 令和 年 月 日	
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 (臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日	
④ 事前確定届出給与等の状況 付表__ (No. ~No.) のとおり。	
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由	
⑥ その他参考となるべき事項	

届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 届出期限となる日 <input type="checkbox"/>イ <input type="checkbox"/>ロ <input type="checkbox"/>ハ </div>
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)	
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)	
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日	
ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日		

税 理 士 署 名 押 印									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(70 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表2までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表2までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。
（削除）

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から4月（法人税法第75条の2第1項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に3を加えた月数）を経過する日（以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員その設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員職務上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（当該役員当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

改 正 前

(68 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表2までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表2までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。
なお、新株予約権又は法人税法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与については、平成29年10月1日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与から事前確定届出給与の対象となります。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から4月（法人税法第75条の2第1項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に3を加えた月数）を経過する日（以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員その設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員職務上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（当該役員当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

改 正 後	改 正 前
<p>(70 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>(注) 1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。</p> <p>2 定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。</p> <p>2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。</p> <p>なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が 1 月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる給与をいいます。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所</p>	<p>(68 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>(注) 1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。</p> <p>2 定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。</p> <p>2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。</p> <p>なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が 1 月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる給与をいいます。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(70) 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p> <p>また、法人税法施行令第 69 条第 8 項に規定する「確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記 1 の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分①（株主総会等の決議）…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日を、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に 3 を加えた月数）を経過する日を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□イ」にレ印を付してください。</p> <p>(注) 1 「決議をした日から 1 月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>(例：決議をした日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「決議をした日から 1 月を経過する日」となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 連結申告法人については、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日から 4 月（連結親法人が法人税法第 81 条の 24 第 1 項各号（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている場合には、その指定に係る月数に 3 を加えた月数とし、連結親法人が同項の規定の適用を受けている場合（同項各号の指定を受けている場合を除きます。）で連結法人が一定の場合に該当する場合には 5 月とします。）を経過する日を記載してください。 <p>上記の一定の場合とは、連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第 81 条の 24 第 1 項に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその連結法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるなどの場合をいいます（この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分②（新設法人）…「ロ 設立の日以後 2 月を経過する日」に、該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□ロ」にレ印を付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分③（臨時改定事由）…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から 1 月を経過する日を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(68) 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p> <p>また、法人税法施行令第 69 条第 8 項に規定する「確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記 1 の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分①（株主総会等の決議）…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日を、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に 3 を加えた月数）を経過する日を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□イ」にレ印を付してください。</p> <p>(注) 1 「決議をした日から 1 月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>(例：決議をした日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「決議をした日から 1 月を経過する日」となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 連結申告法人については、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日から 4 月（連結親法人が法人税法第 81 条の 24 第 1 項各号（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている場合には、その指定に係る月数に 3 を加えた月数とし、連結親法人が同項の規定の適用を受けている場合（同項各号の指定を受けている場合を除きます。）で連結法人が一定の場合に該当する場合には 5 月とします。）を経過する日を記載してください。 <p>上記の一定の場合とは、連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第 81 条の 24 第 1 項に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその連結法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるなどの場合をいいます（この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分②（新設法人）…「ロ 設立の日以後 2 月を経過する日」に、該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□ロ」にレ印を付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分③（臨時改定事由）…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から 1 月を経過する日を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(73 事前確定届出給与に関する変更届出書)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">事前確定届出給与に関する変更届出書</p>		※整理番号 ※連結グループ 整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	税務署 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	〒 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所	〒 電 話 () - 〒 電 話 () - 〒 電 話 () - 〒 電 話 () - 〒 電 話 () -
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等 〒 本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。 記			
①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日 (決議をした日) 令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 令和 年 月 日
②	変更を行った機関等		(機関等)
③	変更後の事前確定届出給与等の状況		付表 (No. ~No.) のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由		(理由)
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日		令和 年 月 日
⑥	その他参考となるべき事項		
届 出 期 限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	番 号	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(71 事前確定届出給与に関する変更届出書)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">事前確定届出給与に関する変更届出書</p>		※整理番号 ※連結グループ 整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	税務署 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	〒 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所	〒 電 話 () - 〒 電 話 () - 〒 電 話 () - 〒 電 話 () - 〒 電 話 () -
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等 〒 本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。 記			
①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日 (決議をした日) 令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 令和 年 月 日
②	変更を行った機関等		(機関等)
③	変更後の事前確定届出給与等の状況		付表 (No. ~No.) のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由		(理由)
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日		令和 年 月 日
⑥	その他参考となるべき事項		
届 出 期 限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日		
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	番 号	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認 印		

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(73 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第4項（定期同額給与の範囲等）に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の2の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

（削 除）

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。)	その臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
② 業績悪化改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。)	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から1月を経過する日ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、）が当該1月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

(注) 連結子法人（連結申告法人に限り、）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限り、）以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

改 正 前

(71 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第4項（定期同額給与の範囲等）に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の2の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

なお、新株予約権又は法人税法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与については、平成29年10月1日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与から事前確定届出給与の対象となります。

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。)	その臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
② 業績悪化改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。)	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から1月を経過する日ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、）が当該1月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

(注) 連結子法人（連結申告法人に限り、）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限り、）以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(73 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(4) 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p>(6) 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。</p> <p>なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記2の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から1月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p>(注) 「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応ずる日の前日（翌月にその応ずる日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>(例：臨時改定事由が生じた日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に応ずる日（6月26日）の前日である6月25日が「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から1月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(71 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(4) 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p>(6) 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。</p> <p>なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記2の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から1月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p>(注) 「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応ずる日の前日（翌月にその応ずる日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>(例：臨時改定事由が生じた日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に応ずる日（6月26日）の前日である6月25日が「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から1月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(75 棚卸資産の評価方法の届出書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">棚卸資産の評価方法の届出書</p>		※整理番号	
令和 年 月 日		※親署-子署	※子署-調査課
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結 法 親 法 人 法 人	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目			業
税務署長殿			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	〒 (局 署)		部 門
	本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -		決 算 期
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		業 種 番 号
	代 表 者 住 所 〒		整 理 簿
	事 業 種 目 業		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。			
記			
事業の種類 (又は事業所別)	資 産 の 区 分	評 価 方 法	
	商 品 又 は 製 品		
	半 製 品		
	仕 掛 品 (半 成 工 事)		
	主 要 原 材 料		
	補 助 原 材 料 その他の棚卸資産		
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 令和 年 月 日 2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 令和 年 月 日 3 その他		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(73 棚卸資産の評価方法の届出書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">棚卸資産の評価方法の届出書</p>		※整理番号	
令和 年 月 日		※親署-子署	※子署-調査課
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結 法 親 法 人 法 人	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目			業
税務署長殿			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	〒 (局 署)		部 門
	本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -		決 算 期
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		業 種 番 号
	代 表 者 住 所 〒		整 理 簿
	事 業 種 目 業		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。			
記			
事業の種類 (又は事業所別)	資 産 の 区 分	評 価 方 法	
	商 品 又 は 製 品		
	半 製 品		
	仕 掛 品 (半 成 工 事)		
	主 要 原 材 料		
	補 助 原 材 料 その他の棚卸資産		
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 令和 年 月 日 2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 令和 年 月 日 3 その他		
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(75 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を
選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていきますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。
 - イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
 - ロ 半製品
 - ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
 - ニ 主要原材料
 - ホ 補助原材料その他の棚卸資産
 (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていきますから注意してください。

- イ 原 価 法
 - (イ) 個別法による原価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法
 - (ハ) 総平均法による原価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法
- ロ 低 価 法
 - (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項
- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

改 正 前

(73 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を
選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていきますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。
 - イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
 - ロ 半製品
 - ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
 - ニ 主要原材料
 - ホ 補助原材料その他の棚卸資産
 (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていきますから注意してください。

- イ 原 価 法
 - (イ) 個別法による原価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法
 - (ハ) 総平均法による原価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法
- ロ 低 価 法
 - (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項
- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(76 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)

棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書										※整理番号									
<div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> </div> 令和 年 月 日 税務署長殿										※郵送									
										提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人		納税地 (フリガナ)	〒		電話() -				
												法人名等							
												法人番号 (フリガナ)							
												代表者氏名							
												代表者住所	〒						
		事業種目							業										
連 結 子 法 人	(フリガナ)				※	整理番号													
	法人名等				税	部 門													
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		務	決 算 期													
	(フリガナ)				署	業 種 番 号													
	代表者氏名				處	整 理 簿													
	代表者住所	〒			理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課												
事業種目				欄															
次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。																			
事業の種類	資産の区分		評価方法																
業																			
承認を受けようとする特別な評価方法の内容																			
特別な評価方法を採用しようとする理由																			
その他の参考事項																			
税 理 士 署 名																			
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		番号		整理 簿	備考									

(規格 A 4)

改 正 前

(74 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)

棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書										※整理番号									
<div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> </div> 令和 年 月 日 税務署長殿										※郵送									
										提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人		納税地 (フリガナ)	〒		電話() -				
												法人名等							
												法人番号 (フリガナ)							
												代表者氏名							Ⓔ
												代表者住所	〒						
		事業種目							業										
連 結 子 法 人	(フリガナ)				※	整理番号													
	法人名等				税	部 門													
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		務	決 算 期													
	(フリガナ)				署	業 種 番 号													
	代表者氏名				處	整 理 簿													
	代表者住所	〒			理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課												
事業種目				欄															
次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。																			
事業の種類	資産の区分		評価方法																
業																			
承認を受けようとする特別な評価方法の内容																			
特別な評価方法を採用しようとする理由																			
その他の参考事項																			
税 理 士 署 名 押 印																			
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		番号		整理 簿	備考									

(規格 A 4)

改 正 後

(76 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。
この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
 - (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。
 - (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
 - (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(74 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。
この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
 - (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。
 - (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
 - (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(77 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	納税地	〒	※整理番号	
		(フリガナ)		※電話番号	
		法人名等		電話()	-
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
	代表者住所	〒			
	事業種目				業

(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所		〒	業 種 番 号	
	事業種目		業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種 類	算 出 方 法	新たに取得した年月日
売買目的 有価証券		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
満期保有目的 有価証券		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
その他の 有価証券		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
参考事項			

税 理 士 署 名 _____

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

(規格 A 4)

改 正 前

(75 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	納税地	〒	※整理番号	
		(フリガナ)		※電話番号	
		法人名等		電話()	-
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
	代表者住所	〒			
	事業種目				業

(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所		〒	業 種 番 号	
	事業種目		業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種 類	算 出 方 法	新たに取得した年月日
売買目的 有価証券		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
満期保有目的 有価証券		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
その他の 有価証券		移動平均法・総平均法	年 月 日
		移動平均法・総平均法	年 月 日
参考事項			

税 理 士 署 名 押 印 _____

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

改 正 後

(77 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第119条の5・第155条の6)

(注) 1 法令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。

2 法令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項《特別勘定》に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

3 種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

4 各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。

(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。

(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(75 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第119条の5・第155条の6)

(注) 1 法令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。

2 法令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項《特別勘定》に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

3 種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

4 各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。

(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。

(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(78 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書 ※整理番号 ※期-種 令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人	〒	納 税 地	電話() -								
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)	法人名等	法人番号	(フリガナ)	代表者氏名	代表者住所	〒	事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名等	整理番号	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話() -	※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	(フリガナ)	代表者氏名	業 種 番 号	代表者住所	〒	事 業 種 目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
	短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。												
	種 類 又 は 銘 柄	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日										
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日										
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
参 考 事 項													

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

(規格 A 4)

改 正 前

(76 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書 ※整理番号 ※期-種 令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人	〒	納 税 地	電話() -								
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)	法人名等	法人番号	(フリガナ)	代表者氏名	代表者住所	〒	事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名等	整理番号	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話() -	※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	(フリガナ)	代表者氏名	業 種 番 号	代表者住所	〒	事 業 種 目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
	短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。												
	種 類 又 は 銘 柄	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日										
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日										
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日											
参 考 事 項													

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

改 正 後

(78 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が、新たに短期売買商品等を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第118条の6・第155条の6・第184条）

(注) 短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第2条第5項（定義）に規定する暗号資産をいいます。

なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の4で定める一定の資産をいいます。

2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」等のように記載してください。なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。
- (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。
- (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(76 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が、新たに短期売買商品等を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第118条の6・第155条の6・第184条）

(注) 短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第2条第5項（定義）に規定する暗号資産をいいます。

なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の4で定める一定の資産をいいます。

2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」等のように記載してください。なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。
- (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。
- (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号	
		※訂正欄	
提出人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所	〒	業 種 番 号	
	事業種目	業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

棚卸資産の評価方法
 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度から 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の
 至令和 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 とおり変更したいので申請します。

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変
と
更
す
し
る
理
由

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	------------	-------	-----

(規格 A 4)

改 正 前

(77 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号	
		※訂正欄	
提出人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所	〒	業 種 番 号	
	事業種目	業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

棚卸資産の評価方法
 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度から 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の
 至令和 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 とおり変更したいので申請します。

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変
と
更
す
し
る
理
由

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	------------	-------	----------

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p>棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、単体法人（連結申告法人を以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6・第184条） この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行い、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産、有価証券又は短期売買商品等だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。 (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と区若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 (6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(77 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p>棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、単体法人（連結申告法人を以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6・第184条） この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行い、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産、有価証券又は短期売買商品等だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。 (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と区若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 (6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(81 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)

(79 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)

税務署受付印 		ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書		※整理番号	
令和 年 月 日		総括 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結法親 人法人	納 税 地 〒 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	〒 電 話 () -	
税務署長殿					

税務署受付印 		ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書		※整理番号	
令和 年 月 日		総括 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結法親 人法人	納 税 地 〒 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	〒 電 話 () -	
税務署長殿					

連	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)	整理番号	
結	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -	部 門	
子	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
法	代表者住所	〒		業 種 番 号	
人	事 業 種 目			整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

連	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)	整理番号	
結	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -	部 門	
子	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
法	代表者住所	〒		業 種 番 号	
人	事 業 種 目			整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項 第1号 第2号 に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。
 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項 第1号 第2号 に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。
 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

記

法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等

法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等

上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ				
	時価ヘッジ				
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債				
	金 銭				
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲					
適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日	開始の日	令和 年 月 日	終了の日	令和 年 月 日	
その他の参考事項					

上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ				
	時価ヘッジ				
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債				
	金 銭				
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲					
適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日	開始の日	令和 年 月 日	終了の日	令和 年 月 日	
その他の参考事項					

税 理 士 署 名 _____

税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(81 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券(個別株)オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。</p> <p>ロ 「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の6第1項第1号に規定する資産若しくは負債又は同項第2号に規定する金銭の範囲について記載してください。</p> <p>ハ 「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。</p> <p>ニ 「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。</p> <p>なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション</p>	<p>(79 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券(個別株)オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。</p> <p>ロ 「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の6第1項第1号に規定する資産若しくは負債又は同項第2号に規定する金銭の範囲について記載してください。</p> <p>ハ 「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。</p> <p>ニ 「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。</p> <p>なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション</p>

改 正 後

(82 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号				
		※部 門				
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒	電話() - 〒	業	
	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	(局 署) 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒	業	
	事 業 種 目	業				
	□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 □ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 記					
	法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等					
	上記の規定の適用をやめようとする事業年度 開始の日	令和 年 月 日				
上記の規定の適用をやめよう とするオプション取引の種類	繰延ヘッジ					
	時価ヘッジ					
繰延ヘッジ処理におけるヘッ ジ対象資産等損失額を減少さ せようとする資産又は負債及 び金銭の範囲	資産又は負債					
	金 銭					
時価ヘッジ処理におけるヘッ ジ対象有価証券 損失額を減少させようとする 売買目的外有価 証券の範囲						
その他の参考事項						
税 理 士 署 名						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(80 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号				
		※部 門				
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒	電話() - 〒	業	
	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	(局 署) 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒	業	
	事 業 種 目	業				
	□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 □ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 記					
	法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等					
	上記の規定の適用をやめようとする事業年度 開始の日	令和 年 月 日				
上記の規定の適用をやめよう とするオプション取引の種類	繰延ヘッジ					
	時価ヘッジ					
繰延ヘッジ処理におけるヘッ ジ対象資産等損失額を減少さ せようとする資産又は負債及 び金銭の範囲	資産又は負債					
	金 銭					
時価ヘッジ処理におけるヘッ ジ対象有価証券 損失額を減少させようとする 売買目的外有価 証券の範囲						
その他の参考事項						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(82 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定
の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人がオプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合
 - (2) 法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。
 - (4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。
 - イ 「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。
 - ロ 「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。
 - ハ 「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。
 - ニ 「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。
 - (5) 「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の3の2第1項各号又は第121条の9の2第1項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」(以下「適用開始届出書」といいます。)を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) 一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ
提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめることができます。
この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。

改 正 前

(80 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定
の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人がオプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合
 - (2) 法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。
 - (4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。
 - イ 「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。
 - ロ 「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。
 - ハ 「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。
 - ニ 「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。
 - (5) 「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の3の2第1項各号又は第121条の9の2第1項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」(以下「適用開始届出書」といいます。)を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) 一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ
提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめることができます。
この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。

改 正 後

(83 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

税務署受付印

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒	電話() -	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)			※添付書類	
	単 連	法 人 名 等				
	体 結	法 人 番 号				
	法 親	(フリガナ)				
	人 法	代 表 者 氏 名				
	人	代 表 者 住 所	〒			
税務署長殿						業
			〒			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

適用を受けようとする最初の事業年度 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由

法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法

法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合

法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額

特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲

特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由

その他の参考事項

税 理 士 署 名								
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(81 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

税務署受付印

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒	電話() -	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)			※添付書類	
	単 連	法 人 名 等				
	体 結	法 人 番 号				
	法 親	(フリガナ)				
	人 法	代 表 者 氏 名				
	人	代 表 者 住 所	〒			
税務署長殿						業
			〒			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

適用を受けようとする最初の事業年度 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由

法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法

法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合

法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額

特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲

特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由

その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印								
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	確 認 印

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(83 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、1の方法を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(中間申告書を提出する場合は中間申告書の提出期限)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、平成30年3月31日前開始事業年度については、平成30年改正前の法人税法施行令(以下「旧法令」といいます。)第121条の4第1項又は第121条の10第1項のとおり、承認を受けた日の属する事業年度後の各事業年度に1の方法が適用されますのでご注意ください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>なお、旧法令に基づいてこの申請書を提出する場合は、イ及びロを記載する必要はありません。</p> <p>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。</p> <p>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</p> <p>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</p> <p>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</p> <p>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(81 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、1の方法を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(中間申告書を提出する場合は中間申告書の提出期限)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、平成30年3月31日前開始事業年度については、平成30年改正前の法人税法施行令(以下「旧法令」といいます。)第121条の4第1項又は第121条の10第1項のとおり、承認を受けた日の属する事業年度後の各事業年度に1の方法が適用されますのでご注意ください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>なお、旧法令に基づいてこの申請書を提出する場合は、イ及びロを記載する必要はありません。</p> <p>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。</p> <p>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</p> <p>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</p> <p>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</p> <p>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(85 減価償却資産の償却方法の届出書)

※整理番号 ※課税種別		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納税地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目	業		
(届出の対象が連体法人である場合に限り記載) 重 結 子 法 人	(フリガナ)	※	
	法人名等	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部門	
	(フリガナ)	決算期	
	代表者氏名	業種番号	
代表者住所	整理簿		
事業種目	業	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。 記			
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
() 設備			
() 設備			
事項考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他		令和 年 月 日
税理士署名			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
		通信 日付印	年月日
			確認

03.06改正

(規格A4)

改正前

(83 減価償却資産の償却方法の届出書)

※整理番号 ※課税種別		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納税地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目	業		
(届出の対象が連体法人である場合に限り記載) 連 結 子 法 人	(フリガナ)	※	
	法人名等	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部門	
	(フリガナ)	決算期	
	代表者氏名	業種番号	
代表者住所	整理簿		
事業種目	業	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。 記			
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
() 設備			
() 設備			
事項考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他		令和 年 月 日
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
		通信 日付印	年月日
			確認 印

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(85 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別業に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっておりますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注)1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

- 4 各欄は、次により記入してください。

- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください
- 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(83 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別業に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっておりますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注)1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

- 4 各欄は、次により記入してください。

- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(86 特別な償却方法の承認申請書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>特別な償却方法の承認申請書</h3> </div> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td>※整理番号</td><td></td></tr> <tr><td>※部局</td><td></td></tr> </table> </div> </div>										※整理番号		※部局	
										※整理番号			
※部局													
令和 年 月 日	提出法人	<input type="checkbox"/> 単連	<input type="checkbox"/> 親	<input type="checkbox"/> 法人	納 税 地	〒	電話() -						
					(フリガナ)								
					法 人 名 等								
					法 人 番 号								
					(フリガナ)								
					代 表 者 氏 名								
					代 表 者 住 所	〒				電話() -			
					この申請に回答する係及び氏名								
					事 業 種 目	業							
連 結 子 法 人	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号							
	法 人 名 等					部 門							
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)			決 算 期							
	(フリガナ)					業 種 番 号							
	代 表 者 氏 名					整 理 簿							
	代 表 者 住 所	〒				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課						
次 ₂ の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。													
承認を受けようとする特別な償却方法等													
種 類	1												
構 造 又 は 用 途	2												
細 目	3												
耐 用 年 数	4												
取 得 価 額	5												
帳 簿 価 額	6												
所 在 す る 場 所	7												
承認を受けようとする特別な償却方法													
特別な償却方法を採用しようとする理由													
期 中 取 得 資 産 の 償 却 方 法				第 1 号	第 2 号								
税 理 士 署 名													
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	備考							

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(84 特別な償却方法の承認申請書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>特別な償却方法の承認申請書</h3> </div> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td>※整理番号</td><td></td></tr> <tr><td>※部局</td><td></td></tr> </table> </div> </div>										※整理番号		※部局	
										※整理番号			
※部局													
令和 年 月 日	提出法人	<input type="checkbox"/> 単連	<input type="checkbox"/> 親	<input type="checkbox"/> 法人	納 税 地	〒	電話() -						
					(フリガナ)								
					法 人 名 等								
					法 人 番 号								
					(フリガナ)								
					代 表 者 氏 名	㊟							
					代 表 者 住 所	〒				電話() -			
					この申請に回答する係及び氏名								
					事 業 種 目	業							
連 結 子 法 人	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号							
	法 人 名 等					部 門							
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)			決 算 期							
	(フリガナ)					業 種 番 号							
	代 表 者 氏 名					整 理 簿							
	代 表 者 住 所	〒				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課						
次 ₂ の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。													
承認を受けようとする特別な償却方法等													
種 類	1												
構 造 又 は 用 途	2												
細 目	3												
耐 用 年 数	4												
取 得 価 額	5												
帳 簿 価 額	6												
所 在 す る 場 所	7												
承認を受けようとする特別な償却方法													
特別な償却方法を採用しようとする理由													
期 中 取 得 資 産 の 償 却 方 法				第 1 号	第 2 号								
税 理 士 署 名 押 印													
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	備考							

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(86 特別な償却方法の承認申請書)

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第48条の4・第155条の6)
(注) 取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類(設備の種類を含みます。)を記載してください。
 - (4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。
 - (5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号(事業年度の途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例)に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。
(注) 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……………第1号
承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合……………第2号
 - (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(84 特別な償却方法の承認申請書)

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第48条の4・第155条の6)
(注) 取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類(設備の種類を含みます。)を記載してください。
 - (4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。
 - (5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号(事業年度の途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例)に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。
(注) 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……………第1号
承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合……………第2号
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(90 取替法採用承認申請書)


<div style="text-align: center;">  <p>取替法採用承認申請書</p> </div>												※整理番号		
令和 年 月 日												※訂正欄		
納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒		電話() -											
	〒		(フリガナ)											
	〒		法 人 名 等											
	〒		法 人 番 号											
	〒		(フリガナ)											
	〒		代 表 者 氏 名											
	〒		代 表 者 住 所											
業														
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号							
	法 人 名 等				部 門									
	〒		(局 署)		決 算 期									
	〒		電 話 () -		業 種 番 号									
	〒		代 表 者 氏 名		整 理 簿									
	〒		代 表 者 住 所		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課							
業														
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので 申請します。														
取替法を採用しようとする減価償却資産の明細														
取替資産の名称		1												
同上の法人税法施行規則 第10条各号の区分		2												
所在する場所		3												
数 量		4												
取 得 価 額		5		千円		千円				千円				
帳 簿 価 額		6		千円		千円				千円				
参考事項														
税 理 士 署 名														
※税務署 処理欄		部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認				

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(88 取替法採用承認申請書)

<div style="text-align: center;">  <p>取替法採用承認申請書</p> </div>												※整理番号		
令和 年 月 日												※訂正欄		
納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒		電話() -											
	〒		(フリガナ)											
	〒		法 人 名 等											
	〒		法 人 番 号											
	〒		(フリガナ)											
	〒		代 表 者 氏 名											
	〒		代 表 者 住 所											
業														
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号							
	法 人 名 等				部 門									
	〒		(局 署)		決 算 期									
	〒		電 話 () -		業 種 番 号									
	〒		代 表 者 氏 名		整 理 簿									
	〒		代 表 者 住 所		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課							
業														
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので 申請します。														
取替法を採用しようとする減価償却資産の明細														
取替資産の名称		1												
同上の法人税法施行規則 第10条各号の区分		2												
所在する場所		3												
数 量		4												
取 得 価 額		5		千円		千円				千円				
帳 簿 価 額		6		千円		千円				千円				
参考事項														
税 理 士 署 名 押 印														
※税務署 処理欄		部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印				

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(90 取替法採用承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取替法採用承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第10条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第49条・第155条の6） 2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「取替資産の名称1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第10条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。 (4) 「同上の法人税法施行規則第10条各号の区分2」欄には、(3)の資産の法規第10条各号の区分を記載してください。 (5) 「所在する場所3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。 (6) 「数量4」、「取得価額5」及び「帳簿価額6」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和27年12月31日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。 (7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について1年間で使用に耐えなくなつて取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。 (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> 	<p>(88 取替法採用承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取替法採用承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第10条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第49条・第155条の6） 2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「取替資産の名称1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第10条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。 (4) 「同上の法人税法施行規則第10条各号の区分2」欄には、(3)の資産の法規第10条各号の区分を記載してください。 (5) 「所在する場所3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。 (6) 「数量4」、「取得価額5」及び「帳簿価額6」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和27年12月31日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。 (7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について1年間で使用に耐えなくなつて取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(91 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る
旧リース期間定額法の届出書

税務署受付印

※整理番号
※訂正/変更

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連			電話() -
	<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
	法人	法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目		業	

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	代 表 者 氏 名	電話 () -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。
記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			

参考事項	1 採用する事業年度	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
	2 その他			

税 理 士 署 名	
-----------	--

※ 税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(89 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る
旧リース期間定額法の届出書

税務署受付印

※整理番号
※訂正/変更

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連			電話() -
	<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
	法人	法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		㊟
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目		業	

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	代 表 者 氏 名	電話 () -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。
記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			

参考事項	1 採用する事業年度	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
	2 その他			

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(91 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第49条の2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第48条第1項第6号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。

（注）連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記入してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている8つの種類）ごと。

ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。

(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(89 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第49条の2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第48条第1項第6号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。

（注）連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記入してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている8つの種類）ごと。

ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(92 特別な償却率の認定申請書)

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">特別な償却率の認定申請書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国税局長殿</p>		※整理番号				
		※電話				
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒 電話() -				
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					
	代表者住所	〒				
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -				
事業種目	業					
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -			部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期	
	代表者住所	〒			業 種 番 号	
	事業種目	業			整 理 簿	
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。						
認定を受けようとする特別な償却率等の明細						
種 類	1					
構 造 又 は 用 途	2					
細 目	3					
名 称	4					
所 在 す る 場 所	5					
数 量	6					
取 得 価 額	7		千円		千円	
帳 簿 価 額	8		千円		千円	
認定を受けようとする償却率	9					
参考事項						
認定を受けようとする償却率の算定の基礎						
税 理 士 署 名						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考	

(規格 A 4)

改 正 前

(90 特別な償却率の認定申請書)

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">特別な償却率の認定申請書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国税局長殿</p>		※整理番号				
		※電話				
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒 電話() -				
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					
	代表者住所	〒				
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -				
事業種目	業					
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -			部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期	
	代表者住所	〒			業 種 番 号	
	事業種目	業			整 理 簿	
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。						
認定を受けようとする特別な償却率等の明細						
種 類	1					
構 造 又 は 用 途	2					
細 目	3					
名 称	4					
所 在 す る 場 所	5					
数 量	6					
取 得 価 額	7		千円		千円	
帳 簿 価 額	8		千円		千円	
認定を受けようとする償却率	9					
参考事項						
認定を受けようとする償却率の算定の基礎						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考	

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(92 特別な償却率の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別な償却率の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則(以下単に「法規」といいます。)第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第50条・第155条の6)</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。</p> <p>(4) 「名称4」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。</p> <p>(6) 「数量6」、「取得価額7」及び「帳簿価額8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする償却率9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。</p> <p>(8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根拠、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(90 特別な償却率の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別な償却率の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則(以下単に「法規」といいます。)第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第50条・第155条の6)</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。</p> <p>(4) 「名称4」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。</p> <p>(6) 「数量6」、「取得価額7」及び「帳簿価額8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする償却率9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。</p> <p>(8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(95 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

※整理番号
※電話/7番

提出法人
納税地
電話()
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

連結子法人
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先

自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。
至 令和 年 月 日

Table with 4 columns: 資産、設備の種類, 現によっている償却方法, 現によっている償却方法を採用した年月日, 採用しようとする新たな償却方法

変更しようとする理由

税理士署名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

03.06 改正

(規格A4)

改正前

(93 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

※整理番号
※電話/7番

提出法人
納税地
電話()
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

連結子法人
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先

自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。
至 令和 年 月 日

Table with 4 columns: 資産、設備の種類, 現によっている償却方法, 現によっている償却方法を採用した年月日, 採用しようとする新たな償却方法

変更しようとする理由

税理士署名押印

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(95) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)	(93) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)
減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等	減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等
<p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 52 条・第 155 条の 6）</p> <p>なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。</p> <p>（注） 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。</p> <p>（注） 平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2 以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。</p> <p>4 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。</p> <p>(5) 「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。</p> <p>(6) 「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p>	<p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 52 条・第 155 条の 6）</p> <p>なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。</p> <p>（注） 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。</p> <p>（注） 平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2 以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。</p> <p>4 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。</p> <p>(5) 「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。</p> <p>(6) 「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p>

改 正 後

(95 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(93 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(97 耐用年数の短縮の承認申請書)

<p style="font-size: small;">税務署受付印</p> <p style="font-size: small;">令和 年 月 日</p> <p style="font-size: small;">国税局長殿</p>		<p style="font-size: small;">※整理番号</p> <p style="font-size: small;">※連絡先電話番号</p>		
		<p style="font-size: small;">電話() -</p>		
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒	電話() -	
	(フリガナ)			
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
	この申請に回答する係及び氏名		電話() -	
事 業 種 目			業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整理番号	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	※ 部 門	部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		※ 決 算 期	決 算 期
	代 表 者 住 所	〒	※ 業 種 番 号	業 種 番 号
	事 業 種 目	業	※ 整 理 簿	整 理 簿
			※ 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。				
申 請 の 事 由	1			
資 産 の 種 類 及 び 名 称	2			
同 上 の 資 産 の	所在する場所	3		
	承認を受けようとする使用可能期間	4		
	承認を受けようとする未経過使用可能期間	5		
	法定耐用年数	6		
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	7			
参考となるべき事項	8			
税 理 士 署 名				
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(95 耐用年数の短縮の承認申請書)

<p style="font-size: small;">税務署受付印</p> <p style="font-size: small;">令和 年 月 日</p> <p style="font-size: small;">国税局長殿</p>		<p style="font-size: small;">※整理番号</p> <p style="font-size: small;">※連絡先電話番号</p>		
		<p style="font-size: small;">電話() -</p>		
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒	電話() -	
	(フリガナ)			
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
	この申請に回答する係及び氏名		電話() -	
事 業 種 目			業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整理番号	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	※ 部 門	部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		※ 決 算 期	決 算 期
	代 表 者 住 所	〒	※ 業 種 番 号	業 種 番 号
	事 業 種 目	業	※ 整 理 簿	整 理 簿
			※ 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。				
申 請 の 事 由	1			
資 産 の 種 類 及 び 名 称	2			
同 上 の 資 産 の	所在する場所	3		
	承認を受けようとする使用可能期間	4		
	承認を受けようとする未経過使用可能期間	5		
	法定耐用年数	6		
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	7			
参考となるべき事項	8			
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(97 耐用年数の短縮の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第57条・第155条の6） 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の事由1」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号から第6号まで及び法人税法施行規則第16条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。 (4) 「資産の種類及び名称2」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。 (5) 「同上の資産の（3～6）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。 (6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。 (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」 (2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等） (3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等） (4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等） (5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等） 5 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(95 耐用年数の短縮の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第57条・第155条の6） 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の事由1」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号から第6号まで及び法人税法施行規則第16条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。 (4) 「資産の種類及び名称2」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。 (5) 「同上の資産の（3～6）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。 (6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」 (2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等） (3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等） (4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等） (5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等） 5 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(98 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書)</p> <p style="text-align: center;">承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書の記載要領等</p> <p>1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。</p> <p>2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。</p> <p>3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、申請資産ごと（当該申請資産が総合償却資産（機械及び装置並びに構築物で、当該資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいう。以下同じ。）である場合には、当該総合償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。</p> <p>4 「数量 e」欄には、「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。</p> <p>5 「法定耐用年数 f」欄には、申請資産について定められている法定耐用年数（当該申請資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。</p> <p>6 「取得価額 g」欄には、「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産の取得価額（申請資産が機械及び装置であり、申請の理由が法人税法施行規則第 16 条第 2 号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第 3 号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載し、申請資産が総合償却資産である場合には、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。</p> <p>7 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産につき申請時までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。</p> <p>8 「年要償却額 k」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」欄の年数で除して算出した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。</p> <p>9 「経過期間に係る償却費相当額 l」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に、個々の資産の年要償却額に経過期間の月数（1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とします。）を乗じて、これを 12 で除して計算した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。</p> <p>10 「算出使用可能期間 n」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に、当該総合償却資産の「取得価額 g」の金額の合計額を「年要償却額 k」の金額の合計額で除して算出した数（小数点 1 位以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合には 2 とします。）を記載してください。</p> <p>11 「承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、申請資産が総合償却資産である場合には「算出使用可能期間 n」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を記載してください。</p> <p>12 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に「未経過期間対応償却基礎価額 m」欄の金額の合計額を「年要償却額 k」欄の金額の合計額で除して算出した数（小数点 1 位以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合には 2 とします。）を記載してください。</p>	<p>(96 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書)</p> <p style="text-align: center;">承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書の記載要領等</p> <p>1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。</p> <p>2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。</p> <p>3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、申請資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の機械で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。</p> <p>4 「数量 e」欄には、2 の資産の数量を記載してください。</p> <p>5 「法定耐用年数 f」欄には、2 の資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。</p> <p>6 「取得価額 g」欄には、2 の資産の取得価額（申請の理由が法人税法施行規則第 16 条第 2 号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第 3 号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載してください。</p> <p>7 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、2 の資産につき申請時までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）を記載してください。</p> <p>この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。</p> <p>8 「年要償却額 k」欄には、2 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」の年数で除して算出した金額を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">（追 加）</p> <p>9 2 の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「算出使用可能期間 n」欄に「取得価額 g」及び「年要償却額 k」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（小数点 1 位以下の数は切り捨てる。）を記載してください。</p> <p>10 「承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、2 の資産が機械及び装置である場合には、9 により計算し「算出使用可能期間 n」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を限度として承認を受けようとする耐用年数を記載してください。</p> <p>11 2 の資産が機械及び装置である場合には、「算出未経過使用可能期間 p」欄に「未経過期間対応償却基礎価額 m」及び「年要償却額 k」欄の全部についての計算を付し、当該「未経過期間対応償却基礎価額 m」の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(98 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書)</p> <p>13 「承認を受けようとする未経過使用可能期間 q」欄には、申請資産が総合償却資産である場合には「算出未経過使用可能期間 p」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 <u>その後の使用可能期間 i</u>」欄に記載した年数（1年未満の端数は切り捨てます。）に記載してください。</p> <p>14 「帳簿価額 s」欄には、申請資産が総合償却資産である場合には、当該総合償却資産ごとに合計額を記載した行に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、<u>総合償却資産以外</u>の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>15 「所在地 t」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。</p>	<p>(96 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書)</p> <p>12 「承認を受けようとする未経過使用可能期間 q」欄には、<u>2</u>の資産が機械及び装置である場合には <u>10</u>により計算し、「算出未経過使用可能期間 p」欄に記載した年数を、<u>機械及び装置以外</u>の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 <u>計 j</u>」欄に記載した年数を移記してください。</p> <p>13 「帳簿価額 s」欄には、<u>2</u>の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、<u>その他</u>の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>14 「所在地 t」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。</p>

改正後

(102 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

税務署受付印

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

※整理番号
※課税区分

2通提出
(添付書類含む)

提出先: 国税局長殿
提出法人: 単体結合法親人法人
納税地: (フリガナ) 法人名等
法人番号: (フリガナ)
代表者氏名:
代表者住所: 〒
事業種目: 業

連結子法人
(フリガナ) 法人名等
本店又は主たる事務所の所在地: 〒 (局 署)
代表者氏名: (フリガナ)
代表者住所: 〒
事業種目: 業
※税務署処理欄
整理番号:
部門:
決算期:
業種番号:
整理簿:
備考:
回付先: □ 子署から送付物有 □ 親署 → 子署 □ 子署 → 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

Table with 8 rows: 更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度, 届出の事由, みなし承認を受けようとする使用可能期間, 未經過使用可能期間, 短縮特例承認資産の種類及び名称, 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日, 直前の事業年度(又は連結事業年度)に適用を受けた届出書の提出年月日, 参考となるべき事項

添付書類 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税理士署名

Table with 12 columns: 税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

03.06改正

改正前

(100 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

税務署受付印

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

※整理番号
※課税区分

2通提出
(添付書類含む)

提出先: 国税局長殿
提出法人: 単体結合法親人法人
納税地: (フリガナ) 法人名等
法人番号: (フリガナ)
代表者氏名:
代表者住所: 〒
事業種目: 業

連結子法人
(フリガナ) 法人名等
本店又は主たる事務所の所在地: 〒 (局 署)
代表者氏名: (フリガナ)
代表者住所: 〒
事業種目: 業
※税務署処理欄
整理番号:
部門:
決算期:
業種番号:
整理簿:
備考:
回付先: □ 子署から送付物有 □ 親署 → 子署 □ 子署 → 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

Table with 8 rows: 更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度, 届出の事由, みなし承認を受けようとする使用可能期間, 未經過使用可能期間, 短縮特例承認資産の種類及び名称, 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日, 直前の事業年度(又は連結事業年度)に適用を受けた届出書の提出年月日, 参考となるべき事項

添付書類 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税理士署名押印

Table with 12 columns: 税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印

02.06改正

改 正 後

(102 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第 57 条第 7 項・第 155 条の 6）
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。
 なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度 1」欄には、法人税法施行令第 57 条第 7 項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (4) 「届出の事由 2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第 1 号該当の場合】

- (5) 第 1 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第 2 号該当の場合】

- (6) 第 2 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。
 イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(6)において「付表」といいます。）の g の計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（以下

改 正 前

(100 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第 57 条第 7 項・第 155 条の 6）
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。
 なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度 1」欄には、法人税法施行令第 57 条第 7 項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (4) 「届出の事由 2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第 1 号該当の場合】

- (5) 第 1 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第 2 号該当の場合】

- (6) 第 2 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。
 イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(6)において「付表」といいます。）の g の計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（以下

改 正 後	改 正 前
<p>(102 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)</p> <p>(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。) (※)の g の計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。</p> <p>※ 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の g の計に記載した金額により判定します。</p> <p>ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと</p> <p>具体的には、付表の o 欄の年数と短縮特例承認資産の明細書の o 欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。</p> <p>【共通記載項目】</p> <p>(7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の o 欄の年数を記載してください。</p> <p>(8) 「未経過使用可能期間 4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の p 欄の年数を記載してください。</p> <p>(9) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(10) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(11) 「直前の事業年度(又は連結事業年度) に適用を受けた届出書の提出年月日 7」の欄には、短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合に、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書の提出年月日を記載してください。ただし、その届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(12) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表) を添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(100 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)</p> <p>(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。) (※)の g の計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。</p> <p>※ 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の g の計に記載した金額により判定します。</p> <p>ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと</p> <p>具体的には、付表の o 欄の年数と短縮特例承認資産の明細書の o 欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。</p> <p>【共通記載項目】</p> <p>(7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の o 欄の年数を記載してください。</p> <p>(8) 「未経過使用可能期間 4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の p 欄の年数を記載してください。</p> <p>(9) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(10) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(11) 「直前の事業年度(又は連結事業年度) に適用を受けた届出書の提出年月日 7」の欄には、短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合に、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書の提出年月日を記載してください。ただし、その届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(12) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表) を添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(103 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書 (付表))

番号 (更新資産の 番号を○で明 記す。)	種類 (設備の 種類を含む。)	構造 又は 用途	細目 (個 々の資産 の名称)	数 量	法定 耐用 年数	取得 価額	更新資産に取り替えた後の 使用可能期間の算定の基礎			計	年 要 償却額	経過期間に 係る償却費 相当額	未経過期間 対価償却基 礎価額	更新資産 に取り替 えた後の 使用可能 期間	みなし承 認を受け ようとする 使用可 能期間	算出未経過 使用可能期 間	取得年月	帳簿価額	所在地	
							経過年数	その後の 使用可能 期間	計											
a	b	c	d	e	f	千円	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	千円	s
計																				

付表 (更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書)

03.06改正

(規 格 A 4)

改 正 前

(101 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書 (付表))

番号 (更新資産の 番号を○で明 記す。)	種類 (設備の 種類を含む。)	構造 又は 用途	細目 (個 々の資産 の名称)	数 量	法定 耐用 年数	取得 価額	更新資産に取り替えた後の 使用可能期間の算定の基礎			計	年 要 償却額	経過期間に 係る償却費 相当額	未経過期間 対価償却基 礎価額	更新資産 に取り替 えた後の 使用可能 期間	みなし承 認を受け ようとする 使用可 能期間	算出未経過 使用可能期 間	取得年月	帳簿価額	所在地	
							経過年数	その後の 使用可能 期間	計											
a	b	c	d	e	f	千円	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	千円	s
計																				

付表 (更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書)

23.12改正

(規 格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(103 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書（付表）)</p> <p style="text-align: center;">付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等</p> <p>1 この明細書は、短縮特例承認資産（法人が有する法人税法施行令第 57 条第 1 項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、その取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎となる個々の資産の明細等を記載し、「短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」に添付してください。</p> <p>2 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。なお、更新資産については、その一連番号を○で囲んでください。</p> <p>3 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成 20 年改正前の耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載してください。</p> <p>4 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごとにその名称を記載してください。</p> <p>5 「数量 e」欄には、「<u>細目（個々の資産の名称） d</u>」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。</p> <p>6 「法定耐用年数 f」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について法人税法施行令第 57 条第 1 項の適用を受けないこととした場合に適用される法定耐用年数を記載してください。</p> <p>7 「取得価額 g」欄には、「<u>細目（個々の資産の名称） d</u>」欄の区分ごとの資産の取得価額を記載してください。また、「取得価額 g」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、「<u>細目（個々の資産の名称） d</u>」欄の区分ごとの資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額 g」欄の額の合計額を内書きしてください。</p> <p>8 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、「<u>細目（個々の資産の名称） d</u>」欄の区分ごとの資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の終了の日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。 この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。</p> <p>9 「年要償却額 k」欄には、「<u>細目（個々の資産の名称） d</u>」欄の区分ごとの資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」欄の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載してください。</p> <p>10 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間 n」の「計」欄には、「取得価額 g」欄の額の合計額を「年要償却額 k」欄の額の合計額で除して算出した数（<u>小数点 1 以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合は 2 とします。</u>）を記載してください。</p> <p>11 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする使用可能期間を記載してください。</p> <p>12 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、「未経過期間対応償却基礎価額 m」欄の額の合計額を「年要償却額 k」欄の額の合計額で除して算出した数（<u>小数点 1 以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合は 2 とします。</u>）を記載してください。</p> <p>13 「帳簿価額 r」欄には、更新資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における個々の資産の帳簿価額を記載してください。</p> <p>14 「所在地 s」欄には、その資産の所在する事業所名及び所在地を記載してください。</p>	<p>(101 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書（付表）)</p> <p style="text-align: center;">付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等</p> <p>1 この明細書は、短縮特例承認資産（法人が有する法人税法施行令第 57 条第 1 項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、その取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎となる個々の資産の明細等を記載し、「短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」に添付してください。</p> <p>2 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。なお、更新資産については、その一連番号を○で囲んでください。</p> <p>3 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載してください。</p> <p>4 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごとにその名称を記載してください。</p> <p>5 「数量 e」欄には、<u>4</u>の資産の数量を記載してください。</p> <p>6 「法定耐用年数 f」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について法人税法施行令第 57 条第 1 項の適用を受けないこととした場合に適用される法定耐用年数を記載してください。</p> <p>7 「取得価額 g」欄には、<u>4</u>の資産の取得価額を記載してください。また、「取得価額 g」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、<u>4</u>の資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額 g」の額の合計額を内書きしてください。</p> <p>8 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、<u>4</u>の資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の終了の日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。 この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。</p> <p>9 「年要償却額 k」欄には、<u>4</u>の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載してください。</p> <p>10 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間 n」の「計」欄には、「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（<u>1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。</u>）を記載してください。</p> <p>11 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする使用可能期間を記載してください。</p> <p>12 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、「未経過期間対応償却基礎価額 m」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（<u>1 年未満のはすが生じたときはこれを切り捨てます。</u>）を記載してください。</p> <p>13 「帳簿価額 r」欄には、更新資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における個々の資産の帳簿価額を記載してください。</p> <p>14 「所在地 s」欄には、その資産の所在する事業所名及び所在地を記載してください。</p>

改 正 後

(104 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

2通提出
(添付書類含む)



耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号
※課税番号

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

連 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

Table with 8 rows: 1. 届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度, 2. 届出の事由, 3. 届出資産の種類及び名称, 4. 所在する場所, 5. みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo), 6. 未経過使用可能期間(付表のp), 7. 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日, 8. 参考となるべき事項

添付書類 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税 理 士 署 名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

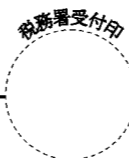
03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(102 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

2通提出
(添付書類含む)



耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号
※課税番号

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

連 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

Table with 8 rows: 1. 届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度, 2. 届出の事由, 3. 届出資産の種類及び名称, 4. 所在する場所, 5. みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo), 6. 未経過使用可能期間(付表のp), 7. 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日, 8. 参考となるべき事項

添付書類 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税 理 士 署 名 押 印

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(104 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第 57 条第 8 項・第 155 条の 6）
- この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。
なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「届出資産の取得をした日の属する（連結）事業年度 1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「届出の事由 2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号、法人税法施行規則第 16 条第 1 号又は同条第 3 号（法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号及び法人税法施行規則第 16 条第 1 号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第 8 項又は法人税法施行規則第 18 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第 57 条第 8 項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること (法人税法施行規則第 16 条第 1 号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 1 号)
3	上記 1 又は 2 に準ずる事由 (法人税法施行規則第 16 条第 3 号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号)

- 「届出資産の種類及び名称 3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

改 正 前

(102 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第 57 条第 8 項・第 155 条の 6）
- この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。
なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「届出資産の取得をした日の属する（連結）事業年度 1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「届出の事由 2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号、法人税法施行規則第 16 条第 1 号又は同条第 3 号（法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号及び法人税法施行規則第 16 条第 1 号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第 8 項又は法人税法施行規則第 18 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第 57 条第 8 項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること (法人税法施行規則第 16 条第 1 号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 1 号)
3	上記 1 又は 2 に準ずる事由 (法人税法施行規則第 16 条第 3 号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号)

- 「届出資産の種類及び名称 3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(104 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)</p> <p>(6) 「同上の資産の(4～6)」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日7」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄に記載する必要はありません。</p> <p>(8) 「参考となるべき事項8」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第57条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)を添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(102 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)</p> <p>(6) 「同上の資産の(4～6)」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日7」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄に記載する必要はありません。</p> <p>(8) 「参考となるべき事項8」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第57条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)を添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(105 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(附表))

番号	種類(設備の種類を含む。)	構造又は用途	細目(個々の資産の名称)	数量	法定耐用年数	取得価額 千円	みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年 償却額 $\frac{e}{j}$	経過期間に係る償却費相当額 $h \times k$	未経過期間 対価償却基 礎価額 $g-1$	算出使用可能期間 $\frac{g}{k}$ の計 n	みなし承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過 使用可能期 間の計 mの計 d	取得年月 年 月 q	帳簿価額 千円 r	所在地 s
							経過年数 h	その後の使用可能期間 i	計 j									
計																		

03.06改正

(規格A4)

附表(みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書)

改 正 前

(103 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(附表))

番号	種類(設備の種類を含む。)	構造又は用途	細目(個々の資産の名称)	数量	法定耐用年数	取得価額 千円	みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年 償却額 $\frac{e}{j}$	経過期間に係る償却費相当額 $h \times k$	未経過期間 対価償却基 礎価額 $g-1$	算出使用可能期間 $\frac{g}{k}$ の計 n	みなし承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過 使用可能期 間の計 mの計 d	取得年月 年 月 q	帳簿価額 千円 r	所在地 s
							経過年数 h	その後の使用可能期間 i	計 j									
計																		

23.12改正

(規格A4)

附表(みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書)

改 正 後	改 正 前
<p>(105 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(付表))</p> <p style="text-align: center;">付表(みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書)の記載要領等</p> <p>1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。</p> <p>2 「種類(設備の種類を含む。) b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」といいます。)別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」といいます。)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。</p> <p>3 「細目(個々の資産の名称) d」欄には、<u>届出資産ごと(当該届出資産が総合償却資産(機械及び装置並びに構築物で、当該資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいう。以下同じ。))</u>である場合には、<u>当該総合償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと)</u>にその名称を記載してください。</p> <p>4 「数量 e」欄には、「<u>細目(個々の資産の名称) d</u>」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。</p> <p>5 「法定耐用年数 f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数(当該届出資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数)を記載してください。</p> <p>6 「取得価額 g」欄には、「<u>細目(個々の資産の名称) d</u>」欄の区分ごとの資産の取得価額を記載し、<u>届出資産が総合償却資産である場合には、総合償却資産ごとにその合計額を記載</u>してください。</p> <p>7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、「<u>細目(個々の資産の名称) d</u>」欄の区分ごとの資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 8 項の規定の適用を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)終了の日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計(その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数(昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数)を記載してください。</p> <p>8 「年要償却額 k」欄には、<u>届出資産が総合償却資産である場合に「細目(個々の資産の名称) d」欄の区分ごとの資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」欄の年数で除して算出した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載</u>してください。</p> <p>9 「算出使用可能期間 n」欄には、<u>届出資産が総合償却資産である場合に、当該総合償却資産の「取得価額 g」の金額の合計額を「年要償却額 k」の金額の合計額で除して算出した数(小数点 1 位以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合には 2 とします。)</u>を記載してください。</p> <p>10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、<u>届出資産が総合償却資産である場合には「算出使用可能期間 n」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を記載</u>してください。</p> <p>11 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、<u>届出資産が総合償却資産である場合に「未経過期間対応償却基礎価額 m」欄の金額の合計額を「年要償却額 k」欄の金額の合計額で除して算出した数(小数点 1 位以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合には 2 とします。)</u>を記載してください。</p> <p>12 「帳簿価額 r」欄には、<u>届出資産が総合償却資産である場合には、当該総合償却資産ごとに合計額を記載した行に当該届出資産を取得した日の属する事業年度(又は連結事業年度)終了の日における帳簿価額を、総合償却資産以外の資</u></p>	<p>(103 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(付表))</p> <p style="text-align: center;">付表(みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書)の記載要領等</p> <p>1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。</p> <p>2 「種類(設備の種類を含む。) b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」といいます。)別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」といいます。)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。</p> <p>3 「細目(個々の資産の名称) d」欄には、届出資産ごと(当該資産が<u>機械及び装置</u>である場合には、当該<u>機械及び装置</u>に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと)にその名称を記載してください。</p> <p>4 「数量 e」欄には、<u>3</u>の資産の数量を記載してください。</p> <p>5 「法定耐用年数 f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数(当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数)を記載してください。</p> <p>6 「取得価額 g」欄には、<u>3</u>の資産の取得価額を記載してください。</p> <p>7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、<u>3</u>の資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 8 項の規定の適用を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)終了の日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計(その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数(昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数)を記載してください。</p> <p>8 「年要償却額 k」欄には、<u>3</u>の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」の年数で除して算出した金額を記載してください。</p> <p>9 <u>3</u>の資産が<u>機械及び装置</u>に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額 g」及び「年要償却額 k」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数(1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。)を「算出使用可能期間 n」欄に記載してください。</p> <p>10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、<u>2</u>の資産が<u>機械及び装置</u>である場合には、<u>9</u>により計算し、「算出使用可能期間 n」欄に記載した年数を、<u>機械及び装置</u>以外の資産である場合には、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を限度としてみなし承認を受けようとする使用可能期間を記載してください。</p> <p>11 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、「未経過期間対応償却基礎価額 m」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数(1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>12 「帳簿価額 r」欄には、<u>2</u>の資産が<u>機械及び装置</u>である場合には、当該<u>機械及び装置</u>に含まれる資産の全部について計を付した欄に届出資産を取得した日の属する事業年度(又は連結事業年度)終了の日における帳簿価額を、<u>その他の</u></p>

改正後

(105 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(附表))
産である場合には、当該届出資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
13 「所在地s」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改正前

(103 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(附表))
資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
13 「所在地s」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改 正 後

(106 増加償却の届出書)

増加償却の届出書															※整理番号		
令和 年 月 日															※課税簿		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地		〒		電話() -												
	(フリガナ)																
	法 人 名 等																
	法 人 番 号																
	(フリガナ)																
	代 表 者 氏 名																
	代 表 者 住 所		〒														
事 業 種 目												業					
連 結 子 法 人	(フリガナ)																
	法 人 名 等																
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒		(局 署)		電話() -										
	(フリガナ)																
	代 表 者 氏 名																
	代 表 者 住 所		〒														
事 業 種 目												業					
		※ 整理番号				※ 税務署		部 門				処 理 簿					
		部 門				決 算 期						整 理 簿					
		業 種 番 号				回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課									
自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので 至 令和 年 月 日 届け出ます。																	
設 備 の 種 類		1															
細 目		2															
所 在 す る 場 所		3															
通常の経済事情における 1日当りの平均的な使用時間		4															
通常使用されるべき日数		5															
平均的な使用時間を超えて 使用した時間の合計時間		6															
1日当りの超過使用時間		7															
同上の時間の計算方法		8		第一号該当		第二号該当											
増加償却割合 [35/1000×「7」]		9															
操業度上昇の理由 超過使用したことを証する書類として保存するものの名称																	
税 理 士 署 名 押 印																	
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		整 理 簿		備 考		通 信 日 付 印			
														年 月 日 確 認 印			

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(104 増加償却の届出書)

増加償却の届出書															※整理番号		
令和 年 月 日															※課税簿		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地		〒		電話() -												
	(フリガナ)																
	法 人 名 等																
	法 人 番 号																
	(フリガナ)																
	代 表 者 氏 名																
	代 表 者 住 所		〒														
事 業 種 目												業					
連 結 子 法 人	(フリガナ)																
	法 人 名 等																
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒		(局 署)		電話() -										
	(フリガナ)																
	代 表 者 氏 名																
	代 表 者 住 所		〒														
事 業 種 目												業					
		※ 整理番号				※ 税務署		部 門				処 理 簿					
		部 門				決 算 期						整 理 簿					
		業 種 番 号				回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課									
自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので 至 令和 年 月 日 届け出ます。																	
設 備 の 種 類		1															
細 目		2															
所 在 す る 場 所		3															
通常の経済事情における 1日当りの平均的な使用時間		4															
通常使用されるべき日数		5															
平均的な使用時間を超えて 使用した時間の合計時間		6															
1日当りの超過使用時間		7															
同上の時間の計算方法		8		第一号該当		第二号該当											
増加償却割合 [35/1000×「7」]		9															
操業度上昇の理由 超過使用したことを証する書類として保存するものの名称																	
税 理 士 署 名 押 印																	
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		整 理 簿		備 考		通 信 日 付 印			
														年 月 日 確 認 印			

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(106 増加償却の届出書)

増加償却の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。
- 2 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。
 - (4) 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。
 - (7) 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。
 - (8) 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。
 - (9) 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。

イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しよう} \\ \text{とする事業年度における平均超過使用時間} \end{array} \right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ 次の算式により計算する方法

$$1 \text{ 日当りの超過使用時間} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする} \\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間} \end{array} \right)}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$
 - (10) 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。
 - (11) 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$$
 - (12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。
 - (13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(104 増加償却の届出書)

増加償却の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。
- 2 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。
 - (4) 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。
 - (7) 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。
 - (8) 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。
 - (9) 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。

イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しよう} \\ \text{とする事業年度における平均超過使用時間} \end{array} \right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ 次の算式により計算する方法

$$1 \text{ 日当りの超過使用時間} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする} \\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間} \end{array} \right)}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$
 - (10) 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。
 - (11) 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$$
 - (12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。
 - (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後 改正前

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

(105 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

2通提出 (添付書類含む)

2通提出 (添付書類含む)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

Application form for recognition of remaining useful life of sturdy buildings (Post-revision). Includes fields for applicant name, address, phone number, and business type.

Application form for recognition of remaining useful life of sturdy buildings (Pre-revision). Includes fields for applicant name, address, phone number, and business type.

Additional information section for the post-revision application, including tax office details and return instructions.

Additional information section for the pre-revision application, including tax office details and return instructions.

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

認定を受ける減価償却資産の明細

Table with 9 columns for asset details: Type, Structure/Use, Item Name, Location, Acquisition Date, Acquisition Value, 95% Equivalent Value Date, Ledger Value, and Recognition Period.

Table with 9 columns for asset details: Type, Structure/Use, Item Name, Location, Acquisition Date, Acquisition Value, 95% Equivalent Value Date, Ledger Value, and Recognition Period.

Signature and stamp area for the post-revision application, including tax office name and date.

Signature and stamp area for the pre-revision application, including tax office name and date.

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第61の2条第1項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が1円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）
- 2 この申請書は、1の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
 - (4) 「所在する場所4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。
 - (5) 「同上における帳簿価額8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(105 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第61の2条第1項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が1円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）
- 2 この申請書は、1の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
 - (4) 「所在する場所4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。
 - (5) 「同上における帳簿価額8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> 単連体	納 税 地	電話() -	※課税種別
	<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
	親	法 人 名 等		
	法	法 人 番 号		
	人	(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目		業	

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※	整理番号	
	法 人 名 等	税	部 門	
	〒	務	決 算 期	
	本店又は主たる事務所の所在地	署	業 種 番 号	
	(フリガナ)	処	整 理 簿	
	代 表 者 氏 名	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代 表 者 住 所	欄			
〒				
事 業 種 目	業			

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼 称	所 在 地	取 得 の 年 月 日	取 得 価 額	帳 簿 価 額	認 定 を 受 け よ う と す る 年 数
				・ ・	千円	千円	年
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
---------	-----	-------	---------	-----	-------	-----

03.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(108 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> 単連体	納 税 地	電話() -	※課税種別
	<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
	親	法 人 名 等		
	法	法 人 番 号		
	人	(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目		業	

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※	整理番号	
	法 人 名 等	税	部 門	
	〒	務	決 算 期	
	本店又は主たる事務所の所在地	署	業 種 番 号	
	(フリガナ)	処	整 理 簿	
	代 表 者 氏 名	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代 表 者 住 所	欄			
〒				
事 業 種 目	業			

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼 称	所 在 地	取 得 の 年 月 日	取 得 価 額	帳 簿 価 額	認 定 を 受 け よ う と す る 年 数
				・ ・	千円	千円	年
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
---------	-----	-------	---------	-----	-------	-----

01.06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、採掘権租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。
 - (4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。
 - (5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のj欄の年数を記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(108 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、採掘権租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。
 - (4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。
 - (5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のj欄の年数を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(114 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

※整理番号

※電話番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
	代表者住所	〒
事業種目		業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

法人税法施行令 第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法
第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法を
 を下記のとおり届け出ます。

外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備 考
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
(その他の参考事項)			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06 改正

(規格A4)

改正前

(112 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

※整理番号

※電話番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
	代表者住所	〒
事業種目		業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

法人税法施行令 第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法
第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法を
 を下記のとおり届け出ます。

外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備 考
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
(その他の参考事項)			

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(114 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第122条の5《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第122条の10第2項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合</p> <p>2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上別葉にしてこの届出書を提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <p>1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）</p> <p>2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）</p> <p>3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）</p> <p>4 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記3の有価証券を除きます。））</p> <p>5 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）</p> <p>6 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）</p> <p>3 この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第122条の5の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記2(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5) 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(112 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第122条の5《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第122条の10第2項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合</p> <p>2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上別葉にしてこの届出書を提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <p>1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）</p> <p>2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）</p> <p>3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）</p> <p>4 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記3の有価証券を除きます。））</p> <p>5 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）</p> <p>6 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）</p> <p>3 この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第122条の5の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記2(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5) 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

外貨建資産等の期末換算方法等
の変更承認申請書

※整理番号

※訂正欄

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	納 税 地 〒 電話() -	〒 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 〒 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	〒	業
-----------------------	--	-----------------------	--	---	---

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	※ 整 理 番 号 ※ 部 門 ※ 決 算 期 ※ 業 種 番 号 ※ 整 理 簿 ※ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	業
--	-------------------	---	---	---

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等下記のとおり変更したいので
申請します。

記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由

(その他の参考事項)

税 理 士 署 名	<input type="checkbox"/>
-----------	--------------------------

(規格 A 4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

03.06 改正

改 正 前

(113 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

外貨建資産等の期末換算方法等
の変更承認申請書

※整理番号

※訂正欄

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	納 税 地 〒 電話() -	〒 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 〒 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	〒	業
-----------------------	--	-----------------------	--	---	---

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	※ 整 理 番 号 ※ 部 門 ※ 決 算 期 ※ 業 種 番 号 ※ 整 理 簿 ※ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	業
--	-------------------	---	---	---

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等下記のとおり変更したいので
申請します。

記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由

(その他の参考事項)

税 理 士 署 名 押 印	<input type="checkbox"/>
---------------	--------------------------

(規格 A 4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06 改正

改 正 後

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手續》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合
 - (2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手續》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を変更しようとする場合
- 2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。
- 3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの申請書を記載してください。

(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

 - 1 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務)
 - 2 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務)
 - 3 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)
 - 4 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。))
 - 5 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金)
 - 6 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金)
- 4 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。

なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。
 - (4) 「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。
 - (5) 「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。
 - (6) 「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。
 - (7) 「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。

なお、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。
 - (8) 「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください
 - (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(113 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手續》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合
 - (2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手續》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を変更しようとする場合
- 2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。
- 3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの申請書を記載してください。

(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

 - 1 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務)
 - 2 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務)
 - 3 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)
 - 4 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。))
 - 5 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金)
 - 6 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金)
- 4 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。

なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。
 - (4) 「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。
 - (5) 「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。
 - (6) 「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。
 - (7) 「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。

なお、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。
 - (8) 「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(117 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 ※整理番号

令和 年 月 日

納税地 〒 - 電話() -

(フリガナ)

法人名

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒 -

事業種目 業

税務署長殿

自 平成・令和 年 月 日 事業年度から

至 平成・令和 年 月 日 事業年度から

変更したいので届け出ます。

棚卸資産の評価方法

減価償却資産の償却方法

暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

外貨建資産等の期末換算方法

記

を下記のとおり

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備考
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	

その他の参考事項

1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日

2 その他

税理士署名

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(115 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 ※整理番号

令和 年 月 日

納税地 〒 - 電話() -

(フリガナ)

法人名

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒 -

事業種目 業

税務署長殿

自 平成・令和 年 月 日 事業年度から

至 平成・令和 年 月 日 事業年度から

変更したいので届け出ます。

棚卸資産の評価方法

減価償却資産の償却方法

暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

外貨建資産等の期末換算方法

記

を下記のとおり

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備考
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	
			.	.	

その他の参考事項

1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日

2 その他

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(117 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第118条の6・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。</p> <p>① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと</p> <p>② 公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと</p> <p>2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。</p> <p>3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含まず。</p> <p>4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>6 減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道については、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>7 暗号資産とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいいます。（法人税法第61条）</p> <p>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法</p> <p>減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又</p>	<p>(115 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第118条の6・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。</p> <p>① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと</p> <p>② 公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと</p> <p>2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。</p> <p>3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含まず。</p> <p>4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>6 減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道については、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>7 暗号資産とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいいます。（法人税法第61条）</p> <p>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法</p> <p>減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(117 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。</p> <p>(4) 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務 (外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務 (短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券 (償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したのものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄</p> <p>イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。</p> <p>ホ 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品 (半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上</p>	<p>(115 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。</p> <p>(4) 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務 (外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務 (短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券 (償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したのものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄</p> <p>イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。</p> <p>ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品 (半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(117 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>記区分を更に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を()内に記載してください。</p> <p>A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類(建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品)ごと。</p> <p>B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>E 坑道及び鉱業権(試掘権を除く。)については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、暗号資産の種類(例:〇〇コイン)を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記4(3)(注)の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(115 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>記区分を更に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を()内に記載してください。</p> <p>A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類(建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品)ごと。</p> <p>B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>E 坑道及び鉱業権(試掘権を除く。)については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、暗号資産の種類(例:〇〇コイン)を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記4(3)(注)の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(118 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書

※整理番号

※電話

税務署受付印

提出法人, 納税地, 電話, 法人名等, 法人番号, 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目

連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載), 整理番号, 部門, 決算期, 業種番号, 整理簿, 回付先

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

(代替資産を取得することが困難である理由)

指定を受けようとする期日, 保険金等の支払を受けた日

保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日

Table with columns for insurance payment type, structure, and scale.

申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額

Table with columns for acquisition type, structure, scale, and acquisition date.

(その他参考となるべき事項)

税理士署名

(規格A4)

Table with columns for tax office, department, settlement period, industry code, number, serial number, preparation, communication date, year/month/day, confirmation.

03.06 改正

改正前

(116 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書

※整理番号

※電話

税務署受付印

提出法人, 納税地, 電話, 法人名等, 法人番号, 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目

連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載), 整理番号, 部門, 決算期, 業種番号, 整理簿, 回付先

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

(代替資産を取得することが困難である理由)

指定を受けようとする期日, 保険金等の支払を受けた日

保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日

Table with columns for insurance payment type, structure, and scale.

申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額

Table with columns for acquisition type, structure, scale, and acquisition date.

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

(規格A4)

Table with columns for tax office, department, settlement period, industry code, number, serial number, preparation, communication date, year/month/day, confirmation.

01.06 改正

改 正 後

(118 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。
 - (4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。
 - (5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。
 - (6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。
 - (7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (8) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
 - ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(116 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。
 - (4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。
 - (5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。
 - (6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。
 - (7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (8) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
 - ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(119 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

 令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		納税地	〒
		電話 () —	
(フリガナ)			
内国法人の名称			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名			
法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			
税理士署名			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	番号	整理 簿	備考
	通信日 付印	年月日	確認


(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(117 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

 令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		納税地	〒
		電話 () —	
(フリガナ)			
内国法人の名称			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名			
法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	番号	整理 簿	備考
	通信日 付印	年月日	確認

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(119 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「納税地」、「内国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第141条の4第4項の規定の適用を受けようとする納税地、内国法人の名称及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第141条の4第4項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (3) 「各事業年度終了の日前6月以内の一定の日」欄には、法令第141条の4第4項に規定する一定の日を記載してください。
 - (4) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第141条の4第4項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください
 - (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(117 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「納税地」、「内国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第141条の4第4項の規定の適用を受けようとする納税地、内国法人の名称及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第141条の4第4項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (3) 「各事業年度終了の日前6月以内の一定の日」欄には、法令第141条の4第4項に規定する一定の日を記載してください。
 - (4) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第141条の4第4項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(120 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話 () -	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	(フリガナ)		
	責任者氏名		
法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	年 月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			

(規格A4)

税理士署名															
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認						

03.06改正

改 正 前

(118 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話 () -	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	(フリガナ)		
	責任者氏名		
法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	年 月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			

(規格A4)

税理士署名押印															
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認 印						

02.06改正

改 正 後

(120 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「納税地」、「外国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第188条第7項の規定の適用を受けようとする納税地、外国法人の名称及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (3) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第188条第7項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (4) 「各事業年度終了の日前6月以内の一定の日」欄には、法令第188条第7項に規定する一定の日を記載してください。
 - (5) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第188条第7項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(118 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「納税地」、「外国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第188条第7項の規定の適用を受けようとする納税地、外国法人の名称及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (3) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第188条第7項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (4) 「各事業年度終了の日前6月以内の一定の日」欄には、法令第188条第7項に規定する一定の日を記載してください。
 - (5) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第188条第7項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(121 特別修繕費の金額の認定申請書)

※整理番号 ※電話()		特別修繕費の金額の認定申請書	
		令和 年 月 日	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -	
	事 業 種 目	業	
	青色申告書提出の承認申請をした日	年 月 日	
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日	年 月 日		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		
※ 整理番号			
※ 部 門			
※ 決 算 期			
※ 業 種 番 号			
※ 整 理 簿			
※ 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。			
認定を受けようとする特別修繕費の金額			
資 産 の 種 類 等	1		名 称 等 別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2		
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日	
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4		
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5		
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 番号 整理簿 備考

03.06 改正

改 正 前

(119 特別修繕費の金額の認定申請書)

※整理番号 ※電話()		特別修繕費の金額の認定申請書	
		令和 年 月 日	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -	
	事 業 種 目	業	
	青色申告書提出の承認申請をした日	年 月 日	
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日	年 月 日		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		
※ 整理番号			
※ 部 門			
※ 決 算 期			
※ 業 種 番 号			
※ 整 理 簿			
※ 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。			
認定を受けようとする特別修繕費の金額			
資 産 の 種 類 等	1		名 称 等 別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2		
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日	
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4		
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5		
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 番号 整理簿 備考

01.06 改正

改 正 後

(121 特別修繕費の金額の認定申請書)

特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します
 - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
 - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類
 - (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(119 特別修繕費の金額の認定申請書)

特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します
 - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
 - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類
 - (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※連絡グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
令和 年 月 日
税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for tax year, request amount, and tax amount. Includes rows for '欠損事業年度' and '還付所得事業年度の法人税額'.

請求期限
令和 年 月 日
確定申告書提出年月日
平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等

- この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名

Table with columns for tax office, department, decision date, business type, number, serial number, preparation, reference, communication date, year/month/day, confirmation.

03.06改正

改正前

(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※連絡グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
令和 年 月 日
税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for tax year, request amount, and tax amount. Includes rows for '欠損事業年度' and '還付所得事業年度の法人税額'.

請求期限
令和 年 月 日
確定申告書提出年月日
平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等

- この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名押印

Table with columns for tax office, department, decision date, business type, number, serial number, preparation, reference, communication date, year/month/day, confirmation.

02.06改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第80条第1項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注)平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（新型コロナウイルス特税法第7条、租税特別措置法第66条の12、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第4条の7に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(ii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iii) 受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成22年10月1日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第66条の12、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13、平22法律第6号改正法附則第93条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13、令2法律第8号改正法附則第91条）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り、）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第46条の2並びに同条の規定に係る同法第52条の2第1項及び第4項並びに同法第52条の3第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第80条第4項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り、）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告である確</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第80条第1項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注)平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（新型コロナウイルス特税法第7条、租税特別措置法第66条の12、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第4条の7に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(ii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iii) 受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成22年10月1日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第66条の12、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13、平22法律第6号改正法附則第93条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13、令2法律第8号改正法附則第91条）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り、）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第46条の2並びに同条の規定に係る同法第52条の2第1項及び第4項並びに同法第52条の3第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第80条第4項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り、）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告である確</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（法第80条第1項の規定により提出する場合） 欠損事業年度の確定申告書の提出時 上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イからニまでに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特税法附則第4条）。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（法第80条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>（注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）若しくは別表一（三）の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（法第80条第1項の規定により提出する場合） 欠損事業年度の確定申告書の提出時 上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イからニまでに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特税法附則第4条）。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（法第80条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>（注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）若しくは別表一（三）の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</p>

(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

※整理番号

納税地、事務所所在地、法人番号、代表者氏名、事業種目、責任者住所

法人税法第144条の13第1項又は第2項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for tax year, request amount, and tax credit details.

請求期限、令和年月日、確定申告書提出年月日、平成・令和年月日

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

税理士署名

※税務署 処理欄 部 門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信 日付印 年月日 確認

(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

※整理番号

納税地、事務所所在地、法人番号、代表者氏名、事業種目、責任者住所

法人税法第144条の13第1項又は第2項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for tax year, request amount, and tax credit details.

請求期限、令和年月日、確定申告書提出年月日、平成・令和年月日

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

税理士署名押印

※税務署 処理欄 部 門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信 日付印 年月日 確認

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 の 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ税法第 7 条、租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（受託法人（法第 4 条の 7 に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「外国相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人</p> <p>(ii) 保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社及び外国相互会社</p> <p>(iii) 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令 2 法律第 8 号改正法附則第 91 条）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が 2 以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記 1 (1)の場合（法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定により提出する場合） 欠損事業年度の確定申告書の提出時 上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、</p>	<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 の 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ税法第 7 条、租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（受託法人（法第 4 条の 7 に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「外国相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人</p> <p>(ii) 保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社及び外国相互会社</p> <p>(iii) 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令 2 法律第 8 号改正法附則第 91 条）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が 2 以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記 1 (1)の場合（法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定により提出する場合） 欠損事業年度の確定申告書の提出時 上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イ及びロに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特法附則第4条）。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（法第144条の13条第9項又は第10項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>（注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>	<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イ及びロに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特法附則第4条）。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（法第144条の13条第9項又は第10項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>（注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金 又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額 (1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4 (令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です (地方法人税法第23条第1項)。</p>	<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金 又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額 (1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4 (令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です (地方法人税法第23条第1項)。</p>

改正後

(127 欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名	(正 本)	法第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官



欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から 平成 年 月 日付でされた（欠損事業年度） 自 平成・令和 年 月 日
令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日

（還付所得事業年度） 自 平成・令和 年 月 日 についての欠損金の繰戻しによる還付請求
至 平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(125 欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名	(正 本)	法第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官



欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から 平成 年 月 日付でされた（欠損事業年度） 自 平成・令和 年 月 日
令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日

（還付事業年度） 自 平成・令和 年 月 日 についての欠損金の繰戻しによる還付請求に
至 平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(128 災害により生じた損失の額に関する明細書)

災害により生じた損失の額に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

：

法人名

()

資産の種類	災害前 の額 の額	災害により生じた損失の額				計	は金額 又償 金の 損失 等
		減失等 の額	被害の 発生に 関係する 損失	原価係 のたに の等	大の係 生たに の損失 の費用 の発生 の費用 の発生 の費用 の発生		
	円	円	円	円	円	円	
災害損失特別勘定							
合計							

03.06

(126 災害により生じた損失の額に関する明細書)

災害により生じた損失の額に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

：

法人名

()

資産の種類	災害前 の額 の額	災害により生じた損失の額				計	は金額 又償 金の 損失 等
		減失等 の額	被害の 発生に 関係する 損失	原価係 のたに の等	大の係 生たに の損失 の費用 の発生 の費用 の発生		
	円	円	円	円	円	円	
災害損失特別勘定							
合計							

29.04

(128 災害により生じた損失の額に関する明細書)

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、別表七(一)又は別表七の二付表三に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(1) 法人税法第 58 条第 1 項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)に規定する災害による損失若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 15 条第 1 項(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合で翌事業年度以後に法人税法第 58 条第 1 項の規定の適用を受けようとするとき、同法第 78 条(所得税額等の還付)若しくは第 144 条の 11(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限りです。）又は同法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項の規定若しくは第 144 条の 13 第 11 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により還付の請求をする場合

(2) 法人税法第 81 条の 5 の 2 第 2 項(連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の損金算入)に規定する益金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額を計算する場合、連結親法人が同法第 81 条の 29(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限りです。）又は連結親法人が同法第 81 条の 31 第 5 項(連結欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項の規定により還付の請求をする場合

2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。

(2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日 (法人税法第 58 条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から 3 年を経過した日とし、震災特例法第 15 条第 1 項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から 3 年を経過した日とします。)の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記

(126 災害により生じた損失の額に関する明細書)

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法人税法第 80 条((災害損失の繰戻しによる法人税額の還付))若しくは第 72 条((仮決算の中間申告による所得税額の還付))の規定の適用を受ける場合、連結法人が同法第 81 条の 31((連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付))若しくは第 81 条の 20((仮決算の連結中間申告による所得税額の還付))の規定の適用を受ける場合又は外国法人が同法第 144 条の 13((災害損失の繰戻しによる法人税額の還付))若しくは第 144 条の 4 ((仮決算の中間申告による所得税額の還付))の規定の適用を受ける場合に、同法第 58 条第 1 項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)に規定する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、別表七(一)に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(追 加)

2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。

(2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用 (以下「修繕費用等」といいます。)に係る損失の額を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(128 災害により生じた損失の額に関する明細書)</p> <p>載してください。</p> <p>(3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。</p> <p>(4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。</p> <p>(5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」の及び「計」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。</p>	<p>(126 災害により生じた損失の額に関する明細書)</p> <p>(3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。</p> <p>(4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。</p> <p>(5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」の及び「計」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。</p>

改正後

(129 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

納税地、法人名等、代表者氏名、代表者住所、事業種目

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster loss, tax amount, and calculation steps (1-15).

請求期限、還付を受けようとする金融機関等

税理士署名

Table with columns for tax office, department, fiscal year, etc.

(規格 A 4)

改正前

(127 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

納税地、法人名等、代表者氏名、代表者住所、事業種目

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster loss, tax amount, and calculation steps (1-15).

請求期限、還付を受けようとする金融機関等

税理士署名押印

Table with columns for tax office, department, fiscal year, etc.

(規格 A 4)

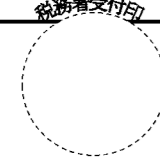
改 正 後	改 正 前
<p>(129 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 この還付請求書は、法人が法人税法第 80 条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 72 条第 1 項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額（5）」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和 42 年 5 月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p>	<p>(127 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 この還付請求書は、法人が法人税法第 80 条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 72 条第 1 項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額（5）」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和 42 年 5 月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(129 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4(令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得事業年度については 100 分の 10.3) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第 23 条第 1 項)。</p>	<p>(127 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4(令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得事業年度については 100 分の 10.3) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第 23 条第 1 項)。</p>

(131 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

Form for disaster loss carryback refund request (Foreign Corporation Use) - Post. Includes fields for tax office, address, and contact information.



令和 年 月 日

税務署長殿

法人税法第144条の13の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster loss, tax amount, and carryback details. Includes rows for '区 分' and '還付所得事業年度の法人税額'.

Form for '請求期限' and '還付を受けようとする金融機関等'.

税理士署名

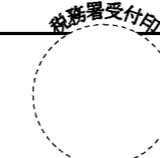
Table for administrative processing information including department, date, and confirmation.

(規格 A 4)

(129 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

Form for disaster loss carryback refund request (Foreign Corporation Use) - Pre. Includes fields for tax office, address, and contact information.



令和 年 月 日

税務署長殿

法人税法第144条の13の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster loss, tax amount, and carryback details. Includes rows for '区 分' and '還付所得事業年度の法人税額'.

Form for '請求期限' and '還付を受けようとする金融機関等'.

税理士署名押印

Table for administrative processing information including department, date, and confirmation.


(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(131 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <h3 style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載の仕方</h3> <p>1 この還付請求書は、外国法人が法人税法第 144 条の 13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 144 条の 4 第 1 項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、外国法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 1 号」欄には、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 2 項」欄には、法人税法第 141 条第 1 号ロ又は同条第 2 号に掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額）を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p>(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」</p>	<p>(129 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <h3 style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載の仕方</h3> <p>1 この還付請求書は、外国法人が法人税法第 144 条の 13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 144 条の 4 第 1 項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、外国法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 1 号」欄には、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 2 項」欄には、法人税法第 141 条第 1 号ロ又は同条第 2 号に掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前 1 年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額）を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p>(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」</p>

改正後	改正前
<p>(131) 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)</p> <p>欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額等」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。</p>	<p>(129) 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)</p> <p>欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額等」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。</p>
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4(令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得事業年度については 100 分の 10.3) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第 23 条第 1 項)。</p>	<p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4(令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得事業年度については 100 分の 10.3) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第 23 条第 1 項)。</p>

改正後

(134 継続等の場合の所得税額等の還付請求書)

 <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		<p>継続等の場合の所得税額等の還付請求書</p> <p>※整理番号</p>	
		<p>(フリガナ) 法人名等</p>	<p>〒</p> <p>納税地 電話 () -</p>
		<p>(フリガナ) 代表者氏名</p>	<p>〒</p> <p>代表者住所</p>
		<p>事業種目</p>	<p>業</p>
<p>法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。</p> <p>記</p>			
継続又は合併の日		年 月 日	
区分		請求金額	※金額
還付を受けようとする税額の計算	所得税の額等	1	
	外国税額	2	
	計 (1+2)	3	
	控除した金額	4	
	控除しきれなかった金額 (3-4)	5	
還付を受けようとする金融機関等	<p>1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号</p>		<p>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -</p> <p>3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等</p>
(その他参考となるべき事項)			

税理士署名

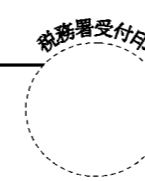
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年月日	確認
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-----	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(132 継続等の場合の所得税額等の還付請求書)

 <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		<p>継続等の場合の所得税額等の還付請求書</p> <p>※整理番号</p>	
		<p>(フリガナ) 法人名等</p>	<p>〒</p> <p>納税地 電話 () -</p>
		<p>(フリガナ) 代表者氏名</p>	<p>〒</p> <p>代表者住所</p>
		<p>事業種目</p>	<p>業</p>
<p>法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。</p> <p>記</p>			
継続又は合併の日		年 月 日	
区分		請求金額	※金額
還付を受けようとする税額の計算	所得税の額等	1	
	外国税額	2	
	計 (1+2)	3	
	控除した金額	4	
	控除しきれなかった金額 (3-4)	5	
還付を受けようとする金融機関等	<p>1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号</p>		<p>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -</p> <p>3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等</p>
(その他参考となるべき事項)			

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-----	---------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(134 継続等の場合の所得税額等の還付請求書)

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成22年9月30日以前に解散した清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。(旧法120、平22改正法附則10②)
- 2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。
 なお、この請求書の提出(還付請求)が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであってもその提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- 3 この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、1通(調査課所管法人の場合は2通)を納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
 - イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
 - ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
 - (3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(132 継続等の場合の所得税額等の還付請求書)

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成22年9月30日以前に解散した清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。(旧法120、平22改正法附則10②)
- 2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。
 なお、この請求書の提出(還付請求)が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであってもその提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- 3 この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、1通(調査課所管法人の場合は2通)を納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
 - イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
 - ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
 - (3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

<p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書</p> <p style="text-align: right;">※整理番号</p> <p style="text-align: right;">※課税/非課税</p>										
<p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>										
提出法人		納税地		〒		電話() -				
<input type="checkbox"/> 単連		(フリガナ)								
<input type="checkbox"/> 親		法人名等								
<input type="checkbox"/> 法		法人番号								
<input type="checkbox"/> 人		(フリガナ)								
		代表者氏名								
		代表者住所		〒						
連 結 子 法 人	(フリガナ)		整理番号							
	法人名等		※		税務署		部門			
	〒 (局 署)		本店又は主たる事務所の所在地		電話() -		決算期			
	(フリガナ)		業種番号				整理簿			
	代表者氏名		〒		親署 → 子署		子署 → 調査課			
代表者住所										
<p>法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。</p> <p>地方法人税法第29条第4項</p> <p style="text-align: center;">記</p>										
仮装経理法人税額					仮装経理地方法人税額					
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象(連結)事業年度		自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日		仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度		自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額				仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額						
還付を受けようとする税額の計算	区分	請求金額	※金額	還付を受けようとする税額の計算	区分	請求金額	※金額			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額	1			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額	5				
	還付法人税額	2			還付地方法人税額	6				
	繰越控除された法人税額	3			繰越控除された地方法人税額	7				
	仮装経理法人税額(1-2-3)	4			仮装経理地方法人税額(5-6-7)	8				
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日		平成・令和 年 月 日		地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日		平成・令和 年 月 日				
(生じた事実の詳細)										
(その他参考となるべき事項)										
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		銀行 本店・支店		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		貯金口座の記号番号		-	
	金庫・組合 出張所		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合		郵便局名等					
	漁協・農協 本所・支所		預金 口座番号							
税 理 士 署 名										
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

03.06改正

(規格A4)

改正前

(133 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

<p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書</p> <p style="text-align: right;">※整理番号</p> <p style="text-align: right;">※課税/非課税</p>										
<p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>										
提出法人		納税地		〒		電話() -				
<input type="checkbox"/> 単連		(フリガナ)								
<input type="checkbox"/> 親		法人名等								
<input type="checkbox"/> 法		法人番号								
<input type="checkbox"/> 人		(フリガナ)								
		代表者氏名								
		代表者住所		〒						
連 結 子 法 人	(フリガナ)		整理番号							
	法人名等		※		税務署		部門			
	〒 (局 署)		本店又は主たる事務所の所在地		電話() -		決算期			
	(フリガナ)		業種番号				整理簿			
	代表者氏名		〒		親署 → 子署		子署 → 調査課			
代表者住所										
<p>法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。</p> <p>地方法人税法第29条第4項</p> <p style="text-align: center;">記</p>										
仮装経理法人税額					仮装経理地方法人税額					
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象(連結)事業年度		自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日		仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度		自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額				仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額						
還付を受けようとする税額の計算	区分	請求金額	※金額	還付を受けようとする税額の計算	区分	請求金額	※金額			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額	1			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額	5				
	還付法人税額	2			還付地方法人税額	6				
	繰越控除された法人税額	3			繰越控除された地方法人税額	7				
	仮装経理法人税額(1-2-3)	4			仮装経理地方法人税額(5-6-7)	8				
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日		平成・令和 年 月 日		地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日		平成・令和 年 月 日				
(生じた事実の詳細)										
(その他参考となるべき事項)										
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		銀行 本店・支店		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		貯金口座の記号番号		-	
	金庫・組合 出張所		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合		郵便局名等					
	漁協・農協 本所・支所		預金 口座番号							
税 理 士 署 名 押 印										
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更生手続開始の決定があったこと。 (2) 再生手続開始の決定があったこと。 (3) 特別清算開始の決定があったこと。 (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実 (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第9条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。</p> <p>2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額20」欄の「差引減少（一印）する法人税額を－（マイナス）印を付さずに記載します。 (4) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄 イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(3)の金額を記載します。 ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。 (5) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（一印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。 (6) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄 イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(5)の金額を記載します。 ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。 (7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(133 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更生手続開始の決定があったこと。 (2) 再生手続開始の決定があったこと。 (3) 特別清算開始の決定があったこと。 (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実 (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第8条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。</p> <p>2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額20」欄の「差引減少（一印）する法人税額を－（マイナス）印を付さずに記載します。 (4) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄 イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(3)の金額を記載します。 ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。 (5) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（一印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。 (6) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄 イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(5)の金額を記載します。 ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。 (7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(137 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

(135 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号		
				※連絡グループ整理番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 法人	納税地	〒 電話() -				
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					
	代表者住所	〒				
	事業種目			業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -			決 算 期	
	(フリガナ)				業種番号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目			業			
<input type="checkbox"/> 租税特別措置法第64条の2第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第68条の71第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記						
<input type="checkbox"/> 措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い						
<input type="checkbox"/> 措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い (設定期間の延長を必要とする理由)						
措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等のあった年月日		措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額		措置法第64条の2第4項第1号又は措置法第68条の71第5項第1号に規定する特別勘定の金額		
年 月 日		円		円		
取 代 替 資 産 の 取 得 予 定 の 内 容	種 類					
	構 造					
	規 模					
代替資産の取得予定年月日						
(収用等に係る事業の施行の状況)		(事業の完了見込年月日		. . .)		
(生態影響調査の実施の状況)		(調査の完了予定年月日		. . .)		
税 理 士 署 名		①				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
				通 信 日 付 印	年 月 日	
					確 認	

03.06 改正

(規格 A 4)

令和 年 月 日 税務署長殿		収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号		
				※連絡グループ整理番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 法人	納税地	〒 電話() -				
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					
	代表者住所	〒				
	事業種目			業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -			決 算 期	
	(フリガナ)				業種番号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目			業			
<input type="checkbox"/> 租税特別措置法第64条の2第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第68条の71第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記						
<input type="checkbox"/> 措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い						
<input type="checkbox"/> 措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い (設定期間の延長を必要とする理由)						
措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等のあった年月日		措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額		措置法第64条の2第4項第1号又は措置法第68条の71第5項第1号に規定する特別勘定の金額		
年 月 日		円		円		
取 代 替 資 産 の 取 得 予 定 の 内 容	種 類					
	構 造					
	規 模					
代替資産の取得予定年月日						
(収用等に係る事業の施行の状況)		(事業の完了見込年月日		. . .)		
(生態影響調査の実施の状況)		(調査の完了予定年月日		. . .)		
税 理 士 署 名 押 印		①				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
				通 信 日 付 印	年 月 日	
					確 認 印	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(137 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
 - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
 - (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(135 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
 - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定 非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※郵送受付	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	電話() -
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	納 税 地	(フリガナ)
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目		業			

租税特別措置法〔第64条の2第1項 第68条の71第1項〕の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

法第64条の2第4項第1号 申請時の 法第68条の71第5項第1号 に規定する特別勘定の金額 円

取 代 替 資 産 の 取 得 予 定 内 の 容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			

代替資産の取得
予 定 年 月 日

認 定 を 受 け よ う
と す る 年 月 日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	----------	------------	--------	----------	--------	--------------	-------	-----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(136 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定 非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※郵送受付	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	電話() -
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	納 税 地	(フリガナ)
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目		業			

租税特別措置法〔第64条の2第1項 第68条の71第1項〕の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

法第64条の2第4項第1号 申請時の 法第68条の71第5項第1号 に規定する特別勘定の金額 円

取 代 替 資 産 の 取 得 予 定 内 の 容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			

代替資産の取得
予 定 年 月 日

認 定 を 受 け よ う
と す る 年 月 日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	----------	------------	--------	----------	--------	--------------	-------	----------

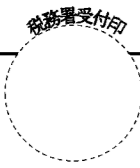
01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(136 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)


特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書										※整理番号	
<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>										※整理番号	
提出法人		納税地		〒						電話() -	
<input type="checkbox"/> 単連		(フリガナ)									
<input type="checkbox"/> 法人		法人名等									
		法人番号									
		(フリガナ)									
		代表者氏名									
		代表者住所		〒							
		事業種目								業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号					
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)			部 門					
	(フリガナ)		代表者氏名			決 算 期					
	代表者住所		〒			業 種 番 号					
	事業種目		業			整 理 簿					
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課									
租税特別措置法〔第65条の8第1項 第68条の79第1項〕の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を 下記により延長したいので申請します。											
記 申請時の 法第65条の8第4項第1号 法第68条の79第5項第1号 に規定する特別勘定の金額 円											
取 得 し よ う と す る 内 容	種 類										
	構 造										
	規 模										
	価 額	円		円		円		円			
	所 在 地										
買換資産の取得 予 定 年 月 日				
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日				
(設定期間の延長を必要とする理由)											
(その他参考となるべき事項)											
税 理 士 署 名											
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認		

03.06 改正

(規格A4)

改正前

(137 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書										※整理番号	
<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>										※整理番号	
提出法人		納税地		〒						電話() -	
<input type="checkbox"/> 単連		(フリガナ)									
<input type="checkbox"/> 法人		法人名等									
		法人番号									
		(フリガナ)									
		代表者氏名									
		代表者住所		〒							
		事業種目								業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号					
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)			部 門					
	(フリガナ)		代表者氏名			決 算 期					
	代表者住所		〒			業 種 番 号					
	事業種目		業			整 理 簿					
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課									
租税特別措置法〔第65条の8第1項 第68条の79第1項〕の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を 下記により延長したいので申請します。											
記 申請時の 法第65条の8第4項第1号 法第68条の79第5項第1号 に規定する特別勘定の金額 円											
取 得 し よ う と す る 内 容	種 類										
	構 造										
	規 模										
	価 額	円		円		円		円			
	所 在 地										
買換資産の取得 予 定 年 月 日				
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日				
(設定期間の延長を必要とする理由)											
(その他参考となるべき事項)											
税 理 士 署 名 押 印											
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印		

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8又は、同法第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から1年以内を買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から2月以内に提出する必要があります。
なお、措置法第65条の8の括弧書又は、同法第68条の79の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1年以内を買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から2月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の7第1項又は同法第68条の78第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請時の 法第65条の8第4項第1号 規定する特別勘定の金額」欄には、この 法第68条の79第5項第1号
申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも関わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
 - (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(137 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8又は、同法第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から1年以内を買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から2月以内に提出する必要があります。
なお、措置法第65条の8の括弧書又は、同法第68条の79の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1年以内を買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から2月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の7第1項又は同法第68条の78第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請時の 法第65条の8第4項第1号 規定する特別勘定の金額」欄には、この 法第68条の79第5項第1号
申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも関わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
 - (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 特定非常災害による設定期間延長承認申請書										※整理番号	
令和 年 月 日										※訂正欄	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 体 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 人	納 税 地		〒		電話() -						
	(フリガナ)										
	法 人 名 等										
	法 人 番 号										
	(フリガナ)										
	代 表 者 氏 名										
	代 表 者 住 所		〒								
事 業 種 目								業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等								※ 税 務 署 処 理 欄		
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署)		電話() -						
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名										
	代 表 者 住 所		〒								
	事 業 種 目						業				
	回 付 先						<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
租税特別措置法〔第65条の8第1項 第68条の79第1項〕の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を 下記により延長したいので申請します。											
記											
申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額										円	
申請時の法第68条の79第5項第1号										円	
買 換 対 象 資 産 の 内 容	種 類										
	構 造										
	規 模										
	価 額			円		円		円			
	所 在 地										
買換対象資産の取得 予 定 年 月 日											
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日											
(設定期間の延長を必要とする理由)											
(その他参考となるべき事項)											
税 理 士 署 名										①	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認		

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 特定非常災害による設定期間延長承認申請書										※整理番号	
令和 年 月 日										※訂正欄	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 体 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 人	納 税 地		〒		電話() -						
	(フリガナ)										
	法 人 名 等										
	法 人 番 号										
	(フリガナ)										
	代 表 者 氏 名								①		
	代 表 者 住 所		〒								
事 業 種 目								業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等								※ 税 務 署 処 理 欄		
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 (局 署)		電話() -						
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名										
	代 表 者 住 所		〒								
	事 業 種 目						業				
	回 付 先						<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
租税特別措置法〔第65条の8第1項 第68条の79第1項〕の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を 下記により延長したいので申請します。											
記											
申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額										円	
申請時の法第68条の79第5項第1号										円	
買 換 対 象 資 産 の 内 容	種 類										
	構 造										
	規 模										
	価 額			円		円		円			
	所 在 地										
買換対象資産の取得 予 定 年 月 日											
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日											
(設定期間の延長を必要とする理由)											
(その他参考となるべき事項)											
税 理 士 署 名 押 印										①	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印		

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8又は第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第65条の8第19項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第65条の8第7項又は第68条の79第8項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の7第1項又は第68条の78第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3)「申請時の 法第65条の8第4項第1号 規定する特別勘定の金額」欄には、この 法第68条の79第5項第1号 申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
 - (4)「買換対象資産の内容」欄の各欄
 - イ「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (6)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8又は第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第65条の8第19項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第65条の8第7項又は第68条の79第8項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の7第1項又は第68条の78第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3)「申請時の 法第65条の8第4項第1号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この 法第68条の79第5項第1号 申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
 - (4)「買換対象資産の内容」欄の各欄
 - イ「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(143 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※課税/非課税		
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結 法 親 人 法 人	納税地 〒 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目	
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※整理番号	部門	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	決算期	業種番号	整理簿
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	親署 → 子署 子署 → 調査課	業
	事業種目	業	業	業
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 租税特別措置法〔第65条の7第3項 第68条の78第3項〕(先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。	記	業	業
	種 規 所 用 取 取 類 模 在 途 得 得 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日	取得価額 円 円 円	譲渡予定資産の種類 その他参考となるべき事項	業
税理士署名				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
番号	整理 簿	備考	通信 日付印	
年月日	確認	業	業	

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(141 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※課税/非課税		
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結 法 親 人 法 人	納税地 〒 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目	
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※整理番号	部門	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	決算期	業種番号	整理簿
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	親署 → 子署 子署 → 調査課	業
	事業種目	業	業	業
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 租税特別措置法〔第65条の7第3項 第68条の78第3項〕(先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。	記	業	業
	種 規 所 用 取 取 類 模 在 途 得 得 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日	取得価額 円 円 円	譲渡予定資産の種類 その他参考となるべき事項	業
税理士署名押印				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
番号	整理 簿	備考	通信 日付印	
年月日	確認 印	業	業	

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(143 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は、同法第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は同法第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p>また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(141 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は、同法第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は同法第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p>また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(144 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号	
		※課税/非課税		納税地 〒 _____ 電話() - _____	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 法人	(フリガナ) 法人名等		〒 _____	(フリガナ) 法人名等	
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 _____	〒 _____	
	(フリガナ) 代表者氏名		〒 _____	〒 _____	
	代表者住所		〒 _____	〒 _____	
	事業種目		業	業	
	業		業	業	
	業		業	業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 _____	整理番号		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 _____	決 算 期		
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号		
	事業種目	業	整 理 簿		
	業	業	回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法（第66条の2第9項 第68条の85第9項）の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
分割承継法人等		法人名等	納税地		代表者氏名
適格分割等の年月日		令和 年 月 日			
譲 渡 し た 地 等	所在地				
	面積	m ²	譲渡年月日	令和 年 月 日	
先 行 取 得 土 地 等	所在地				
	面積	m ²	取得年月日	平成 年 月 日	
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)		
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額		円			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
通信 日付印	年 月 日	確 認			

03.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(142 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号	
		※課税/非課税		納税地 〒 _____ 電話() - _____	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 法人	(フリガナ) 法人名等		〒 _____	(フリガナ) 法人名等	
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 _____	〒 _____	
	(フリガナ) 代表者氏名		〒 _____	〒 _____	
	代表者住所		〒 _____	〒 _____	
	事業種目		業	業	
	業		業	業	
	業		業	業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 _____	整理番号		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 _____	決 算 期		
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号		
	事業種目	業	整 理 簿		
	業	業	回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法（第66条の2第9項 第68条の85第9項）の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
分割承継法人等		法人名等	納税地		代表者氏名
適格分割等の年月日		令和 年 月 日			
譲 渡 し た 地 等	所在地				
	面積	m ²	譲渡年月日	令和 年 月 日	
先 行 取 得 土 地 等	所在地				
	面積	m ²	取得年月日	平成 年 月 日	
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)		
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額		円			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
通信 日付印	年 月 日	確 認			

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(144 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(142 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(164 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください（法令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	56 ⑧	21の5
32③	21の3	68の46⑦	22の48
42⑦	24の3	57の4 ⑪	21の11②
44⑤	24の6	68の54⑨	22の55②
45⑦	24の7	57の5 ⑬	21の12②
47⑦	24の8	68の55⑭	22の56②
48⑦	24の10	57の6 ⑨	21の13
49⑤	24の12	68の56⑩	22の57
50⑥	25	57の8 ⑪	21の14②
52⑦	25の6	68の58⑩	22の58②
53⑤(注1)	25の8(注2)	58 ⑩	21の15⑦
法令133の2③	27の18	68の61⑨	22の59⑦
139の4⑧	28の3		

※ 読み替え規定有り（法令 155の6①②）
 (注1)平成30年改正前の法人税法
 (注2)平成30年改正前の法人税法施行令

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(162 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください（法令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	56 ⑧	21の5
32③	21の3	68の46⑦	22の48
42⑦	24の3	57の4 ⑪	21の11②
44⑤	24の6	68の54⑨	22の55②
45⑦	24の7	57の5 ⑬	21の12②
47⑦	24の8	68の55⑭	22の56②
48⑦	24の10	57の6 ⑨	21の13
49⑤	24の12	68の56⑩	22の57
50⑥	25	57の8 ⑪	21の14②
52⑦	25の6	68の58⑩	22の58②
53⑤(注1)	25の8(注2)	58 ⑩	21の15⑦
法令133の2③	27の18	68の61⑨	22の59⑦
139の4⑧	28の3		

※ 読み替え規定有り（法令 155の6①②）
 (注1)平成30年改正前の法人税法
 (注2)平成30年改正前の法人税法施行令

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。


5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(165 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)


<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等により移転する資産等 と関連を有する繰延資産の 引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		※電話番号			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	提出法人	納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
	事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※	整理番号
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部	門
	(フリガナ)	代表者氏名		決	算 期
		代表者住所	〒	業	種 番 号
		事業種目	業	整	理 簿
※ 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	法人名等				
分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日	年 月 日				
繰延資産	種 類				
	支出した金額	円	円	円	円
	支出した年月	年 月	年 月	年 月	年 月
	帳簿価額	円	円	円	円
繰延資産が関連を 有する資産等	種 類				
	名 称				
	関連性の説明				
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(163 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等により移転する資産等 と関連を有する繰延資産の 引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		※電話番号			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	提出法人	納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
	事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※	整理番号
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部	門
	(フリガナ)	代表者氏名		決	算 期
		代表者住所	〒	業	種 番 号
		事業種目	業	整	理 簿
※ 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	法人名等				
分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日	年 月 日				
繰延資産	種 類				
	支出した金額	円	円	円	円
	支出した年月	年 月	年 月	年 月	年 月
	帳簿価額	円	円	円	円
繰延資産が関連を 有する資産等	種 類				
	名 称				
	関連性の説明				
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(165 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)

適格分割等により移転する資産等と関連を
有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配を除きます。)をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。
 - (5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。
 - (7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(163 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)

適格分割等により移転する資産等と関連を
有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配を除きます。)をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。
 - (5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。
 - (7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(166 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による国庫補助金等 に係る期中特別勘定の金額の 損金算入に関する届出書		※整理番号	
				※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適格分割等の日	年 月 日	
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年 月 日
期中特別勘定の金額	円	
添付書類		
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名 _____ (規格 A 4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

03.06 改正

改 正 前

(164 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による国庫補助金等 に係る期中特別勘定の金額の 損金算入に関する届出書		※整理番号	
				※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 人法人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適格分割等の日	年 月 日	
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年 月 日
期中特別勘定の金額	円	
添付書類		
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名 押 印 _____ (規格 A 4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06 改正

改 正 後

(166 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)

適格分割等による国庫補助金等に係る
期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第7項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第6項の適格分割に係る同項第1号の分割承継法人等又は第2号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第6項第2号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (11) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (12) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(164 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)

適格分割等による国庫補助金等に係る
期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第7項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第6項の適格分割に係る同項第1号の分割承継法人等又は第2号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第6項第2号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (12) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(167 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号		
		※連絡先(7桁整理番号)		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	納 税 地	〒		
	(フリガナ)	電話() -		
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			
	法 人 名 等			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	
	電話() -			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目		業		
※		整理番号		
税 務 署		部 門		
処 理 欄		決 算 期		
		業 種 番 号		
		整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記				
適格分割等に係る分割承継法人等	法 人 名 等			
	納 税 地			
	代 表 者 氏 名			
適格分割等の日	年 月 日			
国庫補助金等	名 称			
	交付をした者			
	交付を受けた日	年 月 日		
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模			
	取得又は改良に要する金額	円		
	取得又は改良予定日	年 月 日		
引き継ぐ特別勘定の金額	円			
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名				
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考
			通 信 日 付 印	年 月 日
				確 認

(規格A4)

03.06 改正

改 正 前

(165 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号		
		※連絡先(7桁整理番号)		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	納 税 地	〒		
	(フリガナ)	電話() -		
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			
	法 人 名 等			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	
	電話() -			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目		業		
※		整理番号		
税 務 署		部 門		
処 理 欄		決 算 期		
		業 種 番 号		
		整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記				
適格分割等に係る分割承継法人等	法 人 名 等			
	納 税 地			
	代 表 者 氏 名			
適格分割等の日	年 月 日			
国庫補助金等	名 称			
	交付をした者			
	交付を受けた日	年 月 日		
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模			
	取得又は改良に要する金額	円		
	取得又は改良予定日	年 月 日		
引き継ぐ特別勘定の金額	円			
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考
			通 信 日 付 印	年 月 日
				確 認 印

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(167 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による国庫補助金等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第9項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第8項第2号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第2号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第8項第2号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(165 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による国庫補助金等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第9項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第8項第2号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第2号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第8項第2号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(168 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書**

※整理番号
※課税番号

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号	※	部門	業
	法 人 名 等		税		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期	
	(フリガナ)		署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		処	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目		欄			

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	

適格分割等の日 年 月 日

特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	
	保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 日	年 月 日
	指 定 日	年 月 日

特 別 勘 定 に 係 る も の	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模	取得又は改良 に要する金額	円
	金 額	取得又は改良 の予定日	年 月 日	
		金 額	円	

期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	
	保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 日	年 月 日
	指 定 日	年 月 日

期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模	取得又は改良 に要する金額	円
	金 額	取得又は改良 の予定日	年 月 日	
		金 額	円	

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(166 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書**

※整理番号
※課税番号

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号	※	部門	業
	法 人 名 等		税		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期	
	(フリガナ)		署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		処	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目		欄			

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	

適格分割等の日 年 月 日

特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	
	保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 日	年 月 日
	指 定 日	年 月 日

特 別 勘 定 に 係 る も の	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模	取得又は改良 に要する金額	円
	金 額	取得又は改良 の予定日	年 月 日	
		金 額	円	

期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	
	保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 日	年 月 日
	指 定 日	年 月 日

期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模	取得又は改良 に要する金額	円
	金 額	取得又は改良 の予定日	年 月 日	
		金 額	円	

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(168 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第8項第2号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。
 - イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - ロ 「指定日」欄は、法第48条第1項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。
 - ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。
 - ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(166 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第8項第2号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。
 - イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - ロ 「指定日」欄は、法第48条第1項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。
 - ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。
 - ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(169 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)


適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

令和 年 月 日

税務署長殿
 下記のとおり届け出ます。

単体法人
 法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項
 連結親法人
 法人税法第81条の15第6項

提出法人
 適格分割等の日 令和 年 月 日

届出者
 納税地 〒
 電話() -
 (フリガナ)
 法人名等
 法人番号
 (フリガナ)
 代表者氏名
 分割法人等の法人名
 分割法人等の納税地 〒
 分割法人等の代表者氏名

提出日 令和 年 月 日

(フリガナ)
 法人名等
 〒 (局 署)
 本店又は主たる事務所の所在地
 電話() -
 (フリガナ)
 代表者氏名
 事業種目

※整理番号
 部門
 決算期
 業種番号
 整理簿
 回付先 親署 → 子署
 子署 → 調査課

(個 別) 国 外 所 得 金 額

(連結)事業年度	各(連結)事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

控 除 限 度 額 又 は 連 結 控 除 限 度 個 別 帰 属 額

(連結)事業年度	区 分	各(連結)事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・ ・	国 税	円	円
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		

(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額

(連結)事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

添付書類(各欄の金額の明細書)

税 理 士 署 名

※税務署 部 門 決算 業 種 番 号 整理 簿 備考 通 信 日 付 年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(167 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)


適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

令和 年 月 日

税務署長殿
 下記のとおり届け出ます。

単体法人
 法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項
 連結親法人
 法人税法第81条の15第6項

提出法人
 適格分割等の日 令和 年 月 日

届出者
 納税地 〒
 電話() -
 (フリガナ)
 法人名等
 法人番号
 (フリガナ)
 代表者氏名
 分割法人等の法人名
 分割法人等の納税地 〒
 分割法人等の代表者氏名

提出日 令和 年 月 日

(フリガナ)
 法人名等
 〒 (局 署)
 本店又は主たる事務所の所在地
 電話() -
 (フリガナ)
 代表者氏名
 事業種目

※整理番号
 部門
 決算期
 業種番号
 整理簿
 回付先 親署 → 子署
 子署 → 調査課

(個 別) 国 外 所 得 金 額

(連結)事業年度	各(連結)事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

控 除 限 度 額 又 は 連 結 控 除 限 度 個 別 帰 属 額

(連結)事業年度	区 分	各(連結)事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・ ・	国 税	円	円
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		

(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額

(連結)事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

添付書類(各欄の金額の明細書)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 部 門 決算 業 種 番 号 整理 簿 備考 通 信 日 付 年 月 日 確 認

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(169 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る
繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第69条第11項又は平成26年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第69条第5項の規定の適用を受けることについて、法第69条第12項又は旧法第69条第6項の規定により届け出る場合若しくは同法第81条の15第5項の規定の適用を受けることについて同条第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後3月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第146条第11項又は法令第155条の34第11項の規定の適用がある場合には4月以内）に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「国外所得金額」の各欄
 - イ 「事業年度」欄は、分割等前3年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。
 - ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。
 - ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。
 - (4) 「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄
 - イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。
 - ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第146条第6項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第155条の34第6項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。
 - (5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄
 - イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。
 - ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第146条第6項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第155条の34第6項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。
- 4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。
- 5 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。
- 7 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(167 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る
繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第69条第11項又は平成26年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第69条第5項の規定の適用を受けることについて、法第69条第12項又は旧法第69条第6項の規定により届け出る場合若しくは同法第81条の15第5項の規定の適用を受けることについて同条第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後3月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第146条第11項又は法令第155条の34第11項の規定の適用がある場合には4月以内）に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「国外所得金額」の各欄
 - イ 「事業年度」欄は、分割等前3年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。
 - ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。
 - ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。
 - (4) 「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄
 - イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。
 - ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第146条第6項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第155条の34第6項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。
 - (5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄
 - イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。
 - ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前3年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第146条第6項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第155条の34第6項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。
- 4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。
- 5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。
- 7 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(170 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 電話() -		※整理番号		
		(フリガナ) 法 人 名 等		※郵便番号		
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	〒 電話() -		※整理番号		
	(フリガナ) 法 人 名 等		〒 (局 署)		※ 税 務 署 部 門	
	〒 電話() -		〒		※ 税 務 署 決 算 期	
	〒		〒		※ 税 務 署 業 種 番 号	
	〒		〒		※ 税 務 署 整 理 簿	
	〒		〒		※ 税 務 署 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項又は措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。) 第68条の71第4項(措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。) により下記のとおり届出を行います。						
記						
適格分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名 等				
		納 税 地				
		代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日				
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年 月 日				
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類						
補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額				円		
交 換 取 得 資 産 の 価 額				円		
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産		種 類				
		構 造				
規 模		取 得 (予 定) 日		年 月 日		
		減額した金額又は期中特別勘定の金額		円		
添 付 明 細 (別 表 等)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認	

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(168 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 電話() -		※整理番号		
		(フリガナ) 法 人 名 等		※郵便番号		
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	〒 電話() -		※整理番号		
	(フリガナ) 法 人 名 等		〒 (局 署)		※ 税 務 署 部 門	
	〒 電話() -		〒		※ 税 務 署 決 算 期	
	〒		〒		※ 税 務 署 業 種 番 号	
	〒		〒		※ 税 務 署 整 理 簿	
	〒		〒		※ 税 務 署 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項又は措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。) 第68条の71第4項(措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。) により下記のとおり届出を行います。						
記						
適格分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名 等				
		納 税 地				
		代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日				
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年 月 日				
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類						
補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額				円		
交 換 取 得 資 産 の 価 額				円		
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産		種 類				
		構 造				
規 模		取 得 (予 定) 日		年 月 日		
		減額した金額又は期中特別勘定の金額		円		
添 付 明 細 (別 表 等)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印	

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(170 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等

- 1 適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 2 項及び第 68 条の 71 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 15 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 16 項)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

(注) (1)及び(3)は、措置法第 65 条第 3 項又は第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
 - (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。
 - (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。
 - (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
 - (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号・第 22 条の 64 第 8 項第 7 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項（第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 70 第 7 項（第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。）若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (12) 「その他参考となるべき事項」欄

イ 単体法人

措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 65 条第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。

ロ 連結法人

改 正 前

(168 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等

- 1 適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 2 項及び第 68 条の 71 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 15 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 16 項)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

(注) (1)及び(3)は、措置法第 65 条第 3 項又は第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
 - (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。
 - (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。
 - (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
 - (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号・第 22 条の 64 第 8 項第 7 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項（第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 70 第 7 項（第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。）若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (12) 「その他参考となるべき事項」欄

イ 単体法人

措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 65 条第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。

ロ 連結法人

改 正 後	改 正 前
<p>(170 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)</p> <p>措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。</p> <p>(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(168 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)</p> <p>措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。</p> <p>(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(171 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書										※整理番号			
令和 年 月 日										※連絡先電話番号			
税務署受付印										提出法人			
税務署長殿										<input type="checkbox"/> 単連	納税地	〒	電話() -
										<input type="checkbox"/> 法親	(フリガナ)		
										<input type="checkbox"/> 法人	法人名等		
											法人番号		
											(フリガナ)		
											代表者氏名		
											代表者住所	〒	
	事業種目		業										
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号									
	法人名等			部門									
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期									
	(フリガナ)			業種番号									
	代表者氏名			整理簿									
	代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課									
	事業種目	業											
適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 〔第64条の2第5項 第68条の71第6項〕の規定により下記のとおり届け出ます。													
記													
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資											
分割承継法人等	法人名等												
	納税地												
	代表者氏名												
適格分割等の年月日	年 月 日												
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円												
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円												
補償金、対価 又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円											
	期中特別勘定の金額に係るもの	円											
取得する見込み である代替資産	種類及び構造												
	規模												
	取得予定日	年 月 日											
(その他参考となるべき事項)													
税 理 士 署 名													
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿								
					備考								
				通信 日付印	年月日								
					確認								

(規格A4)

03.06改正

改正前

(169 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書										※整理番号			
令和 年 月 日										※連絡先電話番号			
税務署受付印										提出法人			
税務署長殿										<input type="checkbox"/> 単連	納税地	〒	電話() -
										<input type="checkbox"/> 法親	(フリガナ)		
										<input type="checkbox"/> 法人	法人名等		
											法人番号		
											(フリガナ)		
											代表者氏名		
											代表者住所	〒	
	事業種目		業										
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号									
	法人名等			部門									
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期									
	(フリガナ)			業種番号									
	代表者氏名			整理簿									
	代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課									
	事業種目	業											
適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 〔第64条の2第5項 第68条の71第6項〕の規定により下記のとおり届け出ます。													
記													
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資											
分割承継法人等	法人名等												
	納税地												
	代表者氏名												
適格分割等の年月日	年 月 日												
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円												
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円												
補償金、対価 又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円											
	期中特別勘定の金額に係るもの	円											
取得する見込み である代替資産	種類及び構造												
	規模												
	取得予定日	年 月 日											
(その他参考となるべき事項)													
税 理 士 署 名 押 印													
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿								
					備考								
				通信 日付印	年月日								
					確認 印								

(規格A4)

01.06改正

改 正 後

(171 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等による収用等に係る特別勘定の
金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第5項・第68条の71第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(169 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等による収用等に係る特別勘定の
金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第5項・第68条の71第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(172 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

税務署受付印 		適格分割等による特定の資産の譲渡 に係る特別勘定の金額の 引継ぎに関する届出書		※整理番号 _____	※課税/非課税 _____				
令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話() - 〒 〒	業 業				
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 (局 署) 電 話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	業				
	適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 〔第65条の8第5項 第68条の79第6項〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記								
	適格分割等に係る 分割承継法人等	適 格 分 割 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資						
	適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日						
	分割承継法人等につき特別勘定の金額		円						
	分割承継法人等につき期中特別勘定の金額		円						
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類								
	所 在 地								
	規模(土地の場合は面積)								
譲 渡 年 月 日		年 月 日							
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造								
	所 在 地								
	規模(土地の場合は面積)								
取 得 予 定 日		年 月 日							
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(170 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

税務署受付印 		適格分割等による特定の資産の譲渡 に係る特別勘定の金額の 引継ぎに関する届出書		※整理番号 _____	※課税/非課税 _____				
令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話() - 〒 〒	業 業				
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 (局 署) 電 話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	業				
	適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 〔第65条の8第5項 第68条の79第6項〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記								
	適格分割等に係る 分割承継法人等	適 格 分 割 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資						
	適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日						
	分割承継法人等につき特別勘定の金額		円						
	分割承継法人等につき期中特別勘定の金額		円						
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類								
	所 在 地								
	規模(土地の場合は面積)								
譲 渡 年 月 日		年 月 日							
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造								
	所 在 地								
	規模(土地の場合は面積)								
取 得 予 定 日		年 月 日							
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名 押 印									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(172 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第5号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(170 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第7号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(173 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人	納 税 地	〒	電話() -
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)		
単連体結法人	法 人 名 等		
法 人	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目				業

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法 〔第67条の4第7項 第68条の102第8項〕の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資
	法 人 名 等	
分割承継法人等	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
	適 格 分 割 等 の 年 月 日	年 月 日
	分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円
	分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円
転 廃 業 助 成 金 等	転 廃 業 助 成 金 の 金 額	円
	特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の	円
	転 廃 業 助 成 金 等 の 名 称	
取得する見込みである固定資産	種 類	
	取 得 予 定 日	年 月 日

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(171 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人	納 税 地	〒	電話() -
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)		
単連体結法人	法 人 名 等		
法 人	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		⑩
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目				業

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法 〔第67条の4第7項 第68条の102第8項〕の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資
	法 人 名 等	
分割承継法人等	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
	適 格 分 割 等 の 年 月 日	年 月 日
	分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円
	分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円
転 廃 業 助 成 金 等	転 廃 業 助 成 金 の 金 額	円
	特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の	円
	転 廃 業 助 成 金 等 の 名 称	
取得する見込みである固定資産	種 類	
	取 得 予 定 日	年 月 日

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(173 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による転廃業助成金等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第7項又は第68条の102第8項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(171 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による転廃業助成金等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第7項又は第68条の102第8項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(174 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税関係			
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目			業		
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	電話() -	
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		
※ 整理番号		部 門		決 算 期	
※ 課税関係		業 種 番 号		整 理 簿	
回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。） 以下「措置法」といいます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。）により 又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、措置法（第65条の8第3項 第68条の79第4項）により 下記のとおり届け出を行い、措置法施行令（第39条の7第46項 第39条の106第40項）により書類の提出を行います。 記					
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等		法 人 名 等			
		納 税 地			
		代 表 者 氏 名			
適 格 分 割 等 の 日				年 月 日	
譲 渡 資 産	種 類				
	所 在 地				
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)				
譲 渡 年 月 日			年 月 日		
買 取 換 得 資 産 見 込 又 是 資 産	種 類				
	構 造				
	所 在 地				
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)				
取 得 (予 定) 日			年 月 日		
表 の 各 号 の 該 当 区 分					
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額			円		
添 付 明 細 (別 表 等)					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					
提 出 書 類 (証 明 書 等)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(172 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税関係			
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目			業		
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	電話() -	
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		
※ 整理番号		部 門		決 算 期	
※ 課税関係		業 種 番 号		整 理 簿	
回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。） 以下「措置法」といいます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。）により 又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、措置法（第65条の8第3項 第68条の79第4項）により 下記のとおり届け出を行い、措置法施行令（第39条の7第46項 第39条の106第40項）により書類の提出を行います。 記					
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等		法 人 名 等			
		納 税 地			
		代 表 者 氏 名			
適 格 分 割 等 の 日				年 月 日	
譲 渡 資 産	種 類				
	所 在 地				
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)				
譲 渡 年 月 日			年 月 日		
買 取 換 得 資 産 見 込 又 是 資 産	種 類				
	構 造				
	所 在 地				
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)				
取 得 (予 定) 日			年 月 日		
表 の 各 号 の 該 当 区 分					
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額			円		
添 付 明 細 (別 表 等)					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					
提 出 書 類 (証 明 書 等)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(174 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第5号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
- また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項（同法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。）・同法第68条の78第9項（同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(172 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第7号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
- また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項（同法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。）・同法第68条の78第9項（同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(175 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等
を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額
の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

※課税コード

令和 年 月 日

税務署長殿

納 税 地	〒	電話() -
(フリガナ) 法 人 名 等		
法 人 番 号		
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整理番号	
本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 () -	決 算 期	
代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
事 業 種 目	業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
交 換 譲 渡 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
譲 渡 年 月 日		年 月 日
交 換 取 得 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
取 得 年 月 日		年 月 日
減 額 し た 金 額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(173 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等
を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額
の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

※課税コード

令和 年 月 日

税務署長殿

納 税 地	〒	電話() -
(フリガナ) 法 人 名 等		
法 人 番 号		
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整理番号	
本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 () -	決 算 期	
代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
事 業 種 目	業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
交 換 譲 渡 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
譲 渡 年 月 日		年 月 日
交 換 取 得 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
取 得 年 月 日		年 月 日
減 額 し た 金 額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(175 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における
交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項又は第68条の81第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の8第1項又は第22条の70第1項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(173 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における
交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項又は第68条の81第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の8第1項又は第22条の70第1項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(176 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※課税番号	
納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目		〒 電話() - 〒 〒	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		整 理 番 号
	代 表 者 住 所		整 理 簿
事 業 種 目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得若しくは改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 { 第67条の4第17項又は第18項 及び、 第68条の102第18項又は第19項 } 租税特別措置法施行令 { 第39条の27第15項 及び、 第39条の124第15項 } により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
適格分割等に		法 人 名 等	
係る分割承継法人等		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日			
転 廃 業 助 成 金		金 額	
		上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定)	種 類		
改良(予定)	種 類		
固 定 資 産	取得(予定)日又は改良(予定)日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(174 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※課税番号	
納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目		〒 電話() - 〒 〒	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		整 理 番 号
	代 表 者 住 所		整 理 簿
事 業 種 目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得若しくは改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 { 第67条の4第17項又は第18項 及び、 第68条の102第18項又は第19項 } 租税特別措置法施行令 { 第39条の27第15項 及び、 第39条の123の2第15項 } により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
適格分割等に		法 人 名 等	
係る分割承継法人等		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日			
転 廃 業 助 成 金		金 額	
		上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定)	種 類		
改良(予定)	種 類		
固 定 資 産	取得(予定)日又は改良(予定)日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(176 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。))により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項・第68条の102第3項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の124第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(174 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。))により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項・第68条の102第3項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の123の2第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率
の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号

※電話が「-」で整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	提出法人	〒	納 税 地	電話() -
	<input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人		(フリガナ)	
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ)	
			代 表 者 氏 名	
			代 表 者 住 所	〒
税務署長殿			事 業 種 目	業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。
記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日	
採用しようとする貸倒実績率の計算方法		
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細		
貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由		
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(175 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率
の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号

※電話が「-」で整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	提出法人	〒	納 税 地	電話() -
	<input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人		(フリガナ)	
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ)	
			代 表 者 氏 名	
			代 表 者 住 所	〒
税務署長殿			事 業 種 目	業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。
記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日	
採用しようとする貸倒実績率の計算方法		
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細		
貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由		
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の
特別な計算方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)が行われた場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第97条第1項又は第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後2年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。
 - (5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

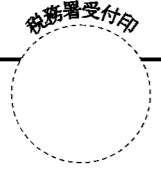
(175 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の
特別な計算方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)が行われた場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第97条第1項又は第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後2年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。
 - (5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)


 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の返品率 の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号	
		※連絡先電話番号			
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 整理番号	
	法 人 名 等			税 務 署	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			処 理 欄	業 種 番 号
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目			業		
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記					
適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適格分割等の日			年 月 日		
採用しようとする返品率の計算方法					
返品率の計算の基礎となる金額の明細					
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(178 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)

 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の返品率 の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号	
		※連絡先電話番号			
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 整理番号	
	法 人 名 等			税 務 署	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			処 理 欄	業 種 番 号
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目			業		
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記					
適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適格分割等の日			年 月 日		
採用しようとする返品率の計算方法					
返品率の計算の基礎となる金額の明細					
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、平成 30 年改正前の法人税法施行令第 102 条第 1 項又は第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後 1 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(178 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、平成 30 年改正前の法人税法施行令第 102 条第 1 項又は第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後 1 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(183 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※連絡先(整理番号)	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		

連 結 子 法 人	(フリガナ)	〒	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			(局 署)	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等			
	納 税 地			
	代 表 者 氏 名			
適格分割等の日	年 月 日			
分割承継法人等に 引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を 事業の用に供し た事業年度	： 円	： 円	： 円
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名	
※税務署 処理欄	部 門 決 算 期 業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(181 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※連絡先(整理番号)	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		

連 結 子 法 人	(フリガナ)	〒	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			(局 署)	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等			
	納 税 地			
	代 表 者 氏 名			
適格分割等の日	年 月 日			
分割承継法人等に 引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を 事業の用に供し た事業年度	： 円	： 円	： 円
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印	
※税務署 処理欄	部 門 決 算 期 業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(183 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)

適 格 分 割 等 に よ る
一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の最後の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第133条の2第8項《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の2第7項第2号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
 - (5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。
 - (6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(181 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)

適 格 分 割 等 に よ る
一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の最後の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第133条の2第8項《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の2第7項第2号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
 - (5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。
 - (6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(184 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等により移転する
資産に係る繰延消費税額等の
引継ぎに関する届出書**

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目			業		

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	

適格分割等の日 年 月 日

分割承継法人等に 引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(182 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等により移転する
資産に係る繰延消費税額等の
引継ぎに関する届出書**

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目			業		

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	

適格分割等の日 年 月 日

分割承継法人等に 引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(184 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)

適格分割等により移転する資産に係る
繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第139条の4第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第139条の4第12項第2号ロに規定する繰延消費税額等(適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。
 - (5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前


(182 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)

適格分割等により移転する資産に係る
繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第139条の4第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第139条の4第12項第2号ロに規定する繰延消費税額等(適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。
 - (5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)


<div style="text-align: center;">  <p>分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書</p> </div>		※整理番号	
		※連絡先電話番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連	納税地	電話() -
	<input type="checkbox"/> 親	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人	法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	代表者氏名	電話() -	決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号
	事業種目		業
			整理簿
			回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第10項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第9項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第8項 の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由			
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添付書類			
税理士署名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改正前

(183 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

<div style="text-align: center;">  <p>分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書</p> </div>		※整理番号	
		※連絡先電話番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連	納税地	電話() -
	<input type="checkbox"/> 親	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人	法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	代表者氏名	電話() -	決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号
	事業種目		業
			整理簿
			回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由			
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添付書類			
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前								
<p>(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算方法について、<u>分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、</u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項又は令和3年改正前の措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 第27条の4第10項</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 旧第27条の4第9項</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 第39条の39第9項</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 旧第39条の39第8項</td> </tr> </table> には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項又は旧租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。</p>	□ 第27条の4第10項	□ 旧第27条の4第9項	□ 第39条の39第9項	□ 旧第39条の39第8項	<p>(183 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 第27条の4第9項</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 旧第27条の4第11項</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 第39条の39第8項</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□ 旧第39条の39第12項</td> </tr> </table> には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第3項第5号若しくは第22条の23第3項6号又は平成29年改正前の租税特別措置法施行規則第20条第12項第5号若しくは第22条の23第12項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、<u>租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は旧租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、</u>分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。</p>	□ 第27条の4第9項	□ 旧第27条の4第11項	□ 第39条の39第8項	□ 旧第39条の39第12項
□ 第27条の4第10項	□ 旧第27条の4第9項								
□ 第39条の39第9項	□ 旧第39条の39第8項								
□ 第27条の4第9項	□ 旧第27条の4第11項								
□ 第39条の39第8項	□ 旧第39条の39第12項								

改正後

(186 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官



分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項又は令和3年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(184 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官



分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(187 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
		納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※連絡先電話番号	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地		部 門		
	代表者氏名		決 算 期		
	代表者住所		業 種 番 号		
	事業種目		整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第10項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第9項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第8項					
記 分割法人等又は分割承継法人等 法人名等 納税地等 代表者氏名 分割等の年月日 年 月 日 届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額 試験研究費の額 移転試験研究費の額 (その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
		納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※連絡先電話番号	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地		部 門		
	代表者氏名		決 算 期		
	代表者住所		業 種 番 号		
	事業種目		整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項					
記 分割法人等又は分割承継法人等 法人名等 納税地等 代表者氏名 分割等の年月日 年 月 日 届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額 試験研究費の額 移転試験研究費の額 (その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(187 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項又は令和3年改正前の措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項又は旧租税特別措置法施行令第27条の4第7項若しくは第39条の39第6項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。

3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第10項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第9項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第9項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第8項

 には、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結

改 正 前

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、租税特別措置法第42条の4第1項若しくは第4項の規定の適用を受ける単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は同法第68条の9第1項若しくは第4項の規定の適用を受ける連結法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る試験研究費の額（以下「移転試験研究費の額」といいます。）と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に、単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。

3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第9項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第8項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。


イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といい

改 正 後	改 正 前
<p>(187 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日) から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (イにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度) の試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限ります。)</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (ロにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) の試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (その分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限ります。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>ます。) 開始の日 (その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日) から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (イにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその分割法人等の連結事業年度) に係る租税特別措置法施行令第27条の4第7項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限ります。)</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (ロにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) に係る租税特別措置法施行令第39条の39第6項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (その分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあつては、届出対象期間に係るものに限ります。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改正後

(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)


<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号		
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子		納税地	〒	
		(フリガナ)		電話() -		
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所		〒		
		事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目			業			
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項 の規定により下記のとおり申請します。 <div style="text-align: center;">記</div>						
分割承継法人等		法人名等				
		納税地等				
		代表者氏名				
分割等の年月日		年 月 日				
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額		円				
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産					
	人 員	人				
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)						
添 付 書 類						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
						通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(186 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号		
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子		納税地	〒	
		(フリガナ)		電話() -		
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所		〒		
		事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目			業			
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり申請します。 <div style="text-align: center;">記</div>						
分割承継法人等		法人名等				
		納税地等				
		代表者氏名				
分割等の年月日		年 月 日				
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額		円				
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産					
	人 員	人				
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)						
添 付 書 類						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
						通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前				
<p>(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項又は令和3年改正前の措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</u></p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、<u>その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項 </td> </tr> </table> には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及び<u>その移転事業に係る売上金額</u>を記載してください（令和3年4月1日以後に開始した事業年度又は連結事業年度については、その移転事業に係る売上金額の記載は不要です。）。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うために<u>その分割等により移転する資産及び人員</u>をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p>	<input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項	<p>(186 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第21項若しくは第39条の39第20項又は平成29年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第17項又は第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項又は旧措置法施行令第27条の4第20項若しくは旧措置法施行令第39条の39第19項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</u></p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、<u>当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項 </td> </tr> </table> には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び<u>当該移転事業に係る売上金額</u>を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が<u>措置法施行規則第20条第29項第4号若しくは第22条の23第29項第5号又は平成29年改正前の措置法施行規則第20条第19項第5号若しくは第22条の23第19項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員</u>をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p>	<input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項				
<input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項				

改正後	改正前
<p>(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出</p> <p>税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項又は旧租税特別措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。</p>	<p>(186 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出</p> <p>税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項又は旧措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。</p>

改正後

(189 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官



分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27の4第31項若しくは第39条の39第30項又は令和3年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官



分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。

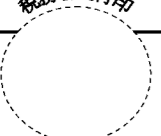
なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27の4第24項若しくは第39条の39第23項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正後


(190 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号		
		※連絡先電話番号				
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 親 法 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -		
	(フリガナ)					
	法 人 名 等					
	法 人 番 号					
	(フリガナ)					
	代 表 者 氏 名					
	代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目			業			
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事 業 種 目			業			
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は 分割承継法人等	法 人 名 等					
	納 税 地 等					
	代 表 者 氏 名					
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日				
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売 上 金 額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
	移 転 売 上 金 額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認	

03.06改正

改正前

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号		
		※連絡先電話番号				
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 親 法 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -		
	(フリガナ)					
	法 人 名 等					
	法 人 番 号					
	(フリガナ)					
	代 表 者 氏 名					
	代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目			業			
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事 業 種 目			業			
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は 分割承継法人等	法 人 名 等					
	納 税 地 等					
	代 表 者 氏 名					
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日				
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る売上金額及び移転売上金額	売 上 金 額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
	移 転 売 上 金 額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印	

02.06改正

改 正 後

(190 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の
区分に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項又は令和3年改正前の措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第13項に規定する売上金額（以下「売上金額」といいます。）を移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。

- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第31項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第30項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項

 には、届出の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。

(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうち

改 正 前

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の
区分に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、租税特別措置法第42条の4第1項又は第4項の規定の適用を受ける単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は同法第68条の9第1項又は第4項の規定の適用を受ける連結法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第21項若しくは第39条の39第20項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項又は旧第27条の4第20項若しくは旧第39条の39第19項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年に係る売上金額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る売上金額（以下「移転売上金額」といいます。）と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に、単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- この届出書は、分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。

- この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第24項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第23項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項

 には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。

(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割の日の前

改 正 後	改 正 前
<p>(190 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>いずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（イにおいて「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度）の売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限ります。）</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（ロにおいて「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度）の売上金額及び移転売上金額（その分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限ります。）</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>日までの期間（イにおいて「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその分割法人等の連結事業年度）に係る租税特別措置法施行令第27条の4第24項に規定する売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限ります。）</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（ロにおいて「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度）に係る租税特別措置法施行令第39条の39第23項に規定する売上金額及び移転売上金額（その分割等の日を含む連結事業年度が（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度）にあつては、届出対象期間に係るものに限ります。）</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>


改 正 後

改 正 前

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

(新 設)

<div style="text-align: center;">  <p>基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書</p> </div>		※整理番号	
		※課税/非課税	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	電話() -
	<input type="checkbox"/> 体結	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法親	法 人 名 等	
	<input type="checkbox"/> 人法	法 人 番 号	
	<input type="checkbox"/> 人	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	法 人 名 等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -	
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目		業	
基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第17項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第16項 の規定により下記のとおり申請します。 <div style="text-align: center;">記</div>			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由			
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法			
(その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

(規格 A 4)

改 正 後

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項に規定する基準事業年度又は措置法施行令第 39 条の 39 第 13 項に規定する基準連結事業年度等の売上金額（措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項又は第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 17 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 16 項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する にレ印を付してください。
 - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (8) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初

改 正 前

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

(新 設)

改 正 後

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)
に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

改 正 前

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

(新 設)

改 正 後

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官



基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった基準事業年度等の分割等による
移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定した
ので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法
を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転売上金額及び移転試験研究費の額に基づいて、租税特
別措置法施行令第27条の4第17項又は第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分
割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法
人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費
の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する
事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）
に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(新 設)

改 正 後

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きま
す。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請
求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求を
した方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起
算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当すると
きは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の
課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その
裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(新 設)

改 正 後

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(新 設)

改 正 後

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
認定した計算方法	通知の内容に応じて根拠条文及び認定した計算方法を記載する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」 の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改 正 前


(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)</p> <p>3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。	<p>(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

 <p>基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書</p>		※整理番号	
		※電話/ファクス	
令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 人	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -	
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合限り記載)	(フリガナ)		※ 整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代 表 者 氏 名		整 理 簿
代 表 者 住 所	〒	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目		業	
基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第17項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第16項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割法人等又は 分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日	
分割法人等の各事業年度 又は各連結事業年度の売上 金額及び移転売上金額 並びに試験研究費の額及び 移転試験研究費の額	売上金額	円	
		円	
		円	
	移転売上金額	円	
		円	
		円	
	試験研究費の額	円	
		円	
		円	
		円	
移 転 試 験 研 究 費 の 額	円		
	円		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

(規格 A 4)

改 正 前

(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

(新 設)

改 正 後

(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

基準事業年度等の分割等による売上金額及び
試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項に規定する基準事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）又は措置法施行令第 39 条の 39 第 13 項に規定する基準連結事業年度等（以下「基準連結事業年度等」といいます。）の売上金額（措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項又は第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算について、措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び試験研究費の額を、移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）と、その移転事業以外の事業に係る売上金額及び試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。

3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 届出本文の 第 27 条の 4 第 17 項
 第 39 条の 39 第 16 項 には、届出の内容に応じていずれか該当する

にレ印を付してください。

(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(6) 「分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度）の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結

改 正 前

(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度) にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りま。</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の基準連結事業年度等の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りま。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(194 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※整理簿	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	納 税 地
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人		電話() -
			(フリガナ)
			法 人 名 等
			法 人 番 号
			(フリガナ)
			代 表 者 氏 名
		〒	代 表 者 住 所
			事 業 種 目
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 整理番号
	法 人 名 等		部 門
	〒 (局 署)		決 算 期
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話() -	業 種 番 号
	(フリガナ)		整 理 簿
		〒	回 付 先
			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第10項・第39条の72第7項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に	法 人 名 等		
係 る 分 割 承 継 法 人 等	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日	
特 定 法 人 の 名 称			
積 立 金 額			円
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (認 定 書 等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(189 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※整理簿	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	納 税 地
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人		電話() -
			(フリガナ)
			法 人 名 等
			法 人 番 号
			(フリガナ)
			代 表 者 氏 名
		〒	代 表 者 住 所
			事 業 種 目
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 整理番号
	法 人 名 等		部 門
	〒 (局 署)		決 算 期
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話() -	業 種 番 号
	(フリガナ)		整 理 簿
		〒	回 付 先
			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第10項・第39条の72第7項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に	法 人 名 等		
係 る 分 割 承 継 法 人 等	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日	
特 定 法 人 の 名 称			
積 立 金 額			円
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (認 定 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(194 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による海外投資等損失準備金の
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 2 項第 6 号・第 68 条の 43 第 2 項第 6 号の特定株式等を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項及び措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項・第 39 条の 72 第 7 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号に掲げる法人を記載してください。
 - (6) 「積立金額」欄は、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第 21 条第 7 項・第 22 条の 45 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(189 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による海外投資等損失準備金の
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

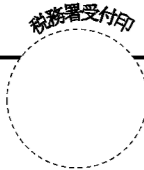
- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 2 項第 6 号・第 68 条の 43 第 2 項第 6 号の特定株式等を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項及び措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項・第 39 条の 72 第 7 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号に掲げる法人を記載してください。
 - (6) 「積立金額」欄は、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第 21 条第 7 項・第 22 条の 45 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(195 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)


<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書		※整理番号	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人		納税地	〒
(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業		(フリガナ) 法人名等		※	整理番号
		〒 (局 署) 電話() -		税務署	部 門
		(フリガナ) 代表者氏名		処	決 算 期
		〒 代表者住所		理	業 種 番 号
		業		欄	整 理 簿
		業		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)					
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、平成 31 年改正前の租税特別措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により下記のとおり届出を行います。 記					
適格分割等に	法人名等				
係る分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日	年 月 日				
投資事業有限責任組合の名称					
積立金額	円				
添付明細(別表等)					
その他参考となるべき事項					
添付書類(契約書等)					
税 理 士 署 名					
※税務署	部	決	業	番	整
処理欄	門	算	種	号	理
		期	号	号	簿
					考
					通
					信
					年
					月
					日
					確
					認

(規格 A 4)

03.06 改正

改正前

(190 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書		※整理番号	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人		納税地	〒
(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業		(フリガナ) 法人名等		※	整理番号
		〒 (局 署) 電話() -		税務署	部 門
		(フリガナ) 代表者氏名		処	決 算 期
		〒 代表者住所		理	業 種 番 号
		業		欄	整 理 簿
		業		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)					
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、平成 31 年改正前の租税特別措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により下記のとおり届出を行います。 記					
適格分割等に	法人名等				
係る分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日	年 月 日				
投資事業有限責任組合の名称					
積立金額	円				
添付明細(別表等)					
その他参考となるべき事項					
添付書類(契約書等)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署	部	決	業	番	整
処理欄	門	算	種	号	理
		期	号	号	簿
					考
					通
					信
					年
					月
					日
					確
					認

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(195 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結法人が、平成 31 年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、改正前措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。</p> <p>(注) 平成 31 年 3 月 31 日までに産業競争力強化法第 16 条第 1 項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。</p> <p>(6) 「積立金額」欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(三)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>イ 改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し</p> <p>ロ 適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し</p> <p>ハ 当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(イ) 適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額</p> <p>(ロ) 当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合</p> <p>(ハ) 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当す</p>	<p>(190 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結法人が、平成 31 年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、改正前措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。</p> <p>(注) 平成 31 年 3 月 31 日までに産業競争力強化法第 16 条第 1 項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。</p> <p>(6) 「積立金額」欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>イ 改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し</p> <p>ロ 適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し</p> <p>ハ 当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(イ) 適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額</p> <p>(ロ) 当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合</p> <p>(ハ) 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(195 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p>る場合におけるそれぞれ次に定める事項</p> <p>A 剰余金の配当があった場合</p> <p>次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項</p> <p>(A) 当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間</p> <p>a 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額</p> <p>b 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額</p> <p>(B) 当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度</p> <p>当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称</p> <p>B 当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合</p> <p>各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該株式の帳簿価額</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(190 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p>る場合におけるそれぞれ次に定める事項</p> <p>A 剰余金の配当があった場合</p> <p>次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項</p> <p>(A) 当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間</p> <p>a 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額</p> <p>b 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額</p> <p>(B) 当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度</p> <p>当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称</p> <p>B 当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合</p> <p>各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該株式の帳簿価額</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(196 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の
資産の買換えの場合における期中特別
勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号
※電話/フAX

税務署受付印

提出法人
令和 年 月 日
納 税 地
電話() -
法人名等 (フリガナ)
法人番号
代表者氏名 (フリガナ)
代表者住所 〒
事業種目 業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)
法人名等 (フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署)
代表者氏名 (フリガナ)
代表者住所 〒
事業種目 業
※ 税 務 署 処 理 欄
整理番号
部 門
決 算 期
業 種 番 号
整 理 簿
回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第65条の8第2項 第68条の79第3項 の規定による適格分割等を行う場合の
特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。
記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額 円

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	価 額	円	円	円	円
	所在地				
資産の取得予定年月日	・	・	・	・	
認定を受けようとする年月日	・	・	・	・	
(設定期間の延長を必要とする理由)					
(その他参考となるべき事項)					

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	----------	------------	--------	----------	--------	--------------	-------	-----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(191 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の
資産の買換えの場合における期中特別
勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号
※電話/フAX

税務署受付印

提出法人
令和 年 月 日
納 税 地
電話() -
法人名等 (フリガナ)
法人番号
代表者氏名 (フリガナ)
代表者住所 〒
事業種目 業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)
法人名等 (フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署)
代表者氏名 (フリガナ)
代表者住所 〒
事業種目 業
※ 税 務 署 処 理 欄
整理番号
部 門
決 算 期
業 種 番 号
整 理 簿
回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第65条の8第2項 第68条の79第3項 の規定による適格分割等を行う場合の
特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。
記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額 円

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換え資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	価 額	円	円	円	円
	所在地				
買換え資産の取得予定年月日	・	・	・	・	
認定を受けようとする年月日	・	・	・	・	
(設定期間の延長を必要とする理由)					
(その他参考となるべき事項)					

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	----------	------------	--------	----------	--------	--------------	-------	-----

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(196 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名</p>	<p>(191 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名</p>

改 正 後

(196 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(191 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(197 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号				
		※電話番号				
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 単 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -			
		(フリガナ)				
		法 人 名 等				
		法 人 番 号				
		(フリガナ)				
		代 表 者 氏 名				
		代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目	業				
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、 租税特別措置法施行令 (第39条の7第33項 第39条の106第29項) の規定により下記のとおり申請します。 記						
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額			円			
取得する予定の資産の内容	種 類					
	構 造					
	規 模 <small>(土地等にあつてはその面積)</small>					
	取 得 価 額	円	円	円	円	円
	取 得 予 定 年 月 日
(やむを得ない事情の詳細)						
認 定 を 受 け よ う と す る 日			年 月 日			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

03.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(192 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号				
		※電話番号				
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 単 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -			
		(フリガナ)				
		法 人 名 等				
		法 人 番 号				
		(フリガナ)				
		代 表 者 氏 名				
		代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目	業				
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、 租税特別措置法施行令 (第39条の7第35項 第39条の106第29項) の規定により下記のとおり申請します。 記						
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額			円			
取得する予定の買換資産の内容	種 類					
	構 造					
	規 模 <small>(土地等にあつてはその面積)</small>					
	取 得 価 額	円	円	円	円	円
	取 得 予 定 年 月 日
(やむを得ない事情の詳細)						
認 定 を 受 け よ う と す る 日			年 月 日			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(197 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の 7 第 32 項各号又は第 39 条の 106 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は第 68 条の 78 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 68 条の 79 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項又は第 68 条の 79 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得する予定の資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、取得する予定の資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 32 項又は第 39 条の 106 第 28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(192 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

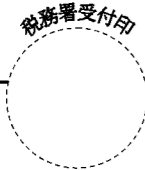
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第 34 項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項・第 68 条の 79 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 34 項・第 39 条の 106 第 28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(198 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書</p>		※整理番号	
		※課税番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 法人	納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 電話() - 〒 〒 〒 〒 〒
	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※ 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法 第52条の3第14項 第68条の41第14項 の規定により 下記のとおり届け出ます。		
	分割承継法人等 法人名等 納税地 代表者氏名		
	適格分割等の年月日		年 月 日
	特別償却対象資産 種類 構造若しくは用途 細目又は設備の種類 区分 耐用年数		年
	特別償却に関する規定の区分 特別償却準備金の金額 添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項)		円
税理士署名			
※税務署 処理欄	部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認		

03.06改正

(規格A4)

改正前

(193 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書</p>		※整理番号	
		※課税番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 法人	納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 電話() - 〒 〒 〒 〒 〒
	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※ 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法 第52条の3第14項 第68条の41第14項 の規定により 下記のとおり届け出ます。		
	分割承継法人等 法人名等 納税地 代表者氏名		
	適格分割等の年月日		年 月 日
	特別償却対象資産 種類 構造若しくは用途 細目又は設備の種類 区分 耐用年数		年
	特別償却に関する規定の区分 特別償却準備金の金額 添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項)		円
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印		

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(198 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

**適格分割等による特別償却準備金の損金算入
に関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。
 - (6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の規定の適用に係る措置法第 52 条の 3 第 11 項・第 68 条の 41 第 11 項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。
 - (7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(193 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

**適格分割等による特別償却準備金の損金算入
に関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。
 - (6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の規定の適用に係る措置法第 52 条の 3 第 11 項・第 68 条の 41 第 11 項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。
 - (7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(199 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

令和 年 月 日

税務署長殿

〒 (フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 (フリガナ) 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目 業

※整理番号

※連絡先電話番号

電話() -

提出法人

単 連 体 結 法 親 人 法 人

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ) 法 人 名 等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話 () -

(フリガナ) 代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所 〒

事 業 種 目 業

※ 税 務 署 処 理 欄

整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親 署 ⇒ 子 署 子 署 ⇒ 調 査 課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。〔第66条第6項 第68条の84第6項〕)及び、措置法施行令〔第39条の10第4項 第39条の109第5項〕により
下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
交 換 譲 渡 産	種 類	
	所 在 地 模 様	
	交 換 年 月 日	年 月 日
交 換 取 得 産	所 在 地	
	規 模	
減 額 し た 金 額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(194 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

令和 年 月 日

税務署長殿

〒 (フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 (フリガナ) 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目 業

※整理番号

※連絡先電話番号

電話() -

提出法人

単 連 体 結 法 親 人 法 人

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ) 法 人 名 等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話 () -

(フリガナ) 代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所 〒

事 業 種 目 業

※ 税 務 署 処 理 欄

整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親 署 ⇒ 子 署 子 署 ⇒ 調 査 課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。〔第66条第6項 第68条の84第6項〕)及び、措置法施行令〔第39条の10第4項 第39条の109第5項〕により
下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
交 換 譲 渡 産	種 類	
	所 在 地 模 様	
	交 換 年 月 日	年 月 日
交 換 取 得 産	所 在 地	
	規 模	
減 額 し た 金 額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後

(199 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合
における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届
出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等の欄」には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(194 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合
における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届
出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等の欄」には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(199 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)


<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		※整理番号 ※課税番号	
		納税地 〒 _____ (フリガナ) _____ 法人名等 _____ 法人番号 _____ (フリガナ) _____ 代表者氏名 _____ 代表者住所 〒 _____ 事業種目 _____ 業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法人名等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ (局 署)		決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代表者氏名		整 理 簿
	代表者住所 〒 _____		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目 _____ 業			
適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割等の日	年 月 日		
未計上収益額	円	未計上費用額	円
(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)			
移転未計上収益額	円	移転未計上費用額	円
(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)			
残存未計上収益額	円	残存未計上費用額	円
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎)			
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(195 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		※整理番号 ※課税番号	
		納税地 〒 _____ (フリガナ) _____ 法人名等 _____ 法人番号 _____ (フリガナ) _____ 代表者氏名 _____ 代表者住所 〒 _____ 事業種目 _____ 業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法人名等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ (局 署)		決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代表者氏名		整 理 簿
	代表者住所 〒 _____		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目 _____ 業			
適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割等の日	年 月 日		
未計上収益額	円	未計上費用額	円
(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)			
移転未計上収益額	円	移転未計上費用額	円
(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)			
残存未計上収益額	円	残存未計上費用額	円
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎)			
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(200 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）（以下「改正法附則」といいます。）第28条第3項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）（以下「改正令附則」といいます。）第13条第6項の規定の適用を受けることについて、同条第7項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、改正令附則第19条第5項の規定により連結親法人が連結法人について届出書の提出を行う場合に、当該連結法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p>(4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第28条第2項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(5) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第13条第6項第1号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(7) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(8) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第13条第6項第1号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(9) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(10) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第13条第6項第1号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうち適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(195 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）（以下「改正法附則」といいます。）第28条第3項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）（以下「改正令附則」といいます。）第13条第6項の規定の適用を受けることについて、同条第7項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、改正令附則第19条第5項の規定により連結親法人が連結法人について届出書の提出を行う場合に、当該連結法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p>(4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第28条第2項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(5) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第13条第6項第1号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(7) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(8) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第13条第6項第1号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(9) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(10) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第13条第6項第1号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうち適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(201 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※電話番号		提出法人	〒
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	電話() - 〒
令和 年 月 日		税務署長殿	

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	〒	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話 () -		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、
 租税特別措置法施行令
 第27条の4 第12項 旧第27条の4 第11項
 第27条の4 第19項 旧第27条の4 第26項
 第27条の4 第32項 旧第27条の4 第26項
 第39条の39 第11項 旧第39条の39 第10項
 第39条の39 第18項 旧第39条の39 第25項
 第39条の39 第31項 旧第39条の39 第25項
 の規定により下記のとおり届け出ます。
 記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年 月 日
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(196 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※電話番号		提出法人	〒
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	電話() - 〒
令和 年 月 日		税務署長殿	

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	〒	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話 () -		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、
 租税特別措置法施行令
 第27条の4 第11項 旧第27条の4 第13項
 第27条の4 第26項 旧第27条の4 第22項
 第39条の39 第10項 旧第39条の39 第14項
 第39条の39 第25項 旧第39条の39 第21項
 の規定により下記のとおり届け出ます。
 記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年 月 日
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(201 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- この届出書は、法人が、現物分配（法人税法第2条第12号の5の2に規定する現物分配をいいます。以下同じです。）により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第12項、第19項若しくは第32項若しくは第39条の39第11項、第18項若しくは第31項又は令和3年改正前の措置法施行令第27条の4第11項若しくは第26項若しくは第39条の39第10項若しくは第25項の規定により届出しようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた現物分配にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載します。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第12項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第32項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第18項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第31項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第26項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第10項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第25項)には、申請の内容に
---	--	------------

 応じて該当する□にレ印を付してください。
 - 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（その現物分配法人が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(196 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- この届出書は、法人が、現物分配により、試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項、第26項、第39条の39第10項若しくは第25項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第13項、第22項、第39条の39第14項若しくは第21項の規定により届出しようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた現物分配にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載します。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第26項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第10項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第25項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第13項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第22項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第14項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第21項)には、申請の内容に
--	--	------------

 応じて該当する□にレ印を付してください。
 - 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後 改正前

(202 連結納税の承認の申請書(初葉))

(197 連結納税の承認の申請書(初葉))

連結納税の承認の申請書(初葉)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号
※連結グループ整理番号

※整理番号
※連結グループ整理番号

3通提出
(添付書類含む)

3通提出
(添付書類含む)

納税地
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
主要株主等の状況
連結子法人となる法人

納税地
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
主要株主等の状況
連結子法人となる法人

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の
自令和年月日 事業年度を
至令和年月日
最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法
第4条の3第1項の規定により申請します。
※ 承認を受けようとする事業年度(自)が令和4年4月1日以降の場合には、所得税法等の一部を改正する法律
(令和2年法律第8号)附則第15条第1項の規定により、通算承認の申請として取り扱われます。

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の
自令和年月日 事業年度を
至令和年月日
最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法
第4条の3第1項の規定により申請します。
※ 承認を受けようとする事業年度(自)が令和4年4月1日以降の場合には、所得税法等の一部を改正する法律
(令和2年法律第8号)附則第15条第1項の規定により、通算承認の申請として取り扱われます。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取り
やめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成・令和 年 月 日
2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名 納税地

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取り
やめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成・令和 年 月 日
2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名 納税地

Table with columns for ledger types: 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 総勘定元帳, 売掛金元帳, 買掛金元帳, 棚卸表, 貸借対照表, 損益計算書, 売上伝票, 仕入伝票, 振替伝票, 見積書, 注文書, 契約書, 納品書, 請求書, 領収書.

Table with columns for ledger types: 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 総勘定元帳, 売掛金元帳, 買掛金元帳, 棚卸表, 貸借対照表, 損益計算書, 売上伝票, 仕入伝票, 振替伝票, 見積書, 注文書, 契約書, 納品書, 請求書, 領収書.

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例
年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を
提出します。
連結親法人となる法人の設立の日 令和 年 月 日

5 添付書類
1 出資関係図
2 グループ一覧

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例
年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を
提出します。
連結親法人となる法人の設立の日 令和 年 月 日

5 添付書類
1 出資関係図
2 グループ一覧

税理士署名

税理士署名押印

Table with columns: 税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 入力, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

Table with columns: 税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 入力, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

親

親

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(202 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第15条第1項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第2項の通算承認の申請とみなされるものを含みます。)を行う場合に使用してください。</p> <p>なお、連結納税の承認を受けた場合、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日において令和2年改正法附則第29条第1項の規定により、同日以後の事業年度はグループ通算制度が適用されます。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項)</p> <p>この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人(通算承認を受けようとする場合には、通算親法人。以下同じです。)となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。</p> <p>なお、連結親法人となる法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人(通算承認を受けようとする場合には、通算子法人。以下同じです。)となる法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。</p> <p>(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の時後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)</p> <p>連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度(連結申請特例年度)に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。</p> <p>この場合、申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。</p> <p>イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>(3) 通算承認の申請(連結納税の承認の申請に関する経過措置(令和2年改正法附則第15条第1項))</p> <p>令和4年4月1日前にされた上記(1)の申請で、同日までに連結納税の承認(法人税法第4条の2)又は却下(法人税法第4条の3第2項)の処分がされていないものは、通算承認の申請とみなされます。</p> <p>(注) 連結親法人となる内国法人の連結申請特例年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合におけるその内国法人及び他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。)、他の内国法人の連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。)の親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する連結納税の承認については、上記(3)にかかわらず、それぞれ従来どおり適用されます(令和2年改正法附則第15条第2項)</p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p>(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p> <p>(注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。</p> <p>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、</p>	<p>(197 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第15条第1項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第2項の通算承認の申請とみなされるものを含みます。)を行う場合に使用してください。</p> <p>なお、連結納税の承認を受けた場合、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日において令和2年改正法附則第29条第1項の規定により、同日以後の事業年度はグループ通算制度が適用されます。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項)</p> <p>この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人(通算承認を受けようとする場合には、通算親法人。以下同じです。)となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。</p> <p>なお、連結親法人となる法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人(通算承認を受けようとする場合には、通算子法人。以下同じです。)となる法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。</p> <p>(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の時後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)</p> <p>連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度(連結申請特例年度)に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。</p> <p>この場合、申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。</p> <p>イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>(3) 通算承認の申請(連結納税の承認の申請に関する経過措置(令和2年改正法附則第15条第1項))</p> <p>令和4年4月1日前にされた上記(1)の申請で、同日までに連結納税の承認(法人税法第4条の2)又は却下(法人税法第4条の3第2項)の処分がされていないものは、通算承認の申請とみなされます。</p> <p>(注) 連結親法人となる内国法人の連結申請特例年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合におけるその内国法人及び他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。)、他の内国法人の連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。)の親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する連結納税の承認については、上記(3)にかかわらず、それぞれ従来どおり適用されます(令和2年改正法附則第15条第2項)</p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p>(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p> <p>(注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。</p> <p>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(202 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p>備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。 また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。 (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人（連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人）又は通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人）のいずれかがその申請を行っていないこと。 (2) 申請法人に連結予定法人又は通算予定法人以外の法人が含まれていること。 (3) 連結所得金額若しくは連結欠損金額又は所得金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。 (4) 連結事業年度又はグループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項若しくは法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条各項、第5条各項若しくは第10条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。 (5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。 (6) 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること（通算承認の申請とみなされる場合のみ）。 (7) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p>	<p>(197 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p>備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。 また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人（連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人）又は通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人）のいずれかがその申請を行っていないこと。 (2) 申請法人に連結予定法人又は通算予定法人以外の法人が含まれていること。 (3) 連結所得金額若しくは連結欠損金額又は所得金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。 (4) 連結事業年度又はグループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項若しくは法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条各項、第5条各項若しくは第10条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。 (5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。 (6) 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること（通算承認の申請とみなされる場合のみ）。 (7) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p>

改正後

(203 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話() -	※ 税務署 処理欄	署名	
	(フリガナ)			部門	
	法人名			決算期	
	法人番号			業種番号	
	(フリガナ)			入力	
	代表者氏名			備考	
	事業種目	業			
	資本金又は出資金の額	円			
発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり				

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人 関連法人

連結子法人適用開始年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ()
帳票形態			記帳時期	

03.06改正

(規格A4)

改正前

(198 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話() -	※ 税務署 処理欄	署名	
	(フリガナ)			部門	
	法人名			決算期	
	法人番号			業種番号	
	(フリガナ)			入力	
	代表者氏名			備考	
	事業種目	業			
	資本金又は出資金の額	円			
発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり				

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人 関連法人

連結子法人適用開始年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ()
帳票形態			記帳時期	

02.06改正

(規格A4)

改 正 後

(206 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載
した書類 (初葉)

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

加入

提出法人
納税地
電話 () -
法人名 (フリガナ)
法人番号
代表者氏名 (フリガナ)
事業種目
資本金又は出資金の額 円

令和 年 月 日
税務署長殿
 法人税法施行令第14条の7第3項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
 法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分
 法人税法第4条の3第10項(同条第12項)
 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)

完全支配関係を有することとなった日 (加入日) 令和 年 月 日

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合
加入日の前日の属する月次決算期間 初日令和 年 月 日 末日令和 年 月 日
連結子法人適用開始年度 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

連結子法人となる法人
法人名 (フリガナ)
納税地 電話 () -
代表者氏名 (フリガナ)
事業種目
資本金又は出資金の額 円
発行済株式等の状況 付表2(発行済株式等の状況)のとおり
署名
整理番号
部門
決算期
業種番号
備考

税理士署名

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 入力 備考 通信日付印 年月日 適用状態 1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ 確認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(201 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載
した書類 (初葉)

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

加入

提出法人
納税地
電話 () -
法人名 (フリガナ)
法人番号
代表者氏名 (フリガナ)
事業種目
資本金又は出資金の額 円

令和 年 月 日
税務署長殿
 法人税法施行令第14条の7第3項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
 法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分
 法人税法第4条の3第10項(同条第12項)
 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)

完全支配関係を有することとなった日 (加入日) 令和 年 月 日

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合
加入日の前日の属する月次決算期間 初日令和 年 月 日 末日令和 年 月 日
連結子法人適用開始年度 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

連結子法人となる法人
法人名 (フリガナ)
納税地 電話 () -
代表者氏名 (フリガナ)
事業種目
資本金又は出資金の額 円
発行済株式等の状況 付表2(発行済株式等の状況)のとおり
署名
整理番号
部門
決算期
業種番号
備考

税理士署名押印

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 入力 備考 通信日付印 年月日 適用状態 1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ 確認印

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(206 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類)

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」の記載要領(1)

- 1 この書類（初葉及び次葉）は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
なお、連結子法人となる法人ごとに作成してください。
- (1) 完全支配関係（完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合）
連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合（法4の3⑫、法令14の7③）
◇提出法人：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく
◇提出先：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通
◇添付書類：① 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
② グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
（注） 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例を参考にしてください。
- (2) 加入時期の特例（連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合）
連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合（法14②）
◇提出法人：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
◇提出期限：当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提出先：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：1通（当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人が調査課所管である場合は2通）

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。
なお、同時に提出する場合は、書類（初葉）の標題の両方の口にレ印を付してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類（初葉）の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人（連結親法人又は連結親法人となる法人）の法人名等を記載し、書類（次葉）の「法人名」欄には、提出法人（連結親法人又は連結親法人となる法人）の法人名を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。
- (3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。
- (4) 「完全支配関係を有することとなった日（加入日）」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。
- (5) 「加入日の前日の属する月次決算期間」及び「連結子法人適用開始年度」の各欄は、上記1(2)の連結納税への加入時期の特例の適用を受けようとする場合に、連結子法人となる法人の状況を記載してください。
- (6) 書類（初葉）の下欄（「連結子法人となる法人」欄）の「納税地」欄は、法人税法第4条の2の承認を受けた後にある場合は、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (7) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
- (8) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(201 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類)

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」の記載要領(1)

- 1 この書類（初葉及び次葉）は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
なお、連結子法人となる法人ごとに作成してください。
- (1) 完全支配関係（完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合）
連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合（法4の3⑫、法令14の7③）
◇提出法人：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく
◇提出先：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通
◇添付書類：① 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
② グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
（注） 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例を参考にしてください。
- (2) 加入時期の特例（連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合）
連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合（法14②）
◇提出法人：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
◇提出期限：当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提出先：当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：1通（当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人が調査課所管である場合は2通）

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。
なお、同時に提出する場合は、書類（初葉）の標題の両方の口にレ印を付してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類（初葉）の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人（連結親法人又は連結親法人となる法人）の法人名等を記載し、書類（次葉）の「法人名」欄には、提出法人（連結親法人又は連結親法人となる法人）の法人名を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。
- (3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。
- (4) 「完全支配関係を有することとなった日（加入日）」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。
- (5) 「加入日の前日の属する月次決算期間」及び「連結子法人適用開始年度」の各欄は、上記1(2)の連結納税への加入時期の特例の適用を受けようとする場合に、連結子法人となる法人の状況を記載してください。
- (6) 書類（初葉）の下欄（「連結子法人となる法人」欄）の「納税地」欄は、法人税法第4条の2の承認を受けた後にある場合は、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (7) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(208 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

離脱

税務署受付印

3通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒	電話 () -		
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	法 人 名			
		法 人 番 号				
		(フリガナ)	代 表 者 氏 名			
		事 業 種 目			業	
		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額			円	
		税 務 署 長 殿				

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人 又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 令和 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当し該事実が法発生	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
---------	---	-----------	--

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況 付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ)	法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	納 税 地	〒		整 理 番 号	
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名		部 門	
	事 業 種 目			決 算 期	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額			業 種 番 号	
				備 考	

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備考
---------	----	-----	------	----	----	------	-----------------------------	----

03.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

離脱

税務署受付印

3通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒	電話 () -		
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	法 人 名			
		法 人 番 号				
		(フリガナ)	代 表 者 氏 名			
		事 業 種 目			業	
		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額			円	
		税 務 署 長 殿				

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人 又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 令和 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当し該事実が法発生	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
---------	---	-----------	--

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況 付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ)	法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	納 税 地	〒		整 理 番 号	
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名		部 門	
	事 業 種 目			決 算 期	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額			業 種 番 号	
				備 考	

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備考
---------	----	-----	------	----	----	------	-----------------------------	----

02.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(208 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項又は平成30年改正前の法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一、旧令14の9②一）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人 （注）平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二、旧令14の9②二）</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 （注）平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人</p> <p>◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表） （注）「連結納税の承認の申請書（次業）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p>（注）1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあつては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」 （合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合） 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」 （被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合） 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄 イ 「事実」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p>ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。</p> <p>ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人</p>	<p>(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項又は平成30年改正前の法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一、旧令14の9②一）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人 （注）平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二、旧令14の9②二）</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 （注）平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人</p> <p>◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表） （注）「連結納税の承認の申請書（次業）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p>（注）1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあつては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」 （合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合） 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」 （被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合） 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄 イ 「事実」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p>ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。</p> <p>ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(208 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類) 等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。</p> <p>(4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。 なお、上記 1 (3)による提出の場合には記載不要です。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類) 等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。</p> <p>(4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。 なお、上記 1 (3)による提出の場合には記載不要です。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(212 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

3通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	申請 法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
		事業種目	業
資本金又は出資金の額	円		
連結子法人	次葉のとおり(子法人数 法人)		

税務署長経由

国税庁長官 殿

法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。

1 連結納税を取りやめる理由

2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成・令和 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名

規格 A 4

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	備考
-------------	----	---------	----------	----	----	----

03.06 改正

改正前

(207 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

3通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	申請 法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
		事業種目	業
資本金又は出資金の額	円		
連結子法人	次葉のとおり(子法人数 法人)		

税務署長経由

国税庁長官 殿

法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。

1 連結納税を取りやめる理由

2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成・令和 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印

規格 A 4

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	備考
-------------	----	---------	----------	----	----	----

01.06 改正

改 正 後

(212 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉))

「連結納税の取りやめの承認の申請書」の記載要領

この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の5第4項の規定に基づき、やむを得ない事情があるときに連結納税の取りやめの承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出部数

この申請書は、連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、連結親法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 出資関係図(申請書の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
- (2) グループ一覧(申請書の提出時における連結親法人及び連結子法人等を記載した一覧表)

(注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人の法人名等は当該連結子法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。
- (2) 「1 連結納税を取りやめる理由」欄は、連結納税の適用を受けることをやめる理由を記載してください。
- (3) 「5 連結子法人の事業年度」欄は、法人税法第13条第1項に規定する会計期間を記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(207 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉))

「連結納税の取りやめの承認の申請書」の記載要領

この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の5第4項の規定に基づき、やむを得ない事情があるときに連結納税の取りやめの承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出部数

この申請書は、連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、連結親法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 出資関係図(申請書の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
- (2) グループ一覧(申請書の提出時における連結親法人及び連結子法人等を記載した一覧表)

(注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人の法人名等は当該連結子法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。
- (2) 「1 連結納税を取りやめる理由」欄は、連結納税の適用を受けることをやめる理由を記載してください。
- (3) 「5 連結子法人の事業年度」欄は、法人税法第13条第1項に規定する会計期間を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(213 連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

連 結 子 法 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法 人 名			決 算 期	
	法 人 番 号			業 種 番 号	
	(フリガナ)			入 力	
	代 表 者 氏 名			備 考	
	事 業 種 目				
資 本 金 又 は 出 資 金 額		円			

4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
平成・令和 年 月 日

5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参
考
事
項

※ 税 務 署 処 理 欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調 査 課		
	連 結 親 法 人 名	所 轄 局 署	局	署
	備 考			

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(208 連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

連 結 子 法 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法 人 名			決 算 期	
	法 人 番 号			業 種 番 号	
	(フリガナ)			入 力	
	代 表 者 氏 名			備 考	
	事 業 種 目				
資 本 金 又 は 出 資 金 額		円			

4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
平成・令和 年 月 日

5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参
考
事
項

※ 税 務 署 処 理 欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調 査 課		
	連 結 親 法 人 名	所 轄 局 署	局	署
	備 考			

01.06 改正

(規格 A 4)

改正後

改正前

(215 グループ通算制度の承認の申請書 (兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉))

(215 グループ通算制度の承認の申請書 (兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉))

グループ通算制度の承認の申請書
e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉)

※ 整理番号
※ 通算グループ整理番号

親

(新 設)

3 通算提出
(添付書類含む)

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
資本金又は出資金の額
主要株主等の状況
通算子法人となる法人

法人税法第 64 条の 9 第 1 項の規定に基づき、通算親法人となる法人の
自 令和 年 月 日 事業年
至 令和 年 月 日
度を最初の通算事業年度として、グループ通算制度の承認を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。
なお、この申請が承認された場合は、通算親法人及び通算子法人について、法人税法第 75 条の 4 第 1 項及び地
方法人税法第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要が
あるので届け出ます。

1 通算親法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第 1 項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第 127
条第 2 項 (青色申告の承認の取消し) の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第 128 条の規定により
青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該
通知を受けた日又は当該届出書を提出した日
通算親法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号。以下において「令和 2 年
改正法」という。) による改正前 (以下において「令和 2 年改正前」という。) の法人税法第 4 条の 5 第 1 項の承
認の取消しの処分又は同条第 3 項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分
の日又は当該承認を受けた日
通算親法人となる法人が、令和 2 年改正法附則第 29 条第 2 項の規定の適用を受けたことがある法人である場合
には、最終の連結事業年度終了の日
平成・令和 年 月 日

2 上記 1 の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地 (本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名等
納税地

Table with columns for ledger types: 帳簿の称, 仕訳帳, 総勘定元帳, 売上帳, 仕入帳, 現金出納帳, 売掛金元帳, 買掛金元帳, 棚卸表, 貸借対照表, 損益計算書, 売上伝票, 仕入伝票, 振替伝票, 見積書, 注文書, 契約書, 納品書, 請求書, 領収書, ().

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第 64 条の 9 第 7 項 (通算親法人となる法人の設立事業年度等が申請特例
年度である場合の申請期限) の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類
を提出します。
通算親法人となる法人の設立の日
令和 年 月 日

- 5 添付書類
1 出資関係図
2 グループ一覧

税 理 士 署 名

Table with columns: ※税務署 処理欄, 部 門, 決算 期, 業種 番号, 番 号, 人 力, 備 考, 通信 日付印, 年 月 日, 確 認.

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(215 グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉））</p> <p style="text-align: center;">「グループ通算制度の承認の申請書」 「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書及び届出書（以下「申請書等」といいます。）（初葉及び次葉）は、法人税法第 64 条の 9 第 2 項の規定によりグループ通算制度の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法 64 の 9 ②)</p> <p>この申請書等は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の 3 月前の日までに、通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に 3 通提出してください。</p> <p>なお、当該通算親法人となる法人は申請書等(初葉)を、当該申請書等を提出する日における通算子法人となる法人は申請書等(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。</p> <p>(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合（グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時より前に申請書等を提出する場合を除きます。）には、グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時かつ申請時において通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）がある全ての通算子法人となる法人を記載してください。この場合において、当該事業年度開始の時から申請時までの間に、通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人（通算子法人となる法人）があるときは、その通算子法人となる法人については、申請書等（次葉）には記載せず、申請書等を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法 64 の 9 ⑦)</p> <p>通算親法人となる法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度が次の事業年度（申請特例年度）のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる日までにこの申請書等を提出することができます。</p> <p>この場合には、申請書等（初葉）の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に必要事項を記載してください。</p> <p>イ 設立事業年度……設立事業年度開始の日から 1 月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から 2 月前の日とのいずれか早い日</p> <p>ロ 設立事業年度の翌事業年度（当該設立事業年度が 3 月に満たない場合に限り。）……設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から 2 月前の日とのいずれか早い日</p> <p>(注) 設立事業年度終了の時に法人税法施行令第 131 条の 13 第 1 項各号に掲げるもの（法人税法第 64 条の 11 第 1 項に規定する時価評価資産等）を有する通算親法人となる法人（時価評価が必要な法人から除かれる法人を除きます。）は、上記ロの対象外とされています。</p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書等の提出に当たっては、次の書類を各 3 通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）</p> <p>(注) 申請書等（次葉）の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p>	<p>(215 グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉））</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(215 グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉））</p> <p>(1) 通算親法人となる法人の法人名等は申請書等（初葉）に記載し、通算子法人となる法人の法人名等は当該通算子法人となる法人ごとに申請書等（次葉）に記載してください。</p> <p>(2) 申請書等（初葉）の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を記載した「付表 1（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）」を申請書等（初葉）に添付し、申請書等（次葉）の「発行済株式等の状況」欄については、必要事項を記載した「付表 2（発行済株式等の状況）」を申請書等（次葉）に添付してください。</p> <p>(3) 申請書等（初葉）の「1」欄及び申請書等（次葉）の「6」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。</p> <p>(4) 申請書等（初葉）の「3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び申請書等（次葉）の「9 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け又は保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。</p> <p>また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄には「帳簿記帳」若しくは「コンピュータ利用」又は「電磁的記録等」等と記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1 週間ごと」又は「10 日ごと」等と記載してください。</p> <p>(5) 申請書等（初葉）の「5 添付書類」欄は、この申請書等に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書等を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>次の(1)～(6)のいずれかに該当する事実がある場合には、申請が却下されることがあります。</p> <p>(1) 通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人をいいます。以下同じです。）のいずれかがその申請を行っていないこと。</p> <p>(2) 申請法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。</p> <p>(3) 所得金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。</p> <p>(4) グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第 126 条第 1 項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 4 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項前段、第 5 条各項若しくは第 7 条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って適正に行われることが見込まれないこと。</p> <p>(5) 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。</p> <p>(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(215 グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉））</p>

(216 グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

(216 グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

グループ通算制度の承認の申請書

e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)

※整理番号

子

通 算 子 法 人 と な る 法 人	納 税 地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法 人 名 等			決 算 期	
	法 人 番 号	: : : : : : :		入 力	
	(フリガナ)			備 考	
	代 表 者 氏 名				
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円			
発 行 済 株 式 等 の 状 況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり				

6 通算子法人となる法人が、法人税法第64条の10第1項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第127条第2項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたことがある法人、同法第128条の規定により青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人又は法人税法施行令第131条の11第3項第1号に規定する通算承認の効力を失った法人(法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第27条第1項に規定する承認を取り消された法人を含みます。)である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該通知を受けた日、当該届出書を提出した日又は通算承認の効力を失った日若しくは連結納税の承認の取消しの日

通算子法人となる法人が、令和2年改正前の法人税法第4条の5第1項の承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

通算子法人となる法人が、令和2年改正法附則第29条第2項の規定の適用を受けたことがある法人である場合には、最終の連結事業年度終了の日

平成・令和 年 月 日

7 上記6の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名等 _____ 納税地 _____

8 法人税法第64条の9第10項の規定に基づく法人の区分等

申請・届出書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すと同時に、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度(以下「通算子法人最初通算事業年度」といいます。)を記載してください。

法 人 の 区 分 : 時価評価法人(法人税法第64条の9第10項)
 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人となる法人)

通算子法人最初通算事業年度 : 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

9 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書
	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書
	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書
	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書
	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()
帳簿形態			記帳時期	

(216 グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

(216 グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

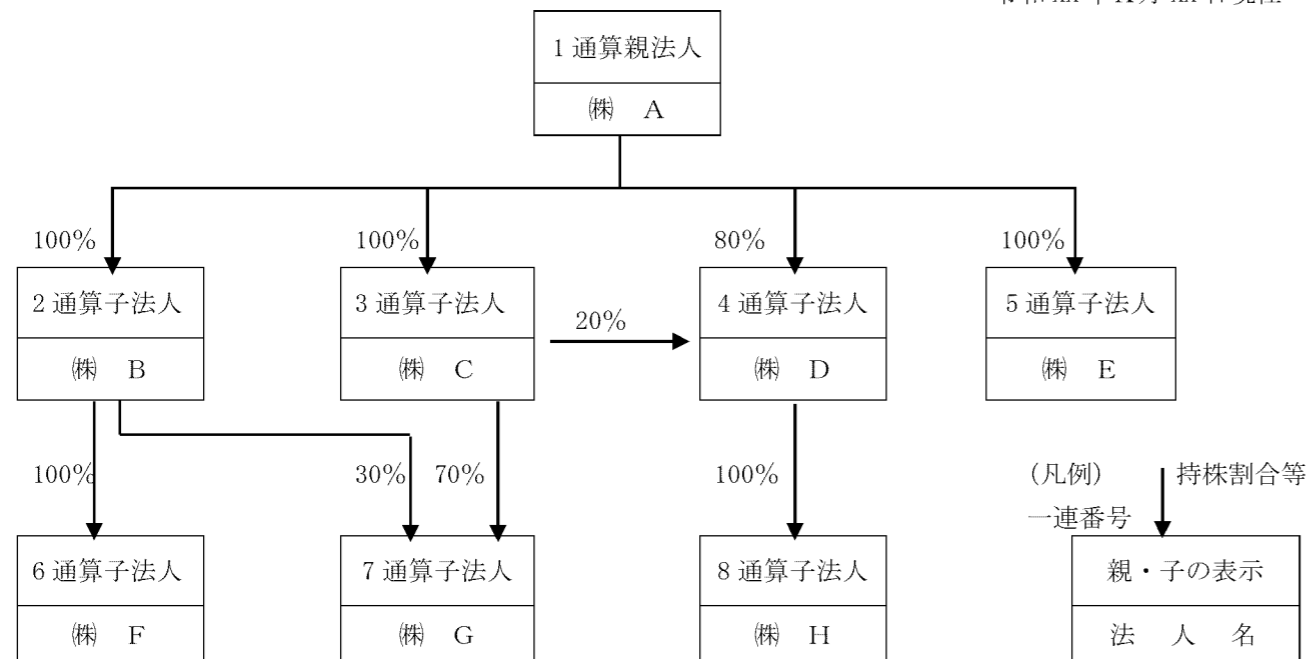
「グループ通算制度の承認の申請書」
「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の記載要領 (2)

(新設)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

令和XX年X月XX日現在



(注) 申請書等に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
2 持株割合が100%であるが、法人税法第64条の9第1項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
また、対象外となった理由を「備考」欄に、「青色取消有」、「外国法人」等と簡記してください。

6 その他事項

通算子法人となる法人が通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合など、通算子法人となる法人に異動が生じた場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

改 正 後

(217 付表 1 (通算親法人となる法人の主要株主等の状況))

「付表 1 (通算親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表 1 (通算親法人となる法人の主要株主等の状況) は、通算親法人となる法人の法人税法施行規則第 27 条の 16 の 8 第 1 項第 3 号に規定する申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「通算親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

(注) この付表 1 は、「グループ通算制度の承認の申請書 (兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉)」に添付してください。

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(217 付表 1 (通算親法人となる法人の主要株主等の状況))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(218 付表 2 (発行済株式等の状況))

(218 付表 2 (発行済株式等の状況))

付表 2 (発行済株式等の状況)

通算子法人となる法人の法人名等

子

通算子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額		1	
通算子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額		2	
(1) - (2)		3	
法人税法施行令第131条の11第2項により読み替えられた同令第4条の2第2項に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数	4	
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した通算子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数	5	
	(4)及び(5)の株式数の合計	6	
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうち(6)/(3)の割合	7	%
(3)-(6) (※ (7)の割合が5%未満の場合に限る)		8	

通算子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等

法人名等	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12 ((11)/(8))	13
			%	

(規格 A 4)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(218 付表 2 (発行済株式等の状況))</p> <p style="text-align: center;">「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領</p> <p>1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、通算子法人となる法人について次に掲げる区分により発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</p> <p>(1) 「グループ通算制度の承認の申請書 (兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書 (次葉)」を提出する通算子法人となる法人については、その申請時における発行済株式の総数等を記載し、当該申請書等に添付してください。</p> <p>(2) 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、通算親法人又は通算親法人となる法人が「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類 (兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する場合における同項の他の内国法人 (通算子法人となる法人) については、完全支配関係 (法人税法第 64 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める関係に限ります。) を有することとなった日 (同日が上記 (1) の申請書等を提出した日前である場合には、申請書等を提出した日) における発行済株式の総数等を記載し、当該書類に添付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 131 条の 11 第 2 項の規定により読み替えられた同令第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した通算子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 131 条の 11 第 2 項の規定により読み替えられた同令第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(3) 「10 区分」欄は、通算子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が通算親法人となる法人又は通算子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。</p> <p>(4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「グループ通算制度の承認の申請書 (兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(218 付表 2 (発行済株式等の状況))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後 改 正 前

(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))

(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する
旨を記載した書類
e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)

※ 整理番号	
※ 通算グループ整理番号	

加入

(新 設)

<p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>	提出法人	納 税 地	〒		
	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -		
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			

法人税法施行令第131条の12第3項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
また、法人税法第75条の4第1項及び地方税法第19条の3第1項に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるため届け出ます。

法人税法第14条第8項(グループ通算制度への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分

完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合
法人税法第64条の9第11項(同条第13項)

申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合
法人税法第64条の9第12項(同条第13項)

完全支配関係を有することとなった日(加入日)

令和 年 月 日

グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合

加入日の前日の属する特例決算期間	初日令和 年 月 日	末日令和 年 月 日
加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自令和 年 月 日	至令和 年 月 日
	自令和 年 月 日	至令和 年 月 日
通算子法人最初通算事業年度	自令和 年 月 日	至令和 年 月 日

通算子法人となる法人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	法 人 名 等			整 理 番 号	
	納 税 地	〒		部 門	
	(フリガナ)			決 算 期	
	代 表 者 氏 名			備 考	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円			
発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり				
<input type="checkbox"/> 法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」					

税 理 士 署 名

※ 税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	適 用 状 態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確 認
-----------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	---------	-----------------------------	-----

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」 「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。</p> <p>(1) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合 通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係(法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。)を有することとなった場合(令131の12③)</p> <p>◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日(以下「加入日」といいます。)(加入日がグループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日)以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>◇添付書類：① 出資関係図(この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表)</p> <p>(注) 「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合 通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度(法人税法第64条の9第7項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。)の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合(法14⑧)</p> <p>※ 既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。</p> <p>◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人</p> <p>◇提出期限：当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日</p> <p>◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：1通(当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。</p> <p>なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付して3通提出してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人(通算親法人又は通算</p>	<p>(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p>親法人となる法人)が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 上記1(2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの(以下「加入時期特例適用法人」といいます。)と同様、特例を適用することとなります。</p> <p>イ 「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間(会計期間をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間(最後に1月未満の期間を生じたときは、その1月未満の期間)をいいます。)又は会計期間(「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間)を記載してください。</p> <p>ロ 「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(法人税法第14条第8項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。)開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。</p> <p>ハ 「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(6) 「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人(加入日から当該内国法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限り、)に該当する場合、□にレ印を付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p>

改 正 後 改 正 前

(220 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

(220 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類
e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)

法人名等

加入

1 通算子法人となる法人が、法人税法第64条の10第1項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該承認を受けた日
通算子法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下において「令和2年改正法」という。)による改正前(以下において「令和2年改正前」という。)の法人税法第4条の5第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該承認を受けた日
通算子法人となる法人が、令和2年改正法附則第29条第2項の規定の適用を受けたことがある法人である場合には、最終の連結事業年度終了の日

平成・令和 年 月 日

2 通算子法人となる法人が、法人税法第127条第2項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第128条の規定により青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該通知を受けた日又は当該届出書を提出した日
通算子法人となる法人が、令和2年改正前の法人税法第4条の5第1項の承認の取消しの処分を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日

平成・令和 年 月 日

3 通算子法人となる法人が、法人税法第64条の10第6項第6号の事実(発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因するものを除く。)が生じたことにより、同法第64条の9第1項の規定による承認の効力を失ったことがある法人である場合には、当該承認の効力を失った日並びに当該承認の効力を失った直前において当該通算子法人となる法人の通算親法人であったものの名称及び納税地

通算子法人となる法人が、令和2年改正前の法人税法第4条の5第2項第5号の事実(発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因するものを除く。)が生じたことにより、令和2年改正前の法人税法第4条の2の承認を取り消されたことがある法人である場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該通算子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成・令和 年 月 日

法人名等 納税地

4 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳 <input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳 <input type="checkbox"/> 売 上 帳 <input type="checkbox"/> 仕 入 帳 <input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳 <input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳 <input type="checkbox"/> 棚 卸 表 <input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表 <input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票 <input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票 <input type="checkbox"/> 振 替 伝 票 <input type="checkbox"/> 見 積 書 <input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> 契 約 書 <input type="checkbox"/> 納 品 書 <input type="checkbox"/> 請 求 書 <input type="checkbox"/> 領 収 書 <input type="checkbox"/> ()
帳簿形態			記帳時期	

5 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

6 その他参考事項(通算子法人となる法人の区分等)

法人税法第64条の9第7項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度(以下「通算子法人最初通算事業年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人(法人税法第64条の9第10項又は第12項)
 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人となる法人)

通算子法人最初通算事業年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(規格A4)

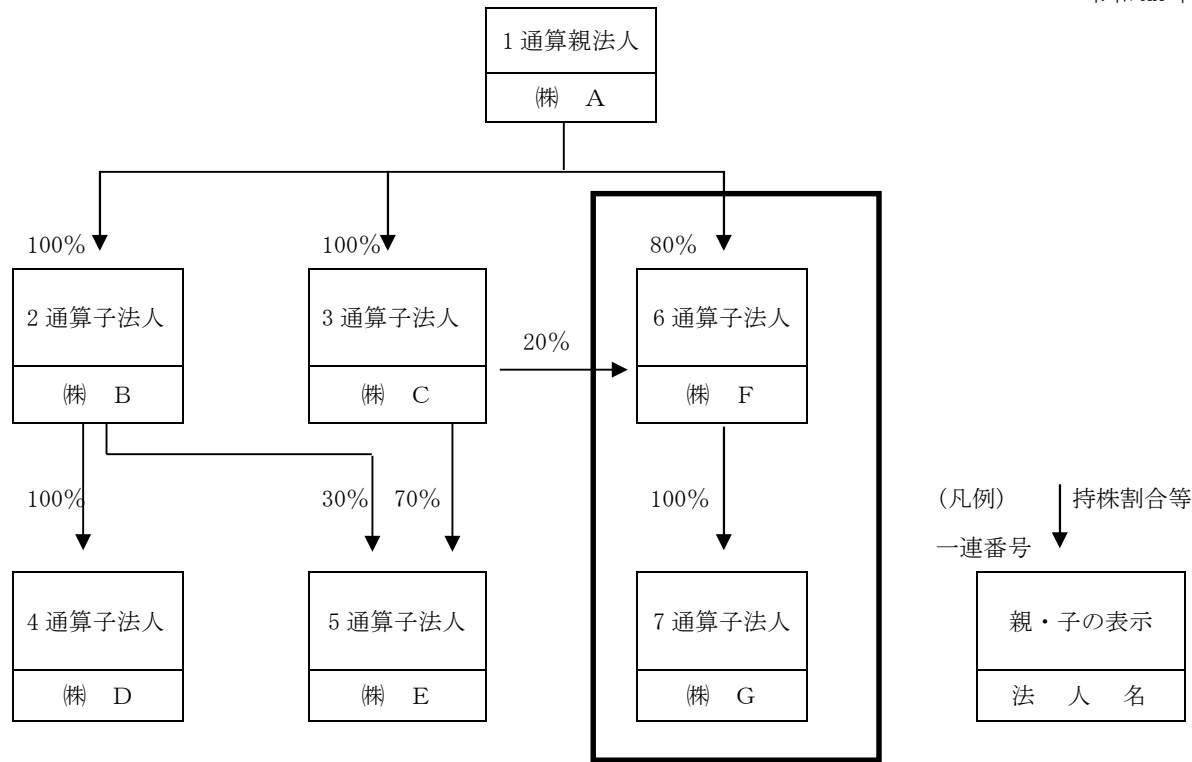
改 正 後

(220 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び
グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」
「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の記載要領(2)

- 「4 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け又は保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- 「5 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。
また、出資関係図については、「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の記載要領を参考にするとともに、以下のとおり同時期に完全支配関係を有することとなった法人を□で囲むなど、グループ通算制度へ加入することとなった法人がどの法人であるか分かるように記載してください。

令和XX年X月XX日現在



3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(220 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉))

(新 設)

改 正 後

(221 通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 通算グループ整理番号	

離脱

3通提出
(添付書類含む)

税務署受付印

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人	(フリガナ) 法人名等	電話 () -
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	

税務署長殿

法人税法施行令第131条の14第4項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 通算子法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合 通算完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人 又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 通算子法人がなくなったことにより、通算法人が通算親法人のみとなった場合 通算親法人のみとなった日 令和 年 月 日
が生じた日	

事由の発生 の 基 因 と な っ た 事 実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定
--	---

その他参考事項等

通算子法人又は通算子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況 付表3 (通算子法人等の主要株主等の状況)のとおり

通算子法人又は通算子法人となる法人	(フリガナ) 法人名等	※ 税務署 処 理 欄	署 名
	納 税 地		整 理 番 号
	(フリガナ) 代表者氏名		部 門
			決 算 期
			備 考

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	備 考
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	------------------	-----------------------------	--------

(規格A4)

改 正 前

(221 通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(221 通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第131条の14第4項の規定により、次の法人（グループ通算制度の取りやめの承認を受けた法人及び青色申告の承認の取消しの処分の通知を受けた法人を除きます。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等は、それぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 通算子法人が、通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合（令131の14④一）</p> <p>◇提出法人：当該通算親法人</p> <p>◇提出期限：通算完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該通算親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>(2) 通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）を有しなくなった場合（令131の14④二）</p> <p>◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>(3) 通算子法人がなくなったことにより、通算法人が通算親法人のみとなった場合（令131の14④三）</p> <p>◇提出法人：当該通算親法人</p> <p>◇提出期限：通算親法人のみとなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該通算親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類</p> <p>この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当する場合には、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における通算子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における通算親法人及び全ての通算子法人等を記載した一覧表）</p> <p>（注） 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p>（注） 通算子法人又は通算子法人となる法人が合併により通算完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>① 通算子法人又は通算子法人となる法人を合併法人とする合併の場合</p> <p>「通算子法人又は通算子法人となる法人」の「法人名等」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p>「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」</p>	<p>(221 通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(221 通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p>② 通算子法人又は通算子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合</p> <p>「通算子法人又は通算子法人となる法人」の「法人名等」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」</p> <p>「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、通算完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。</p> <p>(3) 「事由の発生の基因となった事実」欄</p> <p>イ 「事実」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p>ロ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により通算子法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該通算子法人又は当該通算子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（通算子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(4) この書類の下欄の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」欄は、合併以外の場合、通算完全支配関係を有しなくなった通算子法人又は通算子法人となる法人の法人名等を記載してください。</p> <p>なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(221 通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p>

改正後

改正前

(222 付表3 (通算子法人等の主要株主等の状況))

(222 付表3 (通算子法人等の主要株主等の状況))

付表3 (通算子法人等の主要株主等の状況)

離脱

		通算子法人等の法人名等	
通算子法人等の発行済株式の総数又は出資の総額			
通算子法人等の主要株主等の株式数等			
氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合
			%

(規格 A 4)

(新設)

改 正 後

(222 付表 3 (通算子法人等の主要株主等の状況))

「付表 3 (通算子法人等の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表 3 (通算子法人等の主要株主等の状況) は、「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の添付書類として通算子法人等の主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「通算子法人等の主要株主等の株式数等」欄は、通算完全支配関係等を有しなくなった直後における発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(222 付表 3 (通算子法人等の主要株主等の状況))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(223 グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(初葉))

(223 グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(初葉))

グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(初葉)

※整理番号

※通算グループ整理番号

親

3
通提出
(添付書類含む)

税務署受付印

令和 年 月 日	申請 法人	通 算 親 法 人	納 税 地	〒
			(フリガナ)	電話() -
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
税務署長経由 国税庁長官 殿			通 算 子 法 人	次葉のとおり (子法人数 法人)

法人税法第64条の10第1項の規定に基づき、グループ通算制度の適用を受けることをやめたいので、同条第2項の規定により申請します。

1 グループ通算制度の適用を取りやめる理由

2 通算親法人につきグループ通算制度の承認の効力が生じた日

令和 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	-----------------------	-------	--------

(規格 A 4)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="71 153 765 184">(223 グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(初葉))</p> <p data-bbox="379 239 1181 275">「グループ通算制度の取りやめの承認の申請書」の記載要領</p> <p data-bbox="71 380 1472 443">この申請書（初葉及び次葉）は、法人税法第 64 条の 10 第 1 項の規定に基づき、やむを得ない事情があるときにグループ通算制度の取りやめの承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p data-bbox="71 491 210 518">1 提出部数</p> <p data-bbox="106 527 1107 554">この申請書は、通算親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に 3 通提出してください。</p> <p data-bbox="106 564 1472 592">なお、通算親法人は申請書（初葉）を、通算子法人は申請書（次葉）をそれぞれ使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。</p> <p data-bbox="71 640 210 667">2 添付書類</p> <p data-bbox="106 676 819 703">この申請書の提出に当たっては、次の書類を各 3 通添付してください。</p> <p data-bbox="83 714 1080 741">(1) 出資関係図(この申請書の提出時における通算子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p data-bbox="83 749 1124 777">(2) グループ一覧(この申請書の提出時における通算親法人及び全ての通算子法人等を記載した一覧表)</p> <p data-bbox="121 787 1472 850">(注) 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p data-bbox="71 898 278 926">3 各欄の記載要領</p> <p data-bbox="83 934 1472 997">(1) 通算親法人の法人名等は、申請書（初葉）に記載し、通算子法人の法人名等は当該通算子法人ごとに申請書（次葉）に記載してください。</p> <p data-bbox="83 1008 1457 1035">(2) 「1 グループ通算制度の適用を取りやめる理由」欄は、グループ通算制度の適用を受けることをやめる理由を記載してください。</p> <p data-bbox="83 1045 1276 1073">(3) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p data-bbox="83 1083 513 1110">(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="71 1167 210 1194">4 留意事項</p> <p data-bbox="92 1213 409 1241">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="121 1257 1472 1375">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1501 153 2220 184">(223 グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(初葉))</p> <p data-bbox="1501 212 1614 239">(新 設)</p>

(224 グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(次葉))

(224 グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(次葉))

グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

子

通 算 子 法 人	納 税 地	〒	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	(フリガナ)	電話 () -		部 門	
	法 人 名 等			決 算 期	
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				

4 通算子法人につきグループ通算制度の承認の効力が生じた日

令和 年 月 日

参
考
事
項

※ 税 務 署 処 理 欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 調 査 課		
	通算親法人名	所轄局署	局	署
	備 考			

(規格 A 4)

(新 設)

改 正 後

(225 グループ通算制度へ移行しない旨の届出書)

グループ通算制度へ移行しない旨の届出書

※ 整理番号

※ 連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人(連結親法人)	納 税 地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法 人 名	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	

令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度以降、グループ通算制度へ移行しないので、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第29条第2項の規定により届け出ます。

※ この届出書の提出によりグループ通算制度へ移行しない連結親法人又は連結子法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第29条第3項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第1項第3号に掲げる法人とみなされ、その期間は通算親法人又は通算子法人になることができません。

【その他参考事項】

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	------------	-------	--------

- (注意事項)
- この届出書は、連結法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行しない場合に使用してください。
 - 提出期限等については以下のとおりです。
 - ◇ 提出法人：連結親法人
 - ◇ 提出期限：当該連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日
 - ◇ 提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇ 提出部数：1通(調査課所管法人については2通)
 - 「その他参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
 - 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※税務署処理欄」は記載しないでください。

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(210 グループ通算制度へ移行しない旨の届出書)

グループ通算制度へ移行しない旨の届出書

※ 整理番号

※ 連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人(連結親法人)	納 税 地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法 人 名	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	

令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度以降、グループ通算制度へ移行しないので、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第29条第2項の規定により届け出ます。

※ この届出書の提出によりグループ通算制度へ移行しない連結親法人又は連結子法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第29条第3項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第1項第3号に掲げる法人とみなされ、その期間は通算親法人又は通算子法人になることができません。

【その他参考事項】

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	------------	-------	-------------

- (注意事項)
- この届出書は、連結法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行しない場合に使用してください。
 - 提出期限等については以下のとおりです。
 - ◇ 提出法人：連結親法人
 - ◇ 提出期限：当該連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日
 - ◇ 提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇ 提出部数：1通(調査課所管法人については2通)
 - 「その他参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※税務署処理欄」は記載しないでください。

(規格 A 4)

02.09

改正後 改正前

(226 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書)

(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書)

Form for (226) with fields for company name, address, fiscal year, and tax details. Includes a '個' (Individual) stamp.

Form for (211) with fields for company name, address, fiscal year, and tax details. Includes a '個' (Individual) stamp.

令和 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

翌年以降送付要否 税理士法第30条の書面提出有

令和 年 月 日

Main calculation table for (226) with columns for tax amounts and rows for various tax items like individual income tax, corporate tax, and land transfer tax.

税理士名

平成・令和 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

翌年以降送付要否 税理士法第30条の書面提出有

令和 年 月 日

Main calculation table for (211) with columns for tax amounts and rows for various tax items, similar to (226) but with different column headers.

税理士名

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書... 令三・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書... 令二・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(227 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×10.3%)	1			円
加算調整額 (8)	2			
減算調整額 (14)	3		外	
連結地方法人税個別帰属額 (1) + (2) - (3)	4		外	
加算調整額の計算				
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「9」×10.3%)	5			円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×10.3%)	6			
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×10.3%)	7			
加算調整額 (5) + (6) + (7)	8		外	
減算調整額の計算				
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「49」)	9			円
分配時調整外国税相当額の個別帰属額 (別表六の二(二の二)「35」)	10			
個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額 (別表十七(三の六)「15」)	11			
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額	12		外	
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×10.3%)	13			
減算調整額 (9) + (10) + (11) + (12) ± (13)	14		外	

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

改 正 前

(212 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%)	1			円
加算調整額 (8)	2			
減算調整額 (13)	3		外	
連結地方法人税個別帰属額 (1) + (2) - (3)	4		外	
加算調整額の計算				
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書(普通法人分)「9」×4.4%)	5			円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%)	6			
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%)	7			
加算調整額 (5) + (6) + (7)	8		外	
減算調整額の計算				
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「49」)	9			円
個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額 (別表十七(三の十二)「15」)	10			
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額	11		外	
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%)	12			
減算調整額 (9) + (10) + (11) + (12)	13		外	

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

改 正 後

(227 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

- 1 この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。
- また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項《確定申告》の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。
- 2 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。
- 3 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じです。）である連結法人が記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあつては、この欄を記載する必要はありません。

4 「加算調整額8」の外書は、措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の10.3に相当する金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」は、この外書として記載した金額を含めて計算します。

5 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」の外書は、連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の100分の10.3に相当する金額を記載します。

(ロ) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二の「27」）の外書の金額の100分の10.3に相当する金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二の「45」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

(別表一の二の「45」)の外書× $\frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$

改 正 前

(212 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

- 1 この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。
- また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項《確定申告》の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。
- 2 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」、「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」、「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額に加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」、「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」及び「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」の各欄は、令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度にあつては「4.4%又は」を消し、同日前に開始した課税事業年度にあつては「又は10.3%」を消します。
- 3 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「2」×（4.4%又は10.3%））1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。
- 4 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じです。）である連結法人が記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあつては、この欄を記載する必

要はありません。

5 「加算調整額8」の外書は、措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」は、この外書として記載した金額を含めて計算します。

(1) 令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の10.3に相当する金額

6 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1) 令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の10.3に相当する金額

なお、「12」の外書は、上記(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれ連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4又は100分の10.3に相当する金額を記載します。

(ロ) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二の「27」）の外書の金額の100分の4.4又は100分の10.3に相当する金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二の「45」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

(別表一の二の「45」)の外書× $\frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$

改正後

(229 更正の請求書 (連結申告用) (平成30年4月1日前終了連結事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) header section including tax authority name, date, and recipient information.

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 (連結事業年度の連結確定申告) に係る 至平成 年 月 日 (課税事業年度の地方税法確定申告) に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for '区分' (Category), 'この請求前の金額' (Previous amount), and '更正の請求金額' (Correction amount). Rows include '法人税額' (Corporate tax) and '地方税法額' (Local tax).

Reasons for correction and submission details section, including '修正申告書提出年月日' and '更正決定通知書受理年月日'.

Footer section for the form, including '税理士署名' (Tax preparer signature) and '※税務署 処理欄' (Tax authority processing section).

(規格 A 4)

改正前

(214 更正の請求書 (連結申告用) (平成30年4月1日前終了連結事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) header section, identical in structure to the 'After' version.

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 (連結事業年度の連結確定申告) に係る 至平成 年 月 日 (課税事業年度の地方税法確定申告) に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction, identical in structure to the 'After' version.

Reasons for correction and submission details section, identical in structure to the 'After' version.

Footer section for the form, including '税理士署名押印' (Tax preparer signature stamp) and '※税務署 処理欄'.

(規格 A 4)

改 正 後

(229 更正の請求書（連結申告用）（平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分）

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7 年以内となります。）。
- 2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(214 更正の請求書（連結申告用）（平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分）

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7 年以内となります。）。
- 2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(230 更正の請求書 (連結申告用) (平成30年4月1日から平成31年3月31日に終了した連結事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) header form including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 [連結事業年度の連結確定申告] に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main calculation table for item 230, showing tax amounts, adjustments, and final payable amounts.

Reasons for correction and submission details form.

Tax agent signature and stamp area.

改正前

(215 更正の請求書 (連結申告用) (平成30年4月1日から平成31年3月31日に終了した連結事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) header form including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 [連結事業年度の連結確定申告] に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main calculation table for item 215, showing tax amounts, adjustments, and final payable amounts.

Reasons for correction and submission details form.

Tax agent signature and stamp area.

改 正 後 **改 正 前**

(230 更正の請求書（連結申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日に終了した連結事業年度分）)

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

(215 更正の請求書（連結申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日に終了した連結事業年度分）)

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(231 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用)

※整理番号 ※連結グループ整理番号

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88の規定に基づき 自平成・令和 年月日(連結事業年度)の連結確定申告に 至平成・令和 年月日(課税事業年度)の地方法人税確定申告に係る課税標準等について下記のとおりに更正の請求をします。

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 法人税額, 土地譲渡利益金, 連結留保金, etc.

修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受理年月日, 添付書類, 還付を受けようとする金融機関等

税理士署名, ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 通信口付印, 確認

改正前

(216 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用)

※整理番号 ※連結グループ整理番号

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88の規定に基づき 自平成・令和 年月日(連結事業年度)の連結確定申告に 至平成・令和 年月日(課税事業年度)の地方法人税確定申告に係る課税標準等について下記のとおりに更正の請求をします。

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 法人税額, 土地譲渡利益金, 連結留保金, etc.

修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受理年月日, 添付書類, 還付を受けようとする金融機関等

税理士署名押印, ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 通信口付印, 確認印

改 正 後

(231 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成31年4月1日以後終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第27項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注1)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第68条の88第27項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内(注2)

(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

(注2) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(216 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成31年4月1日以後終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第27項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注1)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第68条の88第27項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内(注2)

(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

(注2) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

改 正 前

(232 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）

(217 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）

納税地	
連親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5
	同上に対する税額	6
連結留保	課税連結留保金額	7
	同上に対する税額	8
使途秘匿金	使途秘匿金額	9
	同上に対する税額	10
法人税額計	11	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
連結欠損繰戻し	還付金額	16
	減少する還付加算金	17
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少（-印）する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく	還付法人税額	21
過大申告の更正に伴う	繰越控除される法人税額	22
翌期へ繰り越す連結欠損金	23	

この通知により納付すべき又は減少（-印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

改 正 後

(232) 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成30年4月1日以後終了連結事業年度分）

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※1)+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※1)+7.3%」のいずれか低い割合

(※1) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として
各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※2)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※2)+7.3%」のいずれか低い割合
- (※2) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として
各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）

② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額にするまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）

ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）

④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(217) 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成30年4月1日以後終了連結事業年度分）

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として
各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）

② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額にするまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）

ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）

④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正後

(233 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）

納税地	
連結親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官 印

連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 法人税額等の
及び加算税の賦課決定をしたから通知します。
記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5
	同上に対する税額	6
連結留保	課税連結留保金額	7
	同上に対する税額	8
使途秘匿金	使途秘匿金額	9
	同上に対する税額	10
法人税額計	11	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額	12	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	13	
控除所得税額等	14	
差引連結所得に対する法人税額	15	
還付所得税額等	16	
連結欠損繰戻し	還付金額	17
	減少する還付加算金	18
差引合計税額	19	
既に納付の確定した本税額	20	
差引納付すべき又は減少（-印）する法人税額	21	
同上のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22
	繰越控除される法人税額	23
翌期へ繰り越す連結欠損金	24	

この通知により納付すべき又は減少（-印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(218 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(233) 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）

(218) 連結所得に対する法人税等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。
（注） 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第 6 0 条、第 6 1 条、第 1 1 8 条及び第 1 1 9 条）

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。
（注） 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第 6 0 条、第 6 1 条、第 1 1 8 条及び第 1 1 9 条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								


納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	＝	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
3 6 5								

- (注) 1 本税の額が 1 0, 0 0 0 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に 1 0, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成 1 2 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位（1 / 1 ~ 1 2 / 3 1）で、以下のとおり適用することになります。
 - ① 平成 1 2 年 1 月 1 日から平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率 + 4 %」
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「1 4 . 6 %」
 - ② 平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「7 . 3 %」と「特例基準割合(※1) + 1 %」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「1 4 . 6 %」と「特例基準割合(※1) + 7 . 3 %」のいずれか低い割合
 (※1) 各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として
各年の前年の 1 2 月 1 5 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合
 - ③ 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「7 . 3 %」と「延滞税特例基準割合(※2) + 1 %」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「1 4 . 6 %」と「延滞税特例基準割合(※2) + 7 . 3 %」のいずれか低い割合
 (※2) 各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として
各年の前年の 1 1 月 3 0 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第 6 1 条第 1 項）
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額にするまでの部分に限ります。）（国税通則法第 6 1 条第 2 項）
ただし、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 1 号）
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 3 号）
 - 4 延滞税の額が 1, 0 0 0 円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
 - 4 さきに、法人税法第 8 1 条の 2 3 又は同法第 8 1 条の 2 4 の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
 - 5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則と納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。
 - 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

- (注) 1 本税の額が 1 0, 0 0 0 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に 1 0, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成 1 2 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位（1 / 1 ~ 1 2 / 3 1）で、以下のとおり適用することになります。
 - ① 平成 1 2 年 1 月 1 日から平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率 + 4 %」
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「1 4 . 6 %」
 - ② 平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「7 . 3 %」と「特例基準割合(※) + 1 %」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「1 4 . 6 %」と「特例基準割合(※) + 7 . 3 %」のいずれか低い割合
 (※) 各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 1 2 で除して得た割合として各年の前年の 1 2 月 1 5 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第 6 1 条第 1 項）
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額にするまでの部分に限ります。）（国税通則法第 6 1 条第 2 項）
ただし、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 1 号）
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 2 5 条第 3 号）
 - 4 延滞税の額が 1, 0 0 0 円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
 - 4 さきに、法人税法第 8 1 条の 2 3 又は同法第 8 1 条の 2 4 の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
 - 5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則と納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。
 - 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正後

(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

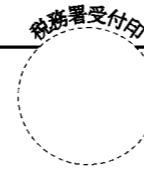
<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		※整理番号 ※連結グループ整理番号	
		納税地 〒 (フリガナ) 法人名 電話() - 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業	
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)		
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)		
請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し		
税理士署名			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
		通信 日付印	年月日 確認

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		※整理番号 ※連結グループ整理番号	
		納税地 〒 (フリガナ) 法人名 電話() - 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業	
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)		
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)		
請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し		
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
		通信 日付印	年月日 確認 印

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税法第8条、租税特別措置法第68条の97、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第68条の98）</p> <p>イ 普通法人（法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(iii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第68条の98、令2法律第8号改正法附則第105条）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（租税特別措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) 法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（法第81条の31第1項の規定により提出する場合） 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>なお、特例連結事業年度である欠損連結事業年度の連結確定申告書を令和2年7月1日前に提出した連結親法人（その欠損連結事業年度が特例連結事業年度でない連結事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イ及びロに掲げる連結親法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ税法附則第5条）。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（法第81条の31条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1</p>	<p>(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税法第8条、租税特別措置法第68条の97、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第68条の98）</p> <p>イ 普通法人（法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(iii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第68条の98、令2法律第8号改正法附則第105条）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（租税特別措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) 法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（法第81条の31第1項の規定により提出する場合） 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>なお、特例連結事業年度である欠損連結事業年度の連結確定申告書を令和2年7月1日前に提出した連結親法人（その欠損連結事業年度が特例連結事業年度でない連結事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イ及びロに掲げる連結親法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ税法附則第5条）。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（法第81条の31条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額（災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二</p>	<p>(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額（災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(三)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得連結事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</p>	<p>(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(三)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得連結事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</p>

改正後

(242 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

Form for disaster loss carryback refund request (242). Includes fields for tax office name, address, phone, and company details.

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。記

Table with columns for disaster loss year, settlement year, and refund year.

Main calculation table for disaster loss carryback refund (242) with 15 rows for various amounts and tax calculations.

Form for request period and refund method (242).

税理士署名

Table for tax office processing details (242).

03.06改正

(規格A4)

改正前

(226 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

Form for disaster loss carryback refund request (226). Includes fields for tax office name, address, phone, and company details.

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。記

Table with columns for disaster loss year, settlement year, and refund year (226).

Main calculation table for disaster loss carryback refund (226) with 15 rows for various amounts and tax calculations.

Form for request period and refund method (226).

税理士署名押印

Table for tax office processing details (226).

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(242 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <h3 style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</h3> <p>1 この還付請求書は、連結親法人が法人税法第 81 条の 31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 81 条の 20 第 1 項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前 2 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一の二（一）若しくは別表一の二（三）の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額</p>	<p>(226 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <h3 style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</h3> <p>1 この還付請求書は、連結親法人が法人税法第 81 条の 31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 81 条の 20 第 1 項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前 2 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一の二（一）若しくは別表一の二（三）の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(242 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書) を記載します。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。 （注）各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4（令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得連結事業年度については 100 分の 10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第 23 条第 1 項）。</p>	<p>(226 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書) を記載します。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三）の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。 （注）各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4（令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得連結事業年度については 100 分の 10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第 23 条第 1 項）。</p>

改 正 後

(245 更正の請求書(復興特別法人税用))

更正の請求書（復興特別法人税用）の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、国税通則法第23条又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第57条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した復興特別法人税申告書及び修正申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、復興特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ 納付すべき税額が過大となったこと。

ロ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 法人税又は復興特別法人税の修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額又は税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限) から5年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 復興財源確保法第57条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項又は同法第68条の88第17項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限) から6年以内

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄の記載は、次によります。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる復興特別法人税申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、復興特別法人税申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項が

改 正 前

(229 更正の請求書(復興特別法人税用))

更正の請求書（復興特別法人税用）の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、国税通則法第23条又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第57条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した復興特別法人税申告書及び修正申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、復興特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ 納付すべき税額が過大となったこと。

ロ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 法人税又は復興特別法人税の修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額又は税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限) から5年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 復興財源確保法第57条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項又は同法第68条の88第17項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限) から6年以内

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄の記載は、次によります。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる復興特別法人税申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、復興特別法人税申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項が

改 正 後	改 正 前
<p>(245 更正の請求書(復興特別法人税用))</p> <p>ある場合はこれを付記してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、復興財源確保法第57条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(229 更正の請求書(復興特別法人税用))</p> <p>ある場合はこれを付記してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、復興財源確保法第57条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(246 復興特別法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 株主氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官



復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	基 礎 法 人 税 額	1	円
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	2	
	通 算 納 税 の 承 継 を 行 っ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額	3	
	基 礎 法 人 税 額	4	
	課 税 標 準 法 人 税 額	5	
	復 興 特 別 法 人 税 額	6	
	控 除 税 額	7	
	差 引 復 興 特 別 法 人 税 額	8	
	還 付 復 興 特 別 所 得 税 額	9	
	差 引 合 計 税 額	10	
	既 に 納 付 の 確 定 し た 復 興 特 別 法 人 税 額	11	
	差 引 納 付 す べ き 又 は 減 少 (一 印) す る 復 興 特 別 法 人 税 額	12	

この通知により納付すべき又は 減少(一印)する税額		賦課した加算税の額の計算明細	
本 税 の 額	円	区 分	加算税の基礎となる税額
無申告加算税		申告 加算税	賦課決定額
過少申告加算税		更正 加算税	賦課決定額
重 加 算 税		重加算税	賦課決定額

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(230 復興特別法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(246) 復興特別法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
365								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合

（※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - ③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合

（※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(230) 復興特別法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期間（日数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
365								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 後

(264 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

税務署受付印

令和 年 月 日	納 税 地		〒		整理番号
	(フリガナ)		電 話 () -		
	申請者の名称				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
税務署長経由		代表者の氏名			
国 税 庁 長 官 殿		設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~ 月 日

租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 2 項により申請します。

【現に行っている事業の概要】

1 本来業務

種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

2 附帯業務

種 類 又 は 事 業 名	実 施 場 所

【その他参考となるべき事項】

税 理 士 署 名

税務署処理欄	部門	番号	入力	整理簿	備考
--------	----	----	----	-----	----

改 正 前

(248 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

税務署受付印

令和 年 月 日	納 税 地		〒		整理番号
	(フリガナ)		電 話 () -		
	申請者の名称				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
税務署長経由		代表者の氏名			
国 税 庁 長 官 殿		設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~ 月 日

租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 2 項により申請します。

【現に行っている事業の概要】

1 本来業務

種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

2 附帯業務

種 類 又 は 事 業 名	実 施 場 所

【その他参考となるべき事項】

税 理 士 署 名 押 印

税務署処理欄	部門	番号	入力	整理簿	備考
--------	----	----	----	-----	----

改 正 後	改 正 前
<p>(264 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等</p> <p>この申請書は、租税特別措置法施行令第39条の25第2項の規定に基づく特定医療法人の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出部数及び添付書類</p> <p>この申請書は、次に掲げる書類を添付して正本1通及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>(1) 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表1）</p> <p>(2) 申請者の附帯業務等の明細表（申請書付表2）</p> <p>(3) 寄附行為又は定款の写し</p> <p>(4) 申請時の直近に終了した事業年度に係る租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣の証明書</p> <p>（注）申請書の正本には証明書の原本を、副本には証明書の写しを添付してください。</p> <p>(5) 承認を満たす旨を説明する書類</p> <p>(6) 役員等に関する明細表（書類付表1）</p> <p>(7) 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）</p> <p>2 留意事項</p> <p>過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消しの日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。</p> <p>3 記載要領</p> <p>(1) 「現に行っている事業の概要」欄は、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ 本来業務 経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）について、施設の種類、施設の名称及び所在地を記載してください。 また、これらの施設の明細を申請書付表1「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。</p> <p>ロ 附帯業務 医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務について、その業務の種類又は事業名及び実施場所を記載してください。</p> <p>(2) 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。</p> <p>(3) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p>	<p>(248 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等</p> <p>この申請書は、租税特別措置法施行令第39条の25第2項の規定に基づく特定医療法人の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出部数及び添付書類</p> <p>この申請書は、次に掲げる書類を添付して正本1通及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>(1) 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表1）</p> <p>(2) 申請者の附帯業務等の明細表（申請書付表2）</p> <p>(3) 寄附行為又は定款の写し</p> <p>(4) 申請時の直近に終了した事業年度に係る租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣の証明書</p> <p>（注）申請書の正本には証明書の原本を、副本には証明書の写しを添付してください。</p> <p>(5) 承認を満たす旨を説明する書類</p> <p>(6) 役員等に関する明細表（書類付表1）</p> <p>(7) 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）</p> <p>2 留意事項</p> <p>過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消しの日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。</p> <p>3 記載要領</p> <p>(1) 「現に行っている事業の概要」欄は、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ 本来業務 経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）について、施設の種類、施設の名称及び所在地を記載してください。 また、これらの施設の明細を申請書付表1「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。</p> <p>ロ 附帯業務 医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務について、その業務の種類又は事業名及び実施場所を記載してください。</p> <p>(2) 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>

改 正 後

(270 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)

税務署受付印

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

整理番号

令和 年 月 日	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電 話 () —
	医療法人の名称	
	法 人 番 号	
税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	(フリガナ)	
	代表者の氏名	

特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 6 項の規定に基づき届け出ます。

1 特定医療法人としての承認を受けた日 年 月 日

2 特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考となるべき事項

〔注意事項〕

- 届出書は、正本及び副本 2 通を納税地の所轄税務署に提出してください。
- この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。

税 理 士 署 名

税務署処理欄 部門 入力 業種番号 番号 整理簿 備考

03.06 改正

改 正 前

(254 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)

税務署受付印

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

整理番号

令和 年 月 日	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電 話 () —
	医療法人の名称	
	法 人 番 号	
税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	(フリガナ)	
	代表者の氏名	㊞

特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 6 項の規定に基づき届け出ます。

1 特定医療法人としての承認を受けた日 年 月 日

2 特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考となるべき事項

〔注意事項〕

- 届出書は、正本及び副本 2 通を納税地の所轄税務署に提出してください。
- この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。

税 理 士 署 名 押 印

㊞

税務署処理欄 部門 入力 業種番号 番号 整理簿 備考

01.06 改正

改 正 後

(274 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Tax による申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項、地方法人税法第19条の2第1項又は消費税法第46条の2第1項に規定する電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった日から1月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、令和2年3月31日以前に設立された法人で、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度、連結事業年度、課税事業年度又は課税期間（以下「事業年度等」といいます。）において特定法人に該当する場合には、事業年度等開始の日から1月以内に提出してください。

ただし、次の(1)から(3)までに記載する法人等については、それぞれ次に掲げる日から2月以内に提出してください。

- (1) 新たに設立された次の法人等については、その設立の日
- イ 設立の時における資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項及び地方法人税法第19条の2第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあつては、公益法人等を除きます。）
 - ロ 相互会社
 - ハ 投資法人
 - ニ 特定目的会社
 - ホ 国又は地方公共団体の特別会計等（消費税第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。）

(2) 法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が1億円を超える法人については、その開始した日

(3) 法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限りします。）に該当していた協同組合等の協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等については、その該当することとなった日

(注) 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
 なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
 なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
- (2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項	には、該当する□にレ印を付してください。
---	----------------------
- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

	特定法人の区分	記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
②	相互会社	2	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
③	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
④	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(258 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Tax による申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項、地方法人税法第19条の2第1項又は消費税法第46条の2第1項に規定する電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった日から1月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、令和2年3月31日以前に設立された法人で、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度、連結事業年度、課税事業年度又は課税期間（以下「事業年度等」といいます。）において特定法人に該当する場合には、事業年度等開始の日から1月以内に提出してください。

ただし、次の(1)から(3)までに記載する法人等については、それぞれ次に掲げる日から2月以内に提出してください。

- (1) 新たに設立された次の法人等については、その設立の日
- イ 設立の時における資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項及び地方法人税法第19条の2第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあつては、公益法人等を除きます。）
 - ロ 相互会社
 - ハ 投資法人
 - ニ 特定目的会社
 - ホ 国又は地方公共団体の特別会計等（消費税第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。）

(2) 法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が1億円を超える法人については、その開始した日

(3) 法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限りします。）に該当していた協同組合等の協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等については、その該当することとなった日

(注) 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
 なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
 なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
- (2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項	には、該当する□にレ印を付してください。
---	----------------------
- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

	特定法人の区分	記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
②	相互会社	2	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
③	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
④	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(275 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書) (法人税・消費税用))

税務署受付印 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地	〒	
	(フリガナ)		
	名 称	電話() -	
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
税務署長殿	代 表 者 住 所	〒	
		電話() -	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項			
に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	申請理由	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項			
の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			入 力
			名 簿
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

03.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(259 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書) (法人税・消費税用))

税務署受付印 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地	〒	
	(フリガナ)		
	名 称	電話() -	
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
税務署長殿	代 表 者 住 所	〒	
		電話() -	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項			
に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	申請理由	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項			
の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			入 力
			名 簿
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

01.07改正

(規格 A 4)

改 正 後

(275 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書) (法人税・消費税用))

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(法人税・消費税用)及び
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書(法人税・消費税用)の記載要領等

- この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。
 - 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織(以下「e-Tax」といいます。)を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書(以下「納税申告書」といいます。)の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の4第1項、同法第81条の24の3第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること(以下「特例」といいます。)についての承認を受けようとする場合
なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の3の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。
 - 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合
- この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。
(注) この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります(平成18年国税庁告示第7号)。
- 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項)には、該当する□にレ印を付してください。
---	-----------------------
 - 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。
 - 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。
 - 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。
 - 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。
 - 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項)には、該当する□にレ印を付してください。
---	-----------------------
 - 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の4第4項、同法第81条の24の3第2項又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の4第5項、同法第81条の24の3第2項又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。
 - 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(259 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書) (法人税・消費税用))

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(法人税・消費税用)及び
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書(法人税・消費税用)の記載要領等

- この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。
 - 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織(以下「e-Tax」といいます。)を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書(以下「納税申告書」といいます。)の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の4第1項、同法第81条の24の3第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること(以下「特例」といいます。)についての承認を受けようとする場合
なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の3の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。
 - 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合
- この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。
(注) この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります(平成18年国税庁告示第7号)。
- 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項)には、該当する□にレ印を付してください。
---	-----------------------
 - 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。
 - 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。
 - 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。
 - 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。
 - 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項)には、該当する□にレ印を付してください。
---	-----------------------
 - 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の4第4項、同法第81条の24の3第2項又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の4第5項、同法第81条の24の3第2項又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。
 - 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書及び届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

住所 (所在地)	税 目	本 税
	課税の名称	追加課税
氏名 (法人名)	納期等の区分	告知額計
	徴定区分	
	法定納期限 内訳は裏面のとおりです。	延滞税
様(御中)	納 期 限	限 (本税等の内訳は裏面のとおりです。)

① 納付場所 日本銀行(本店・支店・代理店・譲入社票店(郵便局を含む。))又は当税務署(一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。)

不服申立て等について

- 【不服申立てについて】
- ① この区分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、表紙の税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判官長(提出先は、東京国税不服審判所(国税不服審判))に対して審査請求をすることができます。
- ② 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他の請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の区分に不服があるときは、当該再調査の請求をした日は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- 【取消しの新法について】
- ③ 審査請求について最終決定があった場合において、当該最終決定後の区分に不服があるときは、当該審査請求をした日は、裁判所に対して区分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- ④ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- ⑤ 取消訴訟は、最終決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該最終決定の日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- ⑥ 取消訴訟は、審査請求に対する最終決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する最終決定を経ずして提起を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても最終決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起したが、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る関係の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての最終決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他の最終決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号 年 月 日

国税収納命令官
税務署長
財務事務官

(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

(同 左)



領収控 兼 払込取扱票 国庫金		払込取扱票		領収証書 兼 払込金受領証 国庫金	
税務署名 税務署	国庫金 国庫金	税務署名 税務署	整理番号	税務署名 税務署	国庫金 国庫金
税 目	国庫金 国庫金	税 目	納期等の区分	税 目	国庫金 国庫金
納期等の区分	整理番号	納期等の区分	合計額	納期等の区分	国庫金 国庫金
合計額	証券番号・振出人	合計額		合計額	国庫金 国庫金
コンビニエンスストア用バーコード		証券受領(全部/一部) 内国庫金		コンビニエンスストア用バーコード	
収納代行 バーコード 有効期限		収納代行 バーコード 有効期限		収納代行 バーコード 有効期限	

改 正 後

(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FCG5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書送付件名簿)」(FCC3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書送付件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。) を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項目	内容
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。

改 正 前

(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FCG5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書送付件名簿)」(FCC3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書送付件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。) を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項目	内容
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。

改 正 後		改 正 前	
(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)		(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)	
	<p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <p>住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字 下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字</p> <p>※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。</p>		<p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <p>住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字 下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字</p> <p>※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。</p>
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及び復興特別所得税」を印字する。	税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及び復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。	信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。	納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。
徴 定 区 分	「告知」(34) を印字する。	徴 定 区 分	「告知」(34) を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりでです。」を印字する。	法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりでです。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。	納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。	本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。	重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。	不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。	告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。	延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりでです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「*」（アスタリスク）を印字する。	内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりでです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「*」（アスタリスク）を印字する。
主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。	主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。
① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。	① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。

改 正 後		改 正 前	
(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)		(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)	
(期限後自主納付)	◎ 上記のとおり納付してください。	(期限後自主納付)	◎ 上記のとおり納付してください。
② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(調査による自主納付)	◎ 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。	② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(調査による自主納付)	◎ 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。
③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
④ 本税の納税の告知をする場合(加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	④ 本税の納税の告知をする場合(加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑥ 本税の納税の告知をする場合(重加算税の賦課決定のみ)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑥ 本税の納税の告知をする場合(重加算税の賦課決定のみ)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑨ 本税の納税の告知と調査自主納付が混	◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。	⑨ 本税の納税の告知と調査自主納付が混	◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。

改 正 後

(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

在する場合(不納付加算税のみ)	本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
年 月 日	「特殊文書送付名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。
納 所 得 種 類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。

改 正 前

(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

在する場合(不納付加算税のみ)	本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
年 月 日	「特殊文書送付名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。
納 所 得 種 類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。

改 正 後

(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

		名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類
		給 与	俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約
		退 職	退職手当等	配 当	配当等
		報 酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等
		公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等
		生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等
		非居住者	非居住者・外国法人	償還差益	償還差益
		利 子	利子等		
年 月 分		支払年月を印字する			
納 付 年 月 日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。			
法 定 納 期 限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。			
本 税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。			
不 納 付 加 算 税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。			
	税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			
延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間(日数)}}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」			

改 正 前

(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

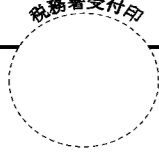
		名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類
		給 与	俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約
		退 職	退職手当等	配 当	配当等
		報 酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等
		公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等
		生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等
		非居住者	非居住者・外国法人	償還差益	償還差益
		利 子	利子等		
年 月 分		支払年月を印字する			
納 付 年 月 日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。			
法 定 納 期 限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。			
本 税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。			
不 納 付 加 算 税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。			
	税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			
延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間(日数)}}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」			

改 正 後	改 正 前				
<p>(276 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)</p> <table border="1" data-bbox="172 191 1240 737"> <tr> <td data-bbox="172 191 433 737"></td> <td data-bbox="433 191 1240 737"> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> </td> </tr> </table> <p>6 記載事項</p> <p>国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。</p> <p>イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 <u>（当該文言を記載した別紙を同封する方法に代えても差し支えない。）。</u></p> <p>ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。</p> <p>ハ 次により記載した教示文を同封する。</p> <p>(イ) 「…3月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。</p> <p>(ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) 処分の理由書の作成</p> <p>主文の項目のうち③～⑨については、別途OAシステムにより処分の理由書（納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面）を作成することに留意する。</p> <p>(2) 送付に当たっての留意事項</p> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>		<p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)</p> <table border="1" data-bbox="1596 191 2665 737"> <tr> <td data-bbox="1596 191 1857 737"></td> <td data-bbox="1857 191 2665 737"> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> </td> </tr> </table> <p>6 記載事項</p> <p>国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。</p> <p>イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。</p> <p>ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。</p> <p>ハ 次により記載した教示文を同封する。</p> <p>(イ) 「…3月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。</p> <p>(ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) 処分の理由書の作成</p> <p>主文の項目のうち③～⑨については、別途OAシステムにより処分の理由書（納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面）を作成することに留意する。</p> <p>(2) 送付に当たっての留意事項</p> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>		<p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
	<p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>				
	<p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>				

改 正 後

(279 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号		
	住所又は本店の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 - -		
	氏名又は名称			
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
(フリガナ)				
代表者氏名				

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒			
		電話 - -			
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日					

税 理 士 署 名	
-----------	--

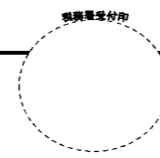
※税務署 処理欄	部門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	----	----------	------------	-----	-----	-----	--------------	-------	-----

03.06 改正

改 正 前

(263 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号		
	住所又は本店の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 - -		
	氏名又は名称			
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
(フリガナ)				
代表者氏名				

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒			
		電話 - -			
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
		年 月	外 人	外 円	
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日					

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※税務署 処理欄	部門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	----------	------------	-----	-----	-----	--------------	-------	----------

01.06 改正

改正後

(282 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		住所又は本店の所在地	〒	※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	電話 - -		
法人番号 (フリガナ) 代表者氏名		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
		代表者氏名			

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	電話 - - 人 (外) 人
	給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿	通信日付印	確認
	決裁	・											年月日	

03.06 改正

改正前

(266 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		住所又は本店の所在地	〒	※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	電話 - -		
法人番号 (フリガナ) 代表者氏名		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
		代表者氏名			

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	電話 - - 人 (外) 人
	給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等	

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
	決裁	・											年月日	

01.06 改正

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(282 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。</p> <p>2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくこととなります。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(例) この届出書を提出した</td> <td style="width: 20%;">(給与等)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">(納期限)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>日が3月中の場合</td> <td>1月～2月支給分</td> <td>→</td> <td>4月10日まで</td> <td>(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月支給分</td> <td>→</td> <td>4月10日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月支給分以降</td> <td>→</td> <td>翌月10日まで</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 1月～2月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3月分以降は、一般分(毎月納付用)の徴収高計算書を使用してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には提出者(個人を除きます。)の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。</p> <p>(3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者(臨時に雇用している者は除きます。)の数を記載してください。 なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。</p> <p>(4) 「給与等の支払を受ける者の数が常時10人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時10人未満でなくなった理由等を簡記してください。 (例―「事業拡大のため」、「合併のため」等)</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	(例) この届出書を提出した	(給与等)		(納期限)		日が3月中の場合	1月～2月支給分	→	4月10日まで	(※)		3月支給分	→	4月10日まで			4月支給分以降	→	翌月10日まで		<p>(266 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。</p> <p>2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくこととなります。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(例) この届出書を提出した</td> <td style="width: 20%;">(給与等)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">(納期限)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>日が3月中の場合</td> <td>1月～2月支給分</td> <td>→</td> <td>4月10日まで</td> <td>(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月支給分</td> <td>→</td> <td>4月10日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月支給分以降</td> <td>→</td> <td>翌月10日まで</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 1月～2月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3月分以降は、一般分(毎月納付用)の徴収高計算書を使用してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には提出者(個人を除きます。)の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。</p> <p>(3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者(臨時に雇用している者は除きます。)の数を記載してください。 なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。</p> <p>(4) 「給与等の支払を受ける者の数が常時10人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時10人未満でなくなった理由等を簡記してください。 (例―「事業拡大のため」、「合併のため」等)</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	(例) この届出書を提出した	(給与等)		(納期限)		日が3月中の場合	1月～2月支給分	→	4月10日まで	(※)		3月支給分	→	4月10日まで			4月支給分以降	→	翌月10日まで	
(例) この届出書を提出した	(給与等)		(納期限)																																						
日が3月中の場合	1月～2月支給分	→	4月10日まで	(※)																																					
	3月支給分	→	4月10日まで																																						
	4月支給分以降	→	翌月10日まで																																						
(例) この届出書を提出した	(給与等)		(納期限)																																						
日が3月中の場合	1月～2月支給分	→	4月10日まで	(※)																																					
	3月支給分	→	4月10日まで																																						
	4月支給分以降	→	翌月10日まで																																						

改正後


(268 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

(廃止)

改正前

(268 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項
の電磁的方法による提供の承認申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿		住所又は所在地	〒
		(フリガナ)	電話 — —
		氏名又は名称	
		法人番号	<small>※個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>
		(フリガナ)	
		代表者氏名	㊦
<input type="checkbox"/> 第 198 条第 2 項 (給与等関係) 所得税法 <input type="checkbox"/> 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。 <input type="checkbox"/> 第 203 条の 6 第 6 項 (公的年金等関係)			
電磁的方法の種類	次の 1 又は 2 の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。		
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の 1 又は 2 の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます。) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (ID) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が上記 2 に該当する場合には、その用いる識別符号 (ID) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた 10 桁の英数字)		
その他参考事項			

税理士署名押印	㊦
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

01.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(268 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(268 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>（注） この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法第 198 条第 2 項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法 194） ・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法 195） ・ 給与所得者の配偶者控除等申告書（所法 195 の 2） ・ 給与所得者の基礎控除申告書（所法 195 の 3） ・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法 196） ・ 所得金額調整控除申告書（措法 41 の 3 の 4） ② 所得税法第 203 条第 4 項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得の受給に関する申告書（所法 203） ③ 所得税法第 203 条の 6 第 6 項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法 203 の 6） <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>（注） この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) 令和 2 年 10 月 1 日以降、この特例について承認を受けた源泉徴収義務者が電磁的方法による提供を受ける場合は、給与等の受領者は申告書に添付すべき証明書類を電磁的方法により提供することが可能となります。</p> <p>（注） 電磁的方法による提供が可能な証明書類は、次のものです。</p> <p style="text-align: center;">生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書及び住宅借入金等特別控除証明書</p> <p>(4) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>（注） この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

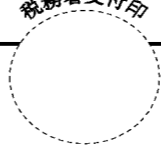
(269 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

(廃止)

改正前

(269 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

										※整理番号			
令和 年 月 日 税務署長殿										住所又は所在地		〒	
										(フリガナ)		電話	
										氏名又は名称			
										法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
代表者氏名										(フリガナ)			
										代表者氏名		⑩	
所得税法 <input type="checkbox"/> 第 198 条第 2 項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第 203 条の 6 第 6 項 (公的年金等関係)													
この旨届け出ます。													
承認年月日		年 月 日 (承認申請書の提出年月日)						年 月 日)					
参考事項													
税理士署名押印										⑩			
※税務署 処理欄	部門		決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年 月 日	確認 印			

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第 198 条第 2 項、第 203 条第 4 項又は第 203 条の 6 第 6 項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

- 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付けてください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(270 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

(廃止)

改正前

(270 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号：	

第 号

令和 年 月 日

財務事務官

税務署長

印

源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

令和 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する
 第 203 条の 6 第 6 項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

改 正 後

(270 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

(廃 止)

改 正 前

(270 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による承認通知書」(FCB2PAF) (以下、「通知書」という。) は、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」(以下「申請書」という。) の提出があった場合において、申請者(源泉徴収義務者)から早期に承認を受けたい旨の申出が行われたときなど、みなし承認によらないで承認する場合に、申請者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本(1枚目)は申請者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「1 承認」とし、「発送日付」(承認日)の入力を行ったものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

電磁提供の承認申請について、承認する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認を行う源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提 出 年 月 日	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出年月日を印字する。
本 文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「1 承認」と入力した条項に「○」印を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後

(271 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

(廃止)

改正前

(271 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号：	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する源泉徴収
 第 203 条の 6 第 6 項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しない
ことを決定しましたから通知します。

(処分の理由)

改 正 後

(271 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(271 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(271 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(271 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書」(FCB2PAG) (以下、「通知書」という。) は、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出があり、承認要件が満たされていないため承認しないことを決定する場合に、申請者(源泉徴収義務者)にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「2 不承認」とし、「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

電磁提供の承認申請について、不承認とする旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認申請を不承認とする源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号 (連 絡 先)	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。 連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提 出 年 月 日	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出年月日を印字する。
本 文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「2 不承認」と入力した条項に「○」印を印字する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」

改正後

(272 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

(廃止)

改正前

(272 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長 印

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する源泉徴収
 第 203 条の 6 第 6 項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと

電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと

電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと

その他 ()

改正後

(272 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

(廃止)

改正前

(272 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(272 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

(廃 止)

改 正 前

(272 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書」(FCB2PAH) (以下、「通知書」という。) は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認を受けていた源泉徴収義務者について、その承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

電磁提供の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分」欄を「4 取消」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(電磁提供)」及び「取消一覧表(電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

電磁提供の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承 認 年 月 日	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の承認年月日を印字する。
本 文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「4 取消」と入力した条項に「○」印を印字する。
(理 由)	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「取消理由」欄に入力した項目に「○」印を印字する。 なお、「4 その他」を入力した場合には、その取消を行った理由を記載する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

前

改正

(273 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

令和 年 月 日提出

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

〒

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収申請延者	所属部署名		住所		氏名	Aに対する源泉徴収控額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)	給与の最終支払月の前月の平均手取額の平均額	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちそ徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額		備考	
	氏名	住所	氏名	住所										承認額	未済額		
繰延承よる額	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	備考
	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	

税理士署名押印

税理士署名押印

※ 徴収申請延者	所属部署名		住所		氏名	Aに対する源泉徴収控額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)	給与の最終支払月の前月の平均手取額の平均額	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちそ徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額		備考	
	氏名	住所	氏名	住所										承認額	未済額		
繰延承よる額	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	備考
	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	

税理士署名押印

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格A4）

後 正 改

(284 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

令和 年 月 日提出

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収申請延者	所属部署名		住所		氏名	Aに対する源泉徴収控額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)	給与の最終支払月の前月の平均手取額の平均額	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちそ徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額		備考	
	氏名	住所	氏名	住所										承認額	未済額		
繰延承よる額	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	備考
	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	

税理士署名押印

税理士署名押印

※ 徴収申請延者	所属部署名		住所		氏名	Aに対する源泉徴収控額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)	給与の最終支払月の前月の平均手取額の平均額	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちそ徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額		備考	
	氏名	住所	氏名	住所										承認額	未済額		
繰延承よる額	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	備考
	A		B		C	D	E	F	G	H	承認額		1月	2月	円	円	

税理士署名押印

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格A4）

改 正 後

(284 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」といいます。）第28条第2項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
 - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最後の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。
 - (2) 「Aに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第183条第1項及び復興財確法第28条第1項の 規定により徴収される税額を記載します。
 - (3) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除した金額を記載します。
 - (4) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
 - (5) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。
なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(273 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」といいます。）第28条第2項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
 - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最後の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。
 - (2) 「Aに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第183条第1項及び復興財確法第28条第1項の 規定により徴収される税額を記載します。
 - (3) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除した金額を記載します。
 - (4) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
 - (5) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。
なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(286 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度
に関する承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 貴互助会の設立に係る条例
- ② 貴互助会の定款又は規約
- ③ 貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの）
- ④ 貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの）

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には申請者（互助会）の主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びに代表者の氏名及び住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。
- (2) 「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていること的事实を記載してください。
- (3) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください

改 正 前

(275 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度
に関する承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 貴互助会の設立に係る条例
- ② 貴互助会の定款又は規約
- ③ 貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの）
- ④ 貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの）

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には、申請者（互助会）の主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びに代表者の氏名及び住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。
- (2) 「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていること的事实を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(290 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	所在地 〒 電話 - -	※整理番号
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
(フリガナ)		
退職金共済事業 の責任者氏名		

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日 令和 年 月 日

申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数	人
	従業員の数	人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数 (A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人
	(B ÷ A) × 100 (注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

次の①又は②に該当する場合におけるその年月日

① 承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
② 退職金共済事業を廃止したことがある場合には、その廃止年月日	平成・令和 年 月 日

申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)	1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。)
----------------------------------	--

税 理 士 署 名

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁	・							通知年月日	・	・
	(摘要)							番 号	通知書	(却下理由)	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(279 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	所在地 〒 電話 - -	※整理番号
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
(フリガナ)		
退職金共済事業 の責任者氏名		

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日 令和 年 月 日

申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数	人
	従業員の数	人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数 (A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人
	(B ÷ A) × 100 (注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

次の①又は②に該当する場合におけるその年月日

① 承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
② 退職金共済事業を廃止したことがある場合には、その廃止年月日	平成・令和 年 月 日

申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)	1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。)
----------------------------------	--

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁	・							通知年月日	・	・
	(摘要)							番 号	通知書	(却下理由)	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(290 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

- 1 提出部数
この申請書は、3部提出してください。
- 2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。
 - ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であること説明書
 - ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
 - (3) 「次の①又は②に該当する場合におけるその年月日」欄は、①所得税法施行令第75条第1項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を、②所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止した後、再びこの申請書を提出する場合に、その廃止の日を、それぞれ記載してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
 - (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改 正 前

(279 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

- 1 提出部数
この申請書は、3部提出してください。
- 2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。
 - ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であること説明書
 - ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
 - (3) 「次の①又は②に該当する場合におけるその年月日」欄は、①所得税法施行令第75条第1項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を、②所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止した後、再びこの申請書を提出する場合に、その廃止の日を、それぞれ記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
 - (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況


一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改 正 後

(291 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿	所在地	〒	※整理番号
	(フリガナ)	電話	- -
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	(フリガナ)		
	退職金共済事業の責任者氏名		

所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済規程を変更しようとする年月日 令和 年 月 日

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 はい いいえ

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。	理事の総数 (A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人
	$(B \div A) \times 100$	%
	(注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	

変更の内容	項目	内容

上記の変更を行うこととする事情等

税 理 士 署 名

※ 税務署処理欄	起案	・	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・	・							通知年月日	・
	(摘要)									番 号	通知書

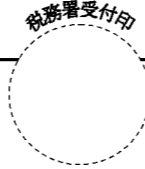
(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(280 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿	所在地	〒	※整理番号
	(フリガナ)	電話	- -
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	(フリガナ)		
	退職金共済事業の責任者氏名		

所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済規程を変更しようとする年月日 令和 年 月 日

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 はい いいえ

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。	理事の総数 (A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人
	$(B \div A) \times 100$	%
	(注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	

変更の内容	項目	内容

上記の変更を行うこととする事情等

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署処理欄	起案	・	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・	・							通知年月日	・
	(摘要)									番 号	通知書

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後

(291 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

- 1 提出部数
この申請書は、2部提出してください。
- 2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。
 - ① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
 - ③ その他参考となる書類
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
 - (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
 - (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (3) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、「特定退職金共済団体に関する廃止届出書」を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、この申請書を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

5 理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改 正 前

(280 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

- 1 提出部数
この申請書は、2部提出してください。
- 2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。
 - ① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
 - ③ その他参考となる書類
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
 - (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
 - (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (3) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、「特定退職金共済団体に関する廃止届出書」を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、この申請書を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

5 理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改 正 後

(295 特定退職金共済団体の退職金共済事業の廃止届出書)

特定退職金共済団体に関する廃止届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		所在地 〒	※整理番号
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		名 称	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止しますので、この旨届け出ます。			
退職金共済事業を廃止しようとする年月日		令和 年 月 日	
【参考事項】			

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	起案	・	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	番 号	通 信 日 付 印
	決裁	・	・							年 月 日
	(摘要)									

(規格A4)

03.06 改正

改 正 前

(284 特定退職金共済団体の退職金共済事業の廃止届出書)

特定退職金共済団体に関する廃止届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		所在地 〒	※整理番号
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		名 称	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止しますので、この旨届け出ます。			
退職金共済事業を廃止しようとする年月日		令和 年 月 日	
【参考事項】			

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※税務署処理欄	起案	・	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	番 号	通 信 日 付 印
	決裁	・	・							年 月 日
	(摘要)									

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(295 特定退職金共済団体の退職金共済事業の廃止届出書)

特定退職金共済団体に関する廃止届出書の記載要領等

1 提出部数

この届出書は、2部提出してください。

なお、中小企業退職金共済法施行規則第69条の3第2項に規定する引渡契約を締結した特定退職金共済団体がこの届出書を提出したときは、遅滞なく、この届出書の写しを独立行政法人勤労者退職金共済機構へ提出することとされています（同条第3項）ので、提出用2部のほか、控用を作成し、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する際、その控用に税務署受付印の押印を受けてください。

2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄には、退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 注意事項

- (1) この届出書は、特定退職金共済団体に関する承認を受けている者（所得税法施行令第73条第1項）が、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときに主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出します。
- (2) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、この届出書を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、「特定退職金共済団体に関する変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。
- (3) この届出書を提出した場合には、「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄に記載した年月日において、特定退職金共済団体に関する承認の効力は失われます。
- (4) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(284 特定退職金共済団体の退職金共済事業の廃止届出書)

特定退職金共済団体に関する廃止届出書の記載要領等

1 提出部数

この届出書は、2部提出してください。

なお、中小企業退職金共済法施行規則第69条の3第2項に規定する引渡契約を締結した特定退職金共済団体がこの届出書を提出したときは、遅滞なく、この届出書の写しを独立行政法人勤労者退職金共済機構へ提出することとされています（同条第3項）ので、提出用2部のほか、控用を作成し、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する際、その控用に税務署受付印の押印を受けてください。

2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄には、退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 注意事項

- (1) この届出書は、特定退職金共済団体に関する承認を受けている者（所得税法施行令第73条第1項）が、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときに主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出します。
- (2) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、この届出書を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、「特定退職金共済団体に関する変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。
- (3) この届出書を提出した場合には、「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄に記載した年月日において、特定退職金共済団体に関する承認の効力は失われます。
- (4) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(296) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

Header information including tax office name, date, and applicant details (name, address, phone).

令和 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (Damage Status) table with columns for disaster cause, date, location, value before disaster, damage amount, insurance, difference, and ratio.

2 所得の見積額 (Income Estimate) table with columns for income type, category, source, income, expenses, and net income.

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (Repayment Period or Amount) table with columns for period, amount, and payment details.

4 支払者の証明 (Payment Proof) table with columns for payer name, date, amount, and address.

※ 税務署処理欄 (Tax Office Processing Section) table with columns for case number, date, and various administrative fields.

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(285) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

Header information including tax office name, date, and applicant details (name, address, phone).

令和 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (Damage Status) table with columns for disaster cause, date, location, value before disaster, damage amount, insurance, difference, and ratio.

2 所得の見積額 (Income Estimate) table with columns for income type, category, source, income, expenses, and net income.

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (Repayment Period or Amount) table with columns for period, amount, and payment details.

4 支払者の証明 (Payment Proof) table with columns for payer name, date, amount, and address.

※ 税務署処理欄 (Tax Office Processing Section) table with columns for case number, date, and various administrative fields.

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(300 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(国税還付金支払内訳書))

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

※整理番号

住所又は所在地 〒 電話 - -

(フリガナ)

氏名又は名称

個人番号又は法人番号 ！個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(フリガナ)

代表者氏名

令和 年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。

事由 (該当する事由のチェック欄に✓印を付してください。)

解散・休業等(異動の日 令和 年 月 日) 徴収すべき税額がなくなった

2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている(2月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難)

還付を受けようとする年末調整により生じた過納額 円

還付金の受領人 (注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。

源泉徴収義務者(代理人) 直接本人

イ 銀行等 銀行 本店・本所 出張所 金庫・組合 出 張 所 農協・漁協 支店・支所 預金口座番号

ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 -

ハ 郵便局等窓口

残 存 過 納 額 明 細 書

住 所	氏 名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額		差引残存過納額(A-B) C	年末調整を行った年月日	※ 税務署整理欄			
			月日	金額 B			還付加算金日数	金額 D	還付額合計(C+D) E	
		円	.	円	円	.	.	日	円	円
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
合 計	(名)	円	/	円	円	/	/	円	円	円

税 理 士 署 名

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認
	決裁									年 月 日	
	(摘要)										
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()								
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済									

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(289 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(国税還付金支払内訳書))

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

※整理番号

住所又は所在地 〒 電話 - -

(フリガナ)

氏名又は名称

個人番号又は法人番号 ！個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(フリガナ)

代表者氏名

令和 年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。

事由 (該当する事由のチェック欄に✓印を付してください。)

解散・休業等(異動の日 令和 年 月 日) 徴収すべき税額がなくなった

2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている(2月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難)

還付を受けようとする年末調整により生じた過納額 円

還付金の受領人 (注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。

源泉徴収義務者(代理人) 直接本人

イ 銀行等 銀行 本店・本所 出張所 金庫・組合 出 張 所 農協・漁協 支店・支所 預金口座番号

ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 -

ハ 郵便局等窓口

残 存 過 納 額 明 細 書

住 所	氏 名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額		差引残存過納額(A-B) C	年末調整を行った年月日	※ 税務署整理欄			
			月日	金額 B			還付加算金日数	金額 D	還付額合計(C+D) E	
		円	.	円	円	.	.	日	円	円
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
			.			.	.			
合 計	(名)	円	/	円	円	/	/	円	円	円

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
	決裁									年 月 日	
	(摘要)										
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()								
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済									

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(300 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(国税還付金支払内訳書))</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残 存 過 納 額 明 細 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。</p> <p>(1) 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。</p> <p>(2) 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月1日から起算して2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。</p> <p>(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月1日から起算して2月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該2月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。</p> <p>2 この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者(代理人)又は直接本人に還付されますから、<u>この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。</u></p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との3部複写により作成し、これに各人ごとの給与所得の源泉徴収簿(過納額が生じた年分と過納額を還付する年との2年分)の写しを添付してください。</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人」の「<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人)」に✓印を付してください。</p> <p>(2) 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成(国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。)し、これに(1)と同様の源泉徴収簿を添付してください。</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人」の「<input type="checkbox"/> 直接本人」に✓印を付してください。</p> <p>(3) 「事由」欄は、該当する事由のチェック欄□に✓印を付してください。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(289 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(国税還付金支払内訳書))</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残 存 過 納 額 明 細 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。</p> <p>(1) 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。</p> <p>(2) 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月1日から起算して2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。</p> <p>(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月1日から起算して2月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該2月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。</p> <p>2 この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者(代理人)又は直接本人に還付されますから、<u>この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。</u></p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との3部複写により作成し、これに各人ごとの給与所得の源泉徴収簿(過納額が生じた年分と過納額を還付する年との2年分)の写しを添付してください。</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人」の「<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人)」に✓印を付すとともに3枚目の委任状に押印してください。</p> <p>(2) 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成(国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。)し、これに(1)と同様の源泉徴収簿を添付してください。</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人」の「<input type="checkbox"/> 直接本人」に✓印を付してください。</p> <p>(3) 「事由」欄は、該当する事由のチェック欄□に✓印を付してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(302 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(委任状))

委任状

令和__年__月__日

(源泉徴収義務者)

住所
(所在地) _____

氏名
(名称) _____

下記の_____外__名は、令和__年分年末調整に係る過納額
(還付加算金を含む。)の請求及び受領の権限を上記の者に委任します。

住所	氏名
	(名)

(規格 A 4)

改正前

(291 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(委任状))

委任状

令和__年__月__日

(源泉徴収義務者)

住所
(所在地) _____

氏名
(名称) _____

下記の_____外__名は、令和__年分年末調整に係る過納額
(還付加算金を含む。)の請求及び受領の権限を上記の者に委任します。

住所	氏名	印
	(名)	

(規格 A 4)

改正後

(303 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

令和 年 月 日		住所又は所在地		〒	
		(フリガナ)		電話 - -	
税務署長殿		氏名又は名称		個人番号又は法人番号	
		(フリガナ)		代表者氏名	

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金	円	左記の還付される税額は、下記のとおり受けていただきます。
誤納を生じた理由	イ 銀行等	
	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所	
	預金 口座番号	
ロ ゆうちょ銀行の貯金口座		
貯金口座の記号番号		
ハ 郵便局等窓口		

誤納の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの(A)	人	円	円	・ ・
		正当計算によるもの(B)				
		差引(A-B)				

摘要	添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
----	------	----------------------------------

税理士署名

※税務署処理欄	起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認
	決裁	・ ・							年 月 日	
	施行		(摘要)							
	管理									
	回付									
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()							

03.06 改正

改正前

(292 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

令和 年 月 日		住所又は所在地		〒	
		(フリガナ)		電話 - -	
税務署長殿		氏名又は名称		個人番号又は法人番号	
		(フリガナ)		代表者氏名	

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金	円	左記の還付される税額は、下記のとおり受けていただきます。
誤納を生じた理由	イ 銀行等	
	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所	
	預金 口座番号	
ロ ゆうちょ銀行の貯金口座		
貯金口座の記号番号		
ハ 郵便局等窓口		

誤納の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの(A)	人	円	円	・ ・
		正当計算によるもの(B)				
		差引(A-B)				

摘要	添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
----	------	----------------------------------

税理士署名押印

※税務署処理欄	起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印
	決裁	・ ・							年 月 日	
	施行		(摘要)							
	管理									
	回付									
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()							

01.06 改正

改 正 後

(303 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- 1 この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- 2 この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例―総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (2) 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(292 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)


源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- 1 この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- 2 この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例―総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (2) 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(304 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書

 令和 年 月 日		※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	
令和 年 月 日 税務署長殿		住所又は所在地	〒
		電話 - -	
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	
下記の金額を令和 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。			
充当しようとする誤納額		円	
給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等	誤納を生じた理由	
	<input type="checkbox"/> 賞与（役員賞与を除く。）		
	<input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金		
	<input type="checkbox"/> 役員賞与		
誤納額の計算内容	納期等の区分	区 分	人 員
		徴収高計算書に記載したもの（A）	人
		正当計算によるもの（B）	
		差引（A-B）	
支給金額		税 額	納付年月日 納付先税務署
円		円	・ ・
税務署		税務署	
摘 要		添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
		[]	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※ 税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	
	決裁	・ ・							
	処理	・ ・	(摘要)						


03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(293 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書

 令和 年 月 日		※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	
令和 年 月 日 税務署長殿		住所又は所在地	〒
		電話 - -	
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	
下記の金額を令和 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。			
充当しようとする誤納額		円	
給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等	誤納を生じた理由	
	<input type="checkbox"/> 賞与（役員賞与を除く。）		
	<input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金		
	<input type="checkbox"/> 役員賞与		
誤納額の計算内容	納期等の区分	区 分	人 員
		徴収高計算書に記載したもの（A）	人
		正当計算によるもの（B）	
		差引（A-B）	
支給金額		税 額	納付年月日 納付先税務署
円		円	・ ・
税務署		税務署	
摘 要		添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
		[]	

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	
	決裁	・ ・							
	処理	・ ・	(摘要)						

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="71 153 765 184">(304 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)</p> <p data-bbox="308 239 1181 275" style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="71 329 1472 453">1 この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。</p> <p data-bbox="97 464 1472 541">ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。</p> <p data-bbox="71 596 1427 632">2 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。</p> <p data-bbox="71 686 1110 722">3 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。</p> <p data-bbox="71 777 1472 854">4 この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。</p> <p data-bbox="109 865 1472 942">（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。</p> <p data-bbox="71 997 774 1033">5 この充当届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="97 1043 1472 1121">(1) 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。</p> <p data-bbox="142 1131 1472 1209">ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p data-bbox="97 1220 1472 1255">(2) 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。</p> <p data-bbox="97 1266 997 1302">(3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。</p> <p data-bbox="97 1312 1472 1348">(4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p data-bbox="97 1402 602 1438">(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p data-bbox="1498 153 2193 184">(293 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)</p> <p data-bbox="1736 239 2608 275" style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="1498 329 2902 453">1 この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。</p> <p data-bbox="1525 464 2902 541">ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。</p> <p data-bbox="1498 596 2855 632">2 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。</p> <p data-bbox="1498 686 2537 722">3 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。</p> <p data-bbox="1498 777 2902 854">4 この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。</p> <p data-bbox="1525 865 2902 942">（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。</p> <p data-bbox="1498 997 2202 1033">5 この充当届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="1525 1043 2902 1121">(1) 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。</p> <p data-bbox="1552 1131 2902 1209">ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p data-bbox="1525 1220 2902 1255">(2) 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。</p> <p data-bbox="1525 1266 2424 1302">(3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。</p> <p data-bbox="1525 1312 2902 1390">(4) 「税理士署名<u>押印</u>」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名<u>押印</u>してください。</p> <p data-bbox="1525 1402 2030 1438">(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(305 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	住所又は居所	〒	電話	-	-
	(フリガナ)				
	氏名				
	(フリガナ)				
	名称				

所得税法第 206 条第 1 項に規定する証明書 部の交付を申請します。

① 現に行っている事業の概要	(直近年度の決算書を添付してください。)
② 現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1 映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2 自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3 自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4 主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③ 芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの詳細	
④ 証明書を 2 部以上必要とする事情の詳細	
⑤ 自己に専属する主要芸能人の氏名	(書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。)
⑥ 自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※ 税務署処理欄	起案	. .	署長		副署長		統括官		担当者		整理簿		処理内容	交付・不交付
	決裁	. .											交付部数	部
													有効期限	. .
													証明書番号	~
													交付年月日	. .
													交付通知	

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(294 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	住所又は居所	〒	電話	-	-
	(フリガナ)				
	氏名				
	(フリガナ)				
	名称				

所得税法第 206 条第 1 項に規定する証明書 部の交付を申請します。

① 現に行っている事業の概要	(直近年度の決算書を添付してください。)
② 現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1 映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2 自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3 自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4 主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③ 芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの詳細	
④ 証明書を 2 部以上必要とする事情の詳細	
⑤ 自己に専属する主要芸能人の氏名	(書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。)
⑥ 自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

税 理 士 署 名 押 印	④
---------------	---

※ 税務署処理欄	起案	. .	署長		副署長		統括官		担当者		整理簿		処理内容	交付・不交付
	決裁	. .											交付部数	部
													有効期限	. .
													証明書番号	~
													交付年月日	. .
													交付通知	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(305) 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書</p> <p style="text-align: center;">芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第 1 項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。</p> <p>2 この申請書は 2 部提出してください。</p> <p>3 初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。</p> <p>(1) 「住所又は居所」、「氏名」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名及び名称（屋号等）を記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。</p> <p>(3) 「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、1 号該当、2 号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。</p> <p>(4) 「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの実態の詳細を記載してください。</p> <p>(5) 「④」欄には、証明書を 2 部以上交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。</p> <p>(6) 「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。</p> <p>(7) 「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、3 に準じて記載してください。</p>	<p>(294) 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書</p> <p style="text-align: center;">芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第 1 項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。</p> <p>2 この申請書は 2 部提出してください。</p> <p>3 初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。</p> <p>(1) 「住所又は居所」、「氏名」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名及び名称（屋号等）を記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。</p> <p>(3) 「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、1 号該当、2 号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。</p> <p>(4) 「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの実態の詳細を記載してください。</p> <p>(5) 「④」欄には、証明書を 2 部以上交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。</p> <p>(6) 「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。</p> <p>(7) 「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、3 に準じて記載してください。</p>

改正後

(308 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	住所又は居所	〒	※整理番号
	(フリガナ)	電話	— —
	氏 名		
	(フリガナ)	名 称	

所得税法第 206 条第 2 項又は所得税法施行令第 325 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。
 なお、前に交付を受けた証明書 部を添付します。

- 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更
 (変更年月日) 令和 年 月 日
 (変更前) _____
 (変更後) _____
- 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと
 (該当しないこととなった年月日) 令和 年 月 日
 (該当しないこととなった理由) _____

税 理 士 署 名	
-----------	--

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返 還 事 績	返還年月日	・
	決裁	・							返還部数	部
									有効期限	・
								通知書	証明書番号	～
								処 理 事 績	交付部数	部
									有効期限	・
									証明書番号	～
									交付年月日	・
								公示	通知年月日	・
									公示年月日	・

改正前

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	住所又は居所	〒	※整理番号
	(フリガナ)	電話	— —
	氏 名		
	(フリガナ)	名 称	

所得税法第 206 条第 2 項又は所得税法施行令第 325 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。
 なお、前に交付を受けた証明書 部を添付します。

- 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更
 (変更年月日) 令和 年 月 日
 (変更前) _____
 (変更後) _____
- 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと
 (該当しないこととなった年月日) 令和 年 月 日
 (該当しないこととなった理由) _____

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返 還 事 績	返還年月日	・
	決裁	・							返還部数	部
									有効期限	・
								通知書	証明書番号	～
								処 理 事 績	交付部数	部
									有効期限	・
									証明書番号	～
									交付年月日	・
								公示	通知年月日	・
									公示年月日	・

改 正 後

(308 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更
又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第 206 条第 1 項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。
 - (1) 氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合
(注) 住所又は居所を変更した場合には、変更後の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に届け出るようになります。
 - (2) 源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合
- 2 この届出書は 2 部提出してください。
- 3 この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。
- 4 この届出書は、次により記載してください。
 - (1) 内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。
 - (2) 届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。
 - イ 氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合
その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）又は住所若しくは居所を記載してください。
 - ロ 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合
その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。
 - (3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更
又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第 206 条第 1 項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。
 - (1) 氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合
(注) 住所又は居所を変更した場合には、変更後の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に届け出るようになります。
 - (2) 源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合
- 2 この届出書は 2 部提出してください。
- 3 この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。
- 4 この届出書は、次により記載してください。
 - (1) 内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。
 - (2) 届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。
 - イ 氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合
その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）又は住所若しくは居所を記載してください。
 - ロ 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合
その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。
 - (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(310) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付(追加)申請書

Form with fields for recipient name, address, and tax status. Includes a stamp area for the tax authority and a date field.

Main body of the application form with numbered sections 1-11, including checkboxes for document type and residence status.

税理士署名

Table for tax agent processing, including columns for start/decision dates, names of officials, and delivery status.

03.06 改正

改正前

(299) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付(追加)申請書

Form with fields for recipient name, address, and tax status. Includes a stamp area for the tax authority and a date field.

Main body of the application form with numbered sections 1-11, including checkboxes for document type and residence status.

税理士署名押印

Table for tax agent processing, including columns for start/decision dates, names of officials, and delivery status.

01.06 改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(310) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書)</p> <p style="text-align: center;">外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書 交付（追加）申請書の記載要領等</p> <p>1 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。</p> <p>(1) 「所在地」、「名称又は氏名」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の日本国内にある主たる事務所の所在地、氏名又は名称、法人番号及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を口内に記載してください。</p> <p>(4) 「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。</p> <p>(5) 「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。</p> <p>(6) 「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げる届出書を提出した年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げる登記をした年月日を記載してください(所得税法第180条第1項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。)。なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。</p> <p>(8) 「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。</p> <p>(9) 「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。</p> <p>(10) 「⑧」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。</p> <p>(11) 「⑨」欄は、次により記載してください。 イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。 ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(12) 「⑩」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類(銀行法第4条第1項又は保険業法第185条第1項の免許などを受けていることを証する書類の写し)を添付してください。</p> <p>(13) 「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書によりこれらの項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情を記載してください。</p> <p>(14) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(15) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑨」又は「⑩」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。</p>	<p>(299) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書)</p> <p style="text-align: center;">外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書 交付（追加）申請書の記載要領等</p> <p>1 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。</p> <p>(1) 「所在地」、「名称又は氏名」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の日本国内にある主たる事務所の所在地、氏名又は名称、法人番号及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を口内に記載してください。</p> <p>(4) 「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。</p> <p>(5) 「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。</p> <p>(6) 「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げる届出書を提出した年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げる登記をした年月日を記載してください(所得税法第180条第1項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。)。なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。</p> <p>(8) 「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。</p> <p>(9) 「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。</p> <p>(10) 「⑧」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。</p> <p>(11) 「⑨」欄は、次により記載してください。 イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。 ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(12) 「⑩」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類(銀行法第4条第1項又は保険業法第185条第1項の免許などを受けていることを証する書類の写し)を添付してください。</p> <p>(13) 「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書によりこれらの項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情を記載してください。</p> <p>(14) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(15) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑨」又は「⑩」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。</p>

改 正 後

(316 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		所在地	〒
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		名称	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ)	
		代表者その他の責任者の氏名	⑩
		(フリガナ)	
		納税管理人の氏名	⑩
		(フリガナ)	

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・
	決裁	・						返還部数	部
	(摘要)					番号	公示	証明書番号	~
								有効期限	・
								失効年月日	・
								公示年月日	・

(規格 A 4)

改 正 前

(305 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		所在地	〒
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		名称	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ)	
		代表者その他の責任者の氏名	⑩
		(フリガナ)	
		納税管理人の氏名	⑩
		(フリガナ)	

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・
	決裁	・						返還部数	部
	(摘要)					番号	公示	証明書番号	~
								有効期限	・
								失効年月日	・
								公示年月日	・

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(316 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が 証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <p>1 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。</p> <p>2 「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。</p> <p>3 「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第 304 条又は第 330 条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。</p> <p>4 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(305 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が 証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <p>1 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。</p> <p>2 「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。</p> <p>3 「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第 304 条又は第 330 条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。</p> <p>4 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(319 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

令和 年 月 日 税務署受付印		※整理番号	
		所在地	〒
法人税又は所得税の納税地 主たる事務所等の 国外にある本店又は		所在地	〒
		(フリガナ)	
		名称	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
税務署長殿		所在地	〒
		(フリガナ)	
		名称	
		代表者その他の責任者の氏名	

① 令和 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

届出内容	変更内容	変更前	変更後
国外にある本店又は主たる事務所等の	所在地	〒	〒
	(フリガ) 名称	電話 - -	電話 - -
法人税等の事務所等の納税地	所在地	〒	〒
	(フリガ) 名称	電話 - -	電話 - -
	代表者その他の責任者氏名		

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・	・
	決裁	・					返還部数	・	部
		・						有効期限	・
							証明書番号	~	
						番号	再交付部数	・	部
							有効期限	・	・
						証明書番号	~		
						交付年月日	・	・	

(規格A4)

改 正 前

(308 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

令和 年 月 日 税務署受付印		※整理番号	
		所在地	〒
法人税又は所得税の納税地 主たる事務所等の 国外にある本店又は		所在地	〒
		(フリガナ)	
		名称	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
税務署長殿		所在地	〒
		(フリガナ)	
		名称	
		代表者その他の責任者の氏名	

① 令和 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

届出内容	変更内容	変更前	変更後
国外にある本店又は主たる事務所等の	所在地	〒	〒
	(フリガ) 名称	電話 - -	電話 - -
法人税等の事務所等の納税地	所在地	〒	〒
	(フリガ) 名称	電話 - -	電話 - -
	代表者その他の責任者氏名		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・	・
	決裁	・					返還部数	・	部
		・						有効期限	・
							証明書番号	~	
						番号	再交付部数	・	部
							有効期限	・	・
						証明書番号	~		
						交付年月日	・	・	

(規格A4)

改 正 後

(319 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は
非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等

- 1 法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、電話番号、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。
- 2 国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。
- 4 「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。
- 5 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。
- 7 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(308 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は
非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等

- 1 法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、電話番号、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。
- 2 国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。
- 4 「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。
- 5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。
- 7 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(320) 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1
FORM

租税条約に関する届出書

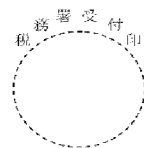
(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認



税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____
- 2 配当の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends

氏名 Full name	
個人番号 Individual Number (limited to case of a holder)	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes), □無(No) If "Yes", explain:	名称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number) 事業の内容 Details of Business

- 3 配当の支払者に関する事項;
Details of Payer of Dividends

(1) 名称 Full name	
(2) 本店の所在地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 法人番号 Corporate Number	
(4) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10);
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元本の種類 Kind of Principal	銘柄又は名称 Description	名義人の氏名又は名称(注11) Name of Nominee of Principal (Note 11)
□出資・株式・基金 Shares (Stocks) □株式投資信託 Stock investment trust		
元本の数量 Quantity of Principal	左のうち議決権のある株式数 Of which Quantity of Voting Shares	元本の取得年月日 Date of Acquisition of Principal

- 5 その他参考となるべき事項(注12);
Others (Note 12)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(309) 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1
FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認



税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____
- 2 配当の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends

氏名 Full name	
個人番号 Individual Number (limited to case of a holder)	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes), □無(No) If "Yes", explain:	名称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number) 事業の内容 Details of Business

- 3 配当の支払者に関する事項;
Details of Payer of Dividends

(1) 名称 Full name	
(2) 本店の所在地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 法人番号 Corporate Number	
(4) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10);
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元本の種類 Kind of Principal	銘柄又は名称 Description	名義人の氏名又は名称(注11) Name of Nominee of Principal (Note 11)
□出資・株式・基金 Shares (Stocks) □株式投資信託 Stock investment trust		
元本の数量 Quantity of Principal	左のうち議決権のある株式数 Of which Quantity of Voting Shares	元本の取得年月日 Date of Acquisition of Principal

- 5 その他参考となるべき事項(注12);
Others (Note 12)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(320 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If dividends mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

8 権限ある当局の証明 (注13)
Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date _____ 年 月 日 _____ Certifier _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 月 日)

(以下省略)

改 正 前

(309 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If dividends mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

私は、この届出書の「4」に記載した配当が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

_____ 年 月 日
Date _____
配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注13)
Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date _____ 年 月 日 _____ Signature _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 月 日)

(同 左)

改 正 後

(321 租税条約に関する特例届出書 (上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 1-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 特 例 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用 ; 有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and _____

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項 ;
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

Table with recipient details: 氏名 (Full name), 個人番号 (Individual Number), 住所 (Domicile or residence), 国籍 (Nationality), 本店 (Place of head office), 設立場所 (Place where established), 事業管理場所 (Place where business managed), 課税国 (Country where taxable), 日本国内の恒久的施設 (Permanent establishment in Japan), 事業内容 (Details of Business).

3 上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項 ;
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

Table with handler details: (1) 氏名 (Full name), (2) 本店の所在地 (Place of head office), (3) 法人番号 (Corporate Number)

4 その他参考となるべき事項 ;
Others

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

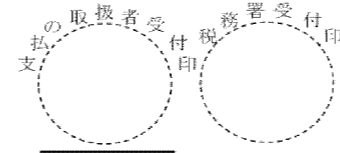
(310 租税条約に関する特例届出書 (上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 1-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 特 例 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用 ; 有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and _____

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項 ;
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

Table with recipient details: 氏名 (Full name), 個人番号 (Individual Number), 住所 (Domicile or residence), 国籍 (Nationality), 本店 (Place of head office), 設立場所 (Place where established), 事業管理場所 (Place where business managed), 課税国 (Country where taxable), 日本国内の恒久的施設 (Permanent establishment in Japan), 事業内容 (Details of Business).

3 上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項 ;
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

Table with handler details: (1) 氏名 (Full name), (2) 本店の所在地 (Place of head office), (3) 法人番号 (Corporate Number)

4 その他参考となるべき事項 ;
Others

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(321) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

5 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

6 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

届出書の「2」の団体が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の欄の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If dividends of Listed Stocks that an entity at mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；

If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 (Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article) _____ 年 月 日)

(以下省略)

改 正 前

(310) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

5 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

6 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

届出書の「2」の団体が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の欄の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If dividends of Listed Stocks that an entity at mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

私は、「3」に掲げる支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____
 上場株式等の配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；

If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 (Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article) _____ 年 月 日)

(同 左)

(322) 租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減)

様式 1-3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Capital Gains

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無

番号
確認

- 限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
- 免 税
Exemption

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ , Article _____ , para. _____
- 2 譲渡収益の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Capital Gains

氏 名 Full name	名
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)	
住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
国 Nationality	籍
下記「4」の譲渡収益につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Capital Gains mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan	名 称 Name
	所 在 地 Address
	事 業 の 内 容 Details of Business

- 3 譲渡収益の支払者に関する事項；
Details of Payer of Capital Gains

氏 名 Full name	名 称
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける譲渡収益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Capital Gains received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

株式又は出資の種類 Kind of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の銘柄 Description of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の譲渡数量 Transfer Quantity of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の取得年月日 Date of Acquisition of Shares(Stocks) or Contributions
<input type="checkbox"/> 株式 Shares (Stocks)			
<input type="checkbox"/> 出資 Contributions			

- 5 その他参考となるべき事項(注7)；
Others (Note 7)

--

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(以下省略)

(311) 租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減)

様式 1-3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Capital Gains

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無

番号
確認

- 限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
- 免 税
Exemption

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ , Article _____ , para. _____
- 2 譲渡収益の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Capital Gains

氏 名 Full name	名
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)	
住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
国 Nationality	籍
下記「4」の譲渡収益につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Capital Gains mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan	名 称 Name
	所 在 地 Address
	事 業 の 内 容 Details of Business

- 3 譲渡収益の支払者に関する事項；
Details of Payer of Capital Gains

氏 名 Full name	名 称
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける譲渡収益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Capital Gains received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

株式又は出資の種類 Kind of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の銘柄 Description of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の譲渡数量 Transfer Quantity of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の取得年月日 Date of Acquisition of Shares(Stocks) or Contributions
<input type="checkbox"/> 株式 Shares (Stocks)			
<input type="checkbox"/> 出資 Contributions			

- 5 その他参考となるべき事項(注7)；
Others (Note 7)

--

私は、この届出書の「4」に記載した譲渡収益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Capital Gains mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

譲渡収益の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Capital Gains or his Agent

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(同 左)

改正後

(323 租税条約に関する特例届出書及び外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書の受理に関する届出書)

租 税 条 約
外国居住者等所得相互免除法 に関する特例届出書の受理に関する届出書

令和 年 月 日 税 務 署 長 殿	所在地	〒 — 電話 — —
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代表者の氏名		(印)
この届出について 応答ができる者の 所属及び氏名		

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第11項、第2条の2第10項、第2条の3第9項、第2条の4第9項及び第2条の5第10項の規定（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第6条第1項から第5項までにおいて準用する場合を含みます。）により、「租税条約に関する特例届出書」及び「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」を受理しようとする旨について届け出ます。

※税務署 処理欄	確認年月日	統括官	番号確認	(備 考)
	. .			

03.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(312 租税条約に関する特例届出書及び外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書の受理に関する届出書)

租 税 条 約
外国居住者等所得相互免除法 に関する特例届出書の受理に関する届出書

令和 年 月 日 税 務 署 長 殿	所在地	〒 — 電話 — —
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代表者の氏名		(印)
この届出について 応答ができる者の 所属及び氏名		

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第11項、第2条の2第10項、第2条の3第9項、第2条の4第9項及び第2条の5第10項の規定（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第6条第1項から第5項までにおいて準用する場合を含みます。）により、「租税条約に関する特例届出書」及び「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」を受理しようとする旨について届け出ます。

※税務署 処理欄	確認年月日	統括官	番号確認	(備 考)
	. .			

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(323 租税条約に関する特例届出書及び外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書の受理に関する届出書)

租 税 条 約
外国居住者等所得相互免除法 に関する特例届出書の受理に関する届出書の記載要領等

この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者（以下「支払の取扱者」といいます。）が、平成29年1月1日以後最初に「租税条約に関する特例届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」（以下「特例届出書」といいます。）を受理しようとするときに、あらかじめ、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

1 記載事項

- (1) 「所在地」欄、「名称」欄及び「法人番号欄」には、支払の取扱者の納税地、名称及び法人番号を記載してください。
- (2) ※欄は、記載しないでください。

2 留意事項

この届出書を提出した後に、受理する特例届出書に関しては、次の事項に留意願います。

- (1) 特例届出書の提出後において、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）について「租税条約に関する届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」が提出された場合、これらの届出書の提出以後は、特例届出書の提出がなかったものとみなされるため、支払の取扱者は、特例届出書を提出した者から、これらの届出書が提出された場合は、これらの届出書の「その他参考となるべき事項」欄に「特例届出適用取りやめ」と付記してください。
- (2) 光ディスク等を提出する場合には、「光ディスク等（特例届出書適用分）送付書」を添付してください。また、光ディスク等の提出がない月分については、その旨を記載した送付書のみを提出してください。
- (3) この届出書の提出後に受理した特例届出書に関して提出する光ディスク等は、次の規格等により提出してください。

光ディスク等の種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
形 式 録	フォーマット	IS09660 (Level2) /Joliet※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第1水準及び第2水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

改 正 前

(312 租税条約に関する特例届出書及び外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書の受理に関する届出書)

租 税 条 約
外国居住者等所得相互免除法 に関する特例届出書の受理に関する届出書の記載要領等

この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者（以下「支払の取扱者」といいます。）が、平成29年1月1日以後最初に「租税条約に関する特例届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」（以下「特例届出書」といいます。）を受理しようとするときに、あらかじめ、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

1 記載事項

- (1) 「所在地」欄、「名称」欄及び「法人番号欄」には、支払の取扱者の納税地、名称及び法人番号を記載してください。
- (2) ※欄は、記載しないでください。

2 留意事項

この届出書を提出した後に、受理する特例届出書に関しては、次の事項に留意願います。

- (1) 特例届出書の提出後において、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）について「租税条約に関する届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」が提出された場合、これらの届出書の提出以後は、特例届出書の提出がなかったものとみなされるため、支払の取扱者は、特例届出書を提出した者から、これらの届出書が提出された場合は、これらの届出書の「その他参考となるべき事項」欄に「特例届出適用取りやめ」と付記してください。
- (2) 光ディスク等を提出する場合には、「光ディスク等（特例届出書適用分）送付書」を添付してください。また、光ディスク等の提出がない月分については、その旨を記載した送付書のみを提出してください。
- (3) この届出書の提出後に受理した特例届出書に関して提出する光ディスク等は、次の規格等により提出してください。

光ディスク等の種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
形 式 録	フォーマット	IS09660 (Level2) /Joliet※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第1水準及び第2水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

改 正 後

(324) 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)



利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

限度税率 %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 利子の支払を受ける者に関する事項 ; Details of Recipient of Interest

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
個人の場合
Individual
住所又は居所
Domicile or residence
国
Nationality
法人その他の団体の場合
Corporation or other entity
本店又は主たる事務所の所在地
Place of head office or main office
設立又は組織された場所
Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所
Place where the business is managed and controlled
下記「4」の利子につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況
Permanent establishment in Japan
名称
Name
所在地
Address
事業の内容
Details of business

3 利子の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Interest

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名称
Name
所在地
Address
事業の内容
Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)
○ 元本の種類: 公社債 公社債投資信託 預貯金、合同運用信託 貸付金 その他
Kind of principal: Bonds and debentures Bond investment trust Deposits or Joint operation trust Loans Others

(1) 債券に係る利子の場合 ; In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	名義人の氏名又は名称(注10) Name of Nominee of Securities (Note 10)	債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities	
額面金額 Face Value of Securities	債券の数量 Quantity of Securities	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

(2) 債券以外のものに係る利子の場合 ; In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under Which Interest is paid	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	元本の金額 Amount of Principal	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

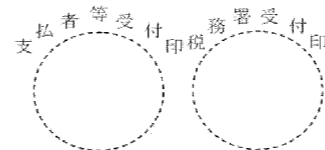
改 正 前

(313) 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)



利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

限度税率 %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 利子の支払を受ける者に関する事項 ; Details of Recipient of Interest

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
個人の場合
Individual
住所又は居所
Domicile or residence
国
Nationality
法人その他の団体の場合
Corporation or other entity
本店又は主たる事務所の所在地
Place of head office or main office
設立又は組織された場所
Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所
Place where the business is managed and controlled
下記「4」の利子につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況
Permanent establishment in Japan
名称
Name
所在地
Address
事業の内容
Details of business

3 利子の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Interest

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名称
Name
所在地
Address
事業の内容
Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)
○ 元本の種類: 公社債 公社債投資信託 預貯金、合同運用信託 貸付金 その他
Kind of principal: Bonds and debentures Bond investment trust Deposits or Joint operation trust Loans Others

(1) 債券に係る利子の場合 ; In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	名義人の氏名又は名称(注10) Name of Nominee of Securities (Note 10)	債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities	
額面金額 Face Value of Securities	債券の数量 Quantity of Securities	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

(2) 債券以外のものに係る利子の場合 ; In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under Which Interest is paid	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	元本の金額 Amount of Principal	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(324 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ;
Others (Note 11)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等 (注4) ;
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等 (注5) ;
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 _____
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If interest mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

8 権限ある当局の証明 (注12)
Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
Date _____ Certifier _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes 添付省略 Attachment not required
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached" (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefit Article" _____

改 正 前

(313 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ;
Others (Note 11)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等 (注4) ;
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等 (注5) ;
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 _____
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If interest mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
_____ 年 _____ 月 _____ 日
Date _____

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to interest mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注12)
Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
Date _____ Signature _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改正後

(324 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

(以下省略)

改正前

(313 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

- 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefit Article" _____

(同 左)

改 正 後

(325 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 3
FORM

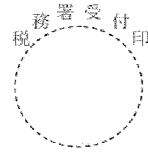
租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special
Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.



適用：有、無
番号
確認
身元
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税 (注11)
Exemption (Note 11)

2 使用料の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Royalties

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人の場合 Individual
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan
名 称 Name
所 在 地 Address
事 業 の 内 容 Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項；
Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名 称 Name
所 在 地 Address
事 業 の 内 容 Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10)；
Others (Note 10)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(314 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 3
FORM

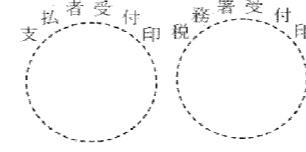
租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special
Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.



適用：有、無
番号
確認
身元
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税 (注11)
Exemption (Note 11)

2 使用料の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Royalties

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人の場合 Individual
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan
名 称 Name
所 在 地 Address
事 業 の 内 容 Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項；
Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名 称 Name
所 在 地 Address
事 業 の 内 容 Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10)；
Others (Note 10)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(325) 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」に記載した団体が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If royalties mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes 添付省略Attachment not required
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” _____ 年 月 日

(以下省略)

改 正 前

(314) 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」に記載した団体が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If royalties mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

私は、この届出書の「4」に記載した使用料が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Royalties or his Agent _____

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes 添付省略Attachment not required
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” _____ 年 月 日

(同 左)

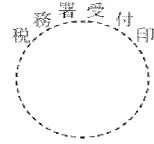
改 正 後

(326 租税条約に関する申請書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予))

様式 4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税 務 署 整 理 欄)
For official use only



外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depository Receipt

この申請書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

Table with 9 rows and multiple columns for personal information, dates, and share details.

(以下省略)

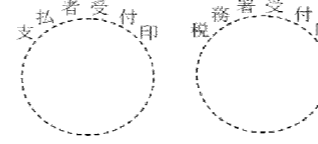
改 正 前

(315 租税条約に関する申請書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予))

様式 4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税 務 署 整 理 欄)
For official use only



外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depository Receipt

この申請書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

Table with 9 rows and multiple columns for personal information, dates, and share details.

私は、この申請書の「(8)」の外国預託証券に係る株式の配当について、「(8)」の調査を行うため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けたいので申請するとともに、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby apply for the treatment mentioned in (8) above, provided in paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, with respect to Dividends payable on shares represented by the Foreign Depository Receipts, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____
外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depository or its Custodian _____

(同 左)

改 正 後

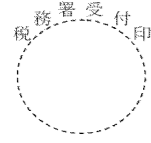
(327 租税条約に関する届出書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 5
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)



外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Dividends with respect to Foreign
Depository Receipt

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

Table with 9 rows and multiple columns for personal information, dates, and share details.

(以下省略)

改 正 前

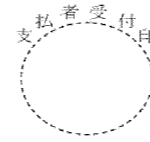
(316 租税条約に関する届出書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 5
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)



外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Dividends with respect to Foreign
Depository Receipt

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

Table with 9 rows and multiple columns for personal information, dates, and share details.

私は、さきに「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を申請した外国預託証券に係る株式の配当について、同条第2項及び第3項並びに「復興特別所得税に関する省令」第8条第3項及び第4項の規定により上記のとおり届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby submit this application form in accordance with paragraphs 2 and 3 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and paragraph 3 and 4 of Article 8 of the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, with respect to Dividends mentioned in (6) above as to which I have submitted the FORM 4 according to paragraph 1 of the said Article, and also hereby declare that the above statement is Date correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日
Signature of the Depository or its Custodian _____

(同 左)

改 正 後

(328 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal
Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号 確認 身元 確認



税務署長殿

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ , Article _____ , para. _____

2 対価の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
住 所
Domicile
日本国内における居所
Residence in Japan
法人その他の団体の場合
Place of head office or main office
設立又は組織された場所
Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所
Place where the business is managed and controlled
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日
Date of opening business of rendering personal service
下記「4」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状態
Permanent establishment in Japan
名 称
Name
所 在 地
Address
事業の内容
Details of Business

3 対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名 称
Name
所 在 地
Address
事業の内容
Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役務提供期間 Period of Services rendered	対価の支払期日 Due Date for Payment	対価の支払方法 Method of Payment	対価の金額 Amount of Remuneration

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(317 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

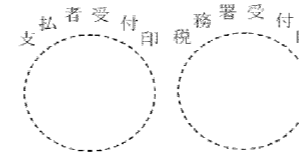
(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal
Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号 確認 身元 確認



税務署長殿

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ , Article _____ , para. _____

2 対価の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
住 所
Domicile
日本国内における居所
Residence in Japan
法人その他の団体の場合
Place of head office or main office
設立又は組織された場所
Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所
Place where the business is managed and controlled
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日
Date of opening business of rendering personal service
下記「4」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状態
Permanent establishment in Japan
名 称
Name
所 在 地
Address
事業の内容
Details of Business

3 対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名 称
Name
所 在 地
Address
事業の内容
Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役務提供期間 Period of Services rendered	対価の支払期日 Due Date for Payment	対価の支払方法 Method of Payment	対価の金額 Amount of Remuneration

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(328 租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

5 その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限りません。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

○ 代理人に関する事項； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent； If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes
“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form Limitation on Benefits Article”

(以下省略)

(317 租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

5 その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限りません。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent； If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes
“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form Limitation on Benefits Article”

(同 左)

改正後

(329 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認



税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国と...との間の租税条約第...条第...項
The Income Tax Convention between Japan and... Article... para...

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Salary or Remuneration

氏名, 住所, 個人番号, 日本国内における居所, (国籍 Nationality) (入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence), 下記「4」の報酬・給与につき居住者として課税される国及び納税地(注6), 自由職業者、芸能人又は運動家の場合 (短期滞在者に該当する者を除く); 日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況, 短期滞在者の場合: 以前に日本国内に滞在したことの有無及び在留したことのある場合にはその入出国年月日等

3 報酬・給与の支払者に関する事項; Details of Payer of Salary or Remuneration

氏名又は名称, 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地, 個人番号又は法人番号, 日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注7); Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 7)

Table with 5 columns: 提供する役務の概要, 役務提供期間, 報酬・給与の支払期日, 報酬・給与の支払方法, 報酬・給与の金額及び月額・年額の区分

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項(注8); Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note 8)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

(318 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7 FORM

租税条約に関する届出書

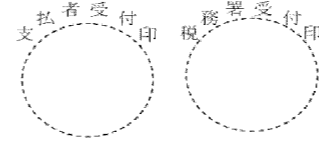
(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認



税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国と...との間の租税条約第...条第...項
The Income Tax Convention between Japan and... Article... para...

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Salary or Remuneration

氏名, 住所, 個人番号, 日本国内における居所, (国籍 Nationality) (入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence), 下記「4」の報酬・給与につき居住者として課税される国及び納税地(注6), 自由職業者、芸能人又は運動家の場合 (短期滞在者に該当する者を除く); 日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況, 短期滞在者の場合: 以前に日本国内に滞在したことの有無及び在留したことのある場合にはその入出国年月日等

3 報酬・給与の支払者に関する事項; Details of Payer of Salary or Remuneration

氏名又は名称, 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地, 個人番号又は法人番号, 日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注7); Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 7)

Table with 5 columns: 提供する役務の概要, 役務提供期間, 報酬・給与の支払期日, 報酬・給与の支払方法, 報酬・給与の金額及び月額・年額の区分

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項(注8); Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note 8)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(329 租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

6 その他参考となるべき事項（注9）；
Others (Note 9)

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	(電話番号 Telephone Number)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
“Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article” attached

有 Yes

添付省略 Attachment not required

(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
Date of previous submission of the application for income tax
convenjion with the “Attachment Form for Limitation on Benefits
Article” _____ 年 月 日)

(以下省略)

改 正 前

(318 租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

6 その他参考となるべき事項（注9）；
Others (Note 9)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

____年 ____月 ____日
Date _____

報酬・給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary or Remuneration _____

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	(電話番号 Telephone Number)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
“Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article” attached

有 Yes

添付省略 Attachment not required

(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
Date of previous submission of the application for income tax
convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits
Article” _____ 年 月 日)

(同 左)

改 正 後

(330) 租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)

様式 7-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除

Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by International Traffic Workers

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無

Table with 2 columns: 番号確認, 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 給与の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Salary

Table for recipient details: 氏名, 住所, 個人番号, 日本国内における居所, 国籍, 課税される国及び納税地

3 給与の支払者に関する事項;
Details of Payer of Salary

Table for payer details: 氏名, 住所, 個人番号, 日本国内にある事務所等

4 上記「3」の支払者から支払を受ける給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Salary received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table for salary details: 提供する役務の概要, 役務提供期間, 給与の支払期日, 給与の支払方法, 給与の金額及び月額・年額の区分

5 その他参考となるべき事項(注7);
Others (Note 7)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(以下省略)

改 正 前

(319) 租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)

様式 7-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除

Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by International Traffic Workers

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無

Table with 2 columns: 番号確認, 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 給与の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Salary

Table for recipient details: 氏名, 住所, 個人番号, 日本国内における居所, 国籍, 課税される国及び納税地

3 給与の支払者に関する事項;
Details of Payer of Salary

Table for payer details: 氏名, 住所, 個人番号, 日本国内にある事務所等

4 上記「3」の支払者から支払を受ける給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Salary received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table for salary details: 提供する役務の概要, 役務提供期間, 給与の支払期日, 給与の支払方法, 給与の金額及び月額・年額の区分

5 その他参考となるべき事項(注7);
Others (Note 7)

Blank box for other reference items.

私は、この届出書の「4」に記載した給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary _____

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(同 左)

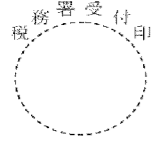
改 正 後

(331 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 8 FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名 Full name, 日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan, 個人番号 Individual Number, 入国前の住所 Domicile before entry into Japan, (年齢 Age) (国籍 Nationality) (入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence), 下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6), 日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名又は名称 Full name, 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office), 個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number, 日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns: 所得の種類 Kind of Income, 契約期間 Period of Contract, 報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment, 報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc., 報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項(注7); Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

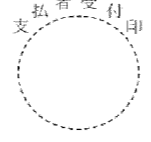
改 正 前

(320 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 8 FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名 Full name, 日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan, 個人番号 Individual Number, 入国前の住所 Domicile before entry into Japan, (年齢 Age) (国籍 Nationality) (入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence), 下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6), 日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名又は名称 Full name, 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office), 個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number, 日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns: 所得の種類 Kind of Income, 契約期間 Period of Contract, 報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment, 報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc., 報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項(注7); Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(331 租税条約に関する届出書（教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

6 その他参考となるべき事項（注8）；
Others (Note 8)

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent: If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes 添付省略 Attachment not required
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”

(以下省略)

(320 租税条約に関する届出書（教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

6 その他参考となるべき事項（注8）；
Others (Note 8)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・交付金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration, etc. _____

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent: If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes 添付省略 Attachment not required
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”

(同 左)

改 正 後

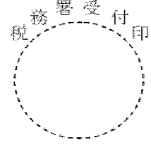
(332 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 9
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)



退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____
- 2 年金等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Pensions, etc.

氏名	Full name	名	(国籍 Nationality)
住所又は居所	Domicile or residence		(電話番号 Telephone Number)
個人番号(有する場合のみ記入)	Individual Number (Limited to case of a holder)		
下記「4」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地(注5)	Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

- 3 年金等の支払者に関する事項;
Details of Payer of Pensions, etc.

名	Full name	称	
本店(主たる事務所)の所在地	Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
法人番号	Corporate Number		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称	(事業の内容 Details of Business)	
	所在地	(電話番号 Telephone Number)	

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年金等の種類 Kind of Pensions, etc.	支払回数 Frequency of Payments	支払期日 Due Date for Payment	支払方法 Method of Payment	1回の支払金額 Amount of Each Payment
退職年金等の場合:年金等の支払の基因となった過去の勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Pension, etc. was rendered	氏名又は名称 Full name			
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Address			(電話番号 Telephone Number)
	日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name		
		所在地 Address		(電話番号 Telephone Number)
保険年金の場合:年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	(契約の締結年月日 Date of Contract)	(契約金額 Amount contracted)	(契約期間 Period of Contract)	

- 5 その他参考となるべき事項(注6);
Others (Note 6)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

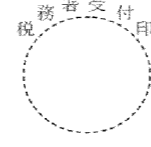
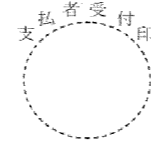
(321 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 9
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)



退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____
- 2 年金等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Pensions, etc.

氏名	Full name	名	(国籍 Nationality)
住所又は居所	Domicile or residence		(電話番号 Telephone Number)
個人番号(有する場合のみ記入)	Individual Number (Limited to case of a holder)		
下記「4」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地(注5)	Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

- 3 年金等の支払者に関する事項;
Details of Payer of Pensions, etc.

名	Full name	称	
本店(主たる事務所)の所在地	Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
法人番号	Corporate Number		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称	(事業の内容 Details of Business)	
	所在地	(電話番号 Telephone Number)	

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年金等の種類 Kind of Pensions, etc.	支払回数 Frequency of Payments	支払期日 Due Date for Payment	支払方法 Method of Payment	1回の支払金額 Amount of Each Payment
退職年金等の場合:年金等の支払の基因となった過去の勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Pension, etc. was rendered	氏名又は名称 Full name			
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Address			(電話番号 Telephone Number)
	日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name		
		所在地 Address		(電話番号 Telephone Number)
保険年金の場合:年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	(契約の締結年月日 Date of Contract)	(契約金額 Amount contracted)	(契約期間 Period of Contract)	

- 5 その他参考となるべき事項(注6);
Others (Note 6)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(332) 租税条約に関する届出書（退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除）

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent, and Telephone Number.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ; If the applicable convention has article of limitation on benefits... Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、退職年金、保険年金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。
3 この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

届出書の記載について

- 4 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。
6 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

(以下省略)

改 正 前

(321) 租税条約に関する届出書（退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除）

私は、この届出書の「4」に記載した年金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

年金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Pensions, etc.

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Pensions, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent, and Telephone Number.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ; If the applicable convention has article of limitation on benefits... Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、退職年金、保険年金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。
3 この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

届出書の記載について

- 4 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。
6 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

(同 左)

改 正 後

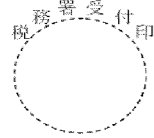
(333 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 所得の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Income

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号
個人の場合 Individual 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
国 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の所得につき居住者として課税される国及び納税地(注6)
Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan
名称 Name (電話番号 Telephone Number)
所在地 Address (電話番号 Telephone Number)
事業の内容 Details of Business

3 所得の支払者に関する事項；
Details of Payer of Income

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence) or Place of head office(main office) (電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
事業の内容 Details of Business
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan
名称 Name (電話番号 Telephone Number)
所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	契約の締結年月日 Date of Contract	所得の支払期日 Due Date for Payment	所得の支払方法 Method of Payment	支払金額 Amount of Payment

5 その他参考となるべき事項(注7)；
Others (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

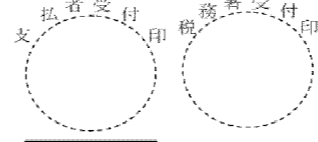
(322 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 所得の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Income

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号
個人の場合 Individual 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
国 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の所得につき居住者として課税される国及び納税地(注6)
Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan
名称 Name (電話番号 Telephone Number)
所在地 Address (電話番号 Telephone Number)
事業の内容 Details of Business

3 所得の支払者に関する事項；
Details of Payer of Income

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence) or Place of head office(main office) (電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
事業の内容 Details of Business
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan
名称 Name (電話番号 Telephone Number)
所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	契約の締結年月日 Date of Contract	所得の支払期日 Due Date for Payment	所得の支払方法 Method of Payment	支払金額 Amount of Payment

5 その他参考となるべき事項(注7)；
Others (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(333 租税条約に関する届出書（所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除）)

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filling a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 7 through 11, 13, 15 and 16 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(322 租税条約に関する届出書（所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除）)

私は、この届出書の「4」に記載した所得が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

年 月 日
Date

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filling a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 7 through 11, 13, 15 and 16 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正後

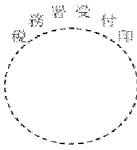
(334 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

Official use stamp area with fields for communication, confirmation, and refund status.

To the District Director, Tax Office

1 還付の請求をする者 (所得の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

Form for Recipient of Income details including name, address, and identification number.

2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください (注6).)

Kind of Refund claimed; (Check applicable box below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed

Field for Amount of Refund claimed in Yen

(3) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。) Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Form for receiving refund options including Japanese bank account, foreign bank account, and Japan Post Bank.

3 支払者に関する事項; Details of Payer

Form for Payer details including name, address, and identification number.

4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent

Table with 7 columns: Kind of Income, Due Date for Payment, Amount paid, Withholding Tax on (3), Date of Payment of (4), Tax Amount to be withheld under Tax Convention, Amount to be refunded ((4)-(6)).

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。 I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者 Certifier of withholding agent

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

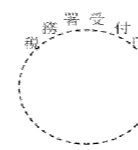
(323 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

Official use stamp area with fields for communication, confirmation, and refund status.

To the District Director, Tax Office

1 還付の請求をする者 (所得の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

Form for Recipient of Income details including name, address, and identification number.

2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください (注6).)

Kind of Refund claimed; (Check applicable box below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed

Field for Amount of Refund claimed in Yen

(3) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。) Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Form for receiving refund options including Japanese bank account, foreign bank account, and Japan Post Bank.

3 支払者に関する事項; Details of Payer

Form for Payer details including name, address, and identification number.

4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent

Table with 7 columns: Kind of Income, Due Date for Payment, Amount paid, Withholding Tax on (3), Date of Payment of (4), Tax Amount to be withheld under Tax Convention, Amount to be refunded ((4)-(6)).

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。 I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者 Signature of withholding agent

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(334 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。））

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式（様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19）による「租税条約に関する届出書」（その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。）とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。
 - 第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
 - 第3号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
 - 第5号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
 - 第7号…… 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

- 受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード（SWIFTコード、ABAナンバー等）を記載し、送金通貨を指定してください。なお、欧州向けの場合は、口座番号欄に IBAN コードを記載してください。

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded (including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney must be attached together with its Japanese translations.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
 - Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
 - Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other than Subpara.1 and Subpara.5.
 - Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
 - Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

- If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, ABA number, etc.) and specify a currency for remittance. In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

改 正 前

(323 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。））

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

____年 ____月 ____日

Date

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式（様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19）による「租税条約に関する届出書」（その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。）とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者（所得の支払を受ける者）のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。
 - 第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
 - 第3号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
 - 第5号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
 - 第7号…… 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

- 受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード（SWIFTコード、ABAナンバー等）を記載し、送金通貨を指定してください。なお、欧州向けの場合は、口座番号欄に IBAN コードを記載してください。

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded (including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impression of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
 - Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
 - Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other than Subpara.1 and Subpara.5.
 - Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
 - Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

- If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, ABA number, etc.) and specify a currency for remittance. In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

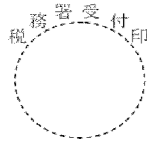
改正後

(335 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

Table with fields for recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Date of opening business, Taxpayer Identification Number, and Tax Agent information.

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund
(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥ []

Table for refund options: Receipt by transfer to (Japanese bank account, bank account outside Japan, Japan Post Bank, or receipt in person).

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

Table with fields for recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Date of opening business, Taxpayer Identification Number, and Tax Agent information.

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund
(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥ []

Table for refund options: Receipt by transfer to (Japanese bank account, bank account outside Japan, Japan Post Bank, or receipt in person).

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正後

(335 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

Table with 4 rows: Full name, Domicile (residence) or Place of head office (main office), Name, Address. Includes telephone number fields.

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 4 columns: (1) Description of Services rendered, (2) Period of Services rendered, (3) Due Date for Payment, (4) Method of Payment, (5) Amount of Remuneration, (6) Amount of Withholding Tax on (5).

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項；
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

Table with 4 rows: Full name, Domicile (residence) or place of head office (main office), Place where the business is managed and controlled, Name, Address.

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項；
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

Table with 7 columns: (1) Description of Services exercised, (2) Period of Services exercised, (3) Due Date for Payment, (4) Method of Payment, (5) Amount of Remuneration, etc., (6) Amount of the Withholding Tax on (5), (7) Amount of the Tax paid within (6).

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項；
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に申出者の氏名又は名称を記入してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, fill out the name of the Applicant below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
申出者（還付の請求をする者又はその納税管理人）の氏名又は名称
The name of the Applicant or his Tax Agent

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above

(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項；
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

Blank box for description of facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above.

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等；
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

Table with 5 columns: 当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合, 当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合, 当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合, 当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合, 当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合.

改正前

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

Table with 4 rows: Full name, Domicile (residence) or Place of head office (main office), Name, Address. Includes telephone number fields.

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 4 columns: (1) Description of Services rendered, (2) Period of Services rendered, (3) Due Date for Payment, (4) Method of Payment, (5) Amount of Remuneration, (6) Amount of Withholding Tax on (5).

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項；
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

Table with 4 rows: Full name, Domicile (residence) or place of head office (main office), Place where the business is managed and controlled, Name, Address.

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項；
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

Table with 7 columns: (1) Description of Services exercised, (2) Period of Services exercised, (3) Due Date for Payment, (4) Method of Payment, (5) Amount of Remuneration, etc., (6) Amount of the Withholding Tax on (5), (7) Amount of the Tax paid within (6).

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項；
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above

(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項；
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

Blank box for description of facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above.

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等；
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

Table with 5 columns: 当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合, 当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合, 当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合, 当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合, 当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合.

改 正 後

(335 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

9 その他参考となるべき事項(注11);
Others (Note11)

--

10 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total	/	%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「5」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 有Yes

(以下省略)

改 正 前

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

9 その他参考となるべき事項(注11);
Others (Note11)

--

10 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total	/	%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「5」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

私は、上記「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受ける上記「5」の対価について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake, I hereby claim the refund of tax withheld on the Remuneration mentioned in 5 above to which the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable, and also hereby declare that the statement on this form and attachment form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent _____

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 有Yes

(同 左)

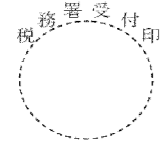
改 正 後

(336 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 13 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用)

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE) この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

還付金：有、無

- 限度税率 % Applicable Tax Rate
免税 Exemption

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国ととの間の租税条約第条第項 The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

Table with 2 columns: Name/Title and Taxpayer Identification Number. Rows include individual holder details (domicile, nationality) and corporate details (head office, business location).

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with 2 columns: Name/Title and Address. Payer is Bank of Japan, Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 4 columns for bond details: Description, Number, Date of Maturity, Date of Acquisition, and various financial calculations (Total Amount of Face Value, Issue Price, Holding Period, Withholding Tax, etc.).

・免税の場合、⑨及び⑩の記入を要しない。; In case of Exemption ⑨ and ⑩ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

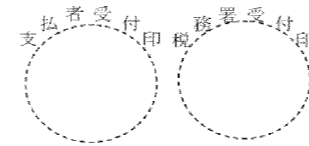
改 正 前

(325 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 13 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用)

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE) この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

還付金：有、無

- 限度税率 % Applicable Tax Rate
免税 Exemption

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国ととの間の租税条約第条第項 The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

Table with 2 columns: Name/Title and Taxpayer Identification Number. Rows include individual holder details (domicile, nationality) and corporate details (head office, business location).

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with 2 columns: Name/Title and Address. Payer is Bank of Japan, Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 4 columns for bond details: Description, Number, Date of Maturity, Date of Acquisition, and various financial calculations (Total Amount of Face Value, Issue Price, Holding Period, Withholding Tax, etc.).

・免税の場合、⑨及び⑩の記入を要しない。; In case of Exemption ⑨ and ⑩ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(336 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）)

6 当該割引債に関する証明書：Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書 Certificate of Sale		Date _____ (日 付)
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載（国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおり売り渡したことを証明します。 I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.		Certifier _____ (証明者)

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちよう付するか、又は購入先の証明を受けること。
 Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 ratio of ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
合計 Total		%	%	%	%

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Applicable law _____ Effective date _____

8 権限ある当局の証明（注7）
 Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____. Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ Certifier _____
--

○ 代理人に関する事項；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	電話番号 (Telephone Number)	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent				税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 有Yes

(以下省略)

改 正 前

(325 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）)

6 当該割引債に関する証明書：Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書 Certificate of Sale		Date _____ (日 付)
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載（国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおり売り渡したことを証明します。 I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.		Certifier _____ (証明書) 印

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちよう付するか、又は購入先の証明を受けること。
 Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 ratio of ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
合計 Total		%	%	%	%

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Applicable law _____ Effective date _____

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をすとも、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

Date _____

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

還付の請求をする者又はその代理人の署名
 Signature of the Applicant or his Agent _____

8 権限ある当局の証明（注7）
 Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____. Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ Signature _____
--

○ 代理人に関する事項；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	電話番号 (Telephone Number)	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent				税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

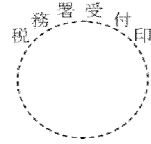
○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 有Yes

(同 左)

改 正 後

(337 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS) この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項 The Income Tax Convention between Japan and...Article...para...

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

Table with columns for Name, Taxpayer ID, Telephone Number, Domicile, Nationality, and Place of head office.

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with columns for Name, Telephone Number, and Corporate Number.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

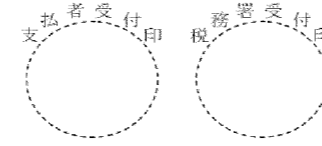
Table with 5 columns for tax details: Issue, #, Date of Maturity, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value, Issue Price of Debentures per 10,000yen, Total Issue Price Paid, Stated Redemption Price, Rate of Withholding tax, Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty, Amount of Tax Withheld, Holding Period, Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures, Amount of Tax to be Refunded.

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

改 正 前

(326 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS) この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項 The Income Tax Convention between Japan and...Article...para...

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

Table with columns for Name, Taxpayer ID, Telephone Number, Domicile, Nationality, and Place of head office.

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with columns for Name, Telephone Number, and Corporate Number.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns for tax details: Issue, #, Date of Maturity, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value, Issue Price of Debentures per 10,000yen, Total Issue Price Paid, Stated Redemption Price, Rate of Withholding tax, Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty, Amount of Tax Withheld, Holding Period, Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures, Amount of Tax to be Refunded.

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

改 正 後

(337 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）)

6 当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書 Certificate of Sale	
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載（銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおり売り渡したことを証明します。	Date (日 付) _____
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.	Certifier (証明者) _____

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
 根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Applicable law _____ Effective date _____

8 権限ある当局の証明（注14）
 Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.
 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
 Date _____ Certifier _____

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location) _____ (電話番号 Telephone Number) _____	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. 有Yes

(以下省略)

改 正 前

(326 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）)

6 当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書 Certificate of Sale	
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載（銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおり売り渡したことを証明します。	Date (日 付) _____
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.	Certifier (証明者) _____

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
 根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Applicable law _____ Effective date _____

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

_____ 年 _____ 月 _____ 日
 Date _____
 還付の請求をする者又はその代理人の署名
 Signature of the Applicant or his Agent _____

8 権限ある当局の証明（注14）
 Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.
 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
 Date _____ Signature _____

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location) _____ (電話番号 Telephone Number) _____	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. 有Yes

(同 左)

改 正 後

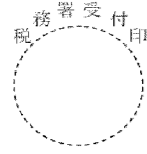
(338 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15 FORM

租税条約に関する届出書

〔 税務署整理欄 For official use only 〕

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report

適用：有、無

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

前回提出年月日：(注6) 年 月 日 Date of Previous Submission (Note 6)

番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項； Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項...
2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項； Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

Table with recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, etc.

Table for applicable income details: Type and Description of applicable Income, Japanese Source Income prescribed in Subparagraph...

Table for payer details: Type of Income, Full name, Domicile (residence) or place of head office (main office)

5 その他参考となるべき事項 (注12) ; Others (Note12)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

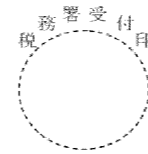
(327 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15 FORM

租税条約に関する届出書

〔 税務署整理欄 For official use only 〕

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report

適用：有、無

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

前回提出年月日：(注6) 年 月 日 Date of Previous Submission (Note 6)

番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項； Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項...
2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項； Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

Table with recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, etc.

Table for applicable income details: Type and Description of applicable Income, Japanese Source Income prescribed in Subparagraph...

Table for payer details: Type of Income, Full name, Domicile (residence) or place of head office (main office)

5 その他参考となるべき事項 (注12) ; Others (Note12)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(338 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13) ;
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14) ;
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15) ;
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等 所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を 受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention
	(%)	
	(%)	
	(%)	
合 計 Total	(100.0%)	
申告対象株主等所得に係る国内源泉所得のうち、外国法人の株主等である者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる金額 (申告対象株主等所得を除きます。) Amount of income that is treated as income of the members of the foreign corporation in their country regarding Japanese source income pertaining to Japanese source income to report (excluding Japanese source income to report)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われるものに対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16) ;
 Details of Entity, etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17) ;
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 相手国団体に関する事項 ;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		
		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(327 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13) ;
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14) ;
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15) ;
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等 所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を 受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention
	(%)	
	(%)	
	(%)	
合 計 Total	(100.0%)	
申告対象株主等所得に係る国内源泉所得のうち、外国法人の株主等である者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる金額 (申告対象株主等所得を除きます。) Amount of income that is treated as income of the members of the foreign corporation in their country regarding Japanese source income pertaining to Japanese source income to report (excluding Japanese source income to report)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われるものに対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16) ;
 Details of Entity, etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17) ;
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 相手国団体に関する事項 ;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得 (「6」の2)に記載した申告対象株主等所得又は「7」の2)に記載した申告対象相手国団体所得) が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

年 月 日
Date _____

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		
		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

改 正 後

(361) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第一号関係)

様式18 FORM 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第一号関係) APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

Form for Article 361. Includes fields for applicant name, address, business location, and tax details. Contains Japanese text and a large block of English text at the bottom.

○ 代理人に関する事項; この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table for agent information with columns for Capacity of Agent in Japan, Full name, and Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

(以下省略)

改 正 前

(350) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第一号関係)

様式18 FORM 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第一号関係) APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

Form for Article 350. Similar to Article 361 but with a shorter English text block at the bottom.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date

申請者 (又はその代表者) の署名 Signature of the applicant (or its representative)

○ 代理人に関する事項; この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table for agent information, identical to the one in Article 361.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

(同 左)

改正後

(362) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第二号関係)

様式 18-2
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第二号関係)

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付印

Form with fields for applicant name, address, tax identification number, and tax type. Includes a stamp area for the tax office.

○ 代理人に関する事項; この申請書を代理によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Table with columns for agent's capacity, name, address, and tax office. Includes checkboxes for Tax Agent or other agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

(以下省略)

改正前

(351) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第二号関係)

様式 18-2
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第二号関係)

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付印

Form with fields for applicant name, address, tax identification number, and tax type. Includes a stamp area for the tax office.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Table with columns for agent's capacity, name, address, and tax office. Includes checkboxes for Tax Agent or other agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

(同 左)

改正後

(363) 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)

様式 19
FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership
Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認



税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 利益の配分 (支払) を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

Table with columns for Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled, and Taxpayer Identification Number.

3 組合 (これに類するものを含みます。) に関する事項；
Details of Partnership (including similar entity)

Table with columns for Full name, Place of head office (main office) abroad, Place of office, etc. in Japan (Note 7), Outline of business under partnership agreement, and Date of commencement of business under partnership agreement.

4 利益の支払者 (組合員) に関する事項 (注8)；
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

Table with columns for Place where the payer is to pay withholding tax, Full name, Domicile (residence) or Place of head office (main office), Individual Number or Corporate Number, and another set of Full name, Domicile (residence) or Place of head office (main office).

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

(352) 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)

様式 19
FORM

租税条約に関する届出書

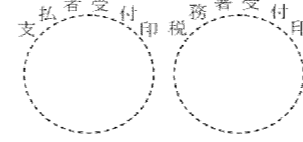
(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership
Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認



税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 利益の配分 (支払) を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

Table with columns for Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled, and Taxpayer Identification Number.

3 組合 (これに類するものを含みます。) に関する事項；
Details of Partnership (including similar entity)

Table with columns for Full name, Place of head office (main office) abroad, Place of office, etc. in Japan (Note 7), Outline of business under partnership agreement, and Date of commencement of business under partnership agreement.

4 利益の支払者 (組合員) に関する事項 (注8)；
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

Table with columns for Place where the payer is to pay withholding tax, Full name, Domicile (residence) or Place of head office (main office), Individual Number or Corporate Number, and another set of Full name, Domicile (residence) or Place of head office (main office).

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(363 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏 名 (名 称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for 添付省略 Attachment not required
 Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
 Article attached Date of previous submission of the application for income tax
 convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 月 日)

(以下省略)

(352 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
 Date _____

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏 名 (名 称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

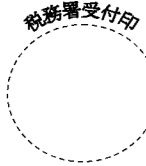
※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for 添付省略 Attachment not required
 Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
 Article attached Date of previous submission of the application for income tax
 convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 月 日)

(同 左)

改 正 後

(364 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付））



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒

住 所 _____
(フリガナ)

氏 名 _____

個人番号 _____

電話番号 _____

税務署長

____年__月__日提出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額		希望する還付金の受領場所			
	下記③の金額を移記してください。		(受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。)			
利子等の支払者	イ 銀行等		銀行	本店・本所	口座	
	ロ ゆうちよ銀行の貯金口座		金庫・組合 農協・漁協	出張所 支店・支所	預金 番号	
利子等の支払の取扱者	円		円	円	円	円
	貯金口座の記号番号 _____		ハ 郵便局等窓口			
債 券 の 内 容 等	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所)		名称 (氏名)		電話 _____	
	名称 (氏名)		電話 _____		_____	
債 券 以 外 の も の の 内 容 等	銘柄・回号 (種類・名称)		記号番号 (登録番号)		名義人の氏名又は名称	
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額	
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用		源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 ①		支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む。) ②	
	円		円		円	

- ・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
- ・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
- ・この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等については、租税特別措置法第 3 条に規定する分離課税の適用を受けた一般利子等で、その支払の際に租税条約の相手国等の租税が課される場合に限られます。なお、詳細については裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・	決	署長	副署長	統括官	上	席	担当者	整理簿	
	決裁	・	裁								
	施行	・									
	承認	請求金額	円	通信日付印	年月日	検討事項					
その他	還付金額	円	確認								
	番号確認	身元確認	確認書類								
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証								
	その他 ()										

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(352 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付））



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒

住 所 _____
(フリガナ)

氏 名 _____ ①

個人番号 _____

電話番号 _____

税務署長

____年__月__日提出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額		希望する還付金の受領場所			
	下記③の金額を移記してください。		(受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。)			
利子等の支払者	イ 銀行等		銀行	本店・本所	口座	
	ロ ゆうちよ銀行の貯金口座		金庫・組合 農協・漁協	出張所 支店・支所	預金 番号	
利子等の支払の取扱者	円		円	円	円	円
	貯金口座の記号番号 _____		ハ 郵便局等窓口			
債 券 の 内 容 等	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所)		名称 (氏名)		電話 _____	
	名称 (氏名)		電話 _____		_____	
債 券 以 外 の も の の 内 容 等	銘柄・回号 (種類・名称)		記号番号 (登録番号)		名義人の氏名又は名称	
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額	
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用		源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 ①		支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む。) ②	
	円		円		円	

- ・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
- ・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
- ・この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等については、租税特別措置法第 3 条に規定する分離課税の適用を受けた一般利子等で、その支払の際に租税条約の相手国等の租税が課される場合に限られます。なお、詳細については裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・	決	署長	副署長	統括官	上	席	担当者	整理簿	
	決裁	・	裁								
	施行	・									
	承認	請求金額	円	通信日付印	年月日	検討事項					
その他	還付金額	円	確認印								
	番号確認	身元確認	確認書類								
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証								
	その他 ()										

(規格 A 4)

28.03 改正

(365 免税芸能法人等に関する届出書)



免税芸能法人等に関する届出書
APPLICATION FORM FOR THE NONRESIDENT PROMOTER

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照して下さい。
See instructions on the reverse side

税務署整理欄 For official use only	
適用:有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長
To the District Director, _____ Tax Office

1 対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号 (Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder))		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number) _____
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number) _____
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or the sportsman in Japan		
納税管理人 The Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number) _____
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

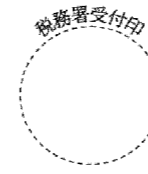
2 対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or place of head office(main office)		(電話番号 Telephone Number) _____
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		

3 その他参考となるべき事項;
Others

--

(354 免税芸能法人等に関する届出書)



免税芸能法人等に関する届出書
APPLICATION FORM FOR THE NONRESIDENT PROMOTER

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照して下さい。
See instructions on the reverse side

税務署整理欄 For official use only	
適用:有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長
To the District Director, _____ Tax Office

1 対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号 (Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder))		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number) _____
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number) _____
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or the sportsman in Japan		
納税管理人 The Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number) _____
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

2 対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or place of head office(main office)		(電話番号 Telephone Number) _____
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		

3 その他参考となるべき事項;
Others

--

改 正 後

(365 免税芸能法人等に関する届出書)

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 22 第 1 項に規定する免税芸能法人等が、同条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副 2 通を作成して、対価の支払の際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、正本を、支払者の所轄税務署長に提出して下さい。

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(354 免税芸能法人等に関する届出書)

私は、この届出書を租税特別措置法施行令の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言する。

In accordance with the provisions of Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I hereby submit this application form, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日

Date _____

対価の支払を受ける者又はその納税管理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Tax agent _____

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 22 第 1 項に規定する免税芸能法人等が、同条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副 2 通を作成して、対価の支払の際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、正本を、支払者の所轄税務署長に提出して下さい。

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。


INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(367 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)



税務署受付印

REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX
AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

Date _____
令和____年____月____日

Place for tax payment
納 税 地 _____

To the District Director,
Tax Office
税務署長殿

Domicile or place of head office
住所又は所在地 _____

Full name
氏名又は名称 _____

Individual Number or Corporate Number
(Limited to case of a holder)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入)

I (we) hereby declare that I (we) assign the following person for my (our) Tax Agent and authorize him/her to act for me (us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan

1 納税管理人

Domicile 〒 _____
住 所 _____

Full name
フリガナ
氏 名 _____

Relation to you
届出者との関係 _____

Occupation Telephone Number
職 業 電話番号 () _____

Reason for Assigning the Tax Agent

2 納税管理人を定めた理由 _____

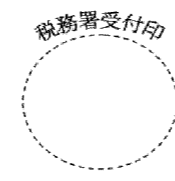
Others

3 その他参考事項 _____

For official use only

税 処 務 理 署 欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管 理 部 門 連 絡		
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

(356 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)



税務署受付印

REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX
AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION


源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

Date _____
令和____年____月____日

Place for tax payment
納 税 地 _____

To the District Director,
Tax Office
税務署長殿

Domicile or place of head office
住所又は所在地 _____

Full name _____ Signature 

Individual Number or Corporate Number
(Limited to case of a holder)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入)

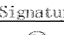
I (we) hereby declare that I (we) assign the following person for my (our) Tax Agent and authorize him/her to act for me (us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan

1 納税管理人

Domicile 〒 _____
住 所 _____

Full name
フリガナ
氏 名 _____ Signature 

Relation to you
届出者との関係 _____

Occupation Telephone Number
職 業 電話番号 () _____

Reason for Assigning the Tax Agent

2 納税管理人を定めた理由 _____

Others

3 その他参考事項 _____

For official use only

税 処 務 理 署 欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管 理 部 門 連 絡		
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

改 正 後

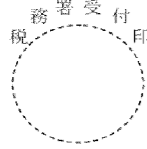
(368 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象配当に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))

様式 1
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)



対象配当に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 ;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article15, para. ____

2 対象配当の支払を受ける者に関する事項 (注8) ; Details of Recipient of Dividends (Note 8)

Table with 2 columns: 氏名又は名称 (Full name) and 住所又は居所 (Domicile or residence). Includes sections for individual and corporate recipients, and a section for permanent establishments in Japan.

3 対象配当の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Dividends

Table with 2 columns: 名称 (Full name) and 住所又は居所 (Place of head office or main office). Includes a section for corporate number.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象配当で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項 (注11) ;
Details of Dividends received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

Table with 3 columns: 元本の種類 (Kind of Principal), 銘柄又は名称 (Description), 名義人の氏名又は名称 (Name of Nominee of Principal). Includes a section for quantity and date of acquisition.

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(357 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象配当に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))

様式 1
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)



対象配当に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 ;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article15, para. ____

2 対象配当の支払を受ける者に関する事項 (注8) ; Details of Recipient of Dividends (Note 8)

Table with 2 columns: 氏名又は名称 (Full name) and 住所又は居所 (Domicile or residence). Includes sections for individual and corporate recipients, and a section for permanent establishments in Japan.

3 対象配当の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Dividends

Table with 2 columns: 名称 (Full name) and 住所又は居所 (Place of head office or main office). Includes a section for corporate number.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象配当で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項 (注11) ;
Details of Dividends received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

Table with 3 columns: 元本の種類 (Kind of Principal), 銘柄又は名称 (Description), 名義人の氏名又は名称 (Name of Nominee of Principal). Includes a section for quantity and date of acquisition.

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(368) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（対象配当に対する所得税の軽減（復興特別所得税の非課税））

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象配当については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
 Dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象配当については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
 Dividends mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

○ 代理人に関する事項： この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
 ※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(357) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（対象配当に対する所得税の軽減（復興特別所得税の非課税））

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象配当については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
 Dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象配当については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
 Dividends mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「4」の欄に記載した対象配当が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対象配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Dividends or his Agent

○ 代理人に関する事項： この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
 ※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

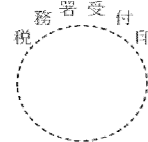
(369 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書（上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税））

様式 1-2
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書

SPECIAL APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
For official use only



上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税
(復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article15, para. ____

- 2 上場株式等対象配当等の支払を受ける者に関する事項（注8）；
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks (Note 8)

Table with columns for Name, Individual/Corporation status, Domicile/Residence, Telephone Number, and Taxpayer Identification Number.

- 3 上場株式等対象配当等の支払の取扱者に関する事項；
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

Table with columns for Name, Full name, Telephone Number, Place of head office or main office, and Corporate Number.

- 4 その他参考となるべき事項；
Others

Blank box for other reference items.

5 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(358 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書（上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税））

様式 1-2
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書

SPECIAL APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
For official use only



上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税
(復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article15, para. ____

- 2 上場株式等対象配当等の支払を受ける者に関する事項（注8）；
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks (Note 8)

Table with columns for Name, Individual/Corporation status, Domicile/Residence, Telephone Number, and Taxpayer Identification Number.

- 3 上場株式等対象配当等の支払の取扱者に関する事項；
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

Table with columns for Name, Full name, Telephone Number, Place of head office or main office, and Corporate Number.

- 4 その他参考となるべき事項；
Others

Blank box for other reference items.

5 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(369 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書（上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税））

「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
 Dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Dividends of Listed Stocks that the partner of the entity mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law in the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

○ 代理人に関する事項； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(358 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書（上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税））

「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Dividends of Listed Stocks that the partner of the entity mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law in the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____ 効力を生じる日 Effective date _____ 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「3」の欄に記載した支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

上場株式等対象配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent _____

○ 代理人に関する事項； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

改正後

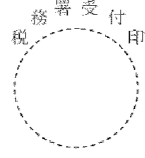
(370 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))

様式 2 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)



対象利子に対する所得税の軽減・非課税 (復興特別所得税の非課税) Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無 (適用欄)

- 税率 10% Applicable Tax Rate:10%
非課税 Exemption

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第 項 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. 項

2 対象利子の支払を受ける者に関する事項(注8); Details of Recipient of Interest (Note 8)

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
個人の場合 Individual 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所(注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9)
下記「4」の対象利子につき居住者として課税される外国及び納税地(注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 10)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan
有(Yes), 無(No) If "Yes", explain: 名称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number) 事業の内容 Details of business

3 対象利子の支払者に関する事項; Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name (電話番号 Telephone Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan 名称 Name (事業の内容 Details of Business) 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

- 上記「3」の支払者から支払を受ける対象利子で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注11); Details of Interest received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)
元本の種類: 公社債 公社債投資信託 預貯金、合同運用信託 貸付金 その他
Kind of principal: Bonds and debentures Bond investment trust Deposits or Joint operation trust Loans Others

(1) 債券に係る対象利子の場合; In case of Interest derived from securities

Table with 4 columns: 債券の銘柄 Description of Securities, 名義人の氏名又は名称(注12) Name of Nominee of Securities (Note 12), 債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities, 額面金額 Face Value of Securities, 債券の数量 Quantity of Securities, 対象利子の支払期日 Due Date for Payment, 対象利子の金額 Amount of Interest

(2) 債券以外のものに係る対象利子の場合; In case of other Interest

Table with 6 columns: 支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under which interest is paid, 契約の締結年月日 Date of Contract, 契約期間 Period of Contract, 元本の金額 Amount of Principal, 対象利子の支払期日 Due Date for Payment, 対象利子の金額 Amount of Interest

5 その他参考となるべき事項(注13); Others (Note 13)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

(359 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))

様式 2 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)



対象利子に対する所得税の軽減・非課税 (復興特別所得税の非課税) Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無 (適用欄)

- 税率 10% Applicable Tax Rate:10%
非課税 Exemption

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第 項 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. 項

2 対象利子の支払を受ける者に関する事項(注8); Details of Recipient of Interest (Note 8)

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
個人の場合 Individual 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所(注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9)
下記「4」の対象利子につき居住者として課税される外国及び納税地(注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 10)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan
有(Yes), 無(No) If "Yes", explain: 名称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number) 事業の内容 Details of business

3 対象利子の支払者に関する事項; Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name (電話番号 Telephone Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan 名称 Name (事業の内容 Details of Business) 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

- 上記「3」の支払者から支払を受ける対象利子で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注11); Details of Interest received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)
元本の種類: 公社債 公社債投資信託 預貯金、合同運用信託 貸付金 その他
Kind of principal: Bonds and debentures Bond investment trust Deposits or Joint operation trust Loans Others

(1) 債券に係る対象利子の場合; In case of Interest derived from securities

Table with 4 columns: 債券の銘柄 Description of Securities, 名義人の氏名又は名称(注12) Name of Nominee of Securities (Note 12), 債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities, 額面金額 Face Value of Securities, 債券の数量 Quantity of Securities, 対象利子の支払期日 Due Date for Payment, 対象利子の金額 Amount of Interest

(2) 債券以外のものに係る対象利子の場合; In case of other Interest

Table with 6 columns: 支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under which interest is paid, 契約の締結年月日 Date of Contract, 契約期間 Period of Contract, 元本の金額 Amount of Principal, 対象利子の支払期日 Due Date for Payment, 対象利子の金額 Amount of Interest

5 その他参考となるべき事項(注13); Others (Note 13)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(370) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；

Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象利子については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象利子については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Interest mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明（注14）
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 14)

私は、届出者が、外国居住者等所得相互免除法第15条第__項の規定の適用を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., Article 15, para __, is applicable.

Date 年 月 日 Certifier

○ 代理人に関する事項； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(359) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；

Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象利子については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象利子については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Interest mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「4」の欄に記載した対象利子が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to interest mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対象利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明（注14）
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 14)

私は、届出者が、外国居住者等所得相互免除法第15条第__項の規定の適用を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., Article 15, para __, is applicable.

Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

改 正 後

(371) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))

様式 3
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無



対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 ;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. __

2 対象使用料の支払を受ける者に関する事項 (注8) ; Details of Recipient of Royalties (Note 8)

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人番号又は法人番号 (有する場合はみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 (注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9)	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の対象使用料につき居住者として課税される外国及び納税地 (注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 10)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 対象使用料の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合はみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象使用料で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項 (注11) ;
Details of Royalties received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

対象使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約 期 間 Period of Contract	対象使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	対象使用料の支払期日 Due Date for Payment	対象使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項 (注12) ; Others (Note 12)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(360) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))

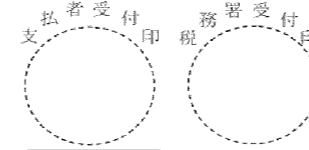
様式 3
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無



対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 ;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. __

2 対象使用料の支払を受ける者に関する事項 (注8) ; Details of Recipient of Royalties (Note 8)

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人番号又は法人番号 (有する場合はみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 (注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9)	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の対象使用料につき居住者として課税される外国及び納税地 (注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 10)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 対象使用料の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合はみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象使用料で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項 (注11) ;
Details of Royalties received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

対象使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約 期 間 Period of Contract	対象使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	対象使用料の支払期日 Due Date for Payment	対象使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項 (注12) ; Others (Note 12)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(371) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象使用料については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
 Royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合=外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5) ;
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7, or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象使用料については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
 Royalties mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(360) 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象使用料については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
 Royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合=外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5) ;
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7, or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象使用料については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
 Royalties mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「4」の欄に記載した対象使用料が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対象使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Royalties or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

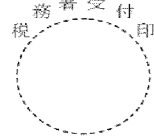
(372 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 4 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)



人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

適用; 有、無 (適用欄)

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

2 対価の支払を受ける者に関する事項 (注7); Details of Recipient of Remuneration (Note 7)

Recipient of Remuneration details form including name, address, and business information.

3 対価の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Payer of Remuneration details form including name, address, and business information.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項 (注10); Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

Table with 5 columns: Description of Services Rendered, Period of Services Rendered, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Remuneration.

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

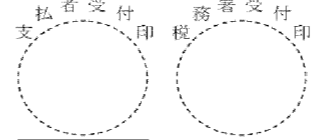
(361 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 4 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)



人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

適用; 有、無 (適用欄)

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

2 対価の支払を受ける者に関する事項 (注7); Details of Recipient of Remuneration (Note 7)

Recipient of Remuneration details form including name, address, and business information.

3 対価の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Payer of Remuneration details form including name, address, and business information.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項 (注10); Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

Table with 5 columns: Description of Services Rendered, Period of Services Rendered, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Remuneration.

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改 正 後

(372 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ; Others (Note 11)

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者 (その外国の居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等 (注4) ;

Details of proportion of income to which the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location) (電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(361 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ; Others (Note 11)

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者 (その外国の居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等 (注4) ;

Details of proportion of income to which the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、「4」の欄に記載した対価が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location) (電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

改正後

(373 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税)【平成31年1月1日以後に支払を受けるべきもの】)

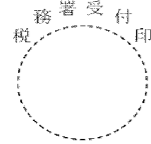
様式 5 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無



自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Earned by Professionals, Entertainers, or Sportsmen

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

短期滞在者が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号に掲げる給与又は報酬(外国居住者等所得相互免除法第20条第3項の規定の適用を受ける報酬を除きます。)は、源泉徴収の対象となります。詳細については、別紙の注意事項を参照してください。

Remuneration (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary that are received by Temporary Visitors, which are listed in Article 161, paragraph 1, item 12 of the Income Tax Act, are subject to withholding. See separate instructions for the details.

Table with 2 columns: 番号 確認, 身元 確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. 外国居住者等所得相互免除法第20条第 項 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 20, para. 項

- 2 報酬の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration

Form for recipient details including name, domicile, residence in Japan, date of entry, authorized period of stay, status of residence, taxpayer identification number, fixed base in Japan, and periods of stay in Japan.

- 3 報酬の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Form for payer details including name, domicile, individual/corporate number, name, and address in Japan.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

(362 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税)【平成31年1月1日以後に支払を受けるべきもの】)

様式 5 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無



自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Earned by Professionals, Entertainers, or Sportsmen

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

短期滞在者が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号に掲げる給与又は報酬(外国居住者等所得相互免除法第20条第3項の規定の適用を受ける報酬を除きます。)は、源泉徴収の対象となります。詳細については、別紙の注意事項を参照してください。

Remuneration (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary that are received by Temporary Visitors, which are listed in Article 161, paragraph 1, item 12 of the Income Tax Act, are subject to withholding. See separate instructions for the details.

Table with 2 columns: 番号 確認, 身元 確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. 外国居住者等所得相互免除法第20条第 項 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 20, para. 項

- 2 報酬の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration

Form for recipient details including name, domicile, residence in Japan, date of entry, authorized period of stay, status of residence, taxpayer identification number, fixed base in Japan, and periods of stay in Japan.

- 3 報酬の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Form for payer details including name, domicile, individual/corporate number, name, and address in Japan.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(373 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）【平成31年1月1日以後に支払を受けるべきもの】）

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項（注8）；
Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 8)

提供する役務の概要 Description of Services Performed	役 務 提 供 期 間 Period of Services Performed	報 酬 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	報 酬 の 支 払 方 法 Method of Payment of Remuneration	報 酬 の 金 額 及 び 月 額 ・ 年 額 の 区 分 Amount of Remuneration (per month, year)

5 その他参考となるべき事項（注9）；Others (Note 9)

○ 代理人に関する事項 ； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ； If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏 名（ 名 称 ） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number） 税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【平成31年1月1日以後に支払を受けるべきものについて使用】
【For the remuneration receivable on or after 1 January 2019】

(以下省略)

改 正 前

(362 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）【平成31年1月1日以後に支払を受けるべきもの】）

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項（注8）；
Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 8)

提供する役務の概要 Description of Services Performed	役 務 提 供 期 間 Period of Services Performed	報 酬 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	報 酬 の 支 払 方 法 Method of Payment of Remuneration	報 酬 の 金 額 及 び 月 額 ・ 年 額 の 区 分 Amount of Remuneration (per month, year)

5 その他参考となるべき事項（注9）；Others (Note 9)

私は、「4」の欄に記載した報酬が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

報酬の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration _____

○ 代理人に関する事項 ； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ； If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏 名（ 名 称 ） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number） 税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【平成31年1月1日以後に支払を受けるべきものについて使用】
【For the remuneration receivable on or after 1 January 2019】

(同 左)

改正後

(374 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税)【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきもの】)

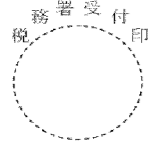
様式 5-2 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無
番号確認 身元確認



自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Earned by Professionals, Entertainers, or Sportsmen

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

短期滞在者が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号に掲げる給与又は報酬(外国居住者等所得相互免除法第20条第3項の規定の適用を受ける報酬を除きます。)は、源泉徴収の対象となります。詳細については、別紙の注意事項を参照してください。

Remuneration (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary that are received by Temporary Visitors, which are listed in Article 161, paragraph 1, item 12 of the Income Tax Act, are subject to withholding. See separate instructions for the details.

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
2 報酬の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration

Table with recipient details: Name, Domicile, Individual Number, Residence in Japan, Date of Entry, Authorized Period of Stay, Status of Residence, Taxpayer Identification Number, Fixed base in Japan, Permanent establishment, and Stayed in Japan periods.

3 報酬の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Table with payer details: Full name, Domicile/Place of head office, Individual/Corporate Number, Name, Address, and Business details.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

(363 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税)【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきもの】)

様式 5-2 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無
番号確認 身元確認



自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Earned by Professionals, Entertainers, or Sportsmen

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

短期滞在者が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号に掲げる給与又は報酬(外国居住者等所得相互免除法第20条第3項の規定の適用を受ける報酬を除きます。)は、源泉徴収の対象となります。詳細については、別紙の注意事項を参照してください。

Remuneration (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary that are received by Temporary Visitors, which are listed in Article 161, paragraph 1, item 12 of the Income Tax Act, are subject to withholding. See separate instructions for the details.

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
2 報酬の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration

Table with recipient details: Name, Domicile, Individual Number, Residence in Japan, Date of Entry, Authorized Period of Stay, Status of Residence, Taxpayer Identification Number, Fixed base in Japan, Permanent establishment, and Stayed in Japan periods.

3 報酬の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Table with payer details: Full name, Domicile/Place of head office, Individual/Corporate Number, Name, Address, and Business details.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(374 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきもの】）

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
 Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services Performed	役務提供期間 Period of Services Performed	報酬の支払期日 Due Date for Payment	報酬の支払方法 Method of Payment of Remuneration	報酬の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remuneration (per month, year)

5 その他参考となるべき事項（注10）；Others (Note 10)

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number） 税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきものについて使用】
 【For the remuneration receivable on or before 31 December 2018】

(以下省略)

(363 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきもの】）

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
 Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services Performed	役務提供期間 Period of Services Performed	報酬の支払期日 Due Date for Payment	報酬の支払方法 Method of Payment of Remuneration	報酬の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remuneration (per month, year)

5 その他参考となるべき事項（注10）；Others (Note 10)

私は、「4」の欄に記載した報酬が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
 Date _____

報酬の支払を受ける者の署名
 Signature of the Recipient of Remuneration _____

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number） 税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきものについて使用】
 【For the remuneration receivable on or before 31 December 2018】

(同 左)

改 正 後

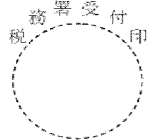
(375 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 6
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.



学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Payments Received by Students or Business Apprentices
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 ;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第28条第1項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article28, para. 1
- 2 給付の支払を受ける者に関する事項 ;
Details of Recipient of Payments

Table with recipient details: 氏名, 住所, 個人番号, 入国前住所, 年齢, 納税者番号, 学校/事業所名, 所在地.

- 3 給付の支払者に関する事項 ;
Details of Payer of Payments

Table with payer details: 氏名, 住所, 個人番号/法人番号, 事務所名, 所在地.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける給付で外国居住者等所得相互免除法第28条第1項の規定の適用を受けるものに関する事項 ;
Details of Payments received from the Payer to which the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable

Table with 5 columns: 所得の種類, 契約期間, 給付の支払期日, 給付の支払方法, 給付の金額及び月額・年額の区分.

- 5 その他参考となるべき事項 (注7) ;
Others (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(364 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 6
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.



学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Payments Received by Students or Business Apprentices
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 ;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第28条第1項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article28, para. 1
- 2 給付の支払を受ける者に関する事項 ;
Details of Recipient of Payments

Table with recipient details: 氏名, 住所, 個人番号, 入国前住所, 年齢, 納税者番号, 学校/事業所名, 所在地.

- 3 給付の支払者に関する事項 ;
Details of Payer of Payments

Table with payer details: 氏名, 住所, 個人番号/法人番号, 事務所名, 所在地.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける給付で外国居住者等所得相互免除法第28条第1項の規定の適用を受けるものに関する事項 ;
Details of Payments received from the Payer to which the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable

Table with 5 columns: 所得の種類, 契約期間, 給付の支払期日, 給付の支払方法, 給付の金額及び月額・年額の区分.

- 5 その他参考となるべき事項 (注7) ;
Others (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(375 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の給付に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。) 第28条第1項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
 - 専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する学生、生徒又は児童がその者の生計、教育又は訓練のために支払を受ける国外からの給付
 - 専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する事業修習者 (事業、職業又は技術に関する基礎的な知識又は技能の習得のための教育又は訓練を受ける者をいいます。以下同じです。) がその者の生計、教育又は訓練のために支払を受ける国外からの給付のうち、その者が国内において最初にその教育又は訓練を受ける日から起算して2年を経過する日までの間に支払を受けるもの
- この届出書は、給付の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して給付の支払者に提出し、給付の支払者は、正本を、最初にその給付の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書には、学生、生徒又は児童にあってはその者が在学する学校の発行する在学証明書を、事業修習者にあってはその者が訓練を受ける施設又は事業所の発行するその者が事業修習者であることを証明する書類を、それぞれ添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第28条第1項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。
 なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
 If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of the following Payments in claiming the application of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
 - Payments from abroad for the purpose of maintenance, education or training which received by student who stays in Japan solely for the purpose of his education or training.
 - Payments from abroad for the purpose of maintenance, education or training which received by business apprentice who stays in Japan solely for the purpose of his education or training (limited to the payments made within 2 years from the date on which he first begins his education or training in Japan).
- The term “business apprentice” as used in this application form means a person who receives education or training for the purpose of fundamental knowledge or technical skill concerning business, profession or technique.
- This form must be prepared separately for each Payer of Payment.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Payment, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- The applicant must attach the following documents:
 - In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
 - In case of Business Apprentice: a certificate issued by the training institution, etc., where he receives training.

Completion of the FORM

- Applicable box must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

改 正 前

(364 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

私は、「4」の欄に記載した給付が外国居住者等所得相互免除法第28条第1項の規定の適用を受けものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to Payments mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
 Date

給付の支払を受ける者の署名
 Signature of the Recipient of Payment

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の給付に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。) 第28条第1項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
 - 専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する学生、生徒又は児童がその者の生計、教育又は訓練のために支払を受ける国外からの給付
 - 専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する事業修習者 (事業、職業又は技術に関する基礎的な知識又は技能の習得のための教育又は訓練を受ける者をいいます。以下同じです。) がその者の生計、教育又は訓練のために支払を受ける国外からの給付のうち、その者が国内において最初にその教育又は訓練を受ける日から起算して2年を経過する日までの間に支払を受けるもの
- この届出書は、給付の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して給付の支払者に提出し、給付の支払者は、正本を、最初にその給付の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書には、学生、生徒又は児童にあってはその者が在学する学校の発行する在学証明書を、事業修習者にあってはその者が訓練を受ける施設又は事業所の発行するその者が事業修習者であることを証明する書類を、それぞれ添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第28条第1項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。
 なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of the following Payments in claiming the application of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
 - Payments from abroad for the purpose of maintenance, education or training which received by student who stays in Japan solely for the purpose of his education or training.
 - Payments from abroad for the purpose of maintenance, education or training which received by business apprentice who stays in Japan solely for the purpose of his education or training (limited to the payments made within 2 years from the date on which he first begins his education or training in Japan).
- The term “business apprentice” as used in this application form means a person who receives education or training for the purpose of fundamental knowledge or technical skill concerning business, profession or technique.
- This form must be prepared separately for each Payer of Payment.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Payment, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- The applicant must attach the following documents:
 - In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
 - In case of Business Apprentice: a certificate issued by the training institution, etc., where he receives training.

Completion of the FORM

- Applicable box must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
 If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改 正 後

(376 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 7 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無



退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Retirement Allowances, Annuities, etc.

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法 (該当する条項に印を付してください。)
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Check the applicable box)
第23条第3項 [退職手当等] 又は、 Article 23, paragraph 3 [Retirement Allowances] or
第7条第1項 [事業から生ずる所得 (保険年金)] Article 7, paragraph 1 [Business profits (Annuities)]

- 2 退職手当等又は保険年金の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Retirement Allowances, Annuities, etc.

Table with 4 rows: 氏名 (Full name), 住所又は居所 (Domicile or residence), 個人番号 (Individual Number), 下記「4」の退職手当等又は保険年金につき居住者として課税される外国及び納税地 (Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Retirement Allowances, Annuities, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5))

- 3 退職手当等又は保険年金の支払者に関する事項; Details of Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc.

Table with 4 rows: 氏名 (Full name), 本店又は主たる事務所の所在地 (Place of head office or main office), 法人番号 (Corporate Number), 日本国内にある事務所等 (Office, etc. located in Japan) with sub-rows for Name and Address.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける退職手当等又は保険年金で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Retirement Allowances, Annuities, etc. received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns: 退職手当等又は保険年金の種類 (Kind of Retirement Allowances, Annuities, etc.), 支払回数 (Frequency of Payments), 支払期日 (Due Date for Payment), 支払方法 (Method of Payment), 1回の支払金額 (Amount of Each Payment). Includes sub-tables for recipient details and contract details.

- 5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

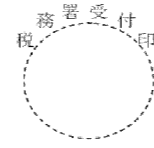
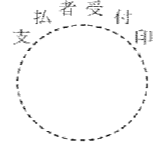
様式 7 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無



退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Retirement Allowances, Annuities, etc.

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法 (該当する条項に印を付してください。)
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Check the applicable box)
第23条第3項 [退職手当等] 又は、 Article 23, paragraph 3 [Retirement Allowances] or
第7条第1項 [事業から生ずる所得 (保険年金)] Article 7, paragraph 1 [Business profits (Annuities)]

- 2 退職手当等又は保険年金の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Retirement Allowances, Annuities, etc.

Table with 4 rows: 氏名 (Full name), 住所又は居所 (Domicile or residence), 個人番号 (Individual Number), 下記「4」の退職手当等又は保険年金につき居住者として課税される外国及び納税地 (Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Retirement Allowances, Annuities, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5))

- 3 退職手当等又は保険年金の支払者に関する事項; Details of Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc.

Table with 4 rows: 氏名 (Full name), 本店又は主たる事務所の所在地 (Place of head office or main office), 法人番号 (Corporate Number), 日本国内にある事務所等 (Office, etc. located in Japan) with sub-rows for Name and Address.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける退職手当等又は保険年金で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Retirement Allowances, Annuities, etc. received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns: 退職手当等又は保険年金の種類 (Kind of Retirement Allowances, Annuities, etc.), 支払回数 (Frequency of Payments), 支払期日 (Due Date for Payment), 支払方法 (Method of Payment), 1回の支払金額 (Amount of Each Payment). Includes sub-tables for recipient details and contract details.

- 5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(376 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税））

- 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の場合に使用します。
 - 所得税法第161条第1項第12号ハに掲げる給与（居住者であった期間に国外において行った勤務に基因するものに限る、居住者又は内国法人が営む国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行った勤務に基因するもの及び内国法人の役員として行った勤務に基因するものを除きます。この届出書において「退職手当等」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第23条第3項の規定の適用を受けようとする場合
 - 所得税法第161条第1項第14号に掲げる所得（事業から生ずる所得に限り、同項第1号に掲げる所得に該当するものを除きます。この届出書において「保険年金」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受けようとする場合
- この届出書は、退職手当等又は保険年金の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して退職手当等又は保険年金の支払者に提出し、これらの支払者は、正本を、最初にその退職手当等又は保険年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項又は第23条第3項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。
 なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form is to be used in the following cases:
 - The case where the Recipient of Retirement Allowances listed in Article 161, paragraph 1, item 12 (c) of the Income Tax Act (limited to retirement allowance which is derived from work carried out outside Japan during the period when the Recipient has been a resident of Japan) (excluding Retirement Allowances which is derived from work carried out on a vessel or aircraft operated in international traffic by a resident or domestic corporation of Japan) claims the application of Article 23, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
 - The case where the Recipient of Annuities listed in Article 161, paragraph 1, item 14 of the Income Tax Act (limited to annuities which is derived from business of the Recipient and excluding what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) claims the application of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or Article 23, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
 If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改 正 前

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税））

私は、「4」の欄に記載した退職手当等又は保険年金が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Retirement Allowances, Annuities, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

____年 ____月 ____日

Date

退職手当等又は保険年金の支払を受ける者の署名

Signature of the Recipient of Retirement Allowances, Annuities, etc. _____

- 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の場合に使用します。
 - 所得税法第161条第1項第12号ハに掲げる給与（居住者であった期間に国外において行った勤務に基因するものに限る、居住者又は内国法人が営む国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行った勤務に基因するもの及び内国法人の役員として行った勤務に基因するものを除きます。この届出書において「退職手当等」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第23条第3項の規定の適用を受けようとする場合
 - 所得税法第161条第1項第14号に掲げる所得（事業から生ずる所得に限り、同項第1号に掲げる所得に該当するものを除きます。この届出書において「保険年金」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受けようとする場合
- この届出書は、退職手当等又は保険年金の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して退職手当等又は保険年金の支払者に提出し、これらの支払者は、正本を、最初にその退職手当等又は保険年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項又は第23条第3項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form is to be used in the following cases:
 - The case where the Recipient of Retirement Allowances listed in Article 161, paragraph 1, item 12 (c) of the Income Tax Act (limited to retirement allowance which is derived from work carried out outside Japan during the period when the Recipient has been a resident of Japan) (excluding Retirement Allowances which is derived from work carried out on a vessel or aircraft operated in international traffic by a resident or domestic corporation of Japan) claims the application of Article 23, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
 - The case where the Recipient of Annuities listed in Article 161, paragraph 1, item 14 of the Income Tax Act (limited to annuities which is derived from business of the Recipient and excluding what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) claims the application of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or Article 23, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

(377 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

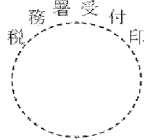
様式 8 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用: 有、無



所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income listed in Article 161, paragraph 1, item 7 to 11, 13, 15 or 16 of the Income Tax Act

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

Table with 2 columns: 番号確認, 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
2 所得の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Income

Table for recipient details including name, address, telephone number, and business details.

- 3 所得の支払者に関する事項; Details of Payer of Income

Table for payer details including name, address, telephone number, and business details.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of income received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

Table with 6 columns: 所得の種類, 支払の基因となった契約等の概要, 契約の締結年月日, 所得の支払期日, 所得の支払方法, 所得の金額

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(366 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

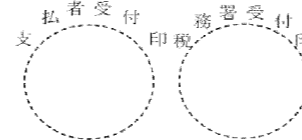
様式 8 FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄) (For official use only)

適用: 有、無



所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income listed in Article 161, paragraph 1, item 7 to 11, 13, 15 or 16 of the Income Tax Act

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

Table with 2 columns: 番号確認, 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
2 所得の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Income

Table for recipient details including name, address, telephone number, and business details.

- 3 所得の支払者に関する事項; Details of Payer of Income

Table for payer details including name, address, telephone number, and business details.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of income received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

Table with 6 columns: 所得の種類, 支払の基因となった契約等の概要, 契約の締結年月日, 所得の支払期日, 所得の支払方法, 所得の金額

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(377 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）)

5 その他参考となるべき事項（注 7）；
Others (Note 7)

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number） 税 務 署 Tax Office

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の場合に使用します。
 - 所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得（事業から生ずる所得に限り、同項第 1 号に掲げる所得に該当するもの及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 15 条第 29 項各号に規定する対象配当、対象利子又は対象使用料に該当するものを除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第 7 条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合。
 - 所得税法第 161 条第 1 項第 11 号イ又はロに掲げる所得（譲渡による対価に係る部分に限り、同項第 1 号に掲げる所得に該当するものを含みます。また、外国居住者等所得相互免除法第 2 条第 6 号に規定する国内事業所等（人的役務の提供を行う者が支払を受けるものにあつては、外国居住者等所得相互免除法第 2 条第 6 号イに掲げる国内事業所等（固定的施設））に帰せられる資産の譲渡によるものを除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第 19 条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合。
- この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副 2 通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第 7 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第 2 条第 3 号に規定する外国をいいます。
なお、この届出書の記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used in the following cases:
 - The case where the Recipient of Incomes listed in Article 161, paragraph 1, item 7 to 11, 13, 15 or 16 of the Income Tax Act other than Dividends, Interest and Royalties prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 to 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (limited to Incomes which is derived from business of the Recipient and excluding what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) claims the application of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
 - The case where the Recipient of Incomes listed in Article 161, paragraph 1, item 11 (a) or (b) of the Income Tax Act (limited to the Consideration for Transfer of Rights listed in each item and including what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) (excluding the Consideration for Transfer of Rights which shall be attributed to a permanent establishment or a fixed base of the Recipient) claims the application of Article 19, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the applications of Article 7, paragraph 1 or Article 19, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改 正 前

(366 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）)

5 その他参考となるべき事項（注 7）；
Others (Note 7)

私は、「4」の欄に記載した所得が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent _____

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number） 税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の場合に使用します。
 - 所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得（事業から生ずる所得に限り、同項第 1 号に掲げる所得に該当するもの及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 15 条第 29 項各号に規定する対象配当、対象利子又は対象使用料に該当するものを除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第 7 条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合。
 - 所得税法第 161 条第 1 項第 11 号イ又はロに掲げる所得（譲渡による対価に係る部分に限り、同項第 1 号に掲げる所得に該当するものを含みます。また、外国居住者等所得相互免除法第 2 条第 6 号に規定する国内事業所等（人的役務の提供を行う者が支払を受けるものにあつては、外国居住者等所得相互免除法第 2 条第 6 号イに掲げる国内事業所等（固定的施設））に帰せられる資産の譲渡によるものを除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第 19 条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合。
- この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副 2 通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第 7 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第 2 条第 3 号に規定する外国をいいます。
なお、この届出書の記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used in the following cases:
 - The case where the Recipient of Incomes listed in Article 161, paragraph 1, item 7 to 11, 13, 15 or 16 of the Income Tax Act other than Dividends, Interest and Royalties prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 to 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (limited to Incomes which is derived from business of the Recipient and excluding what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) claims the application of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
 - The case where the Recipient of Incomes listed in Article 161, paragraph 1, item 11 (a) or (b) of the Income Tax Act (limited to the Consideration for Transfer of Rights listed in each item and including what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) (excluding the Consideration for Transfer of Rights which shall be attributed to a permanent establishment or a fixed base of the Recipient) claims the application of Article 19, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the applications of the provisions of Article 7, paragraph 1 or Article 19, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

(378 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用））

様式 9 FORM 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）

(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号 確認

To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. 外国居住者等所得相互免除法第18条第 項 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article18, para. ____

- 税率 10% Applicable Tax Rate:10%
非課税 Exemption

- 2 還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；（注6） Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities) (Note 6)

Table with columns for Name, Individual Number, Domicile, and Taxpayer Identification Number.

- 3 償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with columns for Name, Place of head office, and Corporate Number.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

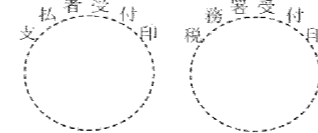
Table with columns for Issue, Date of Maturity, Total Amount of Face Value, Issue Price of Bonds, Total Issue Price Paid, Stated Redemption Price, Rate of Withholding tax, Tax Rate, Amount of Tax Withheld, Holding Period, Ratio of Holding Period, and Amount of Tax to be Refunded.

- 5 その他参考となるべき事項（注16）；Others (Note 16)

(367 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用））

様式 9 FORM 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）

(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号 確認

To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. 外国居住者等所得相互免除法第18条第 項 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article18, para. ____

- 税率 10% Applicable Tax Rate:10%
非課税 Exemption

- 2 還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；（注6） Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities) (Note 6)

Table with columns for Name, Individual Number, Domicile, and Taxpayer Identification Number.

- 3 償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with columns for Name, Place of head office, and Corporate Number.

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

Table with columns for Issue, Date of Maturity, Total Amount of Face Value, Issue Price of Bonds, Total Issue Price Paid, Stated Redemption Price, Rate of Withholding tax, Tax Rate, Amount of Tax Withheld, Holding Period, Ratio of Holding Period, and Amount of Tax to be Refunded.

- 5 その他参考となるべき事項（注16）；Others (Note 16)

改 正 後

(378 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用））

6 当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書 Certificate of Sale		Date (日 付) _____
上記の請求者である外国居住者等所得相互免除法の適用を受けるものに、割引債を上記記載（銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおりに売り渡したことを証明します。 I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		Certifier (証明者) _____

・売渡証明書欄に上記割引債を購入したことを証明する書面を貼付するか、又は購入先の証明を受けること。
 Attach here a form which certifies the fact of the purchase above discount bonds, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

The Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間 接 保 有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
合計 Total		%		%

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明（注17）
 Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 17)

私は、請求者が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第1項第2号又は同条第2項第2号に定める金額の還付を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
 I hereby certify that the applicant is a resident of the foreign country who may receive the refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Certifier _____

○ 代理人に関する事項； この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent； If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent				税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent				

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(367 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用））

6 当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書 Certificate of Sale		Date (日 付) _____
上記の請求者である外国居住者等所得相互免除法の適用を受けるものに、割引債を上記記載（銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおりに売り渡したことを証明します。 I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		Certifier (証明者) _____ 印

・売渡証明書欄に上記割引債を購入したことを証明する書面を貼付するか、又は購入先の証明を受けること。
 Attach here a form which certifies the fact of the purchase above discount bonds, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

The Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間 接 保 有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
合計 Total		%		%

私は、「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける「4」の償還差益について源泉徴収された税額につき、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable and also hereby declare that the statement on this form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
 Signature of the Person claiming the Refund or his Agent _____

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明（注17）
 Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 17)

私は、請求者が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第1項第2号又は同条第2項第2号に定める金額の還付を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
 I hereby certify that the applicant is a resident of the foreign country who may receive the refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Signature _____

○ 代理人に関する事項； この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent； If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent				税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent				

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

改 正 後

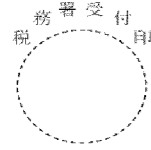
(380 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 11
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)



組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Distribution of Business Profits from
Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第7条第1項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 7, para. 1
- 2 利益の配分(支払)を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

Table with 2 columns: 氏名又は名称 (Full name) and 住所又は居所 (Domicile or residence). Includes fields for individual and corporation cases, and foreign country information.

- 3 組合(これに類するものを含まず)に関する事項;
Details of Partnership (including similar entity)

Table with 2 columns: 名称 (Full name) and 住所 (Place of head office). Includes fields for main office abroad and in Japan, and partnership agreement details.

- 4 利益の支払者(組合員)に関する事項(注8);
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

Table with 2 columns: 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 (Place where the payer is to pay withholding tax) and 住所 (Domicile or Place of head office). Includes fields for payer name and address.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

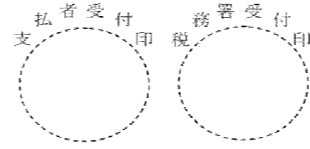
(369 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 11
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)



組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Distribution of Business Profits from
Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第7条第1項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 7, para. 1
- 2 利益の配分(支払)を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

Table with 2 columns: 氏名又は名称 (Full name) and 住所又は居所 (Domicile or residence). Includes fields for individual and corporation cases, and foreign country information.

- 3 組合(これに類するものを含まず)に関する事項;
Details of Partnership (including similar entity)

Table with 2 columns: 名称 (Full name) and 住所 (Place of head office). Includes fields for main office abroad and in Japan, and partnership agreement details.

- 4 利益の支払者(組合員)に関する事項(注8);
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

Table with 2 columns: 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 (Place where the payer is to pay withholding tax) and 住所 (Domicile or Place of head office). Includes fields for payer name and address.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(380 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

5 上記「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
～			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(以下省略)

改 正 前

(369 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

5 上記「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
～			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

私は、「5」の欄に記載した利益が外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
 Date _____

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

(同 左)

改 正 後

(381 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)

外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書
(発行時に源泉徴収の対象となる割引債に係るものを除く。)

令和 年 月 日		※整理番号	
		1 還付の請求をする者(源泉徴収義務者)に関する事項	
税務署長殿		住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	〒
		(フリガナ)	
		氏名又は名称	
		個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
2 還付請求金額に関する事項等			
還付を受けようとする金額		円	
還付を受けようとする金融機関等		イ 銀行等	
外国居住者等所得相互免除法		銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所	
第 条 項 号		預金 口座番号	
第 条 項 号		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	
第 条 項 号		貯金口座の記号番号	
(フリガナ)			
氏名又は名称			
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地			
還付金額の計算内容	(1) 所得の種類	(2) 所得の支払期日	(3) 所得の支払金額
			円
		(3)の支払金額から源泉徴収した税額	円
		(4)の税額の納付年月日	円
		(6) 外国居住者等所得相互免除法を適用した場合に源泉徴収すべき税額	円
		(7) 還付を受けようとする金額((4)-(6))	円
		納付先税務署	税務署
摘要	添付書類		<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し <input type="checkbox"/> 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認
	決裁							年 月 日	
	施行	(摘要)							
	管理 回付								
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()						
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済							

03.06 改正

改 正 前

(370 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)

外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書
(発行時に源泉徴収の対象となる割引債に係るものを除く。)

令和 年 月 日		※整理番号	
		1 還付の請求をする者(源泉徴収義務者)に関する事項	
税務署長殿		住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	〒
		(フリガナ)	
		氏名又は名称	
		個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
2 還付請求金額に関する事項等			
還付を受けようとする金額		円	
還付を受けようとする金融機関等		イ 銀行等	
外国居住者等所得相互免除法		銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所	
第 条 項 号		預金 口座番号	
第 条 項 号		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	
第 条 項 号		貯金口座の記号番号	
(フリガナ)			
氏名又は名称			
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地			
還付金額の計算内容	(1) 所得の種類	(2) 所得の支払期日	(3) 所得の支払金額
			円
		(3)の支払金額から源泉徴収した税額	円
		(4)の税額の納付年月日	円
		(6) 外国居住者等所得相互免除法を適用した場合に源泉徴収すべき税額	円
		(7) 還付を受けようとする金額((4)-(6))	円
		納付先税務署	税務署
摘要	添付書類		<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し <input type="checkbox"/> 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印
	決裁							年 月 日	
	施行	(摘要)							
	管理 回付								
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()						
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済							

01.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(381 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この還付請求書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得（発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益を除きます。）について、源泉徴収義務者が、その支払時において外国居住者等所得相互免除法の規定を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合に、その源泉徴収義務者が、その納付した源泉徴収税額と外国居住者等所得相互免除法の規定を適用した後の税額との差額の還付を受けようとするときに、所轄税務署長に提出します。</p> <p>2 この還付請求書には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けようとする場合に所得の支払を受ける者が提出する別に定める様式（様式1～8及び様式11）による「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」（その届出書に書類を添付して提出することとされているときは、それらを含みます。以下同じです。）の正本^(注1)及び還付を受けるべき金額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。</p> <p>(注)1 外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける所得の支払を受ける者は、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を正副2通作成して所得の支払者に提出することとされています。</p> <p>2 還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。</p> <p>3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1」の「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。</p> <p>ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「2」の「還付を受けようとする金額」欄には、「還付金額の計算内容」欄において計算した還付を受けるべき金額の合計額を記載してください。</p> <p>(3) 「2」の「適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定」欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法第5条第1項に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」を記載してください。</p> <p>(4) 「2」の「還付を受けようとする金融機関等」欄には、請求をする源泉徴収義務者が取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望する場合には、その請求をする源泉徴収義務者の取引銀行などの名称、預貯金口座名及びその口座番号を、「イ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合には、ゆうちょ銀行の貯金口座の記号番号のみを、「ロ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、そのゆうちょ銀行の各店舗名又はその郵便局窓口名のみを、「ハ」に記載してください。</p> <p>(5) 「2」の「所得の支払を受ける者」欄には、外国居住者等所得相互免除法第5条第1号に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」の適用を受ける所得の支払を受ける者の「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(370 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この還付請求書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得（発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益を除きます。）について、源泉徴収義務者が、その支払時において外国居住者等所得相互免除法の規定を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合に、その源泉徴収義務者が、その納付した源泉徴収税額と外国居住者等所得相互免除法の規定を適用した後の税額との差額の還付を受けようとするときに、所轄税務署長に提出します。</p> <p>2 この還付請求書には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けようとする場合に所得の支払を受ける者が提出する別に定める様式（様式1～8及び様式11）による「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」（その届出書に書類を添付して提出することとされているときは、それらを含みます。以下同じです。）の正本^(注1)及び還付を受けるべき金額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。</p> <p>(注)1 外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける所得の支払を受ける者は、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を正副2通作成して所得の支払者に提出することとされています。</p> <p>2 還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。</p> <p>3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1」の「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。</p> <p>ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「2」の「還付を受けようとする金額」欄には、「還付金額の計算内容」欄において計算した還付を受けるべき金額の合計額を記載してください。</p> <p>(3) 「2」の「適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定」欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法第5条第1項に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」を記載してください。</p> <p>(4) 「2」の「還付を受けようとする金融機関等」欄には、請求をする源泉徴収義務者が取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望する場合には、その請求をする源泉徴収義務者の取引銀行などの名称、預貯金口座名及びその口座番号を、「イ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合には、ゆうちょ銀行の貯金口座の記号番号のみを、「ロ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、そのゆうちょ銀行の各店舗名又はその郵便局窓口名のみを、「ハ」に記載してください。</p> <p>(5) 「2」の「所得の支払を受ける者」欄には、外国居住者等所得相互免除法第5条第1号に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」の適用を受ける所得の支払を受ける者の「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(382 簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

① 令和 年 月 日 国税庁長官殿	② 申 請 者	主たる事務所の所在地	〒		
		納税地	〒		
		(フリガナ) 名称			
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者の氏名			
所得税法施行令第319条の9第1項の規定により所得税法第203条の6第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。					
③ 所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 [受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。]					
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況					
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額	
	・ ・	人	円	円	
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数			人		
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の7の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数			人		

(規格 A 4)

03.06 改正

※税務署処理欄	通信日付印	確認	番号確認
	・ ・		

改正前

(371 簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

① 令和 年 月 日 国税庁長官殿	② 申 請 者	主たる事務所の所在地	〒		
		納税地	〒		
		(フリガナ) 名称	⑩		
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者の氏名	⑩		
所得税法施行令第319条の9第1項の規定により所得税法第203条の6第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。					
③ 所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 [受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。]					
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況					
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額	
	・ ・	人	円	円	
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数			人		
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の7の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数			人		

(規格 A 4)

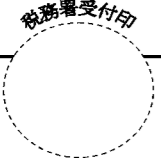
01.12 改正

※税務署処理欄	通信日付印	確認印	番号確認
	・ ・		

改 正 後

(383) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約
に係る災害等の事由についての確認申出書

 令和 年 月 日		住所	〒	電話	-	-
		(フリガナ)				
		氏名				
※整理番号						
下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。						
賃金の支払者	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
勤務先	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
貯蓄の種類		勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約			
事務代行先	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
受入機関の営業所等	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
その他参考となるべき事項		・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）	・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）			
災害等の事由		租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2 <input type="checkbox"/> ①1号該当（災害による家屋の損害） <input type="checkbox"/> ②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超） <input type="checkbox"/> ③3号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）				
災害等の事由の生じた年月日		令和 年 月 日				
添付書類の名称						

税 理 士 署 名

※ 税務署 処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・							申出者への 通知年月日	・
	(摘要)								通知書	

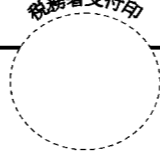
(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 前

(372) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約
に係る災害等の事由についての確認申出書

 令和 年 月 日		住所	〒	電話	-	-
		(フリガナ)				
		氏名				
※整理番号						
下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。						
賃金の支払者	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
勤務先	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
貯蓄の種類		勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約			
事務代行先	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
受入機関の営業所等	名称					
	所在地	〒	電話 - -			
その他参考となるべき事項		・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）	・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）			
災害等の事由		租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2 <input type="checkbox"/> ①1号該当（災害による家屋の損害） <input type="checkbox"/> ②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超） <input type="checkbox"/> ③3号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）				
災害等の事由の生じた年月日		令和 年 月 日				
添付書類の名称						

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署 処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・							申出者への 通知年月日	・
	(摘要)								通知書	

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(383 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)</p> <p style="text-align: center;">勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等</p> <p>1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について</p> <p>この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において準用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。</p> <p>(注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合には、その払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。</p> <p>(3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。</p> <p>(4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。</p> <p>(5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。</p> <p>(7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。</p> <p>(8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。</p> <p>(注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)</p> <p style="text-align: center;">勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等</p> <p>1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について</p> <p>この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において準用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。</p> <p>(注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合には、その払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。</p> <p>(3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。</p> <p>(4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。</p> <p>(5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。</p> <p>(7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。</p> <p>(8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。</p> <p>(注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(同 左)</p>

(387 退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書))

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書	
退職手当の支払者の 所在地 (住所)	〒	あなたの 現住所 〒	〒
	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
	その年1月1日現在の住所		その年1月1日現在の住所
法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		法人番号 (個人番号)
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)			
A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間
	② 退職の区分等	一般 [] 生活扶助の有・無	うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。			
B	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間
	うち特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。			
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年内)の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑥の勤続期間と重複して いる期間
	うち特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	⑧ うち特定役員等勤続 期間との重複勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。			
D	⑧ Aの退職手当等についての 勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間
	うち 特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	⑪ うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
	⑨ Bの退職手当等についての 勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間
	うち 特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	⑫ うち ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 月 日
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。			
E	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収入金額 (円)
	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払を受けた 年月日
	退職の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏 名)	
B	一般	・	・
	特定役員	・	・
C	・	・	・

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

03.06改正

(以下省略)

(376 退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書))

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書	
退職手当の支払者の 所在地 (住所)	〒	あなたの 現住所 〒	〒
	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
	その年1月1日現在の住所		その年1月1日現在の住所
法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		法人番号 (個人番号)
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)			
A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間
	② 退職の区分等	一般 [] 生活扶助の有・無	うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。			
B	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間
	うち特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。			
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年内)の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑥の勤続期間と重複して いる期間
	うち特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	⑧ うち特定役員等勤続 期間との重複勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。			
D	⑧ Aの退職手当等についての 勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間
	うち 特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	⑪ うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 年 月 日
	⑨ Bの退職手当等についての 勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間
	うち 特定役員等勤続期間 有無	自 年 月 日 年 月 日	⑫ うち ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 月 日
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。			
E	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収入金額 (円)
	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払を受けた 年月日
	退職の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏 名)	
B	一般	・	・
	特定役員	・	・
C	・	・	・

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06改正

(同 左)

(規格A4)

改正後

(388) 金融機関の営業所等の(異動)届出書

金融機関の営業所等の(異動)届出書

令和 年 月 日

受理日付印

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

国税庁長官 殿

営業所の所在地 丁目及び名称

届出事項入力欄: 届出の事由(新設・変更・廃止・設定・訂正・削除)、届出者記入、税務署記入、該当する数字を記入してください。個人番号又は法人番号、営業所番号、団体区分、業界コード。

変更の場合のみ記入欄: 16 (フリガナ) 名称, 17 (フリガナ) 所在地, 個人番号又は法人番号, 郵便番号, 184, 162 「市外局番-市内局番-加入者番号」を記入してください。電話番号

金融機関等の種類 (該当する英字を記入してください) 表: 都市銀行(A), 地方銀行(B), 信託銀行(C), 外国銀行(E), 信用金庫(G), 商工中金等(H), 信用組合(I), 労働金庫(J), 農林中金(K), 農協等(L), 漁協等(M), 証券会社(N), 外国証券(O), 郵便局等(Q), 生保会社(R), 損保会社(S), その他(P)

新設の場合記入欄: 本店の表示(本店の場合のみ1と記入), 174, 175, 176, 177

税務署整理欄: 補完, 照会, 審査, 入力, 番号, 身元

03.06 改正

(規格A4)

改正前

(377) 金融機関の営業所等の(異動)届出書

金融機関の営業所等の(異動)届出書

令和 年 月 日

受理日付印

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

国税庁長官 殿

営業所の所在地 丁目及び名称

届出事項入力欄: 届出の事由(新設・変更・廃止・設定・訂正・削除)、届出者記入、税務署記入、該当する数字を記入してください。個人番号又は法人番号、営業所番号、団体区分、業界コード。

変更の場合のみ記入欄: 16 (フリガナ) 名称, 17 (フリガナ) 所在地, 個人番号又は法人番号, 郵便番号, 184, 162 「市外局番-市内局番-加入者番号」を記入してください。電話番号

金融機関等の種類 (該当する英字を記入してください) 表: 都市銀行(A), 地方銀行(B), 信託銀行(C), 外国銀行(E), 信用金庫(G), 商工中金等(H), 信用組合(I), 労働金庫(J), 農林中金(K), 農協等(L), 漁協等(M), 証券会社(N), 外国証券(O), 郵便局等(Q), 生保会社(R), 損保会社(S), その他(P)

新設の場合記入欄: 本店の表示(本店の場合のみ1と記入), 174, 175, 176, 177

税務署整理欄: 補完, 照会, 審査, 入力, 番号, 身元

01.06 改正

(規格A4)

(389 適格外国仲介業者の承認申請書)

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

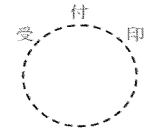
この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日: _____

（国税庁整理欄）
For official use only

承認：有、無



国税庁長官 殿

To: The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
振替地方債及び特定振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)
特定振替割引債（特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等）の場合
In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

1 申請をする者に関する事項：
Details of applicant

Form with fields for Name, Corporate Number, Address, and tax agreements.

(378 適格外国仲介業者の承認申請書)

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

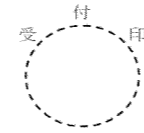
この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日: _____

（国税庁整理欄）
For official use only

承認：有、無



国税庁長官 殿

To: The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
振替地方債及び特定振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)
特定振替割引債（特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等）の場合
In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

1 申請をする者に関する事項：
Details of applicant

Form with fields for Name, Corporate Number, Address, and tax agreements.

改 正 後 改 正 前

(389 適格外国仲介業者の承認申請書)

(378 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等に関する事項;
Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution that established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等に関する事項;
Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution that established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

3 代理人に関する事項;
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

3 代理人に関する事項;
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

4 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

5 誓約;
私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
① 申請者は、「1 租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項」に記載した租税条約の締約国若しくは締約者の法人であること又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項の規定により外国(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号に規定する外国をいう。)の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人であること
② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行又は(株)証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第11項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと
⑤ 租税特別措置法第5条の2第14項及び第17項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第5条の2第15項、第16項、第5条の3第7項、第8項、第41条の13の3第10項若しくは第11項に規定する通知を行うこと

5 Certification
I hereby declare that the below statements are true and correct.
i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above or I am a resident corporation of the foreign country (prescribed in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) (country or region outside Japan) to which Japan provide the information concerning taxes to the certification of competent authority regarding taxation of the foreign country under Paragraph 1 Article 41 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of each Tax Office via Bank of Japan or Japan Securities Depository Center, Inc.(JASDEC) without delay.
iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (ASMCT), I will cooperate to do so without delay.
iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the Paragraph 11 of Article 5-2(including the case applied under the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT)
v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of Paragraph 14and 17 of Article 5-2 (including the case applied mutatis mutandis pursuant the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT)or give notice pursuant to the provisions of Paragraph 15 or 16 of that Article, the Paragraph 7, or 8. of Article 5-3 or the Paragraph 10 or 11 of Article 41-13-3 of the ASMCT

日付
Date _____
誓約者の氏名
The name of certifier (authorized official thereof) _____
又はその代理人の氏名
or its Agent _____

日付
Date _____
申請者の署名
Signature of the applicant (authorized official thereof) _____
又はその代理人の署名
or its Agent _____

改 正 後

(389) 適格外国仲介業者の承認申請書

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債及び特定振替割引国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債及び特定振替割引社債等にあっては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 申請書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 ,subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of article 41-13 3 of the ASMCT. or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs and DJGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGBs, JCBs, DJLGBs , and DJCBs.
- If applicant does not have approval papers of Qualified Foreign Intermediary, an Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation
- Where this form has been submitted, if a disposition to approve or dismiss the application has not been made by the final day of the month following the month that includes the day on which the written application was submitted, it shall be deemed that approval has been granted as of the said day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by the Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next blocks.
：no announcement desired

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.

振替国債又は特定振替割引国債の場合(In the case of JGBs and DJGBs)

- 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book entry System.

Date _____ Certifier of authorized official, the Bank of Japan _____

振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債又は特定振替割引社債等の場合(In the case of JLGBs ,JCBs,DJLGBs and DJCBs)

- (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book entry Transfer System I am managing .

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

改 正 前

(378) 適格外国仲介業者の承認申請書

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債及び特定振替割引国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債及び特定振替割引社債等にあっては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 申請書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 ,subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of article 41-13 3 of the ASMCT. or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs and DJGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGBs, JCBs, DJLGBs , and DJCBs.
- If applicant does not have approval papers of Qualified Foreign Intermediary, an Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation
- Where this form has been submitted, if a disposition to approve or dismiss the application has not been made by the final day of the month following the month that includes the day on which the written application was submitted, it shall be deemed that approval has been granted as of the said day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by the Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next blocks.
：no announcement desired

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.

振替国債又は特定振替割引国債の場合(In the case of JGBs and DJGBs)

- 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債又は特定振替割引社債等の場合(In the case of JLGBs ,JCBs,DJLGBs and DJCBs)

- (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book entry Transfer System I am managing .

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 後 改 正 前

(393 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">発行会社受付日付</div>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">税務署受付印</div>	譲渡人	住所又は居所 〒 電話 - - (フリガナ) 氏 名 個人番号	
令和 年 月 日		税務署長殿		
租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
被相続人	氏 名		死亡年月日	令和 年 月 日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額		円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。	
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

(382 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">発行会社受付日付</div>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">税務署受付印</div>	譲渡人	住所又は居所 〒 電話 - - (フリガナ) 氏 名 個人番号	
令和 年 月 日		税務署長殿		
租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
被相続人	氏 名		死亡年月日	令和 年 月 日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額		円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。	
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">税務署受付印</div>	令和 年 月 日	発行会社	所在地 〒 電話 - - (フリガナ) 名 称 法人番号					
令和 年 月 日		税務署長殿						
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。								
譲り受けた株式数								
1株当たりの譲受対価								
譲受年月日		令和 年 月 日						
(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。								
※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認	番号
						年 月 日		

03.06 改正

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">税務署受付印</div>	令和 年 月 日	発行会社	所在地 〒 電話 - - (フリガナ) 名 称 法人番号					
令和 年 月 日		税務署長殿						
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。								
譲り受けた株式数								
1株当たりの譲受対価								
譲受年月日		令和 年 月 日						
(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。								
※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認印	番号
						年 月 日		

02.06 改正

改 正 後

(394) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書



投資組合契約の外国組員に対する
課税の特例に関する(変更)申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS
APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL
PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF
INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions.

税務署整理欄 For official use only		
適用：有、無		
番号 確認	身元 確認	

税務署長 殿
To the District Director, _____ Tax Office

1. 申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
非居住者の場合 Individual	住所等(注5) Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	
<p>※ 該当する方にチェックして下さい。 Please check the box of applicable sentence.</p> <p><input type="checkbox"/> 投資組合契約につき、租税特別措置法第41条の21第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けたいので、同法第41条の21第5項及び/又は同法第67条の16第4項の規定により申告します。 In accordance with the provisions in Paragraph 5 of Article 41-21 and/or Paragraph 4 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書」の記載内容に変更があったので、同法第41条の21第9項及び/又は同法第67条の16第4項の規定により申告します。 In accordance with the provisions in Paragraph 9 of Article 41-21 and/or Paragraph 4 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.</p>		

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 (注：契約書の写しを添付してください。(注3))
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership		
国内事務所等の所在地(注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)		
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager		
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
投資組合の事業の内容 Detail of Business		
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	/ /	投資組合の存続期間 Period of Duration ~ / /
投資組合財産に対する持分割合(注7) Share of Property (Note 7)	(%)	損益分配割合(注7) Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)
	%	(%)
	%	%

改 正 前

(383) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書



投資組合契約の外国組員に対する
課税の特例に関する(変更)申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS
APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL
PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF
INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions.

税務署整理欄 For official use only		
適用：有、無		
番号 確認	身元 確認	

税務署長 殿
To the District Director, _____ Tax Office

1. 申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
非居住者の場合 Individual	住所等(注5) Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	
<p>※ 該当する方にチェックして下さい。 Please check the box of applicable sentence.</p> <p><input type="checkbox"/> 投資組合契約につき、租税特別措置法第41条の21第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けたいので、同法第41条の21第5項及び/又は同法第67条の16第4項の規定により申告します。 In accordance with the provisions in Paragraph 5 of Article 41-21 and/or Paragraph 4 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書」の記載内容に変更があったので、同法第41条の21第9項及び/又は同法第67条の16第4項の規定により申告します。 In accordance with the provisions in Paragraph 9 of Article 41-21 and/or Paragraph 4 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.</p>		
年 月 日 Date Year Month Date		
署名 Signature		

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 (注：契約書の写しを添付してください。(注3))
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership		
国内事務所等の所在地(注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)		
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager		
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
投資組合の事業の内容 Detail of Business		
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	/ /	投資組合の存続期間 Period of Duration ~ / /
投資組合財産に対する持分割合(注7) Share of Property (Note 7)	(%)	損益分配割合(注7) Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)
	%	(%)
	%	%

改 正 後

(394) 投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する(変更)申告書

3. 特殊の関係のある者に関する事項 (注 8、13)
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

4. 申告者が持分を有する他の組合に関する事項 (注 9、13)
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
2. の組合の投資組合財産に対する持分割合(注 10) Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	2. の組合に係る損益分配割合 (注 10) Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合(注 10) Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合 (注 10) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

5. 租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 16 項若しくは第 17 項及び/又は同令第 39 条の 33 第 2 項若しくは第 3 項の適用に関する事項 (注 11、13)
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 16 or 17 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

- 適用条項:
Applicable Provision:
 租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 16 項及び/又は同令第 39 条の 33 第 2 項
Paragraph 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation
 租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 17 項及び/又は同令第 39 条の 33 第 3 項
Paragraph 17 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1) 直前に有していた他の恒久的施設に関する事項
Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name			
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment			
第 5 号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)		/	/

(2) 他の投資組合契約に関する事項 (注 12)
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name			
国内事務所等の所在地 (注 6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit		/	/

6. 納税管理人に関する事項 (注 14)
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name	届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence	税務署 Tax Office

7. その他参考となるべき事項 (注 15)
Others (Note 15)

--

改 正 前

(383) 投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する(変更)申告書

3. 特殊の関係のある者に関する事項 (注 8、13)
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

4. 申告者が持分を有する他の組合に関する事項 (注 9、13)
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
2. の組合の投資組合財産に対する持分割合(注 10) Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	2. の組合に係る損益分配割合 (注 10) Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合(注 10) Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合 (注 10) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

5. 租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 15 項若しくは第 16 項及び/又は同令第 39 条の 33 第 2 項若しくは第 3 項の適用に関する事項 (注 11、13)
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 15 or 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

- 適用条項:
Applicable Provision:
 租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 15 項及び/又は同令第 39 条の 33 第 2 項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation
 租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 16 項及び/又は同令第 39 条の 33 第 3 項
Paragraph 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1) 直前に有していた他の恒久的施設に関する事項
Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name			
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment			
第 5 号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)		/	/

(2) 他の投資組合契約に関する事項 (注 12)
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name			
国内事務所等の所在地 (注 6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit		/	/

6. 納税管理人に関する事項 (注 14)
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name	届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence	税務署 Tax Office

7. その他参考となるべき事項 (注 15)
Others (Note 15)

--

改 正 後

(394) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書)

「投資組合契約の外国組員の課税の特例に関する(変更)申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR "APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY
FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP"

注 意 事 項

申告書の提出について

1 この申告書は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項に規定する非居住者又は外国法人(以下併せて「外国組員」といいます。)が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。

2 この申告書は、3通を作成して、投資組合の無限責任組員で組合利益の配分の取扱いをする者(以下、「配分の取扱者」といいます。)に提出してください。また、配分の取扱者は、このうち2通を申告者から受理した日の属する月の翌月10日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3 添付書類(契約書の写し)は、2通を配分の取扱者を經由して上記2の所轄税務署長に提出してください。

申告書の記載について

4 申告書の「1」欄及び「2」欄は必ず記入して下さい。「3」欄から「7」欄は、該当する場合に記入して下さい。変更申告書として使用する場合は、「1」欄及び「2」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。

5 申告書の「1」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。

6 申告書の「2」欄及び「5(2)」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記2の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。

7 申告書の「2」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「3」欄及び「4」欄の記載がある場合に、「2」欄から「4」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄に記載された割合の合計を記載します。

【記入例】

「2」欄の「持分割合」欄が10%、「3」欄の「持分割合」欄が6%、「4」欄の「2」の組合の投資組合財産に対する

INSTRUCTIONS

SUBMISSION OF THE FORM

1 This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as "the Partnership") under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred as "the Act"), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).

2 Three copies of this form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is an general partner of the Partnership (hereinafter referred to as "the Manager").

The manager must submit two copies to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.

3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must be submitted to the district director explained in note 2 above through the Manager.

COMPLETION OF THE FORM

4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7 if applicable.

Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the "Name of Partnership" and "Place of Office in Japan, etc." sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).

5 If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the "Domicile, etc." of box 1.

6 Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax payment explained in note 2 is different from "Place of Office in Japan, etc."

"Office in Japan, etc." means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc.

If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the "Domicile, etc." section of box 2.

7 Enter the share directly held by applicant in the "Share of Property" and "Share of Distribution of Profit and Loss" section of box 2, and then enter the total of the share in box 2, share in box 3 and "Share mentioned above of Applicant" of box 4 in the parentheses.

【記入例】

In the case that the "Share of Property" of box 2 is 10%, "Share of Property" of box 3 is 6% and "Share of

改 正 前

(383) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書)

「投資組合契約の外国組員の課税の特例に関する(変更)申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR "APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY
FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP"

注 意 事 項

申告書の提出について

1 この申告書は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項に規定する非居住者又は外国法人(以下併せて「外国組員」といいます。)が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。

2 この申告書は、3通を作成して、投資組合の無限責任組員で組合利益の配分の取扱いをする者(以下、「配分の取扱者」といいます。)に提出してください。また、配分の取扱者は、このうち2通を申告者から受理した日の属する月の翌月10日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3 添付書類(契約書の写し)は、2通を配分の取扱者を經由して上記2の所轄税務署長に提出してください。

申告書の記載について

4 申告書の「1」欄及び「2」欄は必ず記入して下さい。「3」欄から「7」欄は、該当する場合に記入して下さい。変更申告書として使用する場合は、「1」欄及び「2」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。

5 申告書の「1」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。

6 申告書の「2」欄及び「5(2)」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記2の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。

7 申告書の「2」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「3」欄及び「4」欄の記載がある場合に、「2」欄から「4」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄に記載された割合の合計を記載します。

【記入例】

「2」欄の「持分割合」欄が10%、「3」欄の「持分割合」欄が6%、「4」欄の「2」の組合の投資組合財産に対する

INSTRUCTIONS

SUBMISSION OF THE FORM

1 This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as "the Partnership") under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred as "the Act"), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).

2 Three copies of this form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is an general partner of the Partnership (hereinafter referred to as "the Manager").

The manager must submit two copies to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.

3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must be submitted to the district director explained in note 2 above through the Manager.

COMPLETION OF THE FORM

4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7 if applicable.

Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the "Name of Partnership" and "Place of Office in Japan, etc." sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).

5 If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the "Domicile, etc." of box 1.

6 Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax payment explained in note 2 is different from "Place of Office in Japan, etc."

"Office in Japan, etc." means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc.

If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the "Domicile, etc." section of box 2.

7 Enter the share directly held by applicant in the "Share of Property" and "Share of Distribution of Profit and Loss" section of box 2, and then enter the total of the share in box 2, share in box 3 and "Share mentioned above of Applicant" of box 4 in the parentheses.

【Example】

In the case that the "Share of Property" of box 2 is 10%, "Share of Property" of box 3 is 6% and "Share of

改 正 後	改 正 前
<p>(394) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書)</p> <p>持分割合」欄が7%の場合は、「2」欄の「持分割合」欄の括弧内に23% (23%=10%+6%+7%) と記載します。</p> <p>8 申告書の「3」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第26条の30第5項第2号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。</p> <p>9 申告書の「4」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第26条の30第2項各号に掲げる他の組合(以下、「他の組合」といいます。)が「2」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。</p> <p>10 申告書の「4」欄の「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が2.に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。 【記入例】 申告者が40%の持分を有しているA組合がB投資組合(特例適用対象)に対して15%の持分割合を有している場合は、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「6%」(6%=40%×15%) と記載します。</p> <p>11 申告書の「5」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第16項若しくは第17項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、第5号要件(租税特別措置法第41条の21第1項第5号に掲げる要件をいいます。)を満たす日の前日に有していた恒久的施設(恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。)について記載します。 これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第26条の30第16項及び/又は同令第39条の33第2項の適用を受ける場合は(1)を、同じく同令第26条の30第17項及び/又は同令第39条の33第3項の適用を受ける場合は(1)及び(2)を、それぞれ記載してください。</p> <p>12 申告書の「5(2)」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第17項及び/又は同令第39条の33第3項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。 なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。 (1) 全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。 (2) 本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。</p> <p>Property of Partnership Mentioned in Box 2” of Box 4 is 7%, enter “23%” (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of “Share of Property” in box 2.</p> <p>8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.</p> <p>9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as “the Other Partnership”) which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.</p> <p>10 Enter the other partnership’s share of property of the partnership mentioned in box 2 into “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” of box 4; in the same way, fill in “Applicant’s Share of Property Mentioned Above.” [Example] In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter “15%” into “Share of Property of Partnership mentioned in Box 2” and “6%” (6%=40%×15%) into “Applicant’s Share of Property Mentioned Above” respectively.</p> <p>11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent through permanent establishment) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(16) or (17) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act. Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(16) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(17) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.</p> <p>12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(17) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act. Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions. (1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted. (2) The application must be submitted to modify information in the “Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit” when the applicant submits the application for another</p>	<p>(383) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書)</p> <p>持分割合」欄が7%の場合は、「2」欄の「持分割合」欄の括弧内に23% (23%=10%+6%+7%) と記載します。</p> <p>8 申告書の「3」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第26条の30第5項第2号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。</p> <p>9 申告書の「4」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第26条の30第2項各号に掲げる他の組合(以下、「他の組合」といいます。)が「2」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。</p> <p>10 申告書の「4」欄の「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が2.に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。 【記入例】 申告者が40%の持分を有しているA組合がB投資組合(特例適用対象)に対して15%の持分割合を有している場合は、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「6%」(6%=40%×15%) と記載します。</p> <p>11 申告書の「5」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第15項若しくは第16項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、第5号要件(租税特別措置法第41条の21第1項第5号に掲げる要件をいいます。)を満たす日の前日に有していた恒久的施設(恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。)について記載します。 これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/又は同令第39条の33第2項の適用を受ける場合は(1)を、同じく同令第26条の30第16項及び/又は同令第39条の33第3項の適用を受ける場合は(1)及び(2)を、それぞれ記載してください。</p> <p>12 申告書の「5(2)」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第16項及び/又は同令第39条の33第3項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。 なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。 (1) 全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。 (2) 本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。</p> <p>Property of Partnership Mentioned in Box 2” of Box 4 is 7%, enter “23%” (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of “Share of Property” in box 2.</p> <p>8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.</p> <p>9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as “the Other Partnership”) which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.</p> <p>10 Enter the other partnership’s share of property of the partnership mentioned in box 2 into “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” of box 4; in the same way, fill in “Applicant’s Share of Property Mentioned Above.” [Example] In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter “15%” into “Share of Property of Partnership mentioned in Box 2” and “6%” (6%=40%×15%) into “Applicant’s Share of Property Mentioned Above” respectively.</p> <p>11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent through permanent establishment) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(15) or (16) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act. Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(16) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.</p> <p>12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(16) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act. Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions. (1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted. (2) The application must be submitted to modify information in the “Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit” when the applicant submits the application for another</p>

改 正 後

(394 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書)

applicable partnership.

13 申告書の「3」欄から「5」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「3」欄から「5」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14 申告書の「6」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of Act on General Rules for National Taxes to the district director of the tax office.

15 変更申告書として使用する場合には、「7」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「1」欄又は「2」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Act should be applied or not.

改 正 前

(383 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書)

applicable partnership.

13 申告書の「3」欄から「5」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「3」欄から「5」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14 申告書の「6」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of Act on General Rules for National Taxes to the district director of the tax office.

15 変更申告書として使用する場合には、「7」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「1」欄又は「2」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Act should be applied or not.

改 正 後	改 正 前
<p>(395 法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書)</p> <p style="text-align: center;">法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等</p> <p>1 この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第 1 項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第 1 項（国内源泉所得）又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この明細書は、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>3 この明細書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。</p> <p>(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 1 項の規定の適用に係る同条第 2 項第 1 号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 7 項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。</p> <p>(4) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。</p> <p>なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。</p> <p>(6) 「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。</p> <p>(7) 「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第 1 項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第 1 項又は旧法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(384 法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書)</p> <p style="text-align: center;">法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等</p> <p>1 この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第 1 項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第 1 項（国内源泉所得）又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この明細書は、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p>3 この明細書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。</p> <p>(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 1 項の規定の適用に係る同条第 2 項第 1 号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 7 項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。</p> <p>(4) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。</p> <p>なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。</p> <p>(6) 「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。</p> <p>(7) 「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第 1 項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第 1 項又は旧法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名<u>押印</u>」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名<u>押印</u>してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(396 外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第39条の33の2第1項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する外国組合員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>3 この届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第39条の33の2第1項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所を記載してください。</p> <p>(2) 「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第39条の33の2第1項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。</p> <p>イ 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合の名称を記載します。</p> <p>ロ 「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが2以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。</p> <p>ハ 「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第41条の21第5項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。</p> <p>ニ 「特例適用申告書及び変更届出書の提出年月日」欄には、租税特別措置法第41条の21第5項（同法第67条の16第4項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書及び同法第41条の21第9項（同法第67条の16第4項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書の提出年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第39条の33の2第1項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。</p> <p>イ 「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。</p> <p>ロ 「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合」の「譲渡事業年度終了の日」欄には、譲渡事業年度終了の日において、内国法人の発行済株式総数又は出資の総額のうち次に掲げる者が所有している内国法人の株式の数又は出資の金額の占める割合を記載してください。</p> <p>なお、措置法令第39条の33の2第1項第1号に規定する譲渡事業年度終了の日以前3年以内において保有割合の変更があった場合には、「変更前」欄に変更前の割合を記載してください。</p> <p>イ 措置法令第39条の33の2第1項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第178条第1項第4号ロ又は平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法令」といいます。）第187条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げるものを除きます。）</p> <p>ロ イの外国法人に係る法令第178条第1項第4号ロ又は旧法令第187条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法令第178条第4項第3号又は旧法令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者</p> <p>(5) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄</p> <p>イ 「銘柄」欄には、措置法令第39条の33の2第1項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。</p> <p>ロ 「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。</p> <p>なお、内国法人の株式又は出資のうちに措置法令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(385 外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第39条の33の2第1項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する外国組合員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>3 この届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第39条の33の2第1項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所を記載してください。</p> <p>(2) 「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第39条の33の2第1項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。</p> <p>イ 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合の名称を記載します。</p> <p>ロ 「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが2以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。</p> <p>ハ 「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第41条の21第5項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。</p> <p>ニ 「特例適用申告書及び変更届出書の提出年月日」欄には、租税特別措置法第41条の21第5項（同法第67条の16第4項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書及び同法第41条の21第9項（同法第67条の16第4項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書の提出年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第39条の33の2第1項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。</p> <p>イ 「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。</p> <p>ロ 「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合」の「譲渡事業年度終了の日」欄には、譲渡事業年度終了の日において、内国法人の発行済株式総数又は出資の総額のうち次に掲げる者が所有している内国法人の株式の数又は出資の金額の占める割合を記載してください。</p> <p>なお、措置法令第39条の33の2第1項第1号に規定する譲渡事業年度終了の日以前3年以内において保有割合の変更があった場合には、「変更前」欄に変更前の割合を記載してください。</p> <p>イ 措置法令第39条の33の2第1項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第178条第1項第4号ロ又は平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法令」といいます。）第187条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げるものを除きます。）</p> <p>ロ イの外国法人に係る法令第178条第1項第4号ロ又は旧法令第187条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法令第178条第4項第3号又は旧法令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者</p> <p>(5) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄</p> <p>イ 「銘柄」欄には、措置法令第39条の33の2第1項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。</p> <p>ロ 「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。</p> <p>なお、内国法人の株式又は出資のうちに措置法令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

(397 適格口座管理機関の承認申請書)

適格口座管理機関の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

提出日: _____

（国税庁整理用）
For official use only

承認：有、無



国税庁長官 殿

To: The Commissioner National Tax Agency

- 特定振替社債等の場合（租税特別措置法第5条の3第4項第8号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）
In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law)
□ 特定振替割引債の場合（租税特別措置法第41条の13の3第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）
In the case of Book-entry transfer Discount Bonds. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

Table with columns for Name, Address, and Telephone number. Includes fields for Japanese syllabary, Name, Corporate Number, Place of head or main office, and Branch or office details.

2 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

Blank box for other relevant matters.

(386 適格口座管理機関の承認申請書)

適格口座管理機関の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

提出日: _____

（国税庁整理用）
For official use only

承認：有、無



国税庁長官 殿

To: The Commissioner National Tax Agency

- 特定振替社債等の場合（租税特別措置法第5条の3第4項第8号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）
In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law)
□ 特定振替割引債の場合（租税特別措置法第41条の13の3第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）
In the case of Book-entry transfer Discount Bonds. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

Table with columns for Name, Address, and Telephone number. Includes fields for Japanese syllabary, Name, Corporate Number, Place of head or main office, and Branch or office details.

2 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

Blank box for other relevant matters.

日付
Date

申請者の署名
Signature of the applicant (authorized official thereof)

改 正 後

(397 適格口座管理機関の承認申請書)

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、(株)証券保管振替機構を經由して国税庁長官に提出してください。

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.
- 2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC.

- 3 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

- 3 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

- 4 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

- 4 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
 : no announcement desired

申請書の記載について

- 5 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Completion of the FORM

- 5 Applicable boxes must be checked.

- 特定振替社債等及び特定振替割引債の場合(In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc and Book-entry transfer Discount Bonds)
- ・ (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

改 正 前

(386 適格口座管理機関の承認申請書)

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、(株)証券保管振替機構を經由して国税庁長官に提出してください。

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.
- 2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC.

- 3 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

- 3 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

- 4 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

- 4 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
 : no announcement desired

申請書の記載について

- 5 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Completion of the FORM

- 5 Applicable boxes must be checked.

- 特定振替社債等及び特定振替割引債の場合(In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc and Book-entry transfer Discount Bonds)
- ・ (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

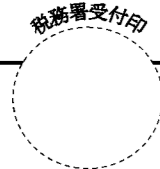
I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 後

(401 本店等一括提供に係る承認申請書)

本店等一括提供に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	営業所所在地	〒	電話 - -
	(フリガナ)		
	営業所名称		
	個人番号又は法人番号	<small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>	
(フリガナ)			
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者			

非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第27項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	<input type="checkbox"/> 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため <input type="checkbox"/> その他 ()
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処	処理内容	承認・みなし・却下	
	決裁	・							理	通知年月日	・
	通信日付印	・	・	確認			通知書	事		(却下理由)	
	(摘要)								績		
	番号確認	身元確認	確認書類					個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			

03.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(390 本店等一括提供に係る承認申請書)

本店等一括提供に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	営業所所在地	〒	電話 - -
	(フリガナ)		
	営業所名称		
	個人番号又は法人番号	<small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>	
(フリガナ)			
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者			

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第32項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	<input type="checkbox"/> 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため <input type="checkbox"/> その他 ()
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処	処理内容	承認・みなし・却下	
	決裁	・							理	通知年月日	・
	通信日付印	・	・	確認印			通知書	事		(却下理由)	
	(摘要)								績		
	番号確認	身元確認	確認書類					個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(401 本店等一括提供に係る承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等</p> <p>1 本店等一括提供の制度について</p> <p>(1) この申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、<u>非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供</u>（以下「<u>届出事項等の提供</u>」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>（注） この申請書を提出した日から 2 月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。</p> <p>(2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。</p> <p>(4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。</p> <p>(5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る<u>届出事項等の提供</u>を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。</p> <p>(6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(390 本店等一括提供に係る承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等</p> <p>1 本店等一括提供の制度について</p> <p>(1) この申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>32</u> 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、<u>非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供</u>（以下「<u>申請事項等の提供</u>」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>（注） この申請書を提出した日から 2 月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。</p> <p>(2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。</p> <p>(4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。</p> <p>(5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る<u>申請事項等の提供</u>を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。</p> <p>(6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(402 本店等一括提供取りやめ届出書)

本店等一括提供の取りやめ届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	※整理番号
	営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	営業所長氏名
	(フリガナ)	作成担当者氏名

令和 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。

本店等一括提供を取りやめようとする理由

参考事項

※税務署処理欄	整理簿	備考

(注意事項)

- (1) この届出書は、非課税口座開設届出書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- (2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- (3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(391 本店等一括提供取りやめ届出書)

本店等一括提供の取りやめ届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	※整理番号
	営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	営業所長氏名
	(フリガナ)	作成担当者氏名

令和 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 32 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。

本店等一括提供を取りやめようとする理由

参考事項

※税務署処理欄	整理簿	備考

(注意事項)

- (1) この届出書は、非課税適用確認書及び未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- (2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- (3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(410 非課税口座開設情報の取消依頼書・未成年者口座開設情報の取消依頼書)

- 非課税口座開設情報の取消依頼書
- 未成年者口座開設情報の取消依頼書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> 令和 年 月 日	※局署整理番号	
	(フリガナ)	
	営業所名称	
	(フリガナ)	
	営業所所在地	〒
	電話	- -
(フリガナ)		
営業所長氏名		④
(フリガナ)		
税務署長殿 作成担当者氏名		

旧租税特別措置法第37条の14第17項又は租税特別措置法第37条の14の2第19項の規定により「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「非課税口座開設情報」といいます。)又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「未成年者口座開設情報」といいます。)を提供していましたが、下記のとおり当該事項を取消しする事情が生じたので、別添の申請者に係る非課税口座開設情報又は未成年者口座開設情報の取消しを依頼します。

【取消しする事情】

- 提供すべきでない非課税口座開設情報を提供していたため
- 提供すべきでない未成年者口座開設情報を提供していたため
- その他 ()

【参考事項】

	整理簿	内容確認	作成	入力	備考
※税務署処理欄					

(規格A4)

(注意事項)

- (1) この取消依頼書は、所轄税務署長に「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供した後に、当該事項を取消しする事情が生じた場合に、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長にその旨を依頼するために提出するものです。
- (2) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

03.06 改正

改 正 前

(399 非課税口座開設情報の取消依頼書・未成年者口座開設情報の取消依頼書)

- 非課税口座開設情報の取消依頼書
- 未成年者口座開設情報の取消依頼書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> 令和 年 月 日	※局署整理番号	
	(フリガナ)	
	営業所名称	
	(フリガナ)	
	営業所所在地	〒
	電話	- -
(フリガナ)		
営業所長氏名		④
(フリガナ)		
税務署長殿 作成担当者氏名		

租税特別措置法第37条の14第17項又は同法第37条の14の2第19項の規定により「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「非課税口座開設情報」といいます。)又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「未成年者口座開設情報」といいます。)を提供していましたが、下記のとおり当該事項を取消しする事情が生じたので、別添の申請者に係る非課税口座開設情報又は未成年者口座開設情報の取消しを依頼します。

【取消しする事情】

- 提供すべきでない非課税口座開設情報を提供していたため
- 提供すべきでない未成年者口座開設情報を提供していたため
- その他 ()

【参考事項】

	整理簿	内容確認	作成	入力	備考
※税務署処理欄					

(規格A4)

(注意事項)

- (1) この取消依頼書は、所轄税務署長に「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供した後に、当該事項を取消しする事情が生じた場合に、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長にその旨を依頼するために提出するものです。
- (2) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

01.06 改正

改 正 後

(413 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

- 非課税適用確認書の訂正依頼書
- 未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

		※局署整理番号	
令和 年 月 日	(フリガナ) 営業所名称		
	(フリガナ) 営業所所在地	〒	
	(フリガナ) 営業所長氏名		
	(フリガナ) 作成担当者氏名		
	電話	-	-

旧租税特別措置法第37条の14第10項第1号又は租税特別措置法第37条の14の2第16項第1号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を再交付願います。

		訂正前 (未成年者)非課税適用確認書に記載された事項	訂正箇所	訂正後
申請者の	フリガナ		<input type="checkbox"/>	
	氏名		<input type="checkbox"/>	
	生年月日		<input type="checkbox"/>	
	基準日住所又は住所		<input type="checkbox"/>	
添付書類	<input type="checkbox"/> 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書 <input type="checkbox"/> 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日である非課税適用確認書の場合）			
参考事項				

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
			.	.	

(規格A4)

03.06 改正

改 正 前

(402 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

- 非課税適用確認書の訂正依頼書
- 未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

		※局署整理番号	
令和 年 月 日	(フリガナ) 営業所名称		
	(フリガナ) 営業所所在地	〒	
	(フリガナ) 営業所長氏名		
	(フリガナ) 作成担当者氏名		
	電話	-	-

租税特別措置法第37条の14第10項第1号又は同法第37条の14の2第16項第1号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を再交付願います。

		訂正前 (未成年者)非課税適用確認書に記載された事項	訂正箇所	訂正後
申請者の	フリガナ		<input type="checkbox"/>	
	氏名		<input type="checkbox"/>	
	生年月日		<input type="checkbox"/>	
	基準日住所又は住所		<input type="checkbox"/>	
添付書類	<input type="checkbox"/> 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書 <input type="checkbox"/> 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日である非課税適用確認書の場合）			
参考事項				

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
			.	.	

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(413 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

- 1 この訂正依頼書は、旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。
なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所（住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所）との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。
- 2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。
なお、②については、非課税適用確認書に記載された勘定設定期間が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日であるものに限ります。
ただし、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。
① 訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 4 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(402 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

- 1 この訂正依頼書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号又は同法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。
なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所（住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所）との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。
- 2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。
なお、②については、非課税適用確認書に記載された勘定設定期間が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日であるものに限ります。
ただし、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。
① 訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 4 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(414 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)



- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

税務署長殿

1 申請者に関する事項		提出年月日	令和 年 月 日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
申請者氏名		整理番号	
申請者の住所	〒 - 電話 - -		
旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は租税特別措置法第37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。			
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒 - 電話 - -		確認者
(フリガナ)		営業所の 受理日付 	
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認
			・ ・			・ ・	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(403 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)



- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

税務署長殿

1 申請者に関する事項		提出年月日	令和 年 月 日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
申請者氏名		整理番号	
申請者の住所	〒 - 電話 - -		
租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。			
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒 - 電話 - -		確認者印
(フリガナ)		営業所の 受理日付印 	
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			・ ・			・ ・	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(414 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、署名してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(403 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(415 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

令和 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたので、その旨を申出します。

災 害 等 事 由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当（災害による家屋の損害）
	<input type="checkbox"/>	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当（医療費の合計額が200万円超）
	<input type="checkbox"/>	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）
	<input type="checkbox"/>	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当（特別障害者に該当）
	<input type="checkbox"/>	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当（離職、事業廃止等）

災害等事由の生じた年月日 令和 年 月 日

災害等事由の詳細 別紙のとおり

その他参考となるべき事項

添付書類の名称

税 理 士 署 名

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁							申出者への通知年月日	
							通知書	所轄署への送付年月日	

(規格A4)

03.06 改正

改正前

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

令和 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたので、その旨を申出します。

災 害 等 事 由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当（災害による家屋の損害）
	<input type="checkbox"/>	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当（医療費の合計額が200万円超）
	<input type="checkbox"/>	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）
	<input type="checkbox"/>	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当（特別障害者に該当）
	<input type="checkbox"/>	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当（離職、事業廃止等）

災害等事由の生じた年月日 令和 年 月 日

災害等事由の詳細 別紙のとおり

その他参考となるべき事項

添付書類の名称

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁							申出者への通知年月日	
							通知書	所轄署への送付年月日	

(規格A4)

02.06 改正

改 正 後

(415 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1 災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

- (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。
 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。
 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。
 (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。
 (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。
 (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記(3)でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。

(注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

- (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。
 なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人○○○○」と記載してください。
 (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
 (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
 (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分	添付書類の例示
共通	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあつては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
① 災害による家屋の損害	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の合計額が200万円超	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④ 特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改 正 前

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1 災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

- (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。
 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。
 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。
 (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。
 (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。
 (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記(3)でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。

(注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

- (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。
 なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人○○○○」と記載してください。
 (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分	添付書類の例示
共通	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあつては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
① 災害による家屋の損害	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の合計額が200万円超	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④ 特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。